

令和元第3回宇城市議会定例会 会期日程表

会期24日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月2日	月	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 専決処分の報告 ○ 報告第11号から認定第9号までの49議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
9月3日	火	休 会	○ 議事整理
9月4日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（河野（一）、豊田） 【 延 会 】
9月5日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（園田、山森、五嶋） 【 延 会 】
9月6日	金	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（中山、三角、原田、福永） 【 延 会 】
9月7日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月8日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月9日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（河野（正）、坂下） ○ 議案の撤回 ○ 報告第11号から報告第15号までの質疑 ○ 議案第71号から議案第105号までの質疑 ○ 議案第106号から議案第108号までの追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑 ○ 議案第106号の討論・採決 ○ 議案第71号から議案第105号及び議案第107号から議案第108号までの委員会付託 ○ 認定第1号から認定第9号までの質疑・決算審査特別委員会を設置し付託 ○ 請願第1号を委員会付託 【 散 会 】 ○ 決算審査特別委員会
9月10日	火	休 会	○ 決算審査分科会（総務文教）

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月11日	水	休 会	○ 決算審査分科会（建設経済）
9月12日	木	休 会	○ 決算審査分科会（民生）
9月13日	金	休 会	○ 議事整理
9月14日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月15日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月16日	月	休 会	○ 市の休日のため休会
9月17日	火	休 会	○ 建設経済常任委員会 ○ 民生常任委員会
9月18日	水	休 会	○ 総務文教常任委員会
9月19日	木	休 会	○ 議事整理
9月20日	金	休 会	○ 決算審査特別委員会
9月21日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月22日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月23日	月	休 会	○ 市の休日のため休会
9月24日	火	休 会	○ 議事整理
9月25日	水	本会議	○ 開議 ○ 議案第71号から議案第105号及び 議案第107号から議案第108号までの 委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 認定第1号から認定第9号までの委員長報告・ 質疑・討論・採決 ○ 発議第3号の上程・提案理由説明・質疑・討論・ 採決 ○ 請願第1号の委員長報告・質疑・討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

9 月 2 日 (月)

令和元年第3回宇城市議会定例会（第1号）

令和元年9月2日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸報告
日程第4	報告第10号	専決処分の報告について
日程第5	報告第11号	平成30年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について
日程第6	報告第12号	平成30年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について
日程第7	報告第13号	平成30年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について
日程第8	報告第14号	平成30年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
日程第9	報告第15号	平成30年度宇城市一般会計継続費精算報告について
日程第10	議案第71号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
日程第11	議案第72号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
日程第12	議案第73号	宇城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
日程第13	議案第74号	宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第75号	宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第76号	宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第77号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 7	議案第 7 8 号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 7 9 号	宇城市元気老人交流施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 8 0 号	宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 8 1 号	宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 8 2 号	宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 8 3 号	宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 8 4 号	国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 8 5 号	宇城市ふれあいイベント広場条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 8 6 号	宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 8 7 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 7	議案第 8 8 号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 8	議案第 8 9 号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 9	議案第 9 0 号	令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 0	議案第 9 1 号	令和元年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 1	議案第 9 2 号	工事請負契約の締結について（不知火小学校校舎新築工事）
日程第 3 2	議案第 9 3 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火防災拠点センター新築工事）
日程第 3 3	議案第 9 4 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）
日程第 3 4	議案第 9 5 号	財産の取得についての議決の一部変更について（小学校情報教育システム）
日程第 3 5	議案第 9 6 号	財産の取得についての議決の一部変更について（宇城

		市学校給食センター厨房機器)
日程第 3 6	議案第 9 7 号	権利の放棄について (市営住宅の家賃等)
日程第 3 7	議案第 9 8 号	指定管理者の指定について (宇城市不知火温泉ふるさと交流センター)
日程第 3 8	議案第 9 9 号	指定管理者の指定について (宇城市三角西港観光施設)
日程第 3 9	議案第 1 0 0 号	指定管理者の指定について (戸馳花の学校)
日程第 4 0	議案第 1 0 1 号	指定管理者の指定について (宇城市アグリパーク豊野)
日程第 4 1	議案第 1 0 2 号	指定管理者の指定について (宇城市農林水産物直売交流施設他)
日程第 4 2	議案第 1 0 3 号	指定管理者の指定について (宇城市農産物処理加工センター)
日程第 4 3	議案第 1 0 4 号	新たに生じた土地の確認について
日程第 4 4	議案第 1 0 5 号	字の区域の変更について
日程第 4 5	認定第 1 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 6	認定第 2 号	平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 7	認定第 3 号	平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 8	認定第 4 号	平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 9	認定第 5 号	平成 3 0 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 0	認定第 6 号	平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 1	認定第 7 号	平成 3 0 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第 5 2	認定第 8 号	平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第 5 3	認定第 9 号	平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計決算の認定について
日程第 5 4		休会の件

2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1 番	原 田 祐 作 君	2 番	永 木 誠 君
3 番	山 森 悦 嗣 君	4 番	三 角 隆 史 君
5 番	坂 下 勲 君	6 番	高 橋 佳 大 君
7 番	高 本 敬 義 君	8 番	大 村 悟 君
9 番	福 永 貴 充 君	10 番	溝 見 友 一 君
11 番	園 田 幸 雄 君	12 番	五 嶋 映 司 君
13 番	福 田 良 二 君	14 番	河 野 正 明 君
15 番	渡 邊 裕 生 君	16 番	河 野 一 郎 君
17 番	長 谷 誠 一 君	18 番	入 江 学 君
19 番	豊 田 紀代美 君	20 番	中 山 弘 幸 君
21 番	石 川 洋 一 君	22 番	岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 西 村 光 代 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	稼 隆 弘 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	坂 園 昭 年 君
土 木 部 長	成 田 正 博 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者	横 山 悦 子 君	総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君
企 画 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	市民環境部次長	松 川 弘 幸 君
健康福祉部次長	西 岡 澄 浩 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	教 育 部 次 長	豊 住 章 君
三角支所長	原 田 文 章 君	不知火支所長	濱 口 博 隆 君
小川支所長	篠 塚 孝 教 君	豊野支所長	園 田 郁 夫 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農業委員会事務局長	白 木 太 実 男 君
監査委員事務局長	山 本 裕 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） ただいまから、令和元年第3回宇城市議会定例会を開会します。

なお、河野正明副議長より会議に遅れるとの連絡がっております。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（長谷誠一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、18番、入江学君及び19番、豊田紀代美君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（長谷誠一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月2日から9月25日までの24日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの24日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（長谷誠一君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、お手元に配布しておりますとおり、1ページから7ページに監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、令和元年5月分から7月分まで提出されております。

主な公式行事については、8ページのとおりであります。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

はじめに、個人情報を含むUSBメモリの紛失についての報告です。このたび、不知火支所で保管していた296人の個人情報が入ったUSBメモリを、平成31年1月に紛失していることが判明いたしました。この件について、USBメモリに記録されている個人情報の内容を調査し、その上で対象者の方にその事実をお知らせするお詫びの電話やお詫びの文書を8月14日に発送したところです。その中で、情報流出に関する被害等の確認を行っておりますが、現時点において被害が発生し

たということは確認されておりません。このような事態が再発しないよう、管理体制を強化するとともに、職員の意識改革の徹底に万全を期してまいります。

次に、仮設住宅での独居高齢者の死亡についての報告です。８月２３日、松橋町曲野の当尾第２仮設住宅で、入居されていた一人暮らしの女性が亡くなっているのが見つかりました。仮設住宅入居者の支援を行っている市社会福祉協議会・地域支援合いセンターの職員が、８月１９日から毎日訪問していましたが、応答が無かったため不審に思い、地区民生委員とともに室内を確認したところ、倒れられているのを発見したものです。仮設住宅入居者の生活再建が進み、入居者が減少している中で大変残念なことが起きました。今後も定期的な見守りを強化してまいります。

次に、宇城市復興グランドデザインの策定についての報告です。第２次宇城市総合計画や復興まちづくり計画に基づき、熊本地震からの復旧・復興を進め、新都市形成等を目指したまちづくりを推進するため、官民連携して取り組む重点プロジェクトの将来像を表したグランドデザインを策定いたしました。総合計画や復興まちづくり計画等示された全体像をベースとして、復興するまちづくりの拠点となる松橋駅、小川駅、三角駅や、防災拠点となる防災コミュニティセンター、災害時の重要ルートとなる大野川リバーサイドロードなど、市内５地区における復興後のまちづくりや防災拠点の周辺地域の将来像を描いています。今後は、このグランドデザインを復興まちづくりの戦略ビジョンと捉え、行政、企業、団体、市民がビジョンを共有し、新たなまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、子ども議会についての報告です。昨年に続いて子ども議会が７月３１日に開催され、２１人の中学生議員の皆様から、日頃の学校生活などをおして気付いた課題などについて質問をいただきました。今回寄せられた意見や提案をこれからの市政に少しでも反映できるように検討していきます。市議会議員の皆様方におかれましては、子ども議会の開催に至るまでの準備や運営にお力添えをいただき、厚く御礼申し上げます。地域の宝である子どもたちの豊かな感性と知性、見識を育むための環境を整え、住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりに取り組んでまいりたいと考えます。

次に、各町の夏祭りについてです。８月３日に松橋町ふるさと祭り、８月４日には小川町ふるさと祭り、８月１０日には豊野町ふるさと祭りが盛大に開催されました。残念ながら、みすみ港祭り及び不知火・海の火まつりは天候の影響により、花火大会のみの開催となりました。ふるさと祭りの開催にあたり、準備を進めてこられました実行委員の皆様、並びに関係各位の御労苦に対しまして、心から感謝の意を表するところでございます。

次に、市特産のシャインマスカットの海外向け初輸出についてです。市特産のブ

ドウ、シャインマスカットのタイ王国向けの輸出が８月２７日にアグリパーク豊野で始まりました。本市の第３セクターであるアグリパーク豊野では、これまで地元農産物の販路拡大及びブランド化を進めてきましたが、このたびのタイ王国への輸出を実現したことは、地元生産者にとっても大きな意味を持つと考えます。今後も積極的な地元特産品の海外展開やブランド化などにより、生産者の意欲向上や後継者確保につながることを期待いたします。

最後に、中学校体育大会における生徒の活躍についての報告です。７月に熊本県中学校総合体育大会が宇城市を主会場に開催されました。各競技において、宇城市の中学生の活躍がありましたが、その中でも松橋中学校男子ハンドボール部、松橋中学校女子バスケットボール部、小川中学校男子弓道部、個人戦でも柔道女子と弓道女子で優勝という輝かしい成績を収めております。さらに、松橋中学校男子ハンドボール部は、九州大会において優勝し、全国大会出場というすばらしい成績でした。これらの中学生の活躍は、宇城市の誇りであり、その頑張りに市民も大変勇気付けられました。心からお祝い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

—————○—————

日程第４ 報告第１０号 専決処分の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第４、報告第１０号専決処分の報告について、執行部に報告を求めます。

○小川支所長（篠塚孝教君） 議案集の６ページをお願いいたします。

J R小川駅駅舎にて発生しました、財物事故に係る損害賠償の専決処分の報告でございます。平成３１年４月２１日、宇城市小川町川尻３３２番地２で発生した事故で、J R小川駅駅舎で市が管理するコスモホールの壁に寄り掛かった際、その壁のゴム状の樹脂が衣服に付着し、クリーニングでは落ちない状態であったため、同等の服の購入による損害賠償責任が市に生じたものです。損害賠償額は、６３,７２０円でございます。

○総務部長（成松英隆君） 続きまして、議案集は７ページになります。

公用車事故に係る損害賠償の専決処分の報告でございます。令和元年５月３１日、宇城市松橋町砂川１１４８番地４の砂川公民館駐車場で、市消防団員が小型動力ポンプ積載車を駐車場から移動するため後退させていたところ、駐車してあった相手方の車両に接触し、車両を破損させたため、市に賠償責任が生じたものでございます。損害賠償の額は５６,１８２円です。なお、損害賠償金については全国町村会

総合賠償補償保険から補填されております。

以上、報告第 10 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、報告第 10 号を終わります。

――――○――――

日程第 5	報告第 11 号	平成 30 年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について
日程第 6	報告第 12 号	平成 30 年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について
日程第 7	報告第 13 号	平成 30 年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について
日程第 8	報告第 14 号	平成 30 年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
日程第 9	報告第 15 号	平成 30 年度宇城市一般会計継続費精算報告について
日程第 10	議案第 71 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
日程第 11	議案第 72 号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
日程第 12	議案第 73 号	宇城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
日程第 13	議案第 74 号	宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 75 号	宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 76 号	宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 77 号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 78 号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 79 号	宇城市元気老人交流施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19	議案第 80 号	宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 81 号	宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 82 号	宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 83 号	宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 84 号	国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 85 号	宇城市ふれあいイベント広場条例を廃止する条例の制定について
日程第 25	議案第 86 号	宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定について
日程第 26	議案第 87 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 27	議案第 88 号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 28	議案第 89 号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 29	議案第 90 号	令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 30	議案第 91 号	令和元年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 31	議案第 92 号	工事請負契約の締結について（不知火小学校校舎新築工事）
日程第 32	議案第 93 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火防災拠点センター新築工事）
日程第 33	議案第 94 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）
日程第 34	議案第 95 号	財産の取得についての議決の一部変更について（小学校情報教育システム）
日程第 35	議案第 96 号	財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器）
日程第 36	議案第 97 号	権利の放棄について（市営住宅の家賃等）
日程第 37	議案第 98 号	指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）

日程第 3 8	議案第 9 9 号	指定管理者の指定について（宇城市三角西港観光施設）
日程第 3 9	議案第 1 0 0 号	指定管理者の指定について（戸馳花の学校）
日程第 4 0	議案第 1 0 1 号	指定管理者の指定について（宇城市アグリパーク豊野）
日程第 4 1	議案第 1 0 2 号	指定管理者の指定について（宇城市農林水産物直売交流施設他）
日程第 4 2	議案第 1 0 3 号	指定管理者の指定について（宇城市農産物処理加工センター）
日程第 4 3	議案第 1 0 4 号	新たに生じた土地の確認について
日程第 4 4	議案第 1 0 5 号	字の区域の変更について
日程第 4 5	認定第 1 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 6	認定第 2 号	平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 7	認定第 3 号	平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 8	認定第 4 号	平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 9	認定第 5 号	平成 3 0 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 0	認定第 6 号	平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 1	認定第 7 号	平成 3 0 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第 5 2	認定第 8 号	平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第 5 3	認定第 9 号	平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計決算の認定について

○議長（長谷誠一君） 日程第 5、報告第 1 1 号平成 3 0 年度三角町振興株式会社の経営状況の報告についてから、日程第 5 3、認定第 9 号平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回提出しますのは、報告案件としまして、第 3 セクターの経営状況等の報告 5 件です。議案としまして、条例案件では、地方公務員法及び地方

自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてなど16件。予算案件では、令和元年度宇城市一般会計及び特別会計の補正予算案件が5件。その他案件では、工事請負契約の締結1件、工事請負契約の変更契約の締結2件、財産の取得の変更契約の締結2件、権利の放棄1件、指定管理者の指定6件、新たに生じた土地の確認1件、字の区域の変更1件、合計14件。議案合計35件です。認定案件としまして、平成30年宇城市一般会計及び特別会計、並びに企業会計の決算の認定9件です。合わせて49件をお願いするものでございます。令和元年度宇城市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ、3億1,529万3千円を追加し、予算の総額を347億7,495万円としています。

詳細につきましては、後ほど関係部長が説明いたします。これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（長谷誠一君） 報告第11号から認定第9号までの提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとの詳細説明を求めます。

まず、報告第11号平成30年度三角町振興株式会社の経営状況の報告についてから、報告第13号平成30年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告についてまでの詳細説明を求めます。

○経済部長（坂園昭年君） 市が出資しております、三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社、有限会社アグリパーク豊野の3件の経営状況報告をいたします。

まず、報告第11号平成30年度三角町振興株式会社の経営状況について報告します。議案集は8ページとなります。内容は別冊の平成30年度三角町振興株式会社の経営状況報告書で説明します。

1ページをお願いいたします。比較貸借対照表を説明します。資産の部では、現金・預金等の流動資産、機械装置等の固定資産の資産合計が325万7,567円となっております。負債の部では、買掛金、未払費用等の流動負債、長期預り金の固定負債の負債合計が707万5,907円であります。純資産の部は、資本金は、1,570万円で、それに利益剰余金マイナス1,941万8,340円と自己株式マイナス100,000円を合わせた純資産合計がマイナス381万8,340円となります。

次に、2ページの比較損益計算書を説明します。純売上高3,519万317円から売上原価を差し引いた売上総利益は2,005万2,105円となり、これから販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業利益がマイナス842万6,451

円となっております。さらに営業外収益を加え、法人税等を差し引いた後の当期純利益はマイナス783万7,914円となっております。この要因としましては、販売費及び一般管理費が前期と比較して701万5,098円増加しております。3ページの下の科目をご覧ください。貸倒損失522万218円、その上段の貸倒引当金繰入271万3,596円などが要因と聞いています。

9ページからは、令和元年度の事業計画及び予算を添付しております。

以上で、報告第11号三角町振興株式会社の経営状況の報告を終わります。

次に、報告第12号平成30年度不知火温泉有限会社の経営状況について報告します。議案集は9ページとなります。別冊の平成30年度不知火温泉有限会社の経営状況報告書で説明します。

1ページをお願いします。比較貸借対照表を説明します。資産の部では、現金・預金等の流動資産、建物、機械装置等の有形及び無形、投資等の固定資産を合わせた資産の部合計が5,960万1,699円となっております。負債の部では、買掛金、未払金等、負債の部合計が2,831万5,359円となっております。純資産の部は、資本金は3,300万円で、それに利益剰余金を合わせた純資産の部合計が3,128万6,340円となります。

2ページの比較損益計算書を説明します。温泉館、物産館、レストラン等の純売上高は、昨年度に続いて3億円を超えて3億244万5,647円となっています。それから売上原価を差し引いた売上総利益は1億2,325万1,311円となっており、これから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益はマイナス822万9,975円となっております。これに営業外収益を加え、法人税・住民税等を差し引いた後の当期純利益はマイナス479万2,745円となっております。要因としましては、券売機売上が前年比182万1,616円減少していること。退職者により高齢者雇用の助成金が無くなったために、手数料等収入が前年比194万2,955円減少していることなどによるものです。

9ページからは、令和元年度の事業計画及び予算を添付しております。

以上で、報告第12号不知火温泉有限会社の経営状況の報告を終わります。

続きまして、報告第13号平成30年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況について報告します。議案集は10ページとなります。別冊の平成30年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告書で説明します。

1ページをお願いします。比較貸借対照表を説明します。資産の部では、現金・預金等の流動資産、建物、リース資産等の固定資産等、資産の部合計が5,512万7,095円となっております。負債の部では、買掛金、未払金等の流動負債及び固定負債の負債合計が1,515万4,907円であります。純資産の部、資本金

は1,370万円で、それに利益剰余金を合わせた純資産合計が3,997万2,188円となっております。

次に、2ページの比較損益計算書を説明します。物産館、青空市場等の純売上高につきましては、今期過去最高の3億3,406万2,503円から売上原価を差し引いた売上総利益は6,517万753円となります。これから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は750万9,723円となっております。営業外収益を加え、営業外費用、法人税・住民税等を差し引いた後の当期純利益は560万549円となっております。要因は、果樹関係の売上げが好調なことや外販事業が伸びていること。また、特産品開発で進めている肥後豊野生姜パウダーの販売増などが要因となっております。

8ページからは、令和元年度の事業計画及び予算を添付しております。売上目標3億5,076万円を目指した計画となっております。

以上で、報告第13号有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第11号から報告第13号までの詳細説明が終わりました。

次に、報告第14号平成30年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてから、議案第73号宇城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案集11ページをお願いいたします。報告第14号平成30年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてを説明いたします。

まず、表1の健全化判断比率の各比率について説明いたします。1番目の実質赤字比率につきましては、普通会計の赤字比率を算定するものです。2番目の連結実質赤字比率につきましては、宇城市の全会計を対象に算定するものでございます。この2つの判断比率は、いずれも黒字のため該当しませんので横線となっております。3番目の実質公債費比率につきましては、宇城市の全会計に加え、広域連合などの一部事務組合等を対象とし実質的に返済、若しくは負担した公債費比率になります。平成30年度は10.2%です。早期健全化基準として定められている25.0%、財政再生基準の35.0%を大きく下回っております。参考としまして、平成29年度は11.1%でございましたので、0.9%下がり、改善しているところでございます。4番目の将来負担比率につきましては、第3セクター、広域連合等の一部事務組合を含めた市債の償還見込残高、債務負担行為残高、退職金見込額など将来負担額を標準財政規模との比率で表すもので、平成30年度は5.4%となっております。平成29年度は26.1%でございましたので、20.7%下がり、こちらも改善しているところでございます。

以上のとおり、本市は健全化判断比率の指標でございます4項目について、基準以下となっており、各比率とも改善されているところでございます。

表2に移ります。平成30年度宇城市公営企業会計資金不足比率につきましては、4つの企業会計とも資金不足はありませんので横線となっております。

以上、報告第14号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集の12ページ、13ページをお願いいたします。まず、最初にお断りを申し上げます。13ページの継続費精算報告書の下の方、令和の後がスペースとなっております。日付が漏れております。大変申し訳ございません。令和元年9月2日提出でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、平成30年度宇城市一般会計継続費精算報告についてを説明します。本報告は、平成28年12月の定例会におきまして継続費の総額及び年割額、また平成29年度宇城市一般会計補正予算第6号で年割額の変更を御承認いただきました継続費を設定しておりました、黒崎内潟線戸馳大橋架替事業（上部工）につきまして、平成30年度をもって継続事業を終了しましたので、13ページの別紙のとおり継続費精算報告書を調製し、本定例会に報告するものでございます。

13ページをお願いします。事業実績を申し上げますと、総事業費が15億4,690万8,932円となりました。財源内訳では、国県支出金8億4,084万2,700円、地方債6億7,825万円、その他特定財源としまして、電気・水道事業等の橋梁添架負担金が2,781万231円となります。

以上、報告第15号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集の14ページから17ページ。資料集では3ページから16ページになります。議案第71号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について説明いたします。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度を導入するため、関係条例の整備をするものでございます。関係条例中、臨時職員を臨時的任用職員に、非常勤職員を会計年度任用職員に整理します。また、法改正により特別職の非常勤職員が限定されたことによりまして、対象外となる嘱託員、交通指導員、市営住宅管理人の職を削除したものでございます。

以上、議案71号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集は18ページから27ページになります。議案第72号宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について説明いたします。

地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日より会計年度任用職員へ移行します。これまで法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、これまでの一般職の非常勤職員を会計年度任用職員に位

置付け、関係する規定を設け、任用、服務規律等を明確化するものでございます。
今回、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、会計年度任用職員制度を導入するため、市会計年度任用職員の給与等に関する条例を制定するものでございます。

以上、議案第 7 2 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集の 2 8 ページをお願いします。議案第 7 3 号宇城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について詳細説明いたします。

地方自治法 2 3 4 条の 3 の規定により債務負担行為によることなく、複数年度にわたり締結できる長期継続契約を締結できる契約は、電気、ガス、水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約または不動産を借りる契約に限定されていましたが、平成 1 6 年の地方自治法の改正により、その他政令で定める契約が加えられました。これによりまして、その対象範囲を商慣習上複数年契約が一般的である賃貸借契約及び毎年 4 月 1 日から日常的・継続的・反復的に役務の提供を受ける必要がある庁舎管理業務委託等を長期継続契約とするとともに、その期間を条例で定めるものでございます。

以上で、議案第 7 3 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第 1 4 号から議案第 7 3 号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第 7 4 号宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○企画部長（中村誠一君） 議案第 7 4 号宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を行います。

議案集の 3 0 ページです。それから説明資料の 1 7 ページになります。今回の改正の内容は、消費税の改定に伴う温泉使用料の改定です。令和元年 1 0 月 1 日から消費税が 1 0 % に引き上げられること、それから近隣温泉施設の料金設定の状況に伴い、現行使用料を消費税と併せて来月 1 0 月 1 日から値上げをするものです。改正の主な内容としては、市内の大人の入館料を 4 0 0 円から 5 0 0 円に、それから、1 2 歳以下の子どもの入館料を 2 0 0 円から 2 5 0 円に改定するものです。

以上で、議案第 7 4 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 7 4 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 7 5 号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 7 9 号宇城市元気老人交流施設条例の一部を改正する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第 7 5 号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案集は３２ページ、説明資料は１９ページをお開きください。本案は、幼児教育・保育の無償化実施に伴い、厚生労働省令である子ども・子育て支援法施行令が改正されたため、条例の一部を改正する必要が生じたものです。

主な改正点は次のとおりです。幼児教育・保育の無償化により、認可保育園等を利用する児童のうち、３歳以上の児童は全て保育料が無料となりますが、０歳から２歳までの児童は、住民税非課税世帯の児童のみ保育料が無料となります。公立保育園も無償化の対象となることから、宇城市立保育所条例において定める保育料の徴収対象者を、満３歳未満の保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者のうち、住民税課税世帯に限定するものです。

以上で、議案第７５号の詳細説明を終わります。

続いて、議案第７６号宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

議案集は３３ページ、説明資料は２０ページです。本案は、幼児教育・保育の無償化実施に伴い、児童館の使用料を無償とするため、条例の一部を改正するものです。幼児教育・保育の無償化により、認可保育園等を利用する児童のうち、３歳以上の児童は保育料が無料となります。宇城市児童館条例で定める保育型児童館については、満３歳以上の児童が利用の対象となっており、国制度による幼児教育・保育の無償化と整合性をとるため、利用者負担額を無料とするものです。

以上で、議案第７６号の詳細説明を終わります。

続いて、議案第７７号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

議案集は３４ページから３５ページ、説明資料は２１ページから２２ページです。本案は、幼児教育・保育の無償化実施に伴い、子ども・子育て支援法が改正されたため、条例の一部を改正する必要が生じたものです。主な改正点は次のとおりです。幼児教育・保育の無償化により、認可保育園等を利用する児童のうち３歳以上の児童は保育料が無料となり、さらに０歳から２歳までの児童は住民税非課税世帯の児童に限り保育料が無料となりますので、対象者について利用者負担額をゼロとするものです。

以上で、議案第７７号の詳細説明を終わります。

続いて、議案第７８号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

議案集は３６ページから４６ページ、説明資料は２３ページから５５ページです。本案は、幼児教育・保育の無償化実施に伴い、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正

する必要が生じたものです。主な改正点は次のとおりです。幼児教育・保育の無償化により、認可保育園等を利用する児童のうち、３歳以上の児童及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の児童は保育料が無料となりますが、通園送迎費や行事費などは、現行どおり保護者から実費を徴収することとされています。その保護者から徴収できる費用の中に、今回新たに食事の提供に要する費用が規定されましたので、改正を行うものです。また、文言の改正として、施設等利用給付認定が新たに内閣府令で規定されたことから、これまでは支給認定と規定されていたものが、施設等利用給付認定と区別をするため、教育・保育給付認定に改称されることに伴い、所要の改正を行うものです。

以上で、議案第７８号の詳細説明を終わります。

続いて、議案第７９号宇城市元氣老人交流施設条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案集は４７ページ、説明資料は５６ページから５７ページです。現行の宇城市元氣老人交流施設条例では、施設の名称が高齢者センター、施設等、福祉センターと混在して表記されている状況となっております。そこで、名称表記を統一し、より分かりやすいものにするため、宇城市元氣老人交流施設条例の一部を改正するものです。

以上で、議案第７９号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第７５号から議案第７９号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第８０号宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第８３号宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第８０号宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案集は４８ページ、説明資料は５８ページをお願いいたします。熊本地震に伴いまして、熊本県が宇城市小川町に建設しました井尻応急仮設住宅を譲り受け、宇城市再建住宅として追加し維持管理するためのものがございます。宇城市営住宅管理条例では、適応できない被災者を救済するため、市営単独住宅として維持管理するものがございます。

以上で、議案第８０号の説明を終わります。

続きまして、議案第８１号宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案集は４９ページと、５０ページ、説明資料は５９ページ、６０ページをお願いいたします。今回の改正は、消費税率の改定に伴います農業集落排水使用料の改

定でございます。本年１０月１日から消費税が８％から１０％に引き上げられることに伴いまして、増税分の２％を引き上げるものでございます。

以上で、議案第８１号の説明を終わります。

続きまして、議案第８２号宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案集は５１ページ、５２ページになります。説明資料は６１ページをお願いいたします。今回の改正も、消費税率の改定に伴います下水道使用料の改定でございます。先ほど説明いたしました農業集落排水使用料と同じく、消費税増税に伴います下水道の使用料を２％引き上げるものでございます。

以上で、議案第８２号の説明を終わります。

続きまして、議案第８３号宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案集は５３ページから５７ページになります。説明資料は６２ページから６６ページをお願いいたします。今回の改正も、先ほど説明いたしました議案第８１号と議案第８２号と同じく、消費税率の改定に伴う下水道料金の改定でございます。また、豊野町の上巢林地区簡易水道につきましては、大規模施設改良事業の実施に伴いまして、不知火町簡易水道と同額の料金に改定するものでございます。

以上で、議案第８３号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第８０号から議案第８３号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第８４号国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 議案第８４号国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をいたします。

議案集は５８ページから５９ページ、説明資料は６７ページから６８ページになります。企業会計における消費税等の取扱いについて、令和元年１０月１日に施行される消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、市民病院使用料及び手数料に増税分を反映するものでございます。現行料金の税抜額に１０％の消費税額を加算した額に料金等を変更するものでございます。

以上で、議案第８４号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第８４号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第８５号宇城市ふれあいイベント広場条例を廃止する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○経済部長（坂園昭年君） 議案第８５号宇城市ふれあいイベント広場条例を廃止する条例の制定について説明します。

議案集の60ページをお願いいたします。宇城市ふれあいイベント広場は、隣接する宇城市農林水産物直売交流施設、宇城彩館ですが、その駐車スペース不足のため、現在、宇城彩館の来場者用の駐車場として利用されています。そのため、宇城市ふれあいイベント広場を宇城市農林水産物直売交流施設の管理区域の一部として取り込み、駐車場として一括管理するため、条例の廃止をお願いするものです。

以上で、議案第85号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第85号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第86号宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第86号宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定についてを説明します。

議案集の61ページをお願いいたします。宇城市不知火町松合の天の平農村公園は、宇城市農村広場条例と宇城市立公園条例の2つの条例により、二重の管理がなされておりましたので、宇城市農村広場条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第86号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第87号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第87号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を申し上げます。配布しております宇城市各会計補正予算書、こちらのA4横ですけど、こちらの1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,529万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ347億7,495万円としています。

内容につきましては、平成30年度決算額確定に伴う繰越金の増、4億5,500万円余です。宇城広域連合負担金の精算返納金の増、1億500万円余などの歳入額の確定に伴うもの、及び6月から7月にかけて豪雨災害復旧等、早急な対応の必要性が生じたものなどについて予算対応を行うものでございます。

2 ページをお願いします。主な歳入費目では、国庫負担金 1 億 8,900 万円余、財産運用収入 1 億円余、繰越金 4 億 5,500 万円余を追加しております。

また、3 ページに移ります。雑入で 1 億 800 万円余を追加しております。

続きまして、4 ページをお願いします。主な歳出費目では、総務管理費 5,776 万 8 千円、母子福祉費 1 億 900 万円余を追加しております。

次に、5 ページに移ります。土木費の河川費で 4,970 万円、公共土木施設災害復旧費で 6,350 万円を追加しております。

続きまして、6 ページです。第 2 表、債務負担行為の補正です。1 追加で、個人番号カード専用プリンタ保守業務委託ほか 1 件を追加し、2 変更で、松橋勤労身体障害者教養文化体育施設日直業務委託における限度額を紙面のとおりに変更しております。

7 ページをお願いします。第 3 表地方債補正です。1 追加で、老人福祉施設整備事業費ほか 3 件を追加しまして、2 変更で、庁舎等施設整備事業費ほか 8 件の起債限度額を紙面のとおりに変更しています。

続きまして、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。

若干飛びます、15 ページになります。主なものを説明いたします。まず、中段でございます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財政管理費、節 2 5 積立金で、財政調整基金運用積立金を 6,277 万円追加しています。特定財源として、債券投資における財政調整基金の運用収益 6,277 万円をそのまま充当しております。

16 ページに移ります。同じく、目 5 財産管理費、節 1 5 工事請負費 1 千万円を追加しています。不知火支所庁舎エレベーター設置工事における地盤改良等で追加しているものでございます。特定財源としまして地方債 950 万円を充当しております。

19 ページをお願いします。中段です。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 2 5 積立金で、社会福祉振興基金運用積立金を 3,182 万 1 千円追加しています。財政調整基金同様、特定財源としまして運用収益の 3,182 万円 1 千円を充当しております。

21 ページに移ります。同じく項 4 児童福祉費、目 3 子ども・子育て支援費、節 2 0 扶助費で 3,351 万 2 千円を追加しています。幼児教育・保育無償化に伴う利用料の支援等に係るものです。国の支援対象分については、児童福祉費国庫負担金を充当しております。

22 ページに移ります。同じく、項 5 母子福祉費、目 1 母子福祉費、節 2 0 扶助費で 1 億 300 万円余を追加しています。制度改正によります児童扶養手当の追加で、特定財源としまして母子福祉費国庫負担金 3,440 万円を充当しています。

少し飛びます。２８ページになります。款７土木費、項２道路橋りょう費、目２道路維持費、節１５工事請負費で、緊急性のある維持単独工事費などで２，２００万円を追加しています。

同じく、目３道路新設改良費です。２９ページに移ります。節１７公有財産購入費で１，８６４万円、節２２補償補填及び賠償金で９，６２０万円を追加しています。事業進捗に合わせた土地購入費及び補償金等の必要経費の計上を行っております。同じく、項３河川費、目３河川改良費、節１５工事請負費で、救の浦地区排水対策ポンプ改良工事費として３，８００万円を追加しています。特定財源としましては、地方債の河川整備債を充当しております。

続きまして、３２ページをお願いします。款９教育費、項２小学校費、目１学校管理費、節１５工事請負費で２，９２０万円、同じく項３中学校費、目１学校管理費、節１５工事請負費で１，６４０万円、いずれも無線ＬＡＮ環境整備工事費を追加しています。特定財源としまして、地方債を充当しているところです。

３５ページをお願いします。款１０災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費、目１公共土木施設災害復旧費で５，６００万円を追加しています。６月から７月の豪雨により被災した河川施設、道路施設等の災害復旧、及び過年度に発生した補助・単独災害復旧に要する事業費でございます。公共土木施設災害復旧費の特定財源としまして、災害復旧費国庫負担金１，８００万９千円、地方債２，２２０万円を充当しています。そのほか今回の補正の各費目において、人事異動、年度途中退職等に係る人件費の調整を行っております。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算に移ります。特定財源につきましては、歳出予算で説明しておりますので、一般財源の主なものを説明いたします。

戻りまして、１２ページをお願いします。中段でございます。款１８繰入金、項１特別会計繰入金、目１国民健康保険特別会計繰入金で３，５９５万４千円を追加しています。こちらは職員給与費等の決算剰余金の繰入れになります。同じく、目３介護保険特別会計繰入金で４，５００万７千円を追加しています。こちらも平成３０年度介護給付費等の実績に伴う決算剰余金の繰入れでございます。款１９繰越金、項１繰越金、目１繰越金で、前年度繰越金４億５，５００万円余を追加しています。

１３ページに移ります。一番上でございます。款２０諸収入、項６雑入、目５雑入で、１億１，２００万円余を追加しています。主なものは、宇城広域連合過年度精算返納金１億５００万円余となっております。

以上で、議案第８７号の詳細説明を終わります。

失礼いたしました。先ほどの歳出の災害復旧費の公共土木施設災害復旧の特定財源としまして、地方債の部分を誤って報告しております。実際は2,200万円を充当しております。失礼いたしました。

○議長（長谷誠一君） 議案第87号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第88号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第89号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 議案第88号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の101ページをお願いします。今回の補正は、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,753万7千円を追加し、それぞれ83億5,261万9千円とするものです。

まず、歳入から説明します。106ページをお願いします。款6繰越金7,753万7千円の増額は、平成30年度決算による前年度繰越金です。

次に、歳出を説明します。107ページをお願いします。款6基金積立金4,158万3千円の増額は、平成30年度決算の確定に伴い、国民健康保険財政調整基金へ積立てを行うものです。款8諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金3,595万4千円の増額は、平成30年度決算の確定に伴い一般会計へ繰出しを行うものです。

以上で、議案第88号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第89号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の201ページをお願いします。今回の補正は、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ436万1千円を追加し、それぞれ7億9,380万とするものです。

まず、歳入を説明します。206ページをお願いします。款5繰越金436万1千円の増額は、平成30年度決算による前年度繰越金です。

次に、歳出を説明します。207ページをお願いします。款2後期高齢者医療広域連合納付金206万4千円の増額は、平成30年度で収納した保険料を精算し、後期高齢者医療広域連合に納付するものです。款4諸支出金、項2繰出金229万7千円の増額は、歳入で説明しました繰越金436万1千円から款2後期高齢者医療広域連合納付金206万4千円を差し引いた額を一般会計に繰り出すものです。

以上で、議案第89号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第88号及び議案第89号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第90号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第90号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

各会計補正予算書の301ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,733万円を追加し、予算の総額をそれぞれ72億3,502万7千円とするものです。

歳出から説明しますので、307ページをお願いします。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金で1億8,009万1千円を増額しております。これは、前年度繰越額確定に伴う元金積立金です。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金で9,164万9千円を増額しております。これは、過年度国庫支出金等返還金で、前年度実績による国や県への精算返還金でございます。同じく、項2繰出金、目1一般会計繰出金で4,500万6千円を増額しております。これは、前年度介護給付費等実績と事務費精算に伴う一般会計への精算繰出金です。

次に、歳入を説明いたします。戻りまして306ページをお願いします。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金432万1千円を増額です。これは前年度分の第2号保険料について精算分を支払基金から増額で交付されるものです。次に、款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金では3億1,242万5千円を増額で、前年度決算による繰越金でございます。

以上で、議案第90号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第90号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第91号令和元年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）及び議案第92号工事請負契約の締結について（不知火小学校校舍新築工事）の詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 議案第91号令和元年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の401ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ386万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,429万7千円とするものでございます。内容は、前年度繰越金386万9千円を育英事業費奨学基金に積立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第92号の工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。

す。

議案集の62ページでございます。それから、説明資料は70ページから78ページになります。今回の不知火小学校校舎新築工事に係る工事請負契約の締結は、令和元年8月19日に契約の相手方と仮契約を締結しております。契約の内容は、工事名、不知火小学校校舎新築工事。工事場所、宇城市不知火町高良1952番地。契約金額15億1,866万円税込額でございます。契約の相手方、住所、熊本市東区健軍本町23番5号。商号又は名称、三津野・竹内建設工事共同企業体。代表者氏名、代表取締役藤吉一真。

本工事は、令和元年度から令和3年度の継続費工事として不知火小学校校舎を建設するものです。工事設計金額が5千万円を超えるため、県内格付（建築一式）A1等級の業者によるJVを資格要件とした、条件付一般競争入札において実施をいたしました。その結果、2者の応札がありまして、8月16日の指名審査会を経て落札者を決定し、仮契約を締結したところでございます。

工事の概要は、資料集の71ページでございます。建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式。構造・規模、鉄筋コンクリート造地上3階建、延べ床面積5,074.88平方メートル。工期は令和3年12月13日までとしております。

以上で、議案第92号工事請負契約の締結についての詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第91号及び議案第92号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第93号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火防災拠点センター新築工事）について詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第93号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について詳細説明を申し上げます。

議案集は63ページでございます。資料集は79ページになります。今回の不知火防災拠点センター新築工事に係る工事請負契約の変更契約において、令和元年8月19日に契約の相手方と仮契約を締結しております。変更の内容は、令和元年10月1日から施行される消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、請負金額について税率の引上げ分を増額変更するものでございます。平成31年4月1日、こちらが指定日になっております。これ以降に契約した工事等で、令和元年10月1日以降に引渡しされる工事については、新税率10%の変更契約が必要となります。なお、議長の了承を得まして、別紙1ということで消費税増税に伴う契約事務の取扱いというものを配布しておりますので、御参照いただければと思います。

変更契約の内容でございますが、今回、変更点のみ申し上げます。2の今回変更増額628万3,800円、これは消費税増税分のみでございます。現請負金額が3億3,932万5,200円、変更請負金額が3億4,560万9千円となります。

以上で、議案第 9 3 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 9 3 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 9 4 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）から、議案第 9 6 号財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器）までの詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、議案第 9 4 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について詳細説明を申し上げます。

議案集は 6 4 ページ、説明資料は 8 0 ページになります。今回、松橋中学校武道場他改築工事に係る工事請負契約の変更において、令和元年 8 月 1 9 日に契約の相手方と仮契約を締結しております。変更契約の内容は、令和元年 1 0 月 1 日から施行される消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、請負金額について税率の引上げ分を増額変更するものであります。変更契約内容の変更点のみを申し上げます。今回の変更による増額 8 5 4 万円、現請負金額 4 億 6, 1 1 6 万円、変更請負金額 4 億 6, 9 7 0 万円。

以上で、議案第 9 4 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 9 5 号財産の取得についての議決の一部変更について詳細説明を申し上げます。

議案集は 6 5 ページ、説明資料は 8 1 ページになります。今回、小学校情報教育システム購入の変更契約につきましては、令和元年 8 月 1 9 日に契約の相手方と仮契約を締結をいたしております。変更契約の内容は、令和元年 1 0 月 1 日から施行される消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、取得価格について税率の引上げ分を増額変更するものであります。物品の購入については、納品を受けた日での税率適用となるため施行日の令和元年 1 0 月 1 日以降に納品を受ける場合は、新税率 1 0 % への変更契約が必要となります。変更契約内容の変更点のみを申し上げます。今回の変更による増額 7 5 万 7, 6 2 8 円、現取得価格 4, 0 9 1 万 1, 9 1 2 円、変更取得価格 4, 1 6 6 万 9, 5 4 0 円。

以上で、議案第 9 5 号財産の取得についての議決の一部変更についての詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 9 6 号の財産の取得についての議決の一部変更について詳細説明を申し上げます。

議案集は 6 6 ページ、説明資料は 8 2 ページになります。今回、宇城市学校給食センター整備事業に係る厨房機器購入の変更契約につきましては、令和元年 8 月 1 9 日に契約の相手方と仮契約を締結しております。変更契約の内容は、令和元年 1

0月1日から施行される消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、取得価格について税率の引上げ分を増額変更するものであります。変更点のみを申し上げます。今回の変更による増額822万円、現取得価格4億4,388万円、変更取得価格4億5,210万円。

以上で、議案第96号財産の取得についての議決の一部変更についての詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第94号から議案第96号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第97号権利の放棄について（市営住宅の家賃等）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第97号権利の放棄について説明を申し上げます。

議案集は67ページ、説明資料は83ページになります。市営住宅使用料等を滞納したまま、所在不明や破産、生活困窮状態になりました債権回収の見込みのない元入居者に係る6件の金銭債権の放棄をするものでございます。なお、今回権利の放棄をお願いいたします対象者は、現在、市営住宅には居住しておらず、民法によります消滅時効も到来しており、連帯保証人についても死亡するなどの理由により設定がありませんので請求ができない状況でございます。

以上で、議案第97号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第97号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第98号指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）から、議案第100号指定管理者の指定について（戸馳花の学校）までの詳細説明を求めます。

○企画部長（中村誠一君） それでは、議案第98号指定管理者の指定について詳細説明を申し上げます。

議案集の68ページをお願いいたします。宇城市不知火温泉ふるさと交流センターの管理につきまして、不知火温泉有限会社を指定管理者として指定をするものです。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。宇城市不知火温泉ふるさと交流センターは、平成8年に旧不知火町が、市民の健康及び福祉の増進を図り、憩いと交流を促進し、地域の活性化に寄与するための交流拠点施設ということで整備をされました。不知火温泉有限会社は、その施設の維持管理を引き受けるために設立された第3セクターであります。宇城市、それからJA熊本うき、宇城市商工会、松合漁業組合の出資による第3セクターであります。資本金は3,300万円で、宇城市はそのうち630株3,150万円を出資しております。

今回で指定管理者として5回目の指定に当たり、宇城市指定管理者審査会を設置

し、外部の委員も含めて慎重に審査をお願いしたところです。審査の中で、不知火温泉有限会社に対して、市民の健康福祉の増進を図り、憩いの場を提供するとともに、地元産業の活性化を図るという設置目的を追求するため、近年、類似施設の開業によって、厳しい経営の環境の中にありますけれど、今後、様々な経営対策で安定的な経営を目指し、更なる努力を期待するなどの意見もあり、最終的に指定管理者として妥当との審査結果を受け、宇城市公の施設の指定管理者の手続きに関する条例の規定により、不知火温泉有限会社に令和２年度からの３年間を指定管理者として指定をするものです。

続きまして、議案第９９号指定管理者の指定について。

議案集の６９ページをお願いいたします。宇城市三角西港観光施設の管理について、三角町振興株式会社を指定管理者として指定をするものです。指定期間は、令和２年４月１日から令和５年３月３１日までの３年間です。三角西港観光施設は、三角西港地区にある、宇城市所有の宇城市三角港築港記念館、それから宇城市物産館ムルドルハウスです。それから宇城市法の館、宇城市伝統工芸館、宇城市龍驤館があります。旧三角町では、昭和６１年から、歴史的に貴重な建物や風景、景観が存在する当地区を熊本県とともに順次整備をしまっていました。三角町振興株式会社は、これらの施設の維持管理を引き受けるために設立された第３セクターということです。資本金１，５７０万円で宇城市が２００株１，０００万円と、あとはＪＡ熊本うき、宇城市商工会、九州商船、九州産交、株式会社ニューナポリ、有限会社三角町特産品販売及び個人の出資になっております。

今回で指定管理者として５回目の指定に当たり、宇城市指定管理者審査会を設置し、外部の委員も含めて慎重に審査をお願いいたしました。審査の中では、三角町振興株式会社に対しては、三角西港は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産、製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つということで登録されております。また、宇城市の観光拠点でもあるため、有効・適正な施設管理をしながら観光の振興に寄与することを期待するなどの意見もあり、最終的に指定管理者として妥当との審査結果を受け、宇城市公の施設の指定管理者の手続きに関する条例の規定により、三角町振興株式会社に令和２年度からの３年間を指定管理者として指定をするものです。

続きまして、次７０ページになります。議案第１００号指定管理者の指定について。

戸馳花の学校の管理につきまして、合同会社花のがっこうを指定管理者として指定をするものです。指定期間は、令和２年４月１日から令和５年３月３１日までの３年間です。戸馳花の学校は平成７年４月に、旧三角町が地域の活性化と環境整備、

花きの生産と需要の開拓を図る目的で整備された施設になっております。整備当初から三角町、その後は市が直営で運営を行ってまいりましたが、平成23年度の戸馳花の学校経営検討委員会の答申に基づき、平成27年度から指定管理での管理を行ってまいりました。合同会社花のがっこうは、管理運営のために設立された合同会社であり、これまでも、指定管理者として花の生産の知識と技術のノウハウを施設の運営に活かしてまいりました。

今回で指定管理者として2回目の指定に当たり、宇城市指定管理者審査会を設置して、外部の委員も含めて慎重に審査をお願いしました。審査会におきましては、合同会社花のがっこうに対して、地元産業の活性化を図る事業計画の実施及び周辺公共施設との連携を図り、様々な経営対策で安定的な経営を図ることを期待するなどの意見もありました。最終的に指定管理者として妥当との審査結果を受け、宇城市公の施設の指定管理者の手続きに関する条例の規定により、合同会社花のがっこうに令和2年度からの3年間を指定管理者として指定をするものです。

○議長（長谷誠一君） 議案第98号から議案第100号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第101号指定管理者の指定について（宇城市アグリパーク豊野）から、議案第103号指定管理者の指定について（宇城市農産物処理加工センター）までの詳細説明を求めます。

○経済部長（坂園昭年君） 議案第101号指定管理者の指定について（宇城市アグリパーク豊野）の詳細説明を申し上げます。

議案集71ページをお願いします。宇城市アグリパーク豊野の管理を、有限会社アグリパーク豊野を指定管理者として指定するものです。指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。宇城市アグリパーク豊野は、平成4年に旧豊野村が特産品の販売施設として建設しました。平成16年1月設立の有限会社アグリパーク豊野は、宇城市、熊本宇城農業協同組合、宇城市商工会、アグリパーク豊野出荷協議会の出資による第3セクターであります。その前身であるアグリパーク豊野振興協会を含め、建設時から指定管理をお願いしてまいりました。現在の経営も堅実で、昨年度の経常利益は560万円ほどの黒字となっております。なお、市からの管理委託料はありません。

今回指定にあたり、宇城市指定管理者審査会を設置し、外部委員も含めて慎重に審査をお願いしたところです。審査の中で、有限会社アグリパーク豊野に対して、地元産品のブランド化などを進め、産業の振興や生産者の所得向上を図っており、また、高齢者の買い物支援など地域貢献も積極的に行っていることから、指定は妥当との審査結果を受け、条例の規定により有限会社アグリパーク豊野を指定管理者

として今回提案するものです。

以上で、議案第101号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第102号指定管理者の指定について（宇城市農林水産物直売交流施設他）の詳細説明を申し上げます。

議案集は72ページをお願いします。宇城市農林水産物直売交流施設、宇城市ふれあいイベント広場及び宇城市三角駅前フィッシャーマンズワープの管理を、熊本宇城農業協同組合を指定管理者として指定するものです。指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。各施設は、平成27年度から3施設を一体として指定管理をお願いしています。宇城市農林水産物直売交流施設は、開設当初から熊本宇城農業協同組合が指定管理を受け、施設管理・運営を行っています。同組合のノウハウと経営努力で黒字化が図られ、平成30年度の経常利益は7,459万円ほどで、現在、県内でもトップクラスの直売所となっています。

次に、宇城市ふれあいイベント広場は、宇城市農林水産物直売交流施設に隣接しており、立地の良さをいかし、相互に補完するため一括して指定管理をお願いしています。

次に、宇城市三角駅前フィッシャーマンズワープは、平成27年度から、農産物の生産、指導から販売までのノウハウを有し、生産者と消費者の交流を通して、地域の活性化及び経済効果に寄与する運営が期待できる本組合へ併せた指定管理をお願いしています。なお、3施設の市からの管理委託料はありません。

今回指定にあたり、宇城市指定管理者審査会を設置し、外部委員も含めて慎重に審査をお願いしたところです。審査の中で、熊本宇城農業協同組合に対して、これらの施設は、本市の基幹産業である農業振興を図るための施設であり、直売所の運営ノウハウが高いこと、集荷ルートが確実であることなど総合的に判断した結果、指定は妥当との審査結果を受け、条例の規定により熊本宇城農業協同組合を指定管理者として今回提案するものです。

以上で、議案第102号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第103号指定管理者の指定について（宇城市農産物処理加工センター）の詳細説明を申し上げます。

議案集は73ページでございます。宇城市農産物処理加工センターの管理を、有限会社文殊のちえを指定管理者として指定するものです。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。農産物処理加工センターは、平成8年度に旧小川町海東地区に農産加工の技術研鑽を行う施設として建設され、文殊のちえは、加工センター開設以来、施設の運営・管理を引き受け、農産物加工品を研究・開発し販売してきたところであります。

今回指定にあたり、宇城市指定管理者審査会を設置し、外部の委員も含めて慎重に審査をお願いしたところです。審査の中で、有限会社文殊のちえに対して、農産物処理加工センターの設置目的の追求と地域貢献のために、地元農産物の付加価値を高めるための加工支援や研究開発に務めるとともに、農業者と消費者との交流の機会を設けるなど地域貢献も行っていることから、指定は妥当との審査結果を受け、条例の規定により有限会社文殊のちえを指定管理者として今回提案するものです。

以上で、議案第103号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第101号から議案第103号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第104号新たに生じた土地の確認について及び議案第105号字の区域の変更についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第104号新たに生じた土地の確認について及び議案第105号字の区域の変更について、両議案は関連がありますので、一括して説明を申し上げたいと思います。

議案集は74ページ、75ページ。説明資料が84ページ、85ページをお願いいたします。今回提案いたします新たに生じた土地は、国道266号の戸馳大橋の交差点改良工事に伴います公有水面埋立地でございます。三角町波多字黒崎2880の3ほか3筆に隣接します道路の地先の公有水面であったものを、平成26年11月に許可を受け、埋立てに着手。このたびの事業の完了に伴いまして、本年7月8日付けで熊本県からしゅん功認可の通知を受けたところでございます。

議案第104号新たに生じた土地の確認については、公有水面の埋立ての場所及び面積329.42平方メートルについて確認するもの。また、議案第105号字の区域の変更については、新たに生じた土地を三角町波多字黒崎の字に編入するにあたり、字の区域を変更するものでございます。

以上で、議案第104号、議案第105号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第104号及び議案第105号の詳細説明が終わりました。ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、認定第1号平成30年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について各部の所管に関する詳細説明を求めます。

まず、総務部長に詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、認定第1号平成30年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。使用するのはこちらの決算書のほうで使用していきたいと思います。

まず、平成30年度の決算の実質収支について説明いたします。宇城市歳入歳出決算書の16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。表の順次上から、1、歳入総額は360億566万5千円、2、歳出総額は342億5,715万6千円、3、歳入歳出差引額は17億4,850万9千円、4、翌年度へ繰越すべき財源のうち、（1）継続費通次繰越額は2,308万9千円、（2）繰越明許費繰越額は1億4,741万9千円、（3）事故繰越し繰越額は6,569万4千円、3、歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた、5の実質収支額は15億1,230万7千円となり、6、実質収支のうち地方自治法第23条の2の規定による基金繰入額は7億5,700万円としております。

続きまして、平成30年度一般会計歳入歳出決算における総務部所管の概要を説明いたします。17ページからの事項別明細を使って、主なものについて説明いたします。

まず最初に、歳入の主なものでございます。

18ページから19ページをお願いいたします。一番下になります。款2地方譲与税です。収入済額が3億391万1,056円で、対前年度比はプラス1.1%となっております。

続きまして、20ページから21ページをお願いいたします。款6地方消費税交付金です。11億1,001万2千円、対前年度比プラスの3.3%となっております。

続きまして、22ページから23ページをお願いします。上から三つ目、款10地方交付税です。100億3,902万9千円で、対前年度比マイナス3.7%となっております。地方交付税の内訳としましては、普通交付税が90億1,228万3千円、対前年度比3.9%減。特別交付税が10億2,674万6千円、対前年度比1.9%の減となっております。

続きまして、少し飛びます。48ページ、49ページをお願いします。下段になります。款16財産収入です。1億5,475万7,984円、対前年度比でプラス250.4%となっております。

続きまして、50ページから51ページにお移りください。財産収入の主な増額の要因としましては、ページの中段、目3基金運用収入で、その備考欄にございます債券投資における財政調整基金の運用収益1億339万7千円となります。

続いて、款１７寄附金です。３億２，７１７万５，９６３円で、対前年度比プラス１．３％です。主なものは、ふるさと応援寄附金３億１，０３４万９，８００円となっています。

続きまして、５２ページから５３ページをお願いします。一番上です。款１８繰入金です。３億１，５１５万２，８１１円で、対前年度比プラス１７．４％です。主なものは、ページの中段にございます項２基金繰入金、目２減債基金繰入金、２億９４０万４千円。同じく、目３その他特定目的基金繰入金、こちらは繰越明許の分ですけど、こちらの平成２８年熊本地震復興基金繰入金１，１１４万５千円と繰越明許の４，５５８万７千円となります。続いて、款１９繰越金です。繰越金１４億４，４８５万６，６３０円で、対前年度比マイナス３１．９％となっております。平成２９年度の決算剰余に係る繰越金は、目１繰越金８億５，６７２万３，１３４円となります。また、平成２９年度からの事業繰越に係る繰越金として、ページ下段にあります目１繰越金（繰越明許）が４億７，６２５万８千円。

５４ページから５５ページに移りまして、目１繰越金（事故繰越）が１億１，１７８万７，４９６円、目１繰越金（通次繰越）が８８，０００円となっています。減額の要因としましては、熊本地震などの影響による事業繰越が減少し、繰越明許繰越金が前年度の約１５億１，３９５万７千円から約１０億円の減額となったことが挙げられます。

続いて、款２０諸収入です。３億６，４１４万６，６３６円で、対前年度比マイナス４２．０％でございます。

５６ページ、５７ページにお移りください。諸収入の財産収入の主な減額要因は、ページの中段の項６雑入、目３他団体補助交付金、節１総務費補助金の備考欄で、市町村振興協会交付金が１，２０３万７，９４２円となっておりますが、前年度から約１億３，０００万円の減額です。これは、熊本地震に係る災害対策支援分の減によるものでございます。

続きまして、６２ページから６３ページです。下段のほうになります。款２１市債です。市債全体の収入済額は５３億３００万円です。対前年度比でマイナス６．９％となっております。国補正予算に伴う道路橋りょう整備債の増や、災害公営住宅整備債、学校給食施設整備債などの増加もありますが、熊本地震に係る災害廃棄物処理事業債災害対策債の皆減２６億５，６６０万円がありまして、そちらによりまして、全体的には減少となっているところでございます。

６８ページから６９ページをお願いします。収入済額の最下段が一般会計における歳入合計で、歳入総額３６０億５６６万４，８９３円、対前年比で３９億６１８万１，４９５円の減額、マイナス９．８％となっています。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

まず、72ページから73ページをお願いします。款2総務費です。支出済額39億5,099万9,869円で、前年度に比べ1億5,810万9,501円の減となり、対前年度比はマイナス3.8%となっています。減額の主な要因は、前年度、県の交付金を受け、基金造成のため積立てを行いました、平成28年熊本地震復興基金元金積立金5億3,950万2,653円の皆減が挙げられます。

続きまして、232ページから233ページをお願いします。かなり飛びますが、232ページです。款8消防費です。消防費は支出済額が13億653万3,898円で、前年度に比べまして3億5,098万1,551円の増となり、対前年度比でプラス36.7%となっております。

236ページ、237ページをお開きください。款8消防費の増額要因としましては、目3災害対策費における防災倉庫、防災拠点センター等の整備に係る事業費の増加によるものでございます。

同じく、238ページ、239ページには、防災関連施設整備に係る前年度からの繰越分として1億9,030万3,329円を執行しています。

それから、また飛びます、308ページから309ページです。一番下段になります、款11公債費です。支出済額39億1,816万7,992円で、前年度に比べ1億2,905万3,110円の減額で、対前年度比マイナス3.2%となっております。これが、平成4年度に借りました一般単独事業債（松橋庁舎）分です。それと、平成9年度の地域総合整備事業債（ウイングまつばせ）分、平成17年度借入の過疎対策事業債、平成19年度借入れの合併特例事業債（生活道路整備等）などの償還完了が主な減額の要因となっております。

310ページから311ページをお願いします。全般的なお話です。歳出合計決算額が342億5,715万6,005円、一番下段でございます。対前年度比で33億5,183万3,753円の減額、マイナス8.9%となっております。なお、翌年度繰越額のうち、継続費遞次繰越は前年度比26.9%の増です。こちらは、不知火小学校の新築工事が影響しているものです。繰越明許費は前年度比で18.4%で、こちら防災拠点センターの整備が影響しているものです。

続きまして、事故繰越は、前年度比マイナス17.7%、不用額はマイナス67.1%でございます。不用額の詳細は、本日机の上に置いてございます決算に関する附属資料の中に詳しく記載しております。

続きまして、401ページをお願いします。ここから財産に関する調書となりますが、こちらの財産に関する調書のうち、最初が公有財産の（1）土地及び建物と、408ページから409ページの（2）山林・保安林の表の中で、増減高が今回大

幅に増減している点について、補足説明させていただきます。こちらの土地及び建物、山林の表にある増減高の数値が大きく増減しているところは、これは本来備え付けが必要な公有財産台帳、こちらが旧町から合併のとき引継ぎのままで、合併以降これまで備え付けておらず、今回、台帳を整備したことにより、その成果に基づき数量を調整しているものでございます。よって平成30年度の増減高の欄には、通常の1年度分の増減と数量調整分を合わせて計上しているところでございますので、変更が生じたものです。

以上で、総務部所管の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 総務部長の詳細説明が終わりました。

次に、企画部長に詳細説明を求めます。

○企画部長（中村誠一君） 続きまして、企画部所管の歳出について御説明いたします。

決算書は72ページ、73ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費の支出済額34億5,259万4,063円のうち、企画部所管の支出は6億5,101万6,795円で、前年度と比較して1億7,804万7,184円の増となっております。

決算書の88ページをお願いいたします。企画部で所管しておりますのは、項1総務管理費のうち、88ページの子目6企画費、それから96ページの子目10広聴広報費、98ページの子目11電算運営費、それから100ページになります子目13道の駅維持費、それから108ページの子目19地方活性化事業費ということになっております。

決算額増の内訳ということで、まず、増加分ということで子目6企画費で、ふるさと納税事務が、平成30年度に総務部の市長政策室から企画課に事務移管されたことに伴うふるさと納税事務一括代行業務委託料の皆増分で約1億6,400万円とふるさと納税寄付金基金積立に係る宇城地域振興基金元金積立金の約1億2,600万円の増になります。減少分といたしましては、子目19地方活性化事業費で、平成29年度に完成した宇城市ビジネスサポートセンター建設事業費の皆減分ということで、それが約1億380万円ということで皆減分となっております。

決算書の120ページをお願いします。項5統計調査費では、子目1統計調査総務費と子目2基幹統計調査費合わせて2,230万3,249円の支出で、前年度と比較して371万1,442円の減となっております。この主なものは、職員係員の1名減による人件費の減でございます。

続きまして、194ページをお願いします。款6商工費、項1商工費では、支出済額2億7,396万5,268円のうち、企画部所管で子目4観光費、それから子目5花の学校費、繰越明許分も合わせて1億859万4,323円を支出しております。

前年度比較で2,931万8,651円の増となっておりますのは、目4観光費のところで、シェアリング回遊観光モデルうきモビということで実施しました。その構築業務委託料の約990万円と地域間交流施設金桁温泉整備事業の測量設計業務委託料約1,850万円の増というのが要因となっております。

以上で、企画部所管の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 企画部長の詳細説明が終わりました。

次に、市民環境部長に詳細説明を求めます。

○市民環境部長（稼 隆弘君） それでは、市民環境部所管について説明します。まず、歳入から説明します。

決算書の2ページから3ページをお願いします。まず、款1市税です。収入済額が59億8,529万9,442円です。前年度に比べ1億5,354万8,831円の増、前年度比プラス2.6%になりました。内訳は、市民税が25億1,131万4,153円で、前年度比1億5,077万7,455円の増、固定資産税が28億5,237万4,697円で、前年度比1,082万1,401円の増となりました。その他、軽自動車税が2億724万238円で、前年度比491万6,185円の増、市たばこ税が4億1,437万354円で、前年度比1,296万6,210円の減となっております。市税全体の収入未済額は、2億457万2,382円で、前年度に比べ1,484万8,941円の減となっています。収納率は、現年度分が99.24%、滞納繰越分が24.32%、合計で96.55%と過去最高の収納率で、前年度収納率95.85%を0.7ポイント上回りました。

続きまして、歳出について主なものを説明します。

飛びまして、104ページから105ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目17社会保障・税番号制度対策費、支出済額631万5,109円です。これは、マイナンバー（個人番号）カードの作成・交付等に係るものでございます。

続きまして、116ページから117ページ。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料の支出済額531万1,224円は、コンビニ交付システム業務の委託料でございます。

飛びまして、170ページから171ページをお願いします。款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、節19負担金補助及び交付金、支出済額8,723万359円。

172ページ、173ページをお願いします。項3清掃費、目1清掃総務費、節19負担金及び交付金、支出済額4億4,713万7,147円は、宇城広域連合の事業費負担金でございます。

以上で、市民環境部所管の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 市民環境部長の詳細説明が終わりました。

次に、健康福祉部長に詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 健康福祉部所管の歳出について説明いたします。

124ページをお開きください。款3民生費です。総額103億2,010万3,220円の支出で、前年度より約1億9,600万円の減となっています。それでは、健康福祉部所管を項目別に説明をいたします。項1社会福祉費8億3,684万1,882円のうち、健康福祉部所管分は2億1,508万2,119円です。社会福祉職員人件費、社会福祉協議会補助、生活困窮者自立支援事業、民生委員児童委員協議会、豊野福祉センター解体工事などの経費が主なものでございます。

128ページ、項2障害者福祉費20億4,984万8,871円、約1億1,000万円の増です。主なものは133ページ、節20扶助費18億2,806万3,824円、約1億3,900万円の増です。障害者福祉サービス等事業と児童発達支援事業などでございます。次に、項3老人福祉費23億2,915万7,488円のうち、健康福祉部所管は11億8,614万6,045円、約8,800万円の増です。主なものは137ページ、目3介護保険費、節28繰出金9億5,335万8,300円などです。項4児童福祉費37億8,956万3,756円、約6,100万円の増です。主なものは139ページ、目2児童手当費、節20扶助費、児童手当9億4,133万円、約850万円の減です。

143ページ、目3子ども・子育て支援費、節19負担金補助及び交付金21億8,372万1,549円、約6,400万円の増です。これは、私立保育園運営費負担金及び認定こども園施設型給付費負担金約3,100万円の増などでございます。

続いて、153ページ。項5母子福祉費3億469万6,494円、約570万円の減です。主なものは、節20扶助費、児童扶養手当2億7,332万9,610円、約780万円の減などでございます。項6生活保護費7億9,823万4,897円、約840万円の減です。主なものは157ページ、節20扶助費7億2,592万2,569円、約4,400万円の増です。

続いて、159ページ。項8災害救助費1億9,657万5,056円のうち、健康福祉部所管については8,305万9,559円です。主なものは、節13委託料、地域支え合い事業委託料3,530万67円、節23償還金利子及び割引料、県支出清算返還金4,080万8,037円です。続いて、款4衛生費、項1保健衛生費11億2,513万5,265円のうち、健康福祉部所管部分については7億3,851万8,958円です。主なものは163ページ、目2予防費、節13委託料、

予防接種業務委託料１億５，０２６万２，１００円、約３８０万円の減。

それと、１６５ページ、目３母子衛生費、節２０扶助費、子ども医療扶助１億５，２３９万１１７円、約５３０万円の増です。目４健康増進事業費、節１３委託料各種健診業務委託料７，７８０万８，８０７円、約３２０万円の増などがございます。

以上で、健康福祉部所管の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 健康福祉部長の詳細説明が終わりました。

次に、経済部長に詳細説明を求めます。

○経済部長（坂園昭年君） 経済部所管の決算を説明します。歳出を説明いたします。

決算書の１７４ページ、１７５ページをお開きください。款５農林水産業費、支出済額１６億１，６５７万９，５６２円です。これは、農業委員会所管分を含めた金額となります。

主なものは、１７８ページ、１７９ページをお願いいたします。項１農業費、目５農業振興費、節１９負担金補助及び交付金、支出済額１億１，８２９万３，３６６円です。

これは、１８１ページをお願いいたします。備考欄の農業次世代人材投資事業補助金６，５９２万７，９０６円などです。

また、同じく１８０ページ、１８１ページの目５農業振興費（繰越明許）、節１９負担金補助及び交付金（繰越明許）、支出済額２億９，９８０万８千円と目５農業振興費（事故繰越）、節１９負担金補助及び交付金（事故繰越）、支出済額２億５，０６１万５千円で、内容は生産総合事業補助金と熊本地震で被災した農家の施設等の再建補助金である被災農業者向け経営体育成支援事業補助金です。

続きまして、１９４ページ、１９５ページをお願いいたします。款６商工費、支出済額２億７，３９６万５，２６８円です。主なものは、１９８ページ、１９９ページをお願いいたします。項１商工費、目３商工振興費、節１９負担金補助及び交付金、支出済額２，５３９万６，９５７円で、備考欄の住宅リフォーム助成事業補助金４０８万５千円や商工会補助金１，９０７万６千円です。

少し飛びますが、３０６ページ、３０７ページをお願いいたします。款１０災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、支出済額３，４８２万８，７１７円です。主なものは、目１農業用施設災害復旧費、節１４使用料及び賃借料、支出済額１，１２８万９，２４０円、節１５工事請負費、支出済額９６６万８５９円です。

以上で、経済部所管の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 経済部長の詳細説明が終わりました。

次に、土木部長に詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 土木部所管の説明を申し上げます。

決算書の２０４ページ、２０５ページをお願いいたします。下段になりますが、款７土木費です。支出済額７１億６,５８７万２,２３５円で、前年度に比べまして３９億１,８２３万３,３１０円の増となっております。

増の主なものですが、２１２ページ、２１３ページをお願いいたします。上段の目３道路新設改良費、支出済額１６億３,２４８万１,０５６円で、昨年度比較１１億１,１７３万３,２０２円の増となっています。主な要因といたしまして、戸馳大橋の上部工工事とその兩岸の改良工事約６億円、長崎久具線の上部工工事約３億円、松橋駅西線等の改良工事によるものでございます。

２１６ページ、２１７ページをお願いいたします。上段の目３道路新設改良費（逡次繰越）３億９,６００万円で、合計２０億２,８４８万１,０５６円、前年度に比べまして１４億５,７７３万３,２０２円の増となっております。

少し飛びますが、２２６ページ、２２７ページをお願いいたします。項６住宅費、支出済額２６億３,９８４万５,４４９円、前年度に比べまして２３億３,８７２万３,１６３円の増となっております。

主な要因でございしますが、２３１ページをお願いいたします。目２住宅建設費（事故繰越）の節１７公有財産購入費で２３億５,３０９万７,２４０円、災害公営住宅６か所分の購入でございします。

飛びまして、３０６ページ、３０７ページをお願いいたします。款１０災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費は、支出済額２億４９９万９,７８１円で、前年度に比べまして４億９,６１１万１５円の減となっております。主な要因でございしますが、次のページ、３０８ページ、３０９ページになります。中段の目１公共土木施設災害復旧費（繰越明許）の節１５工事請負費（繰越明許）で８,９３６万９,１４５円、前年度と比較しまして４億１万６,７６２円の減でございします。

以上で、土木部所管の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 土木部長の詳細説明が終わりました。

次に、教育部長に詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 続きまして、教育部所管につきまして説明をさせていただきます。

決算書の２３８ページ、２３９ページをお開きください。款９教育費の支出済額は、総額３３億２,５７１万８,９０２円で、前年度より７億２,２９２万９,９４２円の増でございします。主な要因は、学校給食センターの建設によるものでございします。なお、小・中学校の空調設備設置事業及びブロック塀安全対策事業、それから松橋総合体育文化センター大規模改修工事、そして松橋中学校屋内運動場建替事業など１４億４,７７６万５千円を翌年度に繰越しをいたしております。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。

224ページ、245ページをお願いいたします。項2小学校費で6億7,312万6,497円、前年度より1億3,571万2,253円の減となっております。主なものは、決算書の250ページ、それから251ページでございますけれども、目1学校管理費、繰越明許及び事故繰越の不知火小学校校舎他改築設計業務委託、及び小野部田小学校・豊川小学校の水泳プール改築工事でございます。

次の252ページ、253ページをお願いいたします。項3中学校費では3億2,601万3,922円で、前年度比7,033万1,629円の減です。主なものは、256ページ、257ページをお願いいたします。目1学校管理費で、節15工事請負費、豊野中学校グラウンド整備工事及び繰越明許の松橋中学校屋内運動場他改築設計業務委託が主なものでございます。

次の258ページ、259ページをお願いします。項5社会教育費では4億3,093万9,208円で、前年度より9,685万9,191円の増でございます。次の260ページ、261ページの目1社会教育総務費の中段よりちょっと下でございますけれども、三角地区生涯学習センター解体工事。それから、飛びまして264ページ、265ページの目2公民館費、下段にあります中央公民館解体工事があったためでございます。

少し飛びまして、276ページ、277ページをお願いいたします。項6文化費では2億8,643万4,804円で、前年度より8,561万4,443円の増でございます。少し飛びますが、282ページ、283ページをお願いいたします。目5松橋総合体育文化センター費の大規模改修工事がこの主な要因でございます。

続きまして、286ページ、287ページをお願いします。項7保健体育費では、2億9,110万6,610円で、昨年度より7,459万2,793円の増でございます。飛びますが、296ページ、297ページの目6海洋センター管理費の三角B&G海洋センター非構造部材改修工事が主な要因です。

次の298ページ、299ページをお願いします。項8学校給食費では10億9,607万8,341円で、前年度より6億7,773万3,649円の増でございます。こちら、306ページ、307ページの目5給食センター建設費の学校給食センター新築工事によるものでございます。

以上で、教育部所管の説明並びに平成30年度宇城市一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 認定第1号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第2号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

について及び認定第3号平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 認定第2号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、特別会計の実質収支について説明いたします。決算書の510ページをお願いします。歳入総額85億9,762万5千円に対し、歳出総額85億2,008万7千円となり、差引7,753万8千円の実質収支になりました。

それでは、歳入から説明します。

戻りまして502ページから503ページをお願いします。款1国民健康保険税は、収入済額は15億4,037万37円、前年度から1億2,403万5,914円の減、不納欠損額が2,988万8,192円、収入未済額が3億792万7,117円となりました。収納に関しましては、滞納者に対し家宅搜索による財産調査、差押えなどの滞納整理に取り組んだ結果、現年度分が96.75%、滞納繰越分が19.61%、合計で82.01%と過去最高の収納率を上げることができました。

次に、款3県支出金57億9,000万9,138円は、県からの補助金で、内訳は、普通交付金55億6,279万1,138円、特別交付金2億2,721万8千円です。款5繰入金6億8,064万6,763円の内訳として、一般会計からの基準内繰入金6億2,175万9,763円と基金繰入金5,888万7千円であり、赤字補填としての基準外繰入金はありませんでした。歳入合計は、末尾の欄になりますが、収入済額85億9,762万5,029円となりました。

次に、歳出を説明します。

504ページから505ページをお願いします。款2保険給付費は56億1,049万4,870円となり、総支出の65.9%を占めています。内訳は、項1の療養諸費48億3,001万2,645円は、一般被保険者・退職被保険者等の療養給付費及び療養費が主なもので、前年度に比べ1億9,996万6,378円、4.0%の減、項2の高額療養費7億5,151万9,005円は、一般被保険者・退職被保険者等の高額療養費及び高額介護合算療養費などで、前年度に比べ1億1,856万3,854円、18.7%増加しています。項4の出産育児諸費では、出産育児一時金として2,703万8,542円を、項5の葬祭諸費では葬祭費として182万を補助金として交付いたしました。款3国民健康保険事業費納付金23億481万8,130円は、県への負担金です。款5保健事業費4,691万4,689円は、特定健康診査及び人間ドック業務委託料です。款6基金積立金3億5,874万5,017円は、国民健康保険財政調整基金への積立金です。

506ページから507ページをお願いします。最後に、末尾の欄になりますが、

歳出合計の支出済額は８５億２，００８万６，７０６円になりました。

５０８ページをお願いします。したがって、歳入から歳出を差し引いた額、７，７５３万８，３２３円が次年度繰越金となります。

以上で、認定第２号の説明を終わります。

続きまして、認定第３号、平成３０年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、特別会計の実質収支について説明します。決算書の６０８ページをお願いします。歳入総額７億６，９４９万２千円に対し、歳出総額７億６，５１３万１千円となり、差引４３６万１千円の実質収支になりました。

それでは、歳入から説明します。

戻りまして６０２ページから６０３ページをお願いします。款１後期高齢者医療保険料は、収入済額４億７，２８８万４，０５１円で、収入未済額が２９４万５，２４９円となりました。収入未済額につきましては、ほとんどが普通徴収保険料であることから、収納率向上のため臨戸訪問に取り組んでいます。款４繰入金２億７，５７７万５，９９９円は、一般会計からの保険基盤安定事業繰入金及び事務費繰入金です。款６諸収入１，６９７万１４３円の主なものは、項３受託事業収入で後期高齢者医療広域連合からの健診事業収入１，６６７万８，３４３円などです。歳入合計は、末尾の欄になりますが、収入済額７億６，９４９万２，３２０円となりました。

次に、歳出を説明します。

６０４ページから６０５ページをお願いします。款２後期高齢者医療広域連合納付金７億１，３３１万７，７２７円は、熊本県後期高齢者医療広域連合への保険料及び保険基盤安定負担金で、総支出額の９３．２％を占めています。款３保険事業費１，５６９万３，８６７円は、特定健康診査委託料で委託先の医療機関に支払うものです。

最後に、歳出合計は末尾の欄になりますが、支出済額７億６，５１３万７５２円となりました。

次の６０６ページをお願いします。したがって、歳入から歳出を差し引いた額４３６万１，５６８円が次年度繰越金となります。

以上で、認定第３号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 認定第２号及び認定第３号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第４号平成３０年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 認定第４号平成３０年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

歳入歳出決算書の710ページをお願いします。初めに、実質収支に関する調書についてでございます。歳入総額が67億9,294万6千円、歳出総額が64億8,052万1千円、歳入歳出差引額が3億1,242万5千円、実質収支額も同額の3億1,242万5千円となっています。

次に、歳出の主なものについて説明します。

721ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費8,303万1,161円。主なものは人件費で7,938万1,096円です。

続いて723ページ、項3介護認定審査会費5,057万5,027円、目1認定調査等費3,262万2,027円が主なものです。続いて款2保険給付費、項1保険給付費、前年比約3,300万円減の58億9,802万4,006円です。続いて725ページ、項2地域支援事業費、前年比約1,500万円減の1億7,335万420円です。

続いて727ページ、款4基金積立金、項1基金積立金で、前年比約300万円減の1億2,006万6,809円です。

729ページをお願いします。款6諸支出金1億5,505万2,236円です。過年度国庫支出金等返還金1億2,583万8,956円が主なものです。

次に、歳入の主なものについて説明します。

戻りまして、713ページをお願いします。款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料で、収入済額14億62万3,338円、不納欠損額505万7,601円、収入未済額2,076万8,437円です。以下、収入済額で説明をいたします。款3国庫支出金は、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、負担率25%分です。11億3,514万2,141円、項2国庫補助金5億2,349万2,933円です。

続いて715ページ、款4支払基金交付金は、目1介護給付費交付金と目2地域支援事業交付金16億1,955万5千円です。款5県支出金は、項1県負担金で8億5,046万6,650円、項3県補助金で3,283万6,021円です。

717ページ。款8繰入金、項1一般会計繰入金は、法定の負担率による本市の一般会計からの繰入金で9億5,335万8,300円です。款9繰越金は、平成29年度決算による繰越金で2億7,385万6,539円です。

以上で、平成30年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算書の認定についての説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 認定第4号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後１時５８分

再開 午後２時１０分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、認定第５号平成３０年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、認定第５号平成３０年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、奨学金特別会計決算の実質収支に関しまして御説明申し上げます。決算書の８０８ページ。こちらの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入総額４，３２５万６千円、歳出総額３，９３８万６千円、歳入歳出差引額は３８７万円。実質収支額も同じく３８７万円でございます。

事項別明細で、歳入から御説明申し上げます。

次の８１０ページ、８１１ページをお願いいたします。款１財産収入の節１利子の収入済額５，５４０円は、奨学基金の利子でございます。款３繰越金の節１前年度繰越金の収入済額１，１５７万８，２９１円は、前年度からの繰越金でございます。款４諸収入の節１奨学資金貸付収入の収入済額２，３９７万４，１００円につきましては、貸付者からの貸付金返済金でございまして、節２奨学資金貸付収入滞納繰越分の収入済額７６９万７，７００円は、奨学金滞納分の返済金でございます。

次に、歳出を説明いたします。

次の８１２ページ、８１３ページをお願いいたします。款１育英事業費の節２１貸付金の支出済額６９０万円につきましては、平成３０年度貸付者１３人に対する貸付金でございます。同じく、節２５積立金の支出済額３，２４８万５，５４０円につきましては、奨学基金に積立てるものでございます。

以上で、平成３０年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 認定第５号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第６号平成３０年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第８号平成３０年度宇城市下水道事業会計決算の認定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 認定第６号平成３０年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

まず、全体的な実質収支に関する調書の説明から申し上げます。決算書の９０８ページをお願いいたします。まず１、歳入総額２億９，３２２万１千円、２、歳出

総額2億1,350万6千円、3、歳入歳出差引額7,971万5千円、4、翌年度へ繰越すべき財源0円、5、実質収支額7,971万5千円となっております。

次のページの910ページ、911ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細について説明いたします。

まず、歳入について主なものを説明いたします。

款2使用料及び手数料、収入済額1億2,231万1,890円、収入未済額1,165万4,740円となっております。収入の主なものでございますが、水道使用料です。次に、款5繰入金、収入済額の4,701万7,000円は、一般会計からの繰入金になります。款6繰越金、収入済額で818万5,521円。前年度からの繰越金です。

914ページ、915ページをお願いいたします。歳出について主なものを説明いたします。

款1総務費、支出済額は8,143万4,431円で、主なものとしまして一般管理費でございます。916ページ、917ページをお願いいたします。款2建設改良費、支出済額4,838万4,319円で、主なもので節15の工事請負費4,722万7,672円でございます。款4公債費、支出済額が8,368万6,819円。主なもので、市債の元金償還金6,958万5,555円。市債の利子1,410万1,264円でございます。

以上で、平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、認定第7号平成30年度宇城市水道事業会計決算の認定について説明をいたします。説明は別冊の平成30年度宇城市水道事業会計決算書で行いたいと思います。

決算書の2ページと3ページをお願いいたします。この表の数値は、全て税込みとなっております。まず、収益的収入及び支出の収入です。第1款水道事業収益、決算額が11億2,883万1,925円でございます。内訳としまして、第1項、営業収益8億9,137万6,399円、第2項営業外収益2億3,745万5,526円でございます。

次に支出になります。下段です。第1款水道事業費用、決算額が10億271万1,843円です。内訳としまして、第1項営業費用8億9,899万3,057円、第2項営業外費用1億371万8,786円となっております。

4ページと5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入、決算額が1億9,464万4千円です。内訳は、第1項企業債7,560万円、第3項出資金1億1,904万4千円となっております。

次に支出を説明いたします。第1款資本的支出、決算額が5億4,357万7,053円でございます。内訳としまして、第1項建設改良費1億1,827万5,650円、第2項企業債償還金、4億2,530万1,403円でございます。

なお、一番下段に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に対し不足する額3億4,893万3,053円は、当該年度分消費税等資本的収支調整額876万1,157円、過年度分損益勘定留保資金2億8,372万4,826円、現年度分、損益勘定留保資金5,644万7,070円で補填をしております。

次に6ページをお願いいたします。平成30年度宇城市水道事業会計損益計算書です。この表は3条予算の収益的収支になります。表の下段に記載があります当年度純利益1億1,738万7,164円で、この金額に前年度繰越利益剰余金、1億2,677万7,562円を加えました2億4,416万4,726円が当年度末処分利益剰余金となります。

このほか、7ページ以降は財務諸表としまして、3の剰余金計算書、4の剰余金処分計算書及び資産及び負債の状況、資本金の状況を示しました5の貸借対照表、6の注記や附属書類を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、平成30年度宇城市水道事業会計決算の説明を終わります。

続きまして、認定第8号平成30年度宇城市下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。別冊の平成30年度宇城市下水道事業会計決算書で行います。

決算書の2ページと3ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出の収入でございます。第1款下水道事業収益、決算額が14億456万933円で、内訳としまして、第1項営業収益5億3,441万7,927円、第2項営業外収益8億5,810万7,006円、第3項特別利益1,203万6千円となっております。

次に支出でございます。下の方になりますが、第1款下水道事業費用、決算額が14億44万3,959円で、内訳としまして、第1項営業費用12億3,161万6,217円、第2項営業外費用1億6,882万7,742円となっております。

次のページの4ページ、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入、決算額が4億4,788万6,300円でございます。内訳としまして、第1項企業債2億3,010万円、第2項補助金7,085万6千円、第3項分担金及び負担金2,072万2,300円、第5項出資金1億2,620万8千円となっております。

次に、支出でございます。下段です。第1款資本的支出、決算額が8億8,001万1,736円で、内訳としまして、第1項建設改良費3億166万5,506円、

第2項企業債償還金5億7,834万6,230円でございます。なお、資本的収入から翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する2,743万円を除いた額が、資本的支出に対して不足する額4億5,955万5,436円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,502万403円、繰越工事資金660万円、過年度分損益勘定留保資金5,382万69円、現年度分損益勘定留保資金3億8,411万4,964円で補填しております。

次の6ページをお願いいたします。平成30年度宇城市下水道事業会計損益計算書でございます。表の下段に記載しております。当年度純損失が1,057万96円でしたので、前年度繰越利益剰余金1億5,369万8,677円から差し引いた金額1億4,312万8,581円が当年度未処分利益剰余金となります。

先ほどと同じく、7ページ以降からは財務諸表としまして、3、剰余金計算書、4、剰余金処分計算書、及び資産・負債の状況、資本金の状況を示しました、5、貸借対照表、6、注記や附属書類を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、平成30年度宇城市下水道事業会計決算の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 認定第6号から認定第8号までの詳細説明が終わりました。

次に、認定第9号平成30年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についての詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 認定第9号平成30年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について詳細説明をいたします。議案集は84ページになります。説明は、別冊となっております宇城市市民病院事業会計決算書で行います。

それでは、決算書の2ページと3ページをお開きください。決算報告書になります。なお、決算報告書の金額は税込みとなっています。

まず、収益的収入及び支出です。上段の収入です。第1款病院事業収益の決算額は4億6,320万8,048円です。その内訳は、第1項医業収益が3億8,076万8,041円、第2項医業外収益4,894万6,007円、第3項特別利益3,349万4千円となっております。

下段の表の支出です。第1款病院事業費用の決算額は4億8,779万120円です。その内訳は、第1項医業費用が4億8,406万7,047円。第2項医業外費用327万8,924円、第3項特別損失44万4,149円です。

次に、4ページと5ページをお願いします。資本的収入及び支出になります。

上段の表の収入です。第1款資本的収入の決算額は526万5千円です。その内訳といたしましては、第1項企業債が290万円、第2項出資金88万9千円、第4項補助金147万6千円となっています。この第2項出資金は企業債元金償還に

対する一般会計からの繰入れ収入になります。

下段の表の支出です。第1款資本的支出の決算額は969万7,292円です。その内訳は、第1項建設改良費が791万9,940円。第2項企業債償還金177万7,352円です。なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額443万2,292円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

次に、6ページをお開き願います。損益計算書になります。損益計算書の金額は、税抜きになっております。まず1、医業収益の合計額3億7,870万8,777円から2、医業費用の合計額4億7,595万9,694円を差し引きました9,725万917円が医業損失となります。次に、3、医業外収益の合計額4,885万5,355円から、4、医業外費用の合計額939万325円を差し引いた3,946万5,030円が医業外利益となり、医業損失の9,725万917円を差し引いた額がマイナスになりますので、その額5,778万5,887円が経常損失となります。さらに5、特別利益の3,349万4千円から6、特別損失の44万3,792円を差し引いた3,305万208円が特別な利益となり、先ほどの経常損失5,778万5,887円を引いた額がマイナスになりますので、その額2,473万5,679円が当年度の純損失となります。この結果、前年度繰越欠損金4,510万728円と当年度純損失2,473万5,679円を足した額6,983万6,407円が当年度末における未処理欠損金になります。当年度純損失2,473万5,679円は、前年度より約4,899万円の減少となっています。要因といたしましては、診療費等の収入になります1、医業収益が前年度に比べ約3,576万円、5、特別利益で約1,650万円減少したためです。

次の7ページ以降の欠損金計算書から注記及び附属資料までの説明は省略させていただきます。

以上で、認定第9号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 認定第9号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第54 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第54、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日3日火曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、3日火曜日は休会にすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。
来たる４日水曜日は、午前１０時までに本会議場に御参集願います。
どなた様も御苦劳様でした。

-----○-----

散会 午後２時３４分

第 2 号

9 月 4 日 (水)

令和元年第3回宇城市議会定例会（第2号）

令和元年9月4日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 西 村 光 代 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	稼 隆 弘 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	坂 園 昭 年 君
土 木 部 長	成 田 正 博 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君

会 計 管 理 者	横 山 悦 子 君	総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君
企 画 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	市 民 環 境 部 次 長	松 川 弘 幸 君
健 康 福 祉 部 次 長	西 岡 澄 浩 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	教 育 部 次 長	豊 住 章 君
三 角 支 所 長	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君
市 民 病 院 事 務 長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君
監 査 委 員 事 務 局 長	山 本 裕 子 君	財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、１６番、河野一郎君の発言を許します。

○１６番（河野一郎君） 会派彩里の河野一郎でございます。１０月１日消費税が引上げをされます。国は増税分の中から幼児教育の無償化を進めますが、給食の副食費、おかず・おやつ代は無償化の対象としておりません。各自治体で対応が分かれておりますが、宇城市では、この副食費を市が全額負担をする方針を固めました。ちょうどいい、住みやすさを実感できる宇城市の施策であります。元気になってきている宇城市、市民も期待をしております。

それでは、通告しておりました質問を行いたいと思います。

八代海を大淡水湖に。１９７２年５月２５日、熊日の朝刊に大見出しが躍っております。４７年前であります。芦北町と天草上島、宇土半島をつなぐ総延長８．３^{キロ}の堤防を設け、３万^{ヘクタール}に及ぶ海域を締め切って淡水湖をつくり、５千^{ヘクタール}の干拓地を造成するという熊本県の構想であります。時代の変遷で構想は縮小、不知火干拓がつくられ、その後予定されていた湾奥部の干拓は中止になり、いびつな地形だけが残っております。それ以降、不知火海湾奥部の浅海化が進み、宇城市の排水不良の一因になっております。宇城市議会の一般質問でも、数多く取り上げられております。議会の特別委員会も設置をされており、議論を深めていかなければならないところであります。

市長は、市のプロジェクトチームを立ち上げ、県と話し合いを進めると答弁され、県と協議をされておりますが、漏れ聞くとところによりますと、不知火海の干潟の堆積が進んでいないなどの調査結果が出ているようであります。現在の湾奥部の市の考え方をお尋ねしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 不知火海湾奥部については、土砂堆積のメカニズムや土砂堆積がもたらす環境等の変化に対する調査データが乏しいため、継続的な調査研究が必要ではないかと考えているところでございます。そのため、国及び県に調査研究や対策を求めており、平成１８年と平成２９年に県が環境調査を実施したところ、底質の悪化は見られなかったが、粘土・沈泥分の割合が増加しているということが判明しております。

平成３０年には、県が熊本大学に委託し測量調査が行われました。調査結果とし

ましては、従来より浅海化が進行していることが懸念されていましたが、一部堆積が進んでいる地点があるものの、平成18年から平成30年の12年間においては浅海化が進んではなく、全体的に浸食が進行する傾向があったとされています。

この浸食の1つの要因としましては、台風や季節風の影響があったものと見られているところでございます。

○16番（河野一郎君） 熊大の調査では、浅海化が進んでいないという結果が出ていますと答弁がありました。私としては疑問に思うところではありますが、現状は、天面より何れも高い土砂が堆積をしておりますし、防災面でも危惧するところでもあります。再調査が必要であるというふうに思います。そして、議会の特別委員会とも歩調を合わせて進めていただきたいと思います。市長の見解を求めます。

○市長（守田憲史君） 今年度も県において原因を特定するため、引き続き調査を依頼しております。県の再調査が行われます。河野議員の御指摘のとおり、沿岸地域の市民にとってはもちろんですが、宇城市の都市機能確保の観点からも、湾奥部の土砂堆積は宇城市にとって最重要課題であると認識しております。

今後も、国及び県に対して、土地堆積のメカニズム等に関する調査や効果的な対策の検討・実施を強く求めてまいります。

○16番（河野一郎君） 次へ移ります。9月議会は決算議会でもあります。公表が義務付けをされている健全化判断比率が出ております。その中の実質公債費率、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に対してどの程度あるか示すもので、平成30年が10.2%になっております。低いパーセントほど健全であります。合併当初、平成19年は16.5%でありました。もう一つの指標、将来負担比率であります。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどのようにあるか示すもので、平成30年は5.4%でありました。平成19年は16.9%で合併当初に比べ、財政的に随分安定をできております。宇城市の貯金であります財政調整基金、平成30年度は86億円あります。合併後からの基金の推移と基金額の目標とする額をどのように設定されているのか、お尋ねしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 基金の推移ということでお答えしたいと思います。

これまでの財政調整基金残高確保の経緯及びその現在高の推移につきましてお答えいたします。まず、財政調整基金とは、年度間の財源調整として経済の急激な低迷により、予想外に税収等が落ち込んだ場合や甚大な災害による復旧費用の増加や収入減となった場合に、歳入欠陥とならないよう、また長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために設けられています。

本市においては、普通交付税の合併算定替えによる交付額の段階的縮減に備える

ことが主な目的でございました。

基金増資を図った当初は、合併特例期間終了時点で25億円の交付税減額、期間累計としての影響額としては80億円以上の減額を見込んでおり、この歳入減少、特例期間終了後の行政サービスの維持に対応するため、これまで行政改革や経費縮減等により財源を捻出し、基金積立てを行ってきたところであります。

これによりまして、合併当初である平成17年度末の財政調整基金現在高は約15億円で、平成19年度末で現在高が約13億2千万円に減額していましたが、その後、平成26年において、合併特例基金造成を目的とした減債基金への振替えによる減額を除き、平成27年度まで継続的に歳出の縮減、基金残高の確保に努め、平成27年度末の現在高は約78億8千万円となっております。

ところが、平成28年熊本地震の発災によりまして、震災復旧・復興のため、財源確保のため取崩しが必要となり、平成28年度末は約70億3千万円と、8億5千万円程度の減少となりましたが、その後も決算余剰金等の積立てを行い、平成29年度末では現在高は76億6千万円、平成30年度末においては86億3千万円となっているところであり、当初の目標としていた現在高の確保は達成できたものと思っております。

○16番（河野一郎君） 基金の当初目標額80億円が確保できたという答弁でありました。激変緩和期間も終了し、財政的なめどが立ちました。今後はある程度の財政支出ができると思います。どのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 今後の財政運営ということでございますが、質問のとおり、財政調整基金の現在高については、一定程度の確保はできたものと考えております。

しかし、本来であれば合併特例期間終了時期を視野に入れ、終了時期までには歳入に応じた歳出構造への転換、事業峻別による行財政のスリム化、いわゆる歳出改革を順次行い、安定的な財政運営を図っていく必要がありましたが、熊本地震等の影響または復旧・復興事業の対応により、歳出改革の遅れが生じている部分もあり、今後も財政調整基金からの繰入れによる予算調整の必要が見込まれております。

そのほかにも、平成30年6月に改訂しました公共施設等総合管理計画で示された公共施設や道路、橋りょう、河川及び下水道等の公共インフラの維持管理、除却等を含む老朽化対策、また莫大な将来の更新費用や社会保障関係経費の増大に備えるための財源確保も必要となってきます。

今後、必要な事業目的に合わせた財源確保、他の既存基金の整理や方向性を考えつつ、熊本地震からの復旧・復興、または将来的な防災・減災対策を着実に推進していくために、時代に即した真に必要な事業を見極め、安定した財政運営の下で、

有効的・効果的な基金の活用を図ってまいりたいと考えております。

○16番（河野一郎君） 市長、場合によっては市民のくらしのために、思い切った財政出動も必要ではないかと思いますが、見解をお聞きします。

○市長（守田憲史君） 震災復興にもそれなりの予算が必要でございましたが、国、県の十分なる補助もありまして、今、復興に向けてそれなりに頑張っているところでございます。今後復興も含めて、財源的にも安定した段階にまいりましたので、議会の皆様方と御相談しながら、今後の宇城市の復興、発展のために財政出動もあると考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○16番（河野一郎君） 是非、よろしくお願いいたします。基金の運用が、財政の安定に一役かっております。熊日の記事にやりくり上手と紹介をいただきました。平成25年、平成26年、平成27年に46億円で国債・地方債を購入し、平成26年、平成27年、平成30年そして今年の令和元年に売却をし、売却益が3億円を超える額になっております。どのような仕組みなのか詳細を説明いただきたいと思います。また、現在、債券は保有していないようですが、今後はどのように運用を図っていくのがお尋ねをしたいと思います。

○会計管理者（横山悦子君） 本市では、基金運用について公金管理の基本方針を定めており、この方針に基づき定期預金や債券での運用を行っております。

国債などの債券での運用は、財政調整基金等を活用し、先ほど河野議員がおっしゃったとおり、平成25年度から行っております。国債や地方債は安全性と流動性が確保できること、また定期預金に比べ利息が高いことを考慮し、平成25年度から平成27年度までの3年間で、額面総額46億4千万円を購入しております。購入した国債及び地方債は、全て額面単価である100円若しくは100円以下で購入しておりますので、購入総額は46億1,895万7千円となっております。

購入した債券は、売却価格や収益面から最適な売却時期を協議した上で、平成26年度から本年5月まで数回に分け全て売却しておりますので、現在、債券は保有しておりません。

債券にかかる利子収入の総額は1億1,000万円、売却益の総額は3億340万円で、そのうち本年度5月の売却益は今回上程しております補正予算第3号の歳入に1億90万7千円を計上しているところです。

なお、この売却益及び利子につきましては、非課税の適用を受けておりますので所得税等とはならず、また地方交付税の基準財政収入額には算入されないため、地方交付税算定に影響はなく純粋な市の利益となっております。

現在、債券は全て売却しておりますので、基金は預金で運用しておりますが、0.01%から0.03%という低金利であるため、預金金利より収益性の高い債券で

の運用が有効な方法であると認識しております。しかしながら、平成28年度から始まりました日本銀行によるマイナス金利政策の影響により、国債の価格が急騰し額面単価以下での購入が困難な状況となっております。今後は、金融機関等から国債などの金利についての情報提供を受けながら、本市にとって安全かつ有利な債券運用を心掛けてまいります。

○16番（河野一郎君） 職員のセンスが光ります。

宇城市の水道事業、大きな変わり目に来ております。上天草・宇城水道企業団、球磨川の水の受水費、1立方メートル当たり40円の値上げが決定をされています。来年の令和2年4月1日から、現在103円が143円になる大幅値上げであります。水道企業団からの受水量は、市全体の約7割を占めておりまして、現在企業団へ市が払っている受水費用は、年間約3億6千万円、来年度からプラス1億5千万円増えることになります。宇城市水道事業の運営が今後どうなるのか不安定要素がいっぱいあります。市は、このことについてどのように考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 市の水道事業は、市全体の約24,000世帯のうち、約7割の17,000世帯に対して供給を行っております。御質問の上天草・宇城水道企業団からの供給水を使用しておりますのは、松橋町、小川町、豊野町の13,000世帯、水道事業の約76%を占めている状況でございます。議員先ほど話されましたとおり、企業団から年間の給水量が約370万立方メートル、単価が1立方メートル当たり103円でございます。受水費用が約3億8千万円という状況です。

先月行われました水道企業団の議会で、来年4月からの消費税改定を含め、1立方メートル当たり税込み103円を143円として、40円値上げされることが可決しまして、市として年間受水の費用が約1億5千万円増になる予定でございます。その要因といたしましては、企業団が管理をしております八代浄水場改修、各施設の耐用年数を超過している機械、電気設備等の更新事業に約85億円、10年近くかけての大型事業への対応が値上げの要因となっております。

市としまして、水道事業につきましては、地方公営企業の基本であります独立採算性経営を要求されることもあり、これまでの基準外繰入金状況、今後の公営企業の予算のあり方など、検討する必要があるというふうに考えております。

○16番（河野一郎君） 現在でも、宇城市は高い水道料金であります。企業団の受水費値上げ分を水道料金に転嫁した場合、市民の生活に大きな影響が出てまいります。宇城市は暮らしやすいねとっていただいている方々、ちょうどいい住みやすさを実感できなくなる可能性も出てまいります。思い切った財政出動のときであるというふうに思います。しばらくは基金を取り崩してでも、現在の水道料金を維持する

考えも必要かというふうに思います。市長の見解を求めます。

○市長（守田憲史君） 先ほども申し上げましたが、地方公営企業としての経営を要求されることから、一般財源からの繰入れに頼らない運営を行うことが基本であります。

しかし、当面の対応として、河野議員御提案の方法があることを含めて、精査したいと考えます。

○16番（河野一郎君） 排水対策に移ります。排水問題、旧町時代から対策が望まれ、解決ができなかったところが宇城市に点在をしております。宇城市として、どのような排水課題を持っておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 宇城市は、干満の差が大きい八代海それと不知火海、有明海に面していることに加えまして、そこに面する土地が干拓地であり、低地盤であるという地形条件があります。そのために満潮時には河口部の水位が上昇し、上流からの流れを阻害している状況です。特に樋門で区切られている場合は、十分な能力を持った排水機場でなければ浸水被害をもたらすといった状況です。

また、近年の降雨が局地化・集中化・激甚化傾向にあり、それに加え農地の宅地転用が増加し、雨水が地下へ浸透する量が減り、河川や水路の増水や到達時間が早くなっております。

このような状況から、排水機場の能力の不足、河川、水路の断面不足などが課題となってきます。現在、浸水被害が発生している箇所につきましては、現地の被害状況や要因の調査を行い、各関係機関への報告や対策を検討しております。また、河川等のハード整備には非常に大きな予算や期間を要しますので、河川のしゅんせつ、水路等の局部的な改良といった短期的な対策や、事前の避難情報の発信なども長期的な事業と並行して行っているところでございます。

○16番（河野一郎君） 不知火町の排水問題に移りたいと思います。不知火町の西部地区の排水対策でありますけれども、国営基盤整備エリアから除外された後の対策であります。県議会の末松議員、吉田議員も心配をされ、県に申出をさせていただいております。先月の8月22日、不知火町西部地区排水対策協議会で現地調査を実施いたしました。県からは振興局の土木部長、農林部長、市からは土木部長、経済部長そして関係区長など、総勢25人で地区の課題を拾い出しました。県のほうも精査をしたいと申しておられました。市として、不知火町西部地区の今後をどのように取り組んでいかれるのかお尋ねをしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 不知火西部地区には、県管理河川であります長崎川、浦上川が流れ、流域面積約1,000㍓に降った雨が、樋門の1か所に集中している状況でございます。また、満水時には、長崎排水機場からしか排水できない。そうい

ったことで、長年にわたり冠水被害が発生しております。

市としまして、国営基盤整備事業による排水対策を期待しておりましたが、採択とならず新たな事業を模索しているところでございます。

先ほど議員話されました8月、先月改めて地元の代表者、関係者、県議、地元の市議、宇城地域振興局関係部局が参集しまして、現地踏査とヒアリングを行いまして、地域の現状と課題を再認識させていただいたところでございます。

御承知のとおり、先ほど申しましたが河川関係のハード整備は非常に大きな予算や期間を要します。まずは、長期的な事業の計画・検討を進めながら、危険な場合は早めの避難の判断にもつながります河川の水位計、河川の監視カメラ、そういった設置といった取組なども、熊本県と連携して進めていきたいというふうに考えております。

○16番（河野一郎君） 市長、県と市とで西部地区の方向性を協議いただきたいと思いますのですが、見解を求めます。

○市長（守田憲史君） まず、国営基盤整備事業の参加ができないことは、本当に返す返すも残念でございます。今後、県の整備を進めていかなければならないと考えております。

不知火西部地区の浸水状況は、私も承知しておりますし、大変心配をしているところでございます。市といたしましても、県管理河川の改修等については、引き続き、県そして国も含めて強く要望してまいります。

○16番（河野一郎君） 市民の願いでありますので、是非よろしく願いしておきます。

7月31日、子ども議会が開催をされました。熊本地震で被災をした不知火町西部地区の排水路浦上川に架かる石橋の鴨籠橋整備について、不知火中学校の生徒が質問をいたしました。地元は、道路を広げ新しくつくり変えてほしいと願い、文化財保護審議会は、石橋の復興と意見が分かれている状況で判断しかねていると市長答弁がありました。生活道路でもある鴨籠橋であります。そろそろ判断すべきと思いますが、市長いかがですか。

○市長（守田憲史君） 地域や関係の方々には、鴨籠橋の通行規制が長期化して大変御迷惑をおかけしております。

鴨籠橋の整備については、文化財保護の観点を考え、また一方で鴨籠区からの署名付きの嘆願書のことを考え慎重に検討しましたが、まずは、石橋の原形復旧により交通機能を確保したいと考えております。

そして、その後災害や防災活動に備えるため、地域にとって最も重要な道路として重視されておられるようですので、橋の拡幅について今後の課題として取り組ん

でまいりたいと考えます。

なお、文化財石橋工事は、特殊技術を要し、県下で唯一実績のある業者が、他自治体の石橋工事を施工中であることを確認しております。また、一度入札もしましたが不落でございました。鴨籠橋工事の施工が遅れる可能性もありますが、復旧に向け努力してまいります。

○16番（河野一郎君） 松橋駅西排水対策、開発が進むときに必ず必要になってくる大切な問題であります。不知火支所のテニスコートの場所に排水機を設置する計画ではありますが、事業化が遅れております。下水道の雨水対策事業に乗せるためにずれ込んでいると聞いておりますが、どのような状況なのかお尋ねしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 松橋駅の西側エリアの排水対策につきましては、将来松橋駅西側へのアクセス性の向上、周辺農地の宅地化による流出量増加の問題が懸念されており、また下流域に位置します十五社・亀松地区につきましても浸水問題を抱えているエリアであります。これまでの調査・検討によりまして、十五社・亀松地区の対策として不知火武道館南側、大野川沿いの水路から強制排水及び港川防潮水門のポンプの能力増強が対策案として有効とされております。市としましては、現段階の計画でございますが、不知火武道館横のテニスコート付近に排水機場を設置し、大野川へ排水するといった取組、また港川の防潮水門のポンプの能力増強につきましては、県へ要望を行っていきたいと思っております。

○16番（河野一郎君） 具体的な工事着工はいつなのか、明確な答弁を求めます。

○土木部長（成田正博君） 雨水管理総合計画によりまして、下水道事業として実施をしますため、都市計画の変更及び下水道法の事業計画変更の業務委託を実施し、今年度変更申請を行う予定としております。申請が認可されました後に、来年度から設計に取り組み、関係機関との協議等が順当に進めば、令和4年度から工事着手できる予定としております。

○16番（河野一郎君） 期待をするところであります。

救の浦地区排水対策であります。この地区は救の浦の民家はもちろんでありますけれども、上地区のブドウハウスがところ狭しと建てられております。後継者も多く、高級シャインマスカットが栽培されている松合地区の活力のもとになっております。以前から排水が課題でありましたが、対策として4台のポンプが備え付けられております。今年の梅雨の大雨で故障したようでありますが、8月9日に地元救の浦区長と上区長、そして有志の方々に要望活動をされております。どのような内容であったのかお尋ねしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 救の浦地区では、救の浦川流域の排水対策としまして、平成25年度に排水機場を整備し、出力、毎秒0.16トンのポンプを4基設置しまし

て運転をしております。

しかしながら、今年6月30日の大雨のときには、このうち2基のポンプが電気系統の不具合によりオーバーヒートを起こし、運転ができない状況になっていましたことで、国道266号から陸側200mほどの農地では水位が上がりまして、大潮の満潮と重なり、一日中水が引かなかった状況でございます。

そこで、市としましては緊急の排水対策としまして、7月2日に水中ポンプ4基と7月14日に農政局から借り受けました大型水中ポンプ1基を仮設で増設し、10月までの大雨に備えている状況でございます。

議員お尋ねのありました8月9日救の浦区、上区の住民代表の方々の御要望は、今後、浸水被害が発生しないように、市で改善できる部分は改善してほしいという内容でございました。

具体的には、故障の原因となるポンプの空回りを防ぐために、除塵のスクリーンの設置や吸水槽への流入口を増設してはどうかという御意見をいただいているところでございます。

○16番（河野一郎君） 市長、地域の方々の要望に早く答えてほしいと願いますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 市としましては、地元の御意見をいただきながら、6月に実施した点検結果を基に、強制冷却式ポンプへの更新と早期にかつ長期的にみて確実な対策を検討させていただきたいと考えております。

本議会に緊急の補正予算を上程しております。市議会可決を受けましたらすぐに取り組み、来年春までの改修完了を目指します。

○16番（河野一郎君） 地域の方々は感謝をされると思います。

松合地区の地域振興の考え方を質問したいと思います。不知火小学校と松合小学校の統合に向けての準備がなされております。新しい不知火小学校建設も今回契約が本議会にかけられており、予定どおりの統合ができそうであります。松合地区の振興を考えたときに、松合小学校の利活用を早めから議論する必要があると思います。考えておられるのかお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 松合小学校の統合後の利活用につきましてお答えをさせていただきます。

学校施設は、本市にとって貴重な財産でございます。したがって、地域の実状やニーズにより有効活用することが求められておりますので、廃校施設の利活用推進に取り組んでいるところでございます。

全国的には、廃校施設の広大な敷地やそれから教室の間仕切りなどをいかして、社会教育施設や福祉施設それから体験交流施設などに活用されたり、さらには、雇

用促進を見込んで企業がオフィスを構えたり、大学のサテライトキャンパスとして活用するなど、地域の実情やニーズに合わせた廃校活用が進んでいるところでございます。

廃校施設は、アイデア次第でどのような施設にも活用できると考えておりますので、統合後の松合小学校の利活用につきましては、調査・研究を始めているところでございます。

現在は、議員御承知のとおり、統合後に向けての準備を松合小学校・不知火小学校統合準備委員会で協議を行っております。重要な局面でございますので、まずは統合準備に集中しておりますが、廃校施設の利活用の調査・研究も始めておりますので、地域の活性化の拠点としての利用を地域の皆様並びに関係者の皆様と連携を取りながら、検討をしていきたいと思っております。

○16番（河野一郎君） 海に見える小学校、松合小学校。魅力があるという方もおられます。借り手があったときにどの部分が貸せるのか。また、国庫補助金の返還が発生するのか調査をしておく必要があると思います。その辺どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 貸与や譲渡などをする場合、廃校施設の利活用を図るためには、敷地内の全ての施設が対象になると思われませんが、体育館につきましては、地域の利用状況を視野に入れながら検討をしてみたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、松合小学校の利活用につきましては、廃校施設の利活用調査・研究を始めておりますので、地域活性化の拠点としての利活用を考えていきたいと思っております。

なお、校舎建設等の国庫補助金の返還につきましては、財産処分の内容により異なっております。

処分制限期間を経過しているのか、また処分期限内なのか。期間内である場合に貸与や譲渡などが有償かまたは無償か。処分制限期間である場合の条件は整っているかなどの条件により、補助金の返還の有無が決まっておりますので、利活用につきましては慎重に見極めてまいりたいと考えております。

○16番（河野一郎君） 廃校活用に対して事業者の公募も考えられると思いますが、市長、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 現在、文部科学省では、廃校活用推進のため「みんなの廃校プロジェクト」の取組が行われています。

全国各地の優れた活用事例の紹介や、全国に活用を募集する廃校施設情報等の公表及び公募等を通じて、廃校を使ってほしい自治体と廃校を使いたい企業とのマッチングが行われています。

また、廃校活用にあたっての国庫補助制度もありますので、公募は慎重に検討していきたいと思っております。

○16番（河野一郎君） 松合の活性化に向けて、平成28年度から地方創生のモデル地区として取り組まれております。その延長線上で、現在、松合千軒協議会が立ち上がり、松合の数人の方も出資をされ、法人化がなされております。法人が計画を立てるためのソフト事業に2千万円補助が付き、今後、古民家レストランやカフェ等の事業展開が計画段階であります。そのハード面の資金に、農水省から5千万円の事業費の2分の1が出ており、期待が膨らみます。地域おこし協力隊2人も松合に住んで活動をしておられますが、松合が今後どのように展開をしていくのかお尋ねをしたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） 松合地区のほうでは、平成28年度から市の総合戦略に基づく地方創生交付金事業の一環ということで、不知火町松合小学校区をモデル地区とした賑わいのあるまちづくり事業に取り組んでおります。

平成28年度は地域住民へのヒアリング調査と課題を整理し、平成29年度はヒアリング調査・分析の結果を踏まえ、松合校区の将来をみんなで考えるワークショップを開催して、地域活動の担い手を育成するための勉強会・研修会を開催した上で、地域全体で取り組む戦略ということで、暮らし方手帳という1冊の冊子に取りまとめたところです。

この戦略では、古民家レストラン・カフェ、それから宿泊施設などの事業展開が盛り込まれております。事業実施にあたっては、事業経営の実績があり、知見やノウハウを持つ民間事業者を活用する必要があるということで、その民間事業者のアドバイスを受けながら、今議員のほうからもありました、昨年末に松合千軒協議会という住民組織を立ち上げて、事業の具体化を図っているところです。

今年度から空き家・空き地対策ということで、2人の地域おこし協力隊に来ていただいております。その2人の方には松合に住んでいただいております。自分たちが住まれている民家を自分たちの手でリノベーションしながら、空き家活用の研究もしていただくとともに、地域おこし活動ということで松合千軒協議会の活動のほうにも参加いただいております。この協議会の中で、農泊の事業やレストラン開設のサポートを今してもらっている状況です。

また、観光部門の地域おこし協力隊の方には、松合の町並みを案内する観光ガイドのほうは今不足しております。そういったことで、ガイド内容の標準化を図って、併せてガイド体制を充実するため松合の町並み保存会などと協議を進めている状況でございます。

町並み散策や醤油味噌工場での体験とか、地元製品の食事の提供を組み合わせた

観光商品を開発し、売り出していく計画も進めてもらっております。それと合わせてガイドの募集、それから観光チラシの作成、ウェブ上での情報発信もしていただく予定としております。

○16番（河野一郎君） 先日、松合に住まれている協力隊員に会って話を伺ってまいりました。本庁の企画にも籍があるみたいですが、松合でも積極的に活動をされておりました。話をしてみて、意欲のある地域おこし協力隊の活動が市民に伝わっていない。情報の発信力が弱いように思います。対応が必要であると思いますが、もう1人の協力隊員は松合だけでなく、西港も含めたガイドの育成も取り組んでおられます。その内容と外国人向けの対応も今後必要になってくると思いますが、計画があるのかお尋ねをしたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） 地域おこし協力隊の活動状況につきましては、市の広報紙を通じて今年度はもう5回ほど紹介をしております。今後も、継続して活動の状況を掲載していく予定としております。

観光案内につきましては、三角西港地区で15人、松合地区で3人の方々が観光ガイドということで取組をいただいております。特に、西港のガイドにつきましては研修会の受講を行い、ガイド内容のレベルを統一するなど、ガイド力アップに向けた取組をされております。

また、三角駅に外国人向けの観光案内所ということで設置をしております。英語で簡単な会話ができる方を配置するなど、外国人の方々への案内に対応している状況です。今後は、観光振興戦略に掲げているスマート観光の推進がありました。それをさらに進めて、I o Tの活用を図ってまいりたいということで考えております。特にインバウンド向けに、外国人の方向けに多言語翻訳機の活用というのも計画をしております。また、三角西港におきましては、現在、無料W i - F i が宇城市の物産館のムルドルのほうに設置されております。今年度さらに浦島屋のほうにも追加配備して、W i - F i 環境の充実を図っていききたいということで考えております。

○16番（河野一郎君） 今後、教育分野への地域おこし協力隊を受け入れることについてでありますけれども、岡山県和気町では、教育に特化した地域おこし協力隊を公営塾の講師、運営に募集をしております。同じく岡山県の新庄村でも教育委員会から地域おこし協力隊を募集されております。先日、会派で研修をいたしました利尻富士町では、学校支援員として協力隊員の受入れを実際行っておりました。教育に力を入れる宇城市でも、教育分野への地域おこし協力隊の受入れ、子どもたちの学習支援などがなされればいいなと思いますが、考えがあるのかないのかお尋ねしたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） 地域おこし協力隊の教育分野への受入れについてお答えをい

たします。

議員話されましたとおり、全国に目を向けてみますと、他自治体の地域おこし協力隊では観光や地域振興を担うだけではなくて、教育分野でも採用している事例があります。

例を申しますと、チームティーチングや放課後学習を支援する学習支援員、行政や先生ではできない子どもたちの悩み相談や学習支援を担う学校支援員、通常の学校カリキュラムでは指導が困難な英検等の資格試験対策や英語の授業の補講等を行う公営の塾講師、外国、主にオーストラリアですけれども、そういった学校との遠隔授業の企画・サポートなどで採用されている実態があります。

このような分野を含めまして、現在、本市教育委員会では、各学校に配置している非常勤職員としまして、学校の中に置いております学習支援員、生活支援員、看護師、用務員、図書司書、英会話講師、非常勤講師の7業種、こういった方々を雇用しているところです。

また、中学3年生を対象にしました、これは学力向上のため実施しておりますがのびのび学習会というものがあります。そこでの講師の選定も年々厳しくなっている状況でありますので、今後は地域おこし協力隊の受入れへの対応について、職種や地域などを考慮しまして検討・研究していきたいと考えております。

○16番（河野一郎君） 市長、改めて教育分野に地域おこし協力隊を受け入れていただきたいと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 現在も、地域おこし協力隊員に協力していただいております教育分野ということでございます。ちょっと検討させてください。

○16番（河野一郎君） これで終わりますけれども、宇城市でもサマーレビューが行われておりました。来年度予算に向け、事業の見直しや予算の洗い直しをされております。ナポレオンが言っております。リーダーとは希望を配る人である。

宇城市の将来に期待をし、質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、河野一郎君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

19番、豊田紀代美君の発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） おはようございます。19番、新志会豊田紀代美でございます。

ます。一般質問に入ります前に、九州北部の大雨で大規模な冠水被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。また、大量の油の流出、除去作業に全国からのボランティアが結集され、自衛隊との懸命な油との格闘で、再建の一步が踏み出されておりますが、実は、私の友人もいち早く被害地に入り、ボランティアで汗を流している、頑張っているということをSNSで知りました。一日も早い復旧をお祈りいたします。

さて、ちょうど1年前の9月7日に一般質問で提案させていただきました気温や湿度、日差しの強さから熱中症の危険度を示す暑さ指数WBGTを計測する計器導入を、宇城市立の全小中学校に設置していただきたいと提案をさせていただきました。8月22日の熊日新聞に「酷暑から子どもを守れ」ということで暑さ計測器導入の記事が大きく取り上げられておりました。その中に、宇城市教育委員会の取組の例と豊川小学校での写真が掲載をされておりました。県内のスポーツクラブや部活等にも広く活用をされるきっかけとなったことをうれしく思っております。私の一般質問の後、迅速に対応していただきました宇城市教育委員会に対し、深く感謝を申し上げたいと思います。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、先般御通告申し上げておきました大きくは5点について質問をさせていただきます。まず、大きな1点目、前回6月の一般質問で溝見友一議員も取り上げておられましたが、高齢者安全運転支援装置促進事業の補助金制度について、東京都が急発進防止装置の購入・設置費の補助金制度を開始いたしました。本市では、このような制度の導入は考えておられないのか、まず、お尋ねをいたします。

後の質問は、質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 高齢運転者による交通事故が大変大きな社会問題になっていることを受けまして、東京都では緊急対策として東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度を開始されております。

これは、都内在住の70歳以上の高齢運転者がペダルの踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有する安全運転支援装置を1割の負担で購入・設置できるよう、取扱事業者に対し、1台当たり10万円の補助限度額の範囲内で、当該費用の9割を補助するものでございます。

同装置は、アクセル信号を常時モニターしておりまして、停車時または徐行時にアクセルペダルが急激に踏み込まれたとき、アクセル信号を一旦キャンセルし、急発進を防止するものでございまして、市販品の一部の機種は価格帯は工賃込みで40,000円前後のものも販売されているものがあります。

現在、新車として販売される車両の65%には、このような機能が標準装備若し

くはオプションとして搭載されており、今後搭載率は上昇していくものと予想しています。

8月31日付の報道によるアンケート調査の結果によりますと、搭載車の購入時、または後付け装置の購入時に30,000円から50,000円の補助をしている団体が、九州内に5団体ございます。そのうち県内では、玉名市が、地元企業が開発した後付け装置に限って、その購入費用に50,000円を補助しているものでございます。

そのほか、同様の補助制度を検討している団体が26団体、国に交付税措置を検討してほしいと願う団体が、少なくとも50団体あるとの調査結果となっています。

今後、国が交付税措置等を含めた制度検討を始めるのか、他団体の動向を参考にしながら、この制度を研究させていただきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 御答弁ありがとうございました。東京都と本市とでは、人口あるいは財政力も比較の対象ではないということは分かっておりますが、全国的に見ても、高齢者の危険運転対策は急務であると判断をいたしております。本市でも年齢要件や補助額を低く抑えてでも、補助金制度を導入する考えがないのか。定期的に考えますと、そういう時期に来ているのではないかというふうに私は考えますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 先週末の報道で、警察庁が高齢者専用免許の創設に続きまして、高齢者の運転能力をチェックする実車試験の導入にあたり、アクセルとブレーキの踏み間違いや対向車線へのはみ出しなど、危険運転傾向と事故の相関関係の調査を進めるため、実証実験を行う方針を決めたということでありました。

このように、国においても事故防止対策を積極的に取り組んでいる状況でありますので、ペダルの踏み間違い等による急加速抑制装置の普及促進に関する新たな方策として、自動ブレーキの義務化を検討しているという本日の新聞記事でもありましたように、今後各メーカーにおいても安全装備の開発に取り組まれていくのではないかと考えるところでございます。

重ねまして、他の自治体の動向を注視しながら、この制度を研究させていただきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 私は、国におかれましては、近い未来に必ずやペダル踏み間違い等による急加速抑制装置の普及促進に関する補助金制度導入の実施を必ずされるというふうに期待をいたしております。他の自治体の動向を参考にされ、制度研究をされることも大事でございますけれども、まずは、本市で他の自治体に先駆けて執行部の研究の成果を期待をいたしておきたいと思っております。国・県への要望につきましてでございますが、まずは宇城市議会としても、このペダル踏み間違い等

による急加速抑制装置の普及に関する補助金制度の財政支援について、国・県へ強く要望すべきだと考えております。まずは10月15日に開催予定の県の議長会において、是非長谷議長にこのことを発言をいただきたいというふうに思います。運よく今回は宇城市議会の当番でございますので、是非、宇城市議会の議長としてこの件を提案していただければと思っております。県の議長会で長谷議長が御発言をされ、それが九州議長会にいったって国に届きますように、その訴えをしていただきたいと思います。

そこで、守田市長に国・県への財政支援の要請活動についてどのようにお考えか、お考えをお示しいただきたいと思っております。

○市長（守田憲史君）　ここ数年、高齢運転者による歩行者死傷事故などが全国で多発し、尊い命が奪われるという大変憂慮すべき事態になっています。

警察庁が公表しています警察白書においても、交通事故による死者数が全体的に減少傾向にある中、割合を高める高齢運転者の事故対策は、喫緊の課題と指摘されています。

豊田議員の御指摘のとおり、急発進防止装置に関して、自動車メーカーでも搭載している車種が多くなっていることは、高齢者事故対策では一定の効果が見込まれていると考えるところです。

宇城市同様に、県内他市も、高齢運転者の交通事故防止対策は積極的に推進していかなければならない状況でございますので、急発進防止装置の購入・設置費に対する必要な財政措置等、熊本県市長会をとおり、強く国に要請してまいりたいと考えています。

○19番（豊田紀代美君）　熊本県市長会を通じて国に強く要請をすると、守田市長から力強い御答弁をいただきました。全国市長会にも届きますようによろしく願いをいたしておきます。

続きまして、大きな2点目、通学路についてでございます。小さな1点目、児童生徒の通学路の安心安全を担保するための信号機や横断歩道設置状況についてでございますが、7月31日に開催されました宇城市立の中学生による子ども議会の質疑の中にも、「全国で歩行者が巻き込まれる交通事故が相次いでいる。宇城市の対策について」という質問がありました。また、7月12日に豊福校区の連絡協議会の中でも強い御要望をいただいたところでございます。豊福小学校通学路危険箇所横断歩道を設置してほしいとの地元の池上校長先生からの強い御要望がありました。市道御船豊福線と中割西下郷線の交差点は、豊福小学校の児童のみならず、小川工業高校の生徒あるいは松橋高校の生徒が自転車で通学をいたしております。大型トラックが猛スピードで通行しており、非常に危うく事故になりそうなケースも

何回もあったとお聞きをいたしております。また、同じく通学路で内田区の入口の横断歩道の白線はほとんど消えてなくなっており、信号機設置の要望もいたしておりますけれども、まずは県道が非常に見にくい見通しの悪いカーブになっておりますので、非常に危険な状況下にあります。先日、豊福小学校の池上校長先生、橋本内田区長、中島本村区長それからそういう囑託員、役員と前田交通指導員の皆さんと、宇城市役所、宇城警察署それから宇城地域振興局に陳情にまいりました。

まずは、通学路の件について教育部長のお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 教育委員会では、市それから熊本県、警察、国土交通省などの関係機関と連携体制を構築し、宇城市通学路交通安全プログラムを策定いたしております。

この取組の基本的な考え方でございますが、継続的に通学路の安全を確保するため、関係機関が合同で点検を行い、点検の結果、明らかになった対策を必要とする箇所ごとに、道路整備などのハード面、交通安全教育のようなソフト面あるいは交通規制など、あらゆる角度から具体的な実施メニューを検討するというものでございます。

先ほど、議員からありました市道御船豊福線と中割西下郷線の交差点は、小学生だけでなく中学生それから高校生も通っておりますので、通学路危険箇所に登載をいたしまして、横断歩道が設置できるよう要望してまいりたいと考えています。

なお、通学路交通安全プログラムにおける対策実施後は、実際に期待した効果が上がっているのか、児童生徒が安全になったと感じているのかなど、対策効果の把握を行い、対策の改善・充実を行っているところでございます。これらの取組をPDCAサイクルとして繰返し実施し、通学路の安全性向上を図ってまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 教育部長ありがとうございます。豊福校区の連絡協議会の全会一致での強い要望に対し、通学路危険箇所に登載して横断歩道設置ができるように要望していくという御答弁をいただきました。今後も通学路の安全性向上のために、執行部におかれましては更なる努力をお願いいたしておきたいと思います。また、内田区の横断歩道に関しましては、宇城警察署の交通一課長に先ほど申し上げました皆様方と一緒に陳情にまいりました。この件につきましても、御尽力をよろしく願いをいたしておきたいと思います。

次に、小さな2点目、行政区から交通安全に関する要望についての進捗状況についてお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 交通安全の要望ということで、交通規制が伴うものについてお答えしたいと思います。

正式に要望書が必要となるものは、道路交通法に基づきまして、県公安委員会が所管するものでございます。車両進入禁止・一時停止などの道路標識、横断歩道・進路変更禁止などの道路標示及び交通信号機が対象となっております。要望される場合は、地元の方の総意であることを確認するため、行政区長名で要望書を提出していただいているところでございます。

先ほど教育部長の説明にもありましたとおり、通学路交通安全プログラムに基づいた学校などの関係機関が連携して行う安全点検の際に改善策として出しましたものも、一旦行政区にお願いしまして、同様に要望書を提出していただいているところでございます。

要望書を市のほうで受け取りました後は、その内容を確認しまして、市の管轄でございます宇城警察署にそちらを進達しているところであります。

宇城警察署においては、さらに要望箇所の車両の通行量や道路の形状、道路横断者の利用実態等を調査した上で、設置の必要性があるものを公安委員会へ上申されていると聞いております。

行政区からは、毎年5件程度市のほうに提出されており、交通信号機の設置及び横断歩道の表示が最も多いように見受けられます。

今後、設置については、できる限り行政区には進捗状況等をお知らせしていきたいと考えているところでございます。

- 19番（豊田紀代美君） 総務部長の御説明でしっかりと理解ができました。しかし、行政区からの要望の中で、10年以上そのままになっている箇所もあるというふうにお聞きをいたしております。要望の管理台帳等を整理されて、行政区には進捗状況等の御説明をいただくのも行政サービスの1つではないかと考えております。今、総務部長の御答弁で、できる限り行政区には進捗状況をお返しするとの御答弁を頂戴いたしましたので、重ねてお願いをいたしておきます。

また、8月29日付の熊日新聞によりますと、滋賀県の大津市の交差点で保育園児ら16人が死傷した痛ましい事故を受け、熊本市は交差点の点検を実施し、予算措置をしたとありました。本市の取組についてお尋ねをいたします。

- 土木部長（成田正博君） 議員話されましたとおり、熊日新聞で熊本市では滋賀県大津市の交差点で、保育園児らが死傷した事故を受けまして、国道を除く幹線道路のうち一日の交通量が1万台以上で、歩道のある信号交差点を目視で確認したとありました。国におきましてはその緊急性を踏まえて、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を9月末までに実施しまして、10月中に結果の概要を集約するといった閣議決定がなされております。宇城市におきましても、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の実施要領に基づき

まして、保育園などの施設管理者、道路管理者、所轄の警察署、福祉所管部署と今月9月10日に安全点検の実施を予定しております。今回実施要領に該当する点検箇所は、交差点8か所を含みます38か所を予定しております。点検後10月中に対策が必要な箇所を取りまとめまして、可能な限り、早めの対策完了を目指していきたいと思っています。

○19番（豊田紀代美君） 土木部長ありがとうございます。交差点8か所を含む38か所の安全点検を、早速本市でも9月10日に実施していただくとの土木部長の御答弁でございました。さらには可能な限り短時間で対策を完了していただいて、完了を目指すという力強い御答弁もいただきました。感謝をしつつ大きな期待を寄せております。よろしく願いをいたしておきます。

小さな3点目、現在かけ込み110番フラッグが、通学路等に設置がされておりますが、古くなったり、110番フラッグが通学路にない箇所もあると交通指導員から御指摘をいただきました。希望調査や配布等の取組について、まずその状況をお尋ねいたしたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） このかけこみ110番フラッグは児童生徒の登下校の安全はもとより、不審者による事件、事故等を未然に防ぐ安全確保の一環として、学校やPTAを通じて民家や店舗等に協力依頼をし設置をいたしております。

合併と同時にこのかけこみ110番フラッグの配布を行い、平成30年度現在で総設置数は751件となっております。

毎年4月に各学校に現状を把握するための希望調査を実施し、均衡を図りながら毎年300本程度購入しまして、配布をいたしています。

防犯フラッグの設置は、児童生徒の安全や犯罪の抑止力向上に大きく貢献していますので、今後も学校それからPTAそして地域と連携を取りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 私もこの取組は、児童生徒の登下校の際の安全確保や不審者による事件あるいは事故を未然に防ぐために、大切な取組だというふうに判断をさせていただいております。

そこで、設置されている751本の内訳を、また希望調査方法等についても意向が必要ではないかというふうに考えておりますが、教育部長のお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） フラッグ設置の内訳としましては、中学校区ごとで、三角校区が125本、不知火校区が101本、松橋校区が287本、小川校区が216本、豊野校区が22本となっております。

不足するフラッグの報告については、各学校のほうでPTAと協議を行いながら

報告をしていただいているといった状況でございます。

また通学路の安全につきましては、児童生徒の登下校時の通学路を子ども見守りボランティアの方々や交通指導員の方、それから地域交通安全活動推進委員の皆さんが、献身的に見守りをいただいているところでございます。

来年度の学校への設置希望調査におきましては、校区全体を見据えて、必要数やそれから不足数の報告をしていただけるよう、関係部署から校長会などを通じまして依頼を行い、児童生徒の安心安全のために、実態に即した設置を促進してまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 校区の連絡協議会で、かけこみ110番フラッグの設置について、地区の交通指導員から熱心な御意見を頂戴いたしました。希望調査をされる際には是非声を掛けていただいて、実際に通学路を歩いて点検して、実態に即した設置をすべきだというふうにありがたい意見でございました。老人会の皆様もいつも見守りをいただいておりますし、地域全体で児童生徒の安全を見守る意識を啓発するためにも校長会等でもかけこみ110番フラッグについて是非お諮りいただきますように、教育部のほうからよろしくお伝えください。よろしくお願いいたします。

続きまして、大きな3点目、教育についてでございますが、小さな1点目、宇城市・宇城市教育委員会とベネッセとの連携協力に関する協定については、宇城市の子どもたちが自分の人生をデザインする力を身に付け、よりよく生きる教育のまち宇城市の実現のため、将来を見据えた5年先をいく教育を行いますと守田市長の教育に対する力強い思いがしっかりと伝わってきておりますし、また、平岡教育長におかれましては、子どもたちが日本一輝く宇城市にするという目標を掲げられ、諦めない才能を磨くということで、宇城市の子どもたち一人一人が輝ける教育に御尽力いただいていることに感謝を申し上げます。そこで、ベネッセとの協定についての市長、そして教育長のお考えをお示しいただきたいというふうに思います。

○市長（守田憲史君） 今回のベネッセコーポレーションとの連携協定に至った一番の理由は、宇城市の未来を担う子どもたちへの教育の充実が最も重要であると考えているからです。

本市は、これまでも小中学校の教室へのエアコンの整備や電子黒板の導入など、教育環境の整備に力を入れてまいりました。

今年度は「教育のまち・宇城市」の実現を目指し、ICT教育の推進や英語教育の充実に力を入れる決意をいたしました。

宇城市の宝である子どもたちの学力向上、教育環境を充実させることが、子どもたちの明るい未来につながると考えていますし、ひいては、子育て世代の皆さんが

宇城市に住みたい、住んでよかったと思ってもらえればと考えております。

○**教育長（平岡和徳君）** 今回の事業の目的を最も効果的・効率的に進めるには、各事業を包括的に導入することが適切とまず考えました。具体的には、小・中学校同一の学習支援ソフトや英語4技能検定の結果を基にした指導及び研修の実施、そしてICT支援員の派遣がスムーズであることなどを考慮した結果、業界最大手で多数の自治体での導入実績がありますベネッセコーポレーションに決定したところであります。

特に、英語4技能検定では、県内の高等学校でも多数採用しておりまして、日本のシェアの中でもその受検者数はナンバーワンであります。これは市内全ての児童生徒が4技能検定を受検することができる、その点で他の検定と比較しても大きな優位性があることを考えたところであります。

協定の内容につきましては、教育部長が説明します。

○**教育部長（吉田勝広君）** 株式会社ベネッセコーポレーションとの連携協力に関する協定内容につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

この協定は、本市それから本市教育委員会と株式会社ベネッセコーポレーションとの密接な連携、相互協力の充実等により、教育事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的としております。

本協定は、英語4技能検定の導入、ドリルソフト等の導入、ICT支援員の配置による教育のICT化の推進、これら3つの柱といたしております。

具体的には、英語4技能、聞く・読む・話す・書くの能力向上を図るため、小学校5年生から中学校3年生まで約2,600人を対象とした英語4技能検定GTECを実施します。

2つ目は、アクティブラーニングによる情報活用能力の育成や、中学校では1人1台のタブレットパソコンを、効果的に活用するためドリルソフトを導入し、基礎学力の向上と家庭学習の定着を目的とした学習支援ソフト「ミライシード」を導入いたします。

3つ目は、教職員のICT活用力の向上や、授業におけるICT機器の活用実践及び教材のサポートを図るためICT支援員を配置します。

この連携協定の期間は、令和7年3月31日までとし、事業費の総費用は1億7千万円を見込んでいます。

○**19番（豊田紀代美君）** 守田市長、平岡教育長の「教育のまち・宇城市」にかけられる強い思いを再確認することができました。また、教育部長の熱心な御答弁ありがとうございます、これから、英語4技能検定が重要度を増すことは理解をいたしております。当初、ベネッセ英語4技能検定では、何校が利用しているのか、どこ

の自治体、学校が利用しているのか教育部にお尋ねをいたしました。その件については回答できないとのことでしたが、本日連携協定の一覧をいただきました。これは議長のお許しを頂いて教育部のほうから配布をしていただいております。教育長の御答弁で、業界最大手で多数の自治体の導入実績があるということで御答弁をいただきました。ベネッセは全国で本市を含める13市2町と連携協定がなされていることを確認できました。今回ベネッセソフトを導入するわけですが、今後他社の競合ソフトの利用は可能なかどうか。さらには、ICT支援員は何人で、具体的にどのような形で支援をされるのかお尋ねをいたしたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 豊田議員からありましたように、議長のお許しを得て株式会社ベネッセコーポレーションとの提携協定一覧をお手元に配布しております。

ベネッセに確認しましたところ、包括連携協定は、滋賀県草津市をはじめ、熊本市など14市と締結をされております。英語4技能検定やICT支援のほか、学力調査やプログラミング教育など、各自治体の状況により事業内容が決定されております。

今後は、本市における事業導入の効果や検証結果等などをしっかり積み上げて、本市は頑張りたいというふうに考えております。

次に、他社のソフトの利用は可能かという件でございますが、利用は可能でございますけれども、事業の目的を最も効果的それから効率的に進めるには、各事業を包括的に導入することが適切と考えておりますので、小・中学校同一の学習支援ソフトやICT支援員の派遣ができることなどを考慮いたしまして、その結果、多数の自治体での導入実績があるベネッセコーポレーションに決定したところでございます。

次にICT支援員につきましてでございますが、中学校は週に1回、小学校が2週間に1回、支援員が学校に訪問し、授業におけるICT機器の活用実践や教材の作成支援などのサポートを行うよう計画しています。人数はまだ未確定でございますが、4人程度は必要になってくると考えております。

○19番（豊田紀代美君） 小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒全員が、2,600人を対象にGTECの英語4技能検定の実施は全国初の取組で、全国から注視をされているというふうに思います。私も大きな期待を寄せております。ICT支援員4人程度で、中学校は週に1回、小学校が2週間に1回、18校を訪問され先生方を支援される計画というふうに受け取りました。ICT機器の活用実践や教材サポートと先生との連携で、効果を出していただけるというふうに期待をいたしておりますが、このICT支援のスキルそれからサポート力が、この事業を大きく左右するというふうに考えておりますので、特に支援員が今4人程度ということで

はっきりしておりませんが、その支援員のスキルの高さを非常に期待しているところでございます。そういうふうなところまでも、教育長是非お願いをしておきたいというふうに思います。

小さな2点目、英語4技能検定で十分な成果の検証ができるのかどうかお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 英語4技能検定の成果検証についてお答えをいたします。

次期学習指導要領での小学校英語教科化をはじめ、中学生全国学力テストでの英語4技能検定の導入、それから大学入学共通テストへの英語4技能検定評価及び民間資格・検定試験の活用などの英語教育改革やグローバル化の進展の中で、英語力の向上は極めて重要と認識をいたしております。

教育委員会では、英語4技能の測定とその後の指導改善につなげることを目的として、先ほども申しましたとおり、小学校5年生以上の児童生徒約2,600人を対象とした、英語4技能検定GTECの受検を計画しているところでございます。

この検定は、一般的な英語検定などと違い、単純な合否を示すものではなくて、英語力の成果指標を示す国際基準換算で、児童生徒それぞれの英語運用能力を観点別に評価し、スコア型いわゆる数値で示される検定というふうになっております。

子どもたちにとっては、自分の英語力で何ができるか、次に何を学習すべきかなどが明確となり、子ども自身が強み弱みを把握できるなど、今後の学習意欲につなげることができます。

また、学校や各先生方にとっては、学校・学年・クラスにおける英語力を測定することで、現状の課題を分析し、次の指導につなげることができます。さらに、各個人の結果を4技能で細かく分析することができることで、結果に基づいた授業改善が可能となるなど、様々な教育的効果が期待できるところでございます。

このように、本検定の導入は4技能を詳細に測定し、その後の授業や子どもたちそれぞれの学びにつなげることを目的としておりますので、受検結果を成果とするものではございません。

あくまで、中学校卒業時に求められる力を目標とし、正確な評価・測定を行い、それに対する改善を計画し、実践につなげるためのものですので、本検定を基に調査分析を行い、時代に求められる力を育成していきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 教育部長の熱心な御答弁ありがとうございます。急速なグローバル化の進展の中で英語力の一層の充実は、極めて重要な問題であるというふうに教育部長とともに私も共通認識を持っているところでございます。そういった中で、守田市長の御英断でベネッセと連携協定を結ばれ、英語教育にも力を入れられることに市民は大きな期待を寄せていると思います。GTECの検定をとおして、

読む、聞く、書く、話すの基本的な知識、技能を活用して、その表現力を育成することは、児童生徒の将来的な可能性の広がりにも欠かせないものだと私も判断をいたしております。また、将来においては様々な社会的・職業的な場面において、外国語を用いたコミュニケーション能力を行う機会が増えること等を想定いたしております。GTECの取組をととして、その成果と検証結果を積み重ねられ、グローバル化に対応した英語教育の改善、充実を図っていただきたいと強く思います。5年後は包括協定、連携協定自治体の全国のトップランナーであることを信じて、今から楽しみに期待をいたしております。

それでは、大きな4点目に入ります。農業振興と排水対策についてでございますが、小さな1点目、大雨のときに、必ず国道3号線の竹崎地区周辺が冠水し、自動車の通行の大きな支障を来しております。今新地川改修ができれば改善ができると思いますが、国営農地基盤整備事業の推進とともに、河川の改修と農地の整備を同時に行っていただきたいという、地元からの強い御要望がっております。御承知のように、今新地川河川改修につきましては、以前より促進協議会が設置されておりましたけれども、数十年間頓挫をしておりますして進んでおりませんでした。地元の強い要望で、平成29年の4月25日に新たに協議会を設置させていただきました。県の2級河川であることから、末松県議、吉田県議にも顧問として入っていただいております。御尽力をいただいていることには感謝をいたしております。構成メンバーには本市の土木部、経済部、防災消防課、宇城地域振興局、地元嘱託員、水利組合関係者、地元市議会議員で構成をいたしております。これまで平成30年9月14日協議会開催と現地視察、平成31年1月18日現地視察、令和元年8月23日現地視察、8月28日協議会開催と現地視察を実施させていただきました。いずれも県議、振興局、土木部、経済部、部長、次長、課長、係長にも現地調査に積極的に参加をしていただき、協議会の会長といたしまして深く感謝を申し上げます。県でも予算化をしていただき、既に少しずつでありますが進捗はしていますものの、国営事業との関連もあり、厳しい状況下にあります。そこで、国営農地基盤整備事業における今新地川改修計画との関連についてお尋ねをいたしたいと思います。

○経済部長（坂園昭年君） 今新地川は県が管理する2級河川であります。これまで県により計画に基づき改修されてきました。昨年度は未改修部分の掘削を100㍍行い、河川が拡幅されました。

また、国営によるほ場整備事業は、御存知のとおり、地区調査の最終年度で来年度から実施を予定しております。

今新地川も国営ほ場整備事業の一定区域に含まれております。そのため、国と県

は協議を重ねてきました。この今新地川周辺の農地も国営事業で整備しますが、同時に県のほうで今新地川を改修する計画となっております。

現在、国が行っている地区調査において、一定区域の排水系統を確認し、排水解析が行われました。その結果、今新地川流域においては、まず流末である五丁川河口に毎秒18トンの排水機場の設置が必要であること。併せて、今新地川の拡幅と河川位置の変更が必要であることが分かりました。

したがって、まず必要なことは五丁川河口の排水機場の整備であり、その後、今新地川の拡幅と河川位置の変更を行わなければなりません。現状のまま今新地川を改修すれば、国道3号線の冠水が解消されても、今新地川の下流にある農地や民家が水没する危険性があります。

国営によるほ場整備の実施期間は、令和2年度から令和16年度までの15年間で予定されており、今新地川の改修がいつ行われるかは明言できませんが、国営事業は、当初に排水機場の整備から始めると国から聞いております。

- 19番（豊田紀代美君） 直近の現地調査で、土木部、経済部にも御確認をいただきました国道3号線の冠水原因を確認もしていただきました。県予算で竹崎水門手前の100メートルの掘削にしても拡幅ができております。工事困難な状況でありましたけれども、業者も非常に協力的な業者でございまして頑張ってくださいました。最終的には三方張りのコンクリートでされる計画であるというふうに思いますが、現在は暫定断面の素掘りのために、大雨の際には砂利が流れ、のり面が崩れております。これも確認していただいたと思います。御一緒させていただきましたので。また県予算で下流の水門撤去につきましては、本年度中に可能だと吉田県議より御報告をいただきました。今後の水位調整にも関係しますので稲刈りが終了した後、水位が下がった時点で調査をした結果で、撤去をすべきだというふうに判断をいたしております。さらには経済部長御指摘のとおり、国の排水解析で五丁川河口の排水機場設置と今新地川の拡幅と河川位置変更が必要であると、おっしゃるとおりだと私も思います。まずは五丁川河口の排水機場完成なくしては、今新地川の本格的な改修が難しいことも理解できました。しかしながら、度重なる国道3号線の冠水のために、やむなく耕作放棄地となった農地があったり、国道3号線が冠水して通行できなくなったりするということは、ここが通行できないような状態になるということは高速道路も通行止めになります。ということは、国道3号線が幹線道路でございまして、そこの渋滞、渋滞で通ればいいんですけども、この間の大雨のときはマフラーの近くまで冠水しまして、非常に困ってございました。それが大雨ごとにそういうことになる、これからもそれが予測されるとするならば、やはりこれは問題ではないかというふうに思います。是非とも、国・県に対して早急な改善策を是

非お願いをしたいと思います。国営基盤整備の関係それから今新地川の改修は、やはり五丁川のまずは排水機場設置が大事だと思います。排水機場もすぐ発注してできるものではなくて、発注したのちにそれからつくってやるということで、そこで2、3年はかかるというふうに判断をさせていただいておりますので、早々できないかもしれませんが、何とか国道3号線の冠水問題につきましても今後も配慮をいただきたいというふうに思っておりますが、経済部長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○経済部長（坂園昭年君） 国営ほ場整備事業では、地元地権者の本同意と、換地原案ができ次第、整備に入ります。国に対しては、排水機場の整備をできる限り急ぐよう要望いたします。また、県に対しては、排水機場の整備に合わせた今新地川の拡幅等を要望し、現状の改善に努めます。

○19番（豊田紀代美君） 経済部長ありがとうございます。経済部長より国に対して排水機場の整備、県に対しては今新地川の掘削を強く要望して現状の改善に努めると御答弁をいただきました。経済部国営事業推進課の頑張りもあり、先の議会でも市長からお話がありました。8月26日時点で96.6%の仮同意率については、高く高く評価をいたしたいというふうに思います。守田市長の宇城市の農地と農家を守り抜くという強い意志、お気持ちが実現するためにも、執行部一層の御努力をお願いして、要望しておきたいと思います。私も一地権者として全面的に協力をしてまいりたいと思います。

それでは、大きな5点目、ドローン活用についてでございますが、この件につきまして1点目先ほど申しましたように、災害時の被害状況の把握についてまずはお伺いをしたい。本市で購入されたドローンの台数やオペレーター数、それから活用頻度、さらには災害時の被害状況の把握について、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） ドローンの購入の経緯と台数等でございますが、市では、広報紙またはインターネットを利用した市の魅力の発信、防災及び減災、災害発生時の被災状況の把握、インフラ状況の把握等に活用するため、平成29年12月に無人航空機いわゆるドローンを1台購入しております。付属品を含めまして大体50万円弱でございます。年額2万円弱の動産・賠償責任保険をかけており、さらには適正な利活用を行うため、平成30年3月1日に、宇城市無人航空機管理運用規定を定めております。

購入から今年度までの利用実績は、フラワーフェスティバル会場の撮影、総合防災訓練の訓練実施状況の記録、農業用ため池の水位確認、海岸保全施設の基礎データ収集、中山間地域の農地の現地確認、浸水被害調査ほか計8回でございます。

また、職員の操作技術の向上のため、一般財団法人の熊本県ドローン技術振興協会が開催する講習会へ、平成29年度に3人、平成30年度に9人、令和元年度には9人を予定しており、合計21人の職員が受講しております。その中で、10時間以上の飛行時間保持者が3人在籍しており、航空法に規定されたD I D地区の禁止区域を飛行する場合に、国土交通省大臣の許可が必要とされる要件を満たすことができます。

災害発生時は運用規定の制約がございますが、2,000万画素のカメラを搭載していますので、高所から広範囲の被害状況の撮影が可能となるため、宇城広域消防本部と火災現場の全体像の把握や、行方不明者の捜索などに活用できるよう現在連携の協議を進めているところでございます。

○19番（豊田紀代美君） 平成29年12月にドローンを購入され、活用されたのは8回だけというのは正直もったいない気がいたしております。オペレーターの講習で受講した職員が合計で21人。また10時間以上の飛行時間保持者が3人と御報告をいただきました。災害時のドローンの活用を是非積極的に宇城広域消防と連携をされ、人命救助のためや捜索や火災現場等、人が入れないような場所でも150m以下ならば操縦ができますので、是非撮影が可能ですのでオペレーターの育成にも御尽力を、総務部長よろしく願いをいたしたいと思います。

小さな2点目、道路や橋脚等の定期点検で本市でのドローンの活用状況について土木部長にお尋ねをいたしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） ドローンの活用でございますが、道路橋りょうの点検は、通常点検・定期点検・異常時点検の3種類に分かれます。

通常点検とは、通常の道路パトロール時に遠望目視により橋りょうの損傷等を確認する点検です。

定期点検とは、道路法施行規則に基づきまして5年に1回の頻度で点検するもので、橋りょう点検に必要な知識と技能を有する者が、近接目視または近接目視と同等の情報が得られると判断した方法により点検を実施し、必要に応じまして打音や接触等の手段を併用しまして、健全度の診断や点検記録を保存することが義務付けられている点検でございます。

異常時点検とは、地震、台風、集中豪雨そういった自然災害が発生した場合に橋りょうに予期せぬ異常が発見された場合などにも、臨時若しくは緊急的に実施する点検でございます。

道路、橋脚等の定期点検での市が所有しますドローン活用についてでございますが、橋りょうの定期点検には、道路橋に必要な知識と技能等の専門知識と実務経験が必要であります。打音や接触等による確認も併用することが求められております。

現状では、外部委託によりまして点検を実施している状況でございますが、市が所有いたしますドローンは、道路橋を点検する性能を有しておらず、ドローンを活用した定期点検は厳しい状況にあります。

しかしながら、本年2月に改訂されました国土交通省が定めます道路橋定期点検要領の中に、「近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法」といった近接目視方法が緩和されまして、技術的に国土交通省が認めています画像計測技術でのドローン等による点検を実施すれば、足場等の設置が不要となり、外部委託の経費削減にもつながることが期待されます。

現状におきまして、市が所有するドローンの活用としましては、自然災害発生後の足場や点検車両が必要な橋りょう、のり面等の危険箇所の状況把握、そういった部分に活用して、職員の安全確保や異常箇所の早期発見につなげていきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 土木部長御指摘のように、平成31年の2月に改訂された国土交通省が定める道路橋定期点検要領の中に、近接目視方法が緩和されたということを今御紹介いただきました。私も実は報道でこの件につきましては存じておりまして、山鹿市の橋脚から約2メートル離れたところから上下にドローンを操縦して撮影画像が0.1メートルのひびまでも確認ができる。そういうことがドローンでできるとすれば足場を組んで余計な予算を必要とせず、また職員の安全確保や異常箇所の早期発見につなげられるし、危険な目にも安全確保もできるというように私も思います。是非、そういうところで緩和されたところも十分活用されて、土木部でも御努力をお願いしたいと思います。

小さな3点目、本市の魅力を発信する広報手段としてのドローンの活用についてお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） ドローンにつきましては、従来ヘリコプターを使用しなければ撮影できなかった空撮映像を手軽に撮影することを可能とするものであり、ドローンの活用によって、普段見ている地元の風景を新たな視点から見つめることで、これまで気づかなかった新たな魅力の発見につながることが期待されております。

ドローンの市の広報への活用についてということですが、豊田議員の御尽力もありまして、放送作家の小山薫堂氏や音楽プロデューサーの松任谷正隆氏にも参加していただきまして、世界遺産では日本初となる「D r o n e C h a l l e n g e i n 三角西港」というイベントを平成28年9月に開催しております。

この大会では、全国から集まった参加者がドローンによる空撮を競い、三角西港の魅力が詰まった映像を市のプロモーションビデオとして制作して、Y o u T u b eに掲載し、一般からの「いいね」の数で最優秀賞を決定するなど、宇城市のP R

を行ったところでは。

また、市の広報紙の記事の中で、直近では今年の５月号だったんですけども、外部の方がドローンで撮影した写真を掲載していただくなど、その辺の活用を図っている状況です。

市で購入したドローンの広報への活用についてということですが、現在は広報の担当部署に撮影技術を有するオペレーターがおりませんということで、それとまた法規制が厳格化されたことなどによって、残念ながらこれまで活用できていないのが現状でございます。今後は、オペレーターの養成等を行ってまいりたいということで考えております。

○１９番（豊田紀代美君） 企画部長ありがとうございます。世界遺産では日本初ということで、小山薫堂さんや松任谷正隆さんと御一緒させていただきまして、「D r o n e C h a l l e n g e i n 三角西港」でドローンのオペレーターとして、私も参加させていただいたことはとても大きな喜びでもありました。企画部長の御答弁の中に、担当部署にオペレーターがいないことと法規制が厳格化されたことによって活用ができていない状況であるという御答弁をいただきましたが、２０１９年５月１７日に改正ドローン規制法が成立しました。内容は、２０２０年の東京オリンピック前後に会場の上空をドローンで飛行を禁じられる。または、自衛隊施設や在日米軍の基地の上空を飛行するのも原則禁止、それから２０１９年のラグビーワールドカップの日本大会も対象とされています。これ以外は、今までの法規制と同様ですので、本市では安心してある程度活用できるんじゃないかというふうに思います。支障はないと思います。また、企画部長の御答弁の中に、今後オペレーターの養成を行うということがございましたので、総務部長に一言、その思いを御答弁お願いしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 現在、一般財団法人熊本県ドローン技術振興協会において毎年９人の職員を受講させております。同協会に受講者の増員について問い合わせしたところ、現在、演習で使用している場所が狭く、受講者の増員には対応できないとのことでしたが、来年度から演習会場を変更することで増員に対応可能との回答が得られております。今後興味ある職員、特に若い職員を広く公募しまして、講習受講の拡大を進めドローンの稼働率の向上に努めたいと考えております。

○１９番（豊田紀代美君） ありがとうございます。総務部長の御答弁大変ありがたく思っております。興味のある職員、特に若い職員の方々に公募をされて、ドローンの稼働率の向上に努めるとお約束をいただきました。各所管でドローンの有効活用を期待いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（長谷誠一君）　これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会　午後０時１１分

第 3 号

9 月 5 日 (木)

令和元年第3回宇城市議会定例会（第3号）

令和元年9月5日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 西 村 光 代 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	稼 隆 弘 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	坂 園 昭 年 君
土 木 部 長	成 田 正 博 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君

会 計 管 理 者	横 山 悦 子 君	総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君
企 画 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	市 民 環 境 部 次 長	松 川 弘 幸 君
健 康 福 祉 部 次 長	西 岡 澄 浩 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	教 育 部 次 長	豊 住 章 君
三 角 支 所 長	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君
市 民 病 院 事 務 長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君
監 査 委 員 事 務 局 長	山 本 裕 子 君	財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、11 番、園田幸雄君の発言を許します。

○11 番（園田幸雄君） 皆さんおはようございます。会派彩里の園田でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

初めに、先の九州北部豪雨災害で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、宇城市は平成の大合併から 14 年経過しました。スケールメリットを求めたの合併であったと思います。そんな時期に夕張市問題が発生しました。炭鉱閉山による急激な人口減少、まちの存続をかけた観光施設建設などにより財政が悪化しました。それに加えて意図的な財務処理、赤字隠しにより、赤字が著しく大きくなって、平成 19 年 3 月に財政破綻いたしました。国は第 2 の夕張問題が起きないように、平成 19 年 6 月に地方公共団体の財政健全化に関する法律を公布しました。

そこで、宇城市におけるそれぞれの財政指標についてお伺いいたします。

後は、質問席で行います。

○総務部長（成松英隆君） 財政指標についてのお尋ねということでお答えしたいと思います。

まず、平成 30 年度決算における各財政指標の数値等についてお答えいたします。

まず、財政力指数について説明いたします。財政力指数は、その市町村の財政力の強弱を表すもので、毎年度の行政活動に必要な経費をどの程度自力で調達できるかを示したものです。この数値が高いほど財政的にゆとりがあることを示しますが、この数値が 1 を超える場合は、歳入が歳出を上回っていることになり、普通交付税の不交付団体ということになります。

平成 30 年度における宇城市の財政力指数は 0.4 で、県内 14 市の中では 9 番目に位置しております。

次に、経常収支比率です。経常収支比率は、市税など常に見込める収入と公債費、いわゆる借金ですね、など常に支払う必要がある支出を比べたもので、この割合が高いほど自由に使える資金が少ないということになります。

平成 30 年度における本市の経常収支比率は 95.1 % で、県内 14 市の中では 10 番目となります。14 市の平均は 94.3 % となっており、14 市の平均より若干高めの数値となっております。

続いて、健全化判断比率です。健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標がありますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率の2つの指標については、平成30年度決算において、黒字となり該当しませんので、説明は省略させていただきます。

実質公債費比率は、毎年安定して得ることができる収入に対する公債費の占める割合で、数値が小さいほど必要以上に借金をしすぎていないというものです。一定基準がございまして、25%を上回ると市債の発行が制限されますが、本市は、平成30年度10.2%という結果で、県内14市の中では12番目に位置していますが、前年度からは0.9%改善しているところです。

将来負担比率は、借金の返済など既に将来支払うことが確定している金額などを含めた事実上の総負債の残高が、1年間の収入総額に対しどの程度の割合かを示したものであり、数字が小さいほど将来の負担が少ないということになります。

平成30年度決算では5.4%と、前年度から20.7%改善し、県内14市では6番目に位置しております。

続いて、標準財政規模の状況に入ります。標準財政規模とは、家庭でいう年間所得のことで、市税などのように、その市町村が毎年安定して得ることができる収入の規模のことをいいます。

平成30年度は171億5,500万円という結果で、県内14市の中では5番目の財政規模となっています。

続いて、地方債残高について説明します。地方債は、生活の基盤となる道路や学校などの施設を整備する際に、財源として市が借り入れる長期の借金でございます。

平成30年度末での地方債現在高は354億8,800万円となっており、県内14市では4番目に多い結果となっています。

ただし、人口一人当たりの地方債現在高は、宇城市一人当たり596万円で14市の中では8番目となり、中位に位置している状況です。

最後に、基金現在高の状況について説明します。平成30年度普通会計決算における基金現在高は、財源調整機能を有する財政調整基金や減債基金、その他全ての特定目的基金を含め142億9千万円となっております。

家庭でいう、いわゆる預貯金に相当するものとなりますが、積立額の県内14市の状況では、上から4番目に多い数値となり、人口一人当たりの積立額でも、一人当たり24万円で、総額同様に4番目に位置している状況です。

ざっくり申し上げますと、貯金が142億円に対して、ローン残高が2.5倍の354億円あるということでございます。

平成30年度決算等における財政指標の状況の説明は、以上でございます。

○11番（園田幸雄君） ただいまの答弁では、財政力指数は0.4です。県内14市の中では9番目です。ちなみに隣の宇土市は0.51で3番目であります。本市は宇土市ほど余力がないのが分かります。

次に、経常収支比率では95.1%で、県内14市の中で10番目に位置しています。これも自由に使える資金が少ないと考えます。宇城市は総じて財政指数は改善されていますが、県内14市の順位では余り変動がないようです。これはほかの市でも改善が進んでいる結果だと考えます。

次の質問に入ります。地方債残高について質問いたします。財政指標の中で地方債残高について県内14市の中で4番目に多いという説明がありましたが、確かに高いと思います。今後の将来負担や財政運営、また発行期限の延長がなされた合併特例債の活用方策について伺います。

○総務部長（成松英隆君） 御指摘のとおり、熊本地震発災以降、復旧・復興等の事業に係る地方債の発行額が大きくなり、地方債現在高も増加している状況となっています。

地方債残高が増え続ければ、財政負担の増加、また財政運営における健全化判断比率等の悪化も懸念されるところでございますが、これまでも、国・県の補助事業や、有利な地方債の活用による財源確保、様々な行財政改革による歳出縮減などに取り組み、普通交付税の段階的縮減への対応や財政調整基金の積み増しなどの健全化に努めてまいりました。

また、復旧・復興事業をはじめとする地方債の借入れも、真に必要な事業に対する財源確保であり、国・県の補助金等を可能な限り活用したのちに、特に有利な起債を財源としています。

このため、地方債残高は増加しているものの、実質的な市の将来負担につきましては、先ほど将来負担比率の説明でも申しましたように、年々改善しているところでございます。

これは、以前に借りた交付税措置の低い地方債が順次減っているとともに、残高としては増加しているものの、そのほとんどが合併特例債など、交付税措置が高い地方債が占めておりまして、交付税算入額を除く実質的な負担を少なくしているところでございます。

また、合併特例債の活用についても、平成30年4月、合併特例債の発行期限を再延長する改正特例法が施行されたことにより、令和6年度までの活用が可能となっております。

合併特例債は、交付税措置として7割が補填され、新しいまちづくりのために必要かつ有効な財源となりますが、事業によっては、その他の交付税措置が有利な地

方債もごさいます。

合併特例債を効果的に活用できるよう、また令和6年度までという期間、また発行限度額を踏まえつつ、その折々で最も有利と考えられる地方債を使い分けていくことが、後年度における財政負担の軽減にもつながるものと考えられます。

今後も引き続き、将来負担の軽減も踏まえ、元利償還、地方債現在高には注意しつつ、真に必要な事業への財源として、効果的な地方債の活用を図ってまいりたいと考えております。

○11番（園田幸雄君） 自主的な財政健全化の取組により、財政状況は確実に改善されてきています。しかし、宇城広域連合での浄化センター建設やクリーンセンター建設などの大型起債事業の公債費負担、また合併特例事業債を活用した大型事業も予定されています。熊本地震からの復旧・復興はもちろんのこと、これからの少子高齢化社会の進行、人口減少問題、社会経済の状況などを考えると、決して安心できる状況ではありません。今後も引き続き、自主財源の確保や災害時の緊急的財政出動に対応するためにも、有利な地方債などを活用することで、最小の経費で最大の行政サービスができるよう、なお一層の財政健全化への取組を要望して、次の質問に入ります。

現在、社会問題になっているひきこもりについて質問いたします。本年3月に国、内閣府が初めての全国調査の結果から、40歳から64歳までのひきこもりが全国に613,000人いるという推計値を発表しました。中高年のひきこもり問題が表明しました。そのような中、本年5月に神奈川県川崎市では、登校中の小学生が刃物で切り付けられ、2人が殺害される通り魔事件が発生しました。加害者は長い間ひきこもり状態であったと報道されました。また、6月には東京都練馬区で、元農水省事務次官がひきこもりの長男を殺害する事件が起きています。

そこで、本市の実態と対策についてお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） ひきこもりとは、仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外とほとんど交流がない状況を指しまして、厚生労働省はこうした状態が6か月以上続いた場合を定義としています。

全国での数値については、園田議員が話されたとおり、全国で40歳から64歳までのひきこもりが推定613,000人いると発表されています。内訳としましては、趣味の用事するときだけ外出する人が248,000人、近所のコンビニなどに出かける人が274,000人、自宅からほとんど出ない人が91,000人となっています。

本市においては、ひきこもりの数は確認しづらく、具体的数値の把握ができていないのが現状でございますが、社会福祉協議会へ委託しております生活困窮者自立

支援事業において、今年度は9人の方からひきこもり関連の相談がっております。相談内容により、本人の状態に応じて医療機関へつなぐのか、福祉制度を利用するのか、あるいは就労準備支援をするのか等を判断しながら経済的自立、社会的自立に向けた支援を行っております。

今後の対策につきましては、民生委員の方々と連携し情報収集を行い、まずは実態把握をして支援につなげていきたいと考えております。

また、生活困窮者自立支援事業において、ひきこもりの状態にある方やその家族への支援に向けて、より相談しやすい体制とするため、ひきこもり相談窓口を整備するとともに、県の相談窓口である熊本県ひきこもり地域支援センターとの連携を図ってまいるところでございます。

○11番（園田幸雄君） ひきこもりについては、今後、本市でも大きな課題になると懸念されます。事件を未然に防ぐのも行政の仕事だと思います。これからも社会福祉協議会や民生委員、区長と情報を共有しての対応を要望して、次の質問に入ります。

さしより野菜推進について質問いたします。本市の健康課題であるメタボリックシンドロームの該当者や予備軍が年々増加しています。それに比例して、高血圧者や糖尿病疾患患者が増加しています。また、県の健康食生活に関する調査によると、宇城市民の食べる量が、県平均を大きく下回る結果が出ました。これらのことから食事において、まず野菜から食べることで血糖値の急上昇を防ぎ、動脈硬化や糖尿病などの予防につながる、さしより野菜推進がスタートしました。現在の進捗状況と効果検証についてお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、事業取組のきっかけと現在の進捗状況についてお答えをいたします。

本市では、全ての市民が健康で明るく元気で生活できる社会の実現に向け、生活習慣病の予防に重点をおいた健康宇城市21計画を策定し、市民の健康づくりを推進しております。

一方で、特定健診における高血圧、糖尿病、メタボリックシンドロームの該当者の割合はなかなか減少までには至らず、大変苦慮しているところでございます。

そこで、全国でも注目を集めた東京都足立区が取り組んでいる糖尿病の重症化対策の事例を参考に、本市独自の「さしより野菜・たっぷり野菜」の事業計画を策定し、昨年度から本格的に事業を展開しております。

昨年度の実績としては、さしより野菜協力店29店舗の認定をはじめ、さしより野菜キャンペーンの実施、ベジワンコンテストの開催、ANAクラウンプラザ熊本ニュースカイホテルと連携したオリジナルレシピの開発、各行政区での健康教室・

栄養教室、事業協力団体の視察研修など様々な事業や啓発活動に取り組んできました。

本年度は協力店の認定件数の目標を50店舗とし、令和4年度までには100店舗を目指します。今後も、引き続いて協力店や関係団体と連携し、地域一体となった取組を実践していきます。

また、さらにさしより野菜事業の認知度を高めるため、各種事業やイベント等をおして、周知啓発に努めてまいります。

次に、効果検証についてですが、本年5月から7月の健康診断結果説明会に参加された1,606人の方々を対象に、さしより野菜の認知度及び実践に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、事業の認知度については、「知っている」と答えた方が全体の78%でございまして、男女別に見ると男性の方が低く、20代の男女及び30代の男性の認知度が低いという結果でございました。また、実践度としては、男性より女性の方が実践している人が多く、実践していない人の割合が一番高かったのが、30代の男性で36.4%という結果でした。

このことを踏まえ、市主催の健康に関するイベントや、集団健診、健康・栄養講座等に参加された方がポイントを獲得し、一定数のポイント到達時点で特典がもらえる仕組みとする健康ポイント事業を、本年11月から開始する予定としております。

ポイントの獲得方法は紙カードによる方式に加え、携帯電話を利用したアプリ方式を導入することで、認知度・実践度ともに低かった20代から30代世代の行動変容と、健康に対する意識高揚を促し、健診受診率の向上及びさしより野菜事業の推進を図ってまいります。

さらに、将来的には各事業の効果検証を基に、健康寿命の延伸及び医療費の上昇抑制へとつなげてまいるところです。

○11番（園田幸雄君） これからも認知度、周知を高めていただき、協力店の拡大や関係各団体と連携して、市民の健康的な生活習慣の改善に向けての各事業の推進を要望いたします。

次に、市長は、さしより野菜を実践されていると聞いておりますが、成果はいかがでしょうか。

○市長（守田憲史君） さしより野菜、実践して1年半になります。日赤の血液検査では、全部正常の範囲内に入ってしまったしまして、体重も4kg減りました。いいことばかりでしたが、ゴールデンウィークとお盆の食べ過ぎで3kg元に戻りました。また今後努力してまいります。是非、さしより野菜、効果が上がっております。どうぞ今後とも御協力をよろしくお願いします。

○11番（園田幸雄君） 市長職は激務です。継続は力なりと申します。健康に留意されて市のトップリーダーとして今後ますますの御活躍を念じております。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。豊川幹線道路について質問いたします。この道路は豊川地区を南北に貫く基幹道路です。一般車両の通行量も多く、また小中学生の通学路としても重要な役割を果たしています。最近では、土羽、のり面の崩壊が進んでいます。道路改修に向けて数年前に豊川地区連絡協議会からも要望書が提出されています。昨年、この道路の東松崎地区で路肩が崩れている水路に、中学生が転落する事故が2件発生しています。非常に危険な状態であります。今後の整備方針について伺います。

○土木部長（成田正博君） 豊川幹線道路は、松橋町砂川から東松崎へ豊川地域の中心部を南北に貫きます砂川五丁川線、それと南豊崎松橋線であります。豊川幹線道路沿線には、砂川公民館、豊崎公民館、東松崎公民館がありまして、小中学生の通学路としても利用されている豊川地域の重要な生活道路と認識をしております。

現状といたしましては、道路幅員が4.5mから5.5m程度で、道路沿いの水路はほとんどが未整備であり、道路路肩のり面を侵食し、部分的に車の離合にも支障を来している箇所もあります。

また、先ほど議員が話されましたとおり、通学生の水路への転倒といった情報も聞いております。早急な対応も必要と考えますが、豊川幹線道路沿線地域におきましては、国営ほ場整備の計画区域であります。豊川北部地区、南豊崎地区、浅川地区、事業の推進が行われる予定でございます。

今後の豊川幹線道路の整備方針としましては、国営ほ場整備事業と連携を図りながら設計等を見据え、整備方針を見定めていく必要があると考えます。また、道路路肩が崩れている箇所につきましては、応急的な木柵工を実施したり、道路路肩の保全に努め、通学または道路利用者の安全確保に努めていきたいと考えております。

○11番（園田幸雄君） 来年3月には、この道路を横断する長崎久具線が開通します。さらに交通量の増加が見込まれます。この路線は、国営ほ場整備事業の計画区域であり、事業と連携を図り整備することは理解いたしますが、整備には約5年以上かかることが予想されます。その間の道路路線の保全に努めていただき、しっかりと安全確保を強く要望して、次の質問に入ります。

国営ほ場整備事業の農業用水、園芸用水について質問いたします。国営によるほ場整備事業は、計画どおり順調に進んでいるものと思います。今回の整備区域は、旧干拓地であるので、排水対策はもちろんでありますが、農業の生命線である農業用水も欠かせません。本市には大きな河川がなく、慢性的な農業用水不足が続いて

おります。農業用水の確保はどうなっているのか。また、一部で利用されている氷川かんがい排水の年間給水量や取決め事項など、どうなっているのかお伺いいたします。

○経済部長（坂園昭年君） 国営によるほ場整備事業は、現在地区調査の最終年度にあたり、令和２年度から実施に入る見込みであります。

整備計画における農業用水の確保対策ですが、既存の水利である河川やため池の用水を十分活用できるよう、用排兼用水路から反復利用させ、パイプライン化して用水を供給します。

また、施設園芸用水については、休眠中の上水道施設の地下水が農業用に活用できないか調査を行っています。

御質問の氷川かんがい排水は、県の許可を経て水利使用規則に則り、昭和６０年度から下益城南部土地改良区が使用しています。

規則により最大取水量が定められており、時期によって量は異なりますが、年間最大取水量に換算しますと約３００万トンになります。ちなみに、近年の使用量は約１８３万トンです。

また、取決め事項としては、最大取水量のほかに、取水量の測定を行うことや、かんがい面積２６５ヘクタールに減少が生じた場合の変更許可申請などが定められています。

○１１番（園田幸雄君） その氷川かんがい排水を施設園芸用水に利用することはできないのか。また、過去に計画があった釈迦院ダムが中止になった経緯についてと、緑川用水を再度事業化できないかお伺いいたします。

○経済部長（坂園昭年君） 氷川かんがい排水は、下益城南部土地改良区が小川町の一部と松橋町の一部に使用しています。施設園芸用水とするためには、下益城南部土地改良区の承諾とともに、県にかんがい面積の変更申請を行い、許可を得ることが必要であります。

また、釈迦院ダムは、事業主体の県が地質調査等の詳細な検討を進めた結果、地質状況が予想以上に悪く、この処理等のために事業費が増大することから、費用に見合う効果が得られないこと。また、治水対策としてはダム建設よりも河川改修が有利となることが判明しました。

このため、県はダム事業の継続は困難と判断し、平成１５年度の県公共事業再評価監視委員会にダム事業の中止を諮問するとともに、その意見を伺って中止を決定したと聞いております。

なお、緑川用水は、これまで５０年以上にわたり、調査、検討、中止を繰り返してきました。昭和４６年３月に完成した緑川ダムの総貯水量４、６００万トンのうち、かんがい用水１、０００万トンをめぐり、近隣市町から要望が上がるものの、緑川本

流地域からほかの地域への分水については条件が整わないため、事業実施に至っておりません。

○11番（園田幸雄君） 今回の国営ほ場整備地域は平坦地であり、施設園芸が最も盛んな地帯でもあります。良質な園芸用水が必要であります。緑川用水の引込みも含めて、今後、市としての農業用水・園芸用水確保対策について、市長に見解を求めます。

○市長（守田憲史君） 市の農業発展のためには、農業用水の確保は欠かせないものと十分認識しています。緑川用水の引き込みが可能かどうかは分かりませんが、国営ほ場整備事業も始まります。このとき、すぐに緑川ダム1,000万トンについて要望を上げたところでございます。しかしながら、慣行水利権その他の中でかなり厳しい状況にあることも事実でございます。今後も何としてもこの機会に、農業用水の確保についても研究を重ね、国・県とも協力し、改善に向けて最大限の努力いたします。

○11番（園田幸雄君） 何と言っても本市の基幹産業は農業であります。農業の百年の大計、将来はこの国営ほ場整備事業の農業用水・園芸用水対策にかかっていると言っても過言ではないと思います。再度の緑川用水の事業化を要望して、次の質問に入ります。

近年、農地について相続が発生しても、登記名義人が変更されずに権利関係が不明確となるケースが多くなっており、担い手への農地の集積・集約化を進める上で阻害要因となっているとの指摘があります。国の調査では、約458,000㌥の未登記農地があり、全農地面積の約2割になっており、遊休農地が約54,000㌥との報告がありました。そこで、本市の現状と対策について伺います。

○農業委員会事務局長（白木太実男君） 未登記農地についてお答えいたします。

近年、先ほど園田議員が話されたとおり、農地につきましては相続が発生しても、登記名義人が変更されず、権利関係が不明確となるケースが多くなっておりまして、担い手への農地の集積・集約化を進める上で阻害要因となっております。

平成28年農林水産省による相続未登記農地等の実態調査結果において、本市では、相続未登記が12,398筆で1,188㌥でしたが、令和元年8月末現在では12,684筆で1,215㌥と微増しております。

これまで、相続未登記農地の確認につきましては、登記簿や固定資産課税台帳または戸籍などで確認していますが、共有者を探そうとしても数代にわたって探すのがかなり困難であったり、共有者を見つけ出して過半の方の同意を得たとしても、5年間しか利用権設定ができないなどの問題点がありました。

そこで、平成30年の農業経営基盤強化促進法等の一部改正によりまして、共有

持分の過半を有する者の同意を得た場合の利用権設定期間の上限が、５年から２０年と大幅に長期化されました。また、共有者(相続人)の１人でも簡易な手続きで農地中間管理機構に貸付けできるようになりました。

所有者が誰も分からない農地を農地中間管理機構へ貸し付ける場合も、農地法による裁定制度が活用可能となりまして、本制度も探索範囲の簡素化や利用権の期間の長期化が措置されて使いやすくなりました。

このように、農地中間管理機構が利用権を取得しまして、担い手に貸し付けることにより、所有者不明の遊休農地が活用されることになると考えております。

○１１番（園田幸雄君） 本市でも相続未登記が年々増加しているようです。昨年、農業経営基盤強化促進法等の一部改正によって、ただいま説明がありましたとおり、担い手への貸付けが容易になりました。遊休農地の解消のためにも是非しっかりとした周知を要望して、次の質問に入ります。

市民マラソン大会開催について質問いたします。来年２０２０年には５６年ぶりの東京オリンピックが開催されます。日本人で初めてオリンピックに出場したマラソンの父と言われる金栗四三氏をモデルとした大河ドラマ「いだてん」が放映されています。健康づくりと地域活性化を図るために、全国各地で数多くのマラソン大会が開催されています。

そこで、県内のマラソン大会と本市の状況についてお伺いいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 県内のマラソン大会や駅伝大会につきましては、各市町村で開催をされておりまして、マラソン大会においては３㎞から５㎞の短い距離から、ハーフマラソン、それからフルマラソンの長い距離までの多くの大会が開催をされております。有名な大会としましては、天草パールラインマラソン大会や熊本城マラソン、それから金栗杯玉名ハーフマラソン大会、横島町いちごマラソン大会などがございます。

駅伝大会では、熊日女子駅伝や熊日男子駅伝など、市町村の代表者が出場する大会もありますが、マラソン仲間が出場できる大会、熊本リレーマラソンや合志市カントリーパークリレーマラソンなどが開催されているところでございます。

市内で開催をされておりますマラソンの大会ですけれども、小川町のコスモスジョギング大会、不知火町の宇城市ロードレース大会、豊野町の桜マラソン大会などがございます。

それから駅伝大会では、三角町のみすみランラン駅伝大会、不知火町のデコポン駅伝大会、松橋町のリレーマラソン大会などが開催されている状況でございます。

○１１番（園田幸雄君） マラソンは走る楽しさ、完走した後の爽快感、まさにスポーツの持つ醍醐味でもあります。先の熊本城マラソンでは１４，０００人、天草パー

ルラインマラソンには約5,000人など、全国各地からの参加者があります。本市でも旧町ごとにロードレース、駅伝、リレーマラソンなどが開催されています。本格的なマラソン大会は、知名度や観光そして産業振興に好影響を与えます。スポーツを通じて、市民の健康づくりを提供するのも行政の努めであろうと考えます。マラソン大会の開催について教育長の見解を求めます。

○教育長（平岡和徳君） ただいま紹介がありましたように、市内で開催されておりますマラソン大会は、約2キロメートルから8キロメートルと比較的市民が参加しやすい距離で、その健康づくりのために行われている大会となっております。

新しくマラソン大会を開催するにあたりましては、まずコースの選定、開催時期、またハーフマラソンやフルマラソンとなりますと、距離が長くなる分、大勢のスタッフの確保が必要になるかと思われます。

このようなことで、その大会の開催にあたっての課題は多いところでございますけれども、園田議員がおっしゃいましたように市民の健康づくりや交流人口拡大のため、こういったものを念頭におきまして、今後前向きに研究してまいりたいと思っております。

○11番（園田幸雄君） 課題は多いことは十分に理解しています。しかし熊本城マラソンや天草パールラインマラソンには、多くのスタッフが動員され活躍しています。できない理由を考えるのではなく、どうしたらできるか、できる方法を考えてほしいと思います。本市単独でできないのであれば、宇土市、美里町との広域連合での開催を提案して、次の質問に入ります。

次に、学童スポーツについて質問いたします。部活動から社会体育に移行して5か月が過ぎましたが、いろいろと課題、問題点があるかと思えます。また、部活動では、九州大会、全国大会に補助金を支給されていましたが、今回の学童スポーツクラブではどうなるのか。それから、学童スポーツクラブは、地域で育てなければなりません。市民の理解と広報「ウキカラ」などでの周知が必要と考えますが、答弁を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 本年4月に、小学校の運動部活動が社会体育に移行いたしました。5か月を経過いたしましたところでございます。

県の方針では、市町村は、引き続き委員会を設置して、スポーツ活動の様々な課題について、解決に向けた取組を進めるとうたっております。市では、宇城市学童スポーツクラブ推進委員会を設置し、その第1回の会議を4月22日に開催いたしました。

その中で出た主な意見につきましては、施設の使用について、他のクラブとの調整が難しい、新入部員の募集のタイミングが難しい、継続した指導者の確保などと

いうのがありました。これらの解決策として事務局から提案をし、推進委員の皆さんからも解決策についての御意見をいただいたところでございます。

今回は、9月末をめどに推進委員会を予定いたしております。それぞれが持つ課題及び対応策について、意見や情報交換を行っていく予定であります。

次に、部活動補助金に関してでございますけれども、市の学童スポーツクラブの活動指針に基づいて設立した学童スポーツクラブにおいては、部活動補助金を継続した形で支給をしたいと思っております。

その補助金の内容としましては、1つが、1年目に限って設立補助金として1クラブ30,000円を支給いたします。この補助金は、新たに設けた補助金でございます。

また、部活動の運営に支給をいたしておりました運営補助金も、従来どおり継続して支給をいたします。

それと、県の予選を経て出場する九州大会、西日本大会、全国大会にも、部活動の補助金を従来どおり継続した形で、大会出場補助金ということで支給をいたします。

学童スポーツクラブは、地域の指導者の皆様により子どもたちの運動できる環境をつくっていただいております。市内に、現在17のクラブが設立をされておりますが、今後、その活動状況や指導者の紹介など広報うき等で周知する予定でございます。

○11番（園田幸雄君） まだスタートしたばかりで、何かと課題は多いと思いますが、子どもたちの健全育成のためにも、学童スポーツクラブ推進委員会と密に連携を取っていただき、子どもたちの夢、思いに添えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場について質問いたします。この多目的広場は、平成27年10月にオープンしました。年々利用者が増加していると思いますが、現在の東側ソフトボールコートと西側の活用状況について。また、東側ソフトボールコートの利用は少ないように思いますが、何か対策はないのかお伺いいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場は、議員からありましたように、平成27年10月から利用が開始され、1周740メートルのコースは、ウォーキングやジョギング、西側の芝生広場は、グラウンドゴルフやサッカーの練習などに利用されております。東側のソフトボールコートについては、キッズサッカーなどに利用されておりますが、おっしゃるとおり、少ない状況にあります。

昨年の利用状況におきましては、グラウンドゴルフやサッカー、キッズサッカーの練習などで年間約3,600人。また、ウォーキングやジョギングなどの利用は

年間約 33,500 人、一日平均しますと約 90 人程度と多くの皆さんが利用されております。

ウォーキングコースの利用が多い理由としましては、ゴム製の柔らかい素材で整備をされており、足腰にやさしく、また午後 10 時まで明かりがついているため、市民の皆さんが健康づくりのために利用されている状況でございます。

対策につきましては、現在、多目的広場東側から希望の里への道路整備が行われております。令和元年度の末頃には、暫定的に通行が可能となり、将来的には多目的広場への利便性がよくなってまいります。

多目的広場は県の施設でありますので、整備におきましては県との協議が必要となってまいります。

現在は、県の委託を受けまして、多目的広場の借用についてはスポーツ振興課が行っており、公園管理は都市整備課が行っているところでございます。

今後、利用者の増加を図るためのスポーツイベントの開催においては、例えばキッズサッカー大会や多目的広場だけでなく、希望の里まで含めたところのクロスカントリー大会や駅伝大会などの新しいイベントによる利用者の拡大を図れないか、研究をしてみたいと考えております。

○11 番（園田幸雄君） 多目的広場は市民スポーツのメッカとして、子どもから高齢者まで集える最高の広場です。好評であるウォーキング・ジョギングコースは、今後も大いに利用していただき、課題である芝生広場やソフトボールグラウンドの利用度の向上拡大を要望して、時間はありますが、私の一般質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、園田幸雄君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 11 時 05 分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

3 番、山森悦嗣君の発言を許します。

○3 番（山森悦嗣君） 皆さんおはようございます。議席番号 3 番、会派彩里、山森悦嗣でございます。先月 8 月 28 日、九州北部を襲った猛烈な雨で犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。そして、被害に遭われた多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。宇城市消防団についてです。私は、昨年度をもって宇城市消防団を退団しました。30 年間にわたり、消防団員の 1 人

として活動してきました。振り返ってみますと、まさに平成の時代を消防団員として活動してきたと思うとともに、長いようで短かった気がしています。もちろん入団したときは、右も左も分からなかったことも記憶しております。地域の先輩に育てられ、その後は後輩を指導していく立場になって、多くのことを気付かされることもたくさんありました。中でも地域のつながりが一番に大きかったと感じています。だからこそ熊本地震のときも、団員の中には自ら被災しているのにもかかわらず、団員みんなが心をひとつにしてそれぞれの地域で活動をしてくれました。それもこれも日頃からの訓練で指導していただいた南消防署職員のおかげでもあり、また消防学校では多くのことを学ぶことができ、実際に活かしたことでした。

そのようなことを踏まえて、消防団への負担にもつながってきております、会議、訓練、火災、風水害時などの活動を行った際に、費用弁償が一律2,000円支払われますが、火災・風水害あるいは行方不明者捜索などは、会議時と比較すると規模や状況により、拘束される時間や危険性が異なると思われます。そこで、増額できないか質問します。

後は、質問席にて質問を行います。

○総務部長（成松英隆君） 山森議員の長年の消防団活動、大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、質問にお答えしたいと思います。消防団は、御案内のとおり、火災発生時の消火活動や地震等の災害発生時の安否確認や避難誘導、見回り等のほか、平常時には火災・災害予防のための広報活動や地域行事への参加など、幅広い場面で地域社会に大きく貢献しているところでございます。また、非常時に即応するために、日頃から厳しい訓練にも取り組んでおられるところでございます。

地域における消防防災のリーダーとして、平時・非常時を問わず地域に密着し、市民の安心と安全を守るという重要な役割を担っておられまして、市民生活には、なくてはならない大きな存在であると考えています。

御質問の費用弁償の件でございますが、本市は、現在一律一日当たり2,000円ということで支給しております。昨年平成30年は、火災15回の出動をはじめ、災害、広報、会議等に合計160回、延べ9,200人の出動に対し1,840万円の費用弁償を支出しております。平成28年の地震の年でございますが、310回、延べ17,600人の出動に対しまして3,520万円、その翌年平成29年は180回、延べ12,400人の出動に対し2,480万円を支出しております。熊本地震後、3年4か月が経過しており、発災時に比べ出動回数も大幅に減少していると見受けられるところでございます。

県内の自治体の状況でございますが、会議、訓練、火災、災害発生など、出動の

目的に応じて金額に差を付けているところもございます。例えば、会議は1,000円、訓練は1,500円、火災は2,000円という市町村もございます。また、本市のように会議、訓練など一律でいくらと金額を定めているところもございます。金額は、県内では1,000円から2,600円と様々でございまして、支払いの単位は1日当たりまたは1回当たりと規定しており、火災で日をまたいだ場合は2日分支給する自治体も存在しております。

本市は、行方不明者の捜索については、出勤日数に応じて支給をしていますが、火災は、発災の状況等も含めまして、日をまたいだ場合でも現在は1日とカウントして支給しているところでございます。本市で支給している2,000円につきましては、県内14市の中では比較的上位の金額と捉えているところでございます。

このことから、費用弁償の増額につきましては、日をまたいだ火災につきましては、規模、活動時間等を勘案しまして、改善に向け研究していきたいと考えているところでございます。

○3番（山森悦嗣君） 費用弁償の増額については、日をまたいだ火災、規模、活動時間等を勘案して改善に向けて研究していくとの答弁でした。今後に向けて考慮していただきますよう強く要望しておきます。先ほど申したとおり、熊本地震で消防団員にもかなりの負担がかかったことや、小川町で起きた木材所の火災で、昼夜にかけてそれも非常に暑い中、必死な思いで消火活動にあたってくれた団員の方々のことを思うと、せめて非常事態のときでも出勤手当の見直しでも考えていただけたらと思う次第です。ましてや少子化の一途を辿る中、団員の勧誘さえもなかなかできない班や、あるいは勧誘に行っても断られるケースもあると聞いております。消防団員は今後減少し、さらに自然災害は時代とともに何か進んで進化しているように感じております。

次に、消防団長の報酬額について質問します。私は、昨年度まで宇城市消防団の副団長を務めていましたが、消防団長の出席する行事の多さに驚いています。団長については、会議、火災、自然災害、消防署の主催する各種行事、市の各種団体の役職等、多岐にわたる出勤が多いと思いますが、報酬について今後増額できないか御質問します。

○総務部長（成松英隆君） 先ほどの繰り返しになりますが、消防団は、市民の安心と安全を守るという重要な役割を担っておられます。市民生活になくてはならない存在であります。その消防団員の指揮命令を行うのが消防団長でございまして、その重責は、大変頭が下がる思いであります。と同時に、消防団活動だけでも生業の傍ら、年間40日以上出勤されている状況にあります。

御質問は、団長の報酬を検討してほしいとのことですが、現在の団長の報酬を県

内自治体で比較してみますと、他の自治体は75,000円から200,000円の範囲でございます。本市の団長の報酬額は163,000円で、上から3番目に位置しているところでございます。

また、本年4月に、市長宛に総務大臣書簡がまいりまして、地域防災力の充実強化と併せて、消防団員の年額報酬や出動手当の改善のお願いが明記してございました。今後、その趣旨も踏まえまして、報酬や出動手当またその他の活動にも、その他活動補助金というのを支出しておりますので、これらを総合的に捉えまして、県内の類似団体や近隣市町の動向を見据えながら、消防団員全体の処遇改善について研究を進めてまいりたいと考えております。

○3番（山森悦嗣君） 本年4月26日に、市長宛に総務大臣書簡がまいっているとのこと。地域防災力の充実強化と併せて、消防団員の年額報酬や出動手当の改善のお願いが明記してあったとのことですが、市長はこのことについていかがお考えでしょうか。

○市長（守田憲史君） 消防団員の活躍は十分に理解していますし、中でも、消防団を牽引する団長の御苦勞には心から敬意を表します。

この質問の団長の報酬額についてですが、総務部長が答弁しましたとおり、団長だけではなく、消防団員全体として捉え、今年度は山森議員の御要望もありましたように6月補正で活動服購入費3,400万円を追加いたしております。これは、団員の安全確保や活動の充実に配慮したものです。

また、報酬だけではなく、出動手当・活動補助金を踏まえた上で、消防団の処遇について、今後考えていく必要があるかと考えます。今年は3,400万円の予算で、どうぞよろしくお願いいたします。

○3番（山森悦嗣君） 市長が6月補正で英断され、活動服を購入するとして3,400万円を追加されました。それに対して深く感謝申し上げます。また、議員の皆さんの承認も得て、この活動服ができたことも本当に皆さん方にも心から感謝申し上げます。市長は、先ほど今後消防団の処遇について考えていく必要があるとの答弁、是非、前向きに考えていただきますようよろしくお願いいたします。消防団員は、地域と密着しており、これまでもなくてはならない組織であったと思います。これからもそれは変わらなくて、なくてはならない組織であると同時に、人が人を育てていく役割を今後も必ず果たしていくものと信じております。

それでは、次の質問に入ります。光通信について質問します。光通信の進捗状況についてです。宇城市光通信網整備事業についてお尋ねします。市長が昨年9月の定例会にて英断され、本年度にて取り組まれておられる宇城市光通信網整備事業ですが、全域が整備地域であった豊野地区の住民の方も、整備されることを大変喜ん

でおられると思います。いまやブロードバンド通信網は生活に必要不可欠なものになっており、単に家庭や企業でネットサーフィンや電子メールなどを行うだけでなく、これからは防災分野や農業分野、観光分野などの地域の活性化や地域の課題の解決には、高速大容量の通信環境整備が非常に有効であると思います。

そこで、本年10月から工事が始まる予定と宇城市の広報紙に記載されていましたが、現在の進捗状況はどのようなになっているのかお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） それでは、まずこの事業の概要について説明いたします。

この宇城市光通信網整備事業につきましては、現在、光ファイバーケーブルの未整備地域である三角町の郡浦・大岳地域、それから不知火町松合地域及び豊野町の全域を対象としまして、民間事業者であるNTT西日本が、総務省の無線システム普及支援事業費等補助金と宇城市からの補助金による支援を受けて、高速・大容量無線局の前提となる光ファイバーケーブル等の整備を実施するものです。この整備によりまして、令和2年の春をめどに、市内のほぼ全域におきまして、民間事業者が提供する光ブロードバンドサービスが受けられるようになる予定となっております。

この事業の進捗状況という御質問ですが、宇城市では、本年4月初旬にありました総務省からの事業採択の内示を経て、公募型プロポーザル方式によりまして、本年5月末にNTT西日本熊本支店を実施事業者ということで決定しております。

その決定を受け、実施事業者のNTT西日本熊本支店から総務省に補助金の交付申請がなされ、総務省の交付決定があったのち、今度は宇城市に補助金の交付申請をされ、宇城市の交付決定後に事業に着工される予定となっております。

NTT西日本によりますと、当初の予定では、総務省の補助金の交付決定が7月中にはあると見込んでおられましたけれども、現時点では、まだ総務省からの交付決定がNTT西日本には届いていないということです。

この交付決定の遅れに伴いまして、工事開始の時期は、当初の予定より若干の遅れがあるかもしれないとのことですけれども、工事完成時期はあくまでも当初予定していた来年3月末の予定であるということ聞いております。

NTT西日本としては、交付決定が出れば、できるだけ早く工事ができるよう事前の準備を進めているということです。

○3番（山森悦嗣君） 今の答弁で、8月20日時点では総務省からの交付決定を待っている状況との答弁でした。進捗状況については分かりました。

次にまいります。光通信の更新、災害時の復旧についてお尋ねします。光通信の整備後において、整備の更新時や災害復旧時にその費用を地元が負担しなければならないと聞いたことがあります。そのようなことがあるのかをお伺いします。

○企画部長（中村誠一君） 光通信網の整備につきましては、3つの方法・やり方がございます。

まず1つ目が、公設公営方式です。この方式につきましては、地方公共団体等が自ら光通信網を整備し、所有して、運営・サービス提供までも行う方式ということです。この場合は、電気通信事業者の認可を国から得る必要があり、運用開始後も自治体が維持管理等を行うことになります。

次に、2つ目が公設民営方式です。これにつきましては、地方公共団体等が光通信網を整備、所有した上で、民間電気通信事業者に運営・サービスの提供を任せる方式になっております。この場合、設備の維持管理は地方公共団体等が行うことになりますけれども、運用開始後も設備のメンテナンスが必要となり、維持費が掛かるようになります。

3つ目が、民設民営方式であります。これにつきましては、民間電気通信事業者が光通信網を整備、所有して、運営・サービス提供まで全てを民間事業者が行うという方式です。地方公共団体等が民間電気通信事業者補助金の支援を行う場合も、この方式に含まれております。

御質問の光通信網を整備した後の費用負担はどうなるかということですが、これにつきましては、今回の宇城市の光通信網整備事業では、3つ目の民設民営方式にて整備を行います。したがって、民間電気通信事業者であるNTT西日本が、光通信網を整備、所有し、運営・サービス提供までの全てを行う方式となっております。

ただ、今回の事業につきましては、初期の整備に掛かる多大な費用を考慮すれば、民間事業者の事業採算に合わないという理由でこれまで整備されていなかったという経緯がありました。そこで、初期の整備に掛かる費用分を総務省と本市で支援しようとするもので、設備自体がNTT西日本の所有ということで、整備後の維持管理もNTT西日本が行い、将来施設が老朽化した場合の更新費用、それから災害によって施設が被災した場合の復旧費用についてもNTT西日本が負担します。個人の引込みに係る初期費用を除いては、地元が負担することは一切ないということになっております。

今のNTTの電話回線と同じ扱いということで考えていただいて結構かと思えます。

○3番（山森悦嗣君） 3つ目の民設民営方式との答弁で安心しました。

そこで、再質問します。今年度の当初予算に、宇城市の負担額が補助金として3億2,220万円計上してあったが、その後において金額の変更はなかったか伺います。

○企画部長（中村誠一君） 議員のおっしゃるとおり、今年度当初予算に補助金として 3 億 2, 2 2 0 万円ということで計上しております。こちらの金額は、業者からの概算見積りを根拠に計上した金額でありまして、総務省の補助事業に全国から多数の応募があった場合を想定して、作業員の人員の確保とか資材不足による資材価格高騰を加味して算出した金額でありました。

しかし、今年度の光通信網整備事業に係る実際の応募件数につきましては、NTT西日本が想定した件数の半分ほどに終わったということで、作業員の人件費や資材費につきましては通常の価格で調達可能となりました。そういったことで、宇城市の負担額につきましては、当初の予算額の半分以上の 1 億 4, 5 0 0 万円ほどになる見込みであります。

しかし、まだ先ほど申しました総務省の交付決定が来ておりませんので、あくまでも現時点での見込みということで御理解をお願いいたします。

○3 番（山森悦嗣君） 分かりました。あくまでも現時点での見込みということでしたが、当初予算額の半分以上の 1 億 4, 5 0 0 万円の見込みになるとのことです。宇城市にとりましても、多額の負担額削減につながり非常によかったと思っております。たくさんの方からの御要望でしたので安心しております。もちろん豊野町以外、三角町郡浦・大岳地域、不知火町松合地域の方々も喜んでおられると思っております。本来ならもう少し早くと考えますが、熊本地震が起きてから、守田市長が復旧・復興を最優先に取り組んで来られたのも十分承知しております。結果的に現時点での削減にもつながり非常によかったかと思っております。

それでは、次に進みます。3 番の仮設住宅についてです。現在の仮設住宅の入居状況についてお伺いします。平成 2 8 年 4 月に発生した熊本地震から 3 年以上が経過しました。誰もがこれまでに経験したことがない強い揺れと生命の危機を感じたことと思います。宇城市におきましても、家屋被害としてり災証明書発行ベースで全壊住戸 5 3 9 戸、大規模半壊住戸 3 6 2 戸、半壊住戸 2, 0 3 4 戸と市全体で 3, 0 0 0 戸近い住戸が半壊以上の被害に遭っております。

このような中で、被災者の住まいの確保対策として、早期から民間賃貸住宅等によるみなし仮設住宅での支援と建設住宅の定義として、災害のための住戸を滅失した被災者については、応急的に避難することとなり、避難所は一時的に受け入れるためのものであることから、その期間も短期間に限定されるもので、住戸が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない被災者に対し、簡単な住宅を一時的な居住の安定を図るものであると理解しております。

本市における建設型応急仮設住宅は、発災後に被災者のニーズや地域性を考慮した中で、木造による住宅 1 7 6 戸の整備がなされました。

建設型応急仮設住宅の設置から3年を経過している現在、本市における建設型応急仮設住宅の入居状況をお伺いします。また、現在入居されている方々の今後の再建予定についてもお伺いします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市における熊本地震発災後の建設型応急仮設住宅については、原則として宇城市地域防災計画に掲載されている候補地を基本に、その候補地の被災状況を考慮した上で、市内6か所に176戸が整備をされました。

住まいが半壊以上の被災者の入居ニーズを把握して、発災直後から県との連携の下に建設に取り掛かり、当初は空き室がない状況でしたが、発災から3年以上が経過した現在、被災者の自主再建も徐々に進み、本年8月末現在において46世帯の99人が入居されている状況でございます。

また、現在入居されている全ての世帯について、市及び地域支え合いセンターの再建支援により、自宅再建や災害公営住宅への入居が決定しているところでございます。

○3番（山森悦嗣君） 分かりました。そこで再質問します。災害救助法第4条に規定されている応急仮設住宅の供与期間は、その建設工事が完了した日から2年以内であり、その根拠としては、応急仮設物としての耐用年数並びに建築基準法第85条の規定により、同法の適用を受けない仮設建築物として存続できる期間あるいは大規模な災害を除けば、この2年間に一般的な恒久住宅の建設が可能であるなどを考慮した上で定められたものであると理解しております。

また、熊本地震が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の適用を受けたことにより、仮設住宅入居者の入居期限が延長されております。

先ほどの答弁の中で、現在、建設型応急仮設住宅に入居されている46世帯の再建先は決まっているとのことで、ひと安心しております。その時期がいつ頃になるのかお伺いします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 宇城市内での全ての仮設住宅の入居期限である建設から3年を経過しようとしている現在において、全ての応急仮設住宅入居世帯は次の住まいが決まっております。

被災者の皆様が仮設住宅に入居された直後から、宇城市地域支え合いセンターの職員を中心に、入居者の生活再建を支援しており、現在入居中の世帯は、自宅再建予定で自宅の完成待ち、または災害公営住宅入居決定者で当該住宅への入居待ち世帯となりまして、遅くとも令和2年度末までには全ての仮設住宅入居者が次の住まいへと移転される予定でございます。

なお、経済的理由や生活環境上の理由により、民間賃貸住宅や災害公営住宅への

入居条件に該当しない被災者のために、御領仮設住宅、曲野長谷川仮設住宅等を宇城市再建住宅として整備しております。

○3番（山森悦嗣君） 分かりました。被災者の皆さんが仮設住宅に入居されてから、宇城市地域支え合いセンターの職員の方々の努力があり、令和2年度末までには仮設住宅入居者が次の住まいへと移転されとのこと。そして、何より経済的理由や生活環境上の理由で、民間賃貸住宅や災害公営住宅として整備してあるとのことでした。

それでは、次に移ります。前の質問の答弁では、民間賃貸住宅や災害公営住宅の入居要件に合致しない被災者のために、御領仮設住宅や曲野長谷川仮設住宅等を宇城市再建住宅として整備されているとのことでした。

応急仮設住宅は、あくまでも被災者が恒久住宅へ移行するまでの仮住まいであるということで、本市において早くから災害公営住宅の整備に着手されていますが、御領・曲野長谷川等以外のこの木造仮設住宅について、入居者が全て退去された後の有効活用の見解をお伺いします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市で整備した6か所、176戸の建設型応急仮設住宅については、いずれも県産材を活用した木造平屋住宅であり、木造が有する防音・断熱性に優れた性能を有しております。

このようなことから、平成30年3月に策定された宇城市復興まちづくり計画では、御領・曲野長谷川・井尻の3仮設住宅について、現地で市営住宅としての利活用が予定されており、現に、宇城市再建住宅として活用中及び活用予定でございます。

なお、グラウンド敷地に整備された当尾・豊野仮設住宅については、グラウンドに復旧するため、一旦現在地から撤去を行いますが、その後の有効活用については、今後協議・検討してまいります。

○3番（山森悦嗣君） 熊本地震から3年が経ち、宇城市内6か所に176戸建設した仮設住宅は、現在入居が残り46戸とお聞きしました。恒久的な住まいの確保の点では、地震からの市民の再建が進んだと思っております。中でも豊野町の仮設住宅も残り5戸となっています。残っておられる方の再建先も決まっているそうで安心しております。

豊野町は人口減少、特に若年層の人口減少の問題を抱えております。仮設住宅に住んでおられた方がふるさと豊野を後にし、再建先を町外にし、豊野を出られた方もおられると聞いています。

そこで、豊野町にあるキャッスル響原団地は、子育て支援住宅として人気があるとお聞きしております。仮設住宅の場所は、保育園、豊野小・中学校も徒歩圏内に

ありますので、木造仮設住宅を活用して、子育て支援住宅として使用できないか御検討のほどをお願いしたいが、どのように考えておられるかお尋ねします。

○土木部長（成田正博君） 応急仮設住宅の活用についてでございますが、現在、市が管理します住宅は1,400を超えております。市の人口規模における適正数よりかなり多い状況になっております。そのようなことから豊野町の仮設住宅は、宇城市復興まちづくり計画の当初の計画どおり、解体撤去してグラウンドに復旧することとしております。

しかし、敷地はグラウンドとして復旧いたしますが、建物自体は住宅として十分に再利用が可能であります。また人口規模における住宅の適正数より宇城市は多いということを考慮し、また人口維持のためにも豊野小・中学校の徒歩圏内にあります豊野支所東側、市営糸石団地もかなり古うございます。現在は、政策空き家としております。応急仮設住宅は現在は県の所有でございます。そういった糸石団地の状況を踏まえまして、その空きスペースに移しまして、老朽化した市営住宅の建替えとして再利用ができないか検討したいと考えております。

○3番（山森悦嗣君） 当初の方針との答弁でした。グラウンドに仮設住宅が建てられており、ボールなどが飛んでこないようにネットが張られてあります。これまでボールが飛んできて被害があったとは私自身も聞いておりませんが、今後そのような被害も無きにしもあらずと思っております。現在、建てられている仮設住宅も3タイプあると伺っております。その中でも狭い部屋があると思います。その辺のところをリフォームして、そして今検討中であります市営糸石団地の所有地空きスペースに是非再利用していただくよう要望させていただきます。

大分時間が残りましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで、山森悦嗣君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 皆さんこんにちは。日本共産党の五嶋映司です。議長のお許しを受け一般質問をいたします。

先の6月議会以降にも、日本の政治にはいろいろの動きがありました。7月に行われた参議院選挙、その結果には、大きな変化はなかったとも言う人がいますが、

自民党は今回の参議院選挙で単独での過半数を割り込むと同時に、前回の2016年の選挙で得た改憲勢力の3分の2の議席、これをもこの選挙で失ってしまいました。にもかかわらず、自民党安倍政権は、憲法9条を変えて戦争をできる国への動きを強めています。これに呼応して国防予算は、第二次安倍政権誕生後、6年連続で過去最高を更新しています。また、来年度は一機140億円を超える戦闘機を100機以上も購入する予定が組まれ、兵器の爆買いではとも言われて、その要求額は5兆3千億円を超えています。戦艦の空母化への動きなどを含め、攻撃的整備は止まるところを知りません。

またこの8月は、終戦記念日の月でもありました。大戦後72年を迎える悲慘な戦争の経験を後世に伝え、再び戦争の起きない世界を求める月でもあります。私は戦中の昭和18年生まれですから、直接の戦争の記憶はありませんが、戦後の食糧や物資不足のときの供給制度や豊肥線で復員兵で混雑する汽車に乗り合わせたこと、朝鮮戦争の影響か空を飛ぶ双胴の飛行機グラマンを不安な気持ちで眺めたことを記憶しています。また同級生には父親を戦争で失ったり、周りの家には遺族の家のプレートが貼られた家がたくさんありました。私の父も軍事産業の中心であった会社での過酷な労働がもとでの戦争中の病死でした。こんな経験をした者として、今の政府の動きにはすごく強く警鐘を鳴らしたいと思います。

また、今貧富の差の拡大の広がり大きな問題になっています。これを象徴するかのように、先月8月の財務省の発表によれば、平成18年度の大企業の内部留保は、これもまた過去最高を更新し448兆円、国家予算の4年分以上にも達しています。この中で、10月からの消費税の増税です。複雑な仕組みに対する中小業者や消費税の戸惑いと同時に、更なる格差拡大を助長しないか心配でなりません。こんなときだからこそ地方自治体が防波堤となって、地域住民の生活を守る施策を実行することを強く求める立場で、実質的な質問に入ります。

まずは、国保税について質問します。今議会に平成30年度国民健康保険特別会計の決算認定が提案されています。まず、この決算の特徴はどんなものを伺いたいと思います。議論をする上で大事な基礎数字、国保世帯数と人数もついでに教えてください。

続いての質問は、質問席から続けます。簡潔明瞭な答弁をどうかよろしくお願いいたします。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 平成30年度の国民健康保険特別会計における決算状況は、収入済額85億9,762万5,029円に対し、支出済額85億2,008万6,706円となり、7,753万8,323円が差引残額となります。

これは、人口減少に加えて、高齢化による後期高齢者医療への移行等で国保加入

者が前年度比約640人減少したことなどを理由に、保険給付費約8,500万円の減少などが影響したと考えられます。

また、歳入全体で約1億5,000万円、歳出全体で約1億円減少するなど予算規模自体が縮小しております。この原因については、平成30年度から県が保険者に加わる国保制度の改革があったため、予算費目が大きく変わっており、単純な比較ができず、詳細な分析は今後に待たれるところです。

○12番（五嶋映司君） 国保予算が、本来今まで90億円ぐらいあったんですね。それが85億円に減ってきている。それはいわゆる2025年問題じゃないですけども、高齢者がどんどん増えていくと同時に少子化が進む。そのために国保税が減ってきているという話でした。ところが、まずこの決算の中で特徴的なのは、前年度国保税を2年続けて引き下げましたが、まだ7,700万円の余剰金を生んできているというのがあります。そういう意味では、今説明の中にはなかったんですが、国保税そのものはその年によって事情が非常に違います。何か特別な事情、風邪がはやったり何か病気がはやったりなんかすると、すぐ赤字になったりすることがありますけれども、そういう特別な事情はなかったということだろうと思います。

それでは、お伺いしたいのは今回の国保税、平成30年度では7,700万円の黒字、前年度の問題を見てみますと、現在の国保税の財政調整基金いわゆる貯金にあたる部分が、今年度の決算を見ますと4億3,800万円程度ございます。そして今回の9月補正で4,100万円を積み立てる計画にしていますから、これは来年度の決算で出てくるんだと思いますが、今4億3,800万円程度の基金があるということがそれで間違いないかということと同時に、今、周りの国保税の会計では、ほとんどが赤字が多いんですね。宇城市も以前には2億円ほどの基金を持っていました。この基金も実は基準外繰入れでこの2億円をつくったという経緯があります。ところが今回は、それをやらなくても今回の基金ができてきているというような状況だと思いますが、今こういう状況の中で次の項に移りますが、国保運営で今基金がこれだけあって、このくらいできてきている。どういうことに気を付けながら運営をすることが必要なのかということの、国保運営に対する今の時点での執行部の方針がありましたら伺いたいと思います。

○市民環境部長（稼 隆弘君） それでは、国保運営での現在の重点事項ということでお答えいたします。

市では、データヘルス計画に基づき、予防可能な脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の重症化予防を目標とし、健康づくり推進課と連携し、特定健診の受診による発症予防、重症化予防に取り組んでいます。

具体的には、健診未受診者への受診勧奨、健診結果による保健指導対象者への保

健指導の実施、治療が必要な方への受診勧奨の徹底、治療中の方に対しては、医療機関と連携し保健指導を行っています。

一人当たりの医療費につきましても、平成29年度では39万8,736円と県内14市平均の40万8,677円より1万円ほど低く、低い方から5番目で、取組の成果が表れていると思っています。

今後も、特定健診の受診勧奨を行い、健診受診者数を増加させ、疾病の早期発見や重症化予防に努め、併せてジェネリック医薬品を推進し、更なる医療費抑制に努めてまいります。

○12番（五嶋映司君） おっしゃるように、まず医療費を何とか抑えたいと。これは今日の質問の中にもありましたけれども、まずはさしより野菜なんていうのも、1つのその一環だという位置付けで取り組んでおられるのは非常にいいことだと思いますが、この中で今言われたような方策で、果たしてどの程度の効果を期待されるのか、これは非常に難しい問題ですけれども、払いたくても払えないという負担感の大きい国保税の問題です。執行部の運営の方法によっては、それが大きく変わるという要素もございます。今は国保運営協議会その他があって、運営方針をいろいろお決めになっていると思いますが、最大の課題は、今何だとお考えになっているのか、幅広い部分ではいろいろな問題があると思いますが、もし、その辺がありましたら教えていただければと思います。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 今後の課題ということでお答えします。

平成30年度から県が保険者に加わった国保制度は、保険税水準の県下統一に向けた過渡期になります。しかし、市町村間の医療費水準の格差が障壁となっているため、暫くの間は統一に向けて動きつつも、基本的には現行制度が維持されると想定しております。

この国保制度の改正内容の1つとして、医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体等への財政支援として、保険者努力支援制度が創設されております。この制度の評価基準で大きな配点を得る項目の中には、市の健康増進事業計画であるデータヘルス計画に掲げている特定健診受診率や保健指導率も含まれております。

そこで、一応市ではこのデータヘルス計画を着実に実行し、受診率・保健指導率を向上させることを重点的な課題であると考えております。

このことは、保険者努力支援制度の評価点を上げることで歳入を増やし、同時に疾病の早期発見により発症や重症化を予防することで、医療費を抑制し、歳出を抑えることができます。

具体的には、健康づくり推進課との連携により、先ほど申し上げましたとおり、さしより野菜によるメタボや高血圧の予防、健診事業や保健指導等を継続実施して

まいます。また、市民の健康意識を高め、健診受診率を上げることで、将来にわたる医療費抑制につなげるよう、情報提供や啓発活動にも力を入れていく予定です。

これらの取組により、保険税を軽減できるよう努めていきます。

○12番（五嶋映司君） 努力目標としてはおっしゃるとおりだと思うんですね。是非その辺をもう少し具体化しながら、現場に合った形での努力をしていただきたいと思います。国は今おっしゃったように、いわゆる介護保険もそうですけれども、どんどんインセンティブを国はこれに入れ込んでくる。頑張ったところは安くするよというような方法をやってきて、果たしてそれが本当に国保運営にとって正しいのかどうかという疑問点もあります。今言われたように、こういうインセンティブの部分については、しっかり議論しながら取り組んでいただきたい。下手すると、国保の加入者置きざりでどんどん進んでいってしまうという形にならないようにしていただくことをお願いしておきたいと思います。一層の努力をお願いして国保税を何とか引き下げるといのか、安くできるような方法をお願いしたいと思います。

それでは、次の項に移ります。滞納状況についてまず伺います。この件は、今日先ほど山森議員が質問なさった部分と多少重複する部分があって、今国保世帯の貧困化といいますか、国保加入者の貧困化がどんどん進んでいる。200万円以下が目に見えて増えないにしても、2割を超えて少しずつ少しずつ増えていっているというような状況で、いわゆる2割、5割、7割軽減が、もうほとんどのところが軽減になっていないところが、ほんのわずかというような状況でも分かるように、貧困化が進んでいる状況です。そういう中での滞納状況、まずは滞納状況を経年変化で教えてほしいのと同時に、短期証・資格者証の発行数も是非教えていただきたいと思います。この問題は、山森議員の質問とダブっているというのは、国保税の滞納が、今の災害公営住宅の入居や公営住宅の入居に非常に大きな影響を与えるということもありますので、まずは経年変化と短期証・資格者証の発行を教えてください。

○市民環境部長（稼 隆弘君） それでは、滞納状況についてお答えします。

平成30年度末の国保税の滞納状況としましては、市外居住世帯の233世帯を含み1,030世帯に滞納があります。

そのうち、平成30年度末において、短期証は358世帯、資格者証は41世帯に発行されています。

5年前と比べますと、短期証・資格者証ともに減少傾向でございます。資格者証は、児童生徒には厚生労働省からの通達により交付しないとなっておりますので、当該児童生徒への交付はございません。

経年につきましては、今資料がありませんので後でちょっと。すみません、短期

証の5年前の比較は出ておりますのでお答えします。5年前は、短期証が705世帯です。資格者証が132世帯となります。それから減少傾向となっております。

資格者証の世帯における滞納額ということでお答えします。本税だけで多いところは4,257,797円、少ないところは24,100円となっております。

○12番（五嶋映司君） 今数字は出てきませんでしたが、滞納状況は年々改善しているんですね、少しずつね。本当はどんどん厳しくなるから国保の滞納世帯はどんどん増えているのかと思ったら、意外とそうではない。その辺の分析はあれとして、現在の状況では短期証が358、資格者証が41というような状況だそうです。この短期証については、今もう一度確認したいのは、短期証も届いてない世帯というのはないと思いますけれども、もしあったら後で教えてください。

それでは、この短期証で滞納世帯数が1,000世帯近くある。今国保世帯数が、先ほど聞きましたが教えてもらえなかったけど、国保世帯数が8,800世帯ぐらいですね。そうすると滞納は2割までいきませんが、かなりの滞納がある状況だと思います。その確認をした上で、この滞納が今一番問題になっている災害公営住宅や公営住宅、今仮設やみなし仮設に入っている人たちが災害公営や公営住宅に入りたいと思うときに、この滞納がどういう影響を与えているのか。先ほど健康福祉部長からの山森議員の答弁の中で、46世帯仮設においでになる方がいるけれども、この人たちの行き先は全部決まったという答弁がありました。ということは、46世帯の中には、理解の仕方によっては国保税の滞納はないのかなという疑問があります。しかし、数字的には国保税の滞納があるという数字があります。この国保税が仮設や災害公営住宅に入るみなし仮設の人が104件あるそうですが、この人たちの中にも滞納の人たちがおいでになります。土木部の報告によると、災害公営住宅181戸造りましたね、これは皆さんの希望数よりも多い数字が確保できたと。それと同時に井尻もそうでしたけれども、御領と長谷川は公営住宅に変えるということですから、総体としては200を超える公営住宅がこの災害に対応してできているという状況になるんですけれども、そのことに関して災害やみなし仮設に入っている人たちがそういう住宅に入れないという障害がないのかどうか確認しておきたいと思いますが、どこで答えていただいたらいいのか。先ほど健康福祉部長が答えていたから、健康福祉部長にその辺の障害はないのかどうか、是非一番詳しいところだと思いますからお答えいただきたい。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほどお答えをしたところですが、みなし仮設が104世帯、それと建設型の仮設住宅が46世帯ということで行き先は決まっておりますというような答弁をいたしました。義援金とか支援金が県から支給されておりますけれども、その辺で滞納をクリアされている方がほとんどでございます。

それで行先がほとんど決まっているというようなところで、今のところ滞納世帯で市の復興住宅に入っておられるという世帯はないと思います。精神であるとかペットの問題で、民間の住宅にも入れないというような方で入居されている方は実績としてありますが、今現在滞納の世帯としては、入居はございません。

○12番（五嶋映司君） 非常に難しい答弁の仕方ですけれども、私のもらった数字の中には、災害公営住宅もみなし仮設も市税の滞納のある方がかなりのパーセントでおいでになるんですね。ところが今の答弁でいくと、そういう人たちもクリアされていると。それをクリアされているんだったら、あえてこの問題をとやかく言う必要はありませんので、クリアされているということで理解をしたいと思います。クリアされているということは、滞納の問題もどういう形でクリアするのかというのは、これは執行部の裁量の問題もあると思いますから、その辺はお任せしたいと思いますし、それと同時に保証人の問題もクリアされたんだろうと思います。今全県下では、災害公営住宅に入るときの保証人の問題と税金滞納の問題が、非常に大きな課題になっていますから、宇城市はいち早くその問題を、いろいろの問題がありましたけど解決の方法を見つけたという理解でよろしいだろうと思います。あえてこれに関しては答弁を求めません。そういう理解をして次に移りたいと思います。

それでは、今度は最初の問題にちょっと移りますが、宇城市には国保の財政調整基金が4億3,000万円近くあって、来年度は決算が出ないと分からないと思いますが、4,100万円ぐらいの補正で基金積立を予定していますから、5億円までいかないにしてもそれに近い基金ができる。そういう想定の下に、質問をしたいと思いますが、今国保は前回の質問でも質問しましたが、国保税は非常におもしろい課税システムで、ほかの健康保険税の中には、所得のない人に健康保険税をかけるというシステムはありません。例えば、共済にしても組合健保にしても、そういう保険にはありませんが、国保だけに所得のない子どもたちに税金をかけるというシステムになっています。納税原則からすると、税は所得に対してかけるのが納税原則だと思います。このような不合理から、今、全国で急速にこの所得のない子どもたちの課税をすぐに無くすということはできませんから、そういう世帯に対して減免制度を設ける自治体が急速に増えていますが、宇城市の場合、国保税で所得のない子どもたちの国保税の減免制度をつくる場合に、どの程度の金額が必要なのかを教えてください。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 国保税の算定については、県が示すのは標準税率であり、その算定要素は各市町村で決定することとなります。

主に、被保険者単位である世帯割と所得割の2方式と、それに均等割を加えた3方式があります。市は、国保税の算定方式として、県の指針により標準方式と示さ

れた3方式を採用しております。

したがって、市の国保税には、資格者数である均等割額34,700円が含まれており、中には御指摘の18歳以下の資格者数、令和元年7月末で算定すると1,561人分の均等割額54,166,700円が含まれております。

また、この中には7割・5割・3割の軽減世帯も含まれているため、この軽減分を除き、実質的な税収を算定すると3,560万円程度になります。

○12番（五嶋映司君） ありがとうございます。これはよく計算してみると、もうこの中に3割、5割、7割軽減の世帯が入ったりして、かなり複雑な計算があつて計算されたら3,500万円程度ということみたいですから、是非、ここでは財政調整基金の問題も含めながら今後検討していただきたいので、今3,500万円ぐらいで、この所得のない子どもたちにかけている税金を無くすことができるという答弁でした。宇城市は今回市長の英断もあると思いますが、国の制度、保育料無償化の流れの中での給食費の無償化を実現されました。そういう意味ではこれ非常にいい方式だと思います。これは保育園の運営者も、非常に事務的に大変なことだったんでしょけれども、それを完全に無料にしまうと非常に楽になる。ただ金額だけで楽にしたということじゃなくて、例えばその中の格差も無くなるし、非常にいい施策をなされたと思いますが、これも金額的にはこれに近い、もうちょっと大きかったかなという金額かもしれません。今出たような3,500万円前後の金額が出ていますが、今の国保運営、今後どうなるか分からないということもおっしゃるかもしれませんが、4億円から5億円近い基金がある中、このことを検討される余地はないかどうか、市長の御見解を。

○市長（守田憲史君） 五嶋議員の攻め方は上手ではございますが、大きなここで我々が気を付けないといけないことは、今回3億円相当が特別の交付税の形で交付税に入っているんでありまして、それを除くならば、基金は1億数千万円でございます。数年前には2億円をもう基準外で一般財源から繰入れしておりますし、4億円とか5億円とかいう数字がひとり歩きをしてもらうと大変困るところでございます。本来は1億数千万円、その中で今後熊本県に移管していくであろう国保、その中で今後宇城市のことを考えなければならないという点で、是非とも4億円5億円という数字が、ひとり歩きだけはしないようによろしくお願いいたします。

その中で、ちょっと五嶋議員の中で、先ほど所得のない方に課税をということでございますが、子ども、所得がない人に所得税をかけるわけではなく、保険税の掛け金をかけるんであつて税金の徴収ではないというところです。ですから各家族の中で、例えば5歳、10歳、15歳の子どもが収入がないにしても、その人に国民保険の掛け金として人頭割としていただくというところで、税の徴収ではない。所

得税と一緒にならんで議論してもらっては、ちょっと私としてもなかなか本質として違うのではなかろうかと考えるところです。しかしながら、今後、今回お褒めいただきました保育園での副食の無料化でございますが、これも保育園の民営化、その他の中でも財源もあるということを御理解いただきたいと思います。議論の中で、例えば宇城市の中で、公立保育園と公立幼稚園ばかりであった、社会福祉法人はじめ民間の保育園、幼稚園がなかったならば、今回の保育園の無料化は国の補助は一切受けられないところです。ですから、これが全部が公立保育園、公立幼稚園であったならば、宇城市だけが保育園の有料化を無料化にはできなかった。そういうところもありまして、やはり国のある程度の方針も踏まえながら、体力のない宇城市でございますが、その中でいろいろ考えなければならぬというところを御理解いただきたいと思います。

○12番（五嶋映司君） 国保税の問題は、今国が出しているのが3億円とおっしゃった。確かに今、国が国保税がきついで3,500億円を出している。その部分の効果が3億円ぐらいあるんだろうと思います。これは、基本的にそういう流れ、知事会もそういう要請をしていますし、これを全然別ものだと考える考え方もあるかもしれませんが、私はそれは違うんじゃないか、これは利用できる国保財政が厳しいために、国が出したお金の利用をするに関しては問題じゃないんじゃないかということはありません。もっと議論したい部分が今たくさんありますが、時間がないので、次の問題に移ります。是非、子どものこの問題に関しては、人頭割、人頭税という話がありましたが、人頭税なんていうのは許せない税金ですから、人頭割はなるべくやめてほしいというのが私の持論です。あんまり言うともた反論したくなりますから、次に移ります。

次は、三角西港について伺いたいと思います。まず、三角西港について第一に伺いたいのは、世界遺産登録の準備を含めて、もう5、6年くらいになるのかな、もう大分時間が経ちます。現在までに市が支出した総額は、まずはどのくらいになるのか伺いたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） お答えをいたします。まず、教育部における世界遺産登録のための推進費用として、平成23年度から平成27年度までの合計額は1億4,926万2千円となります。主なものとして三角西港国重要文化財詳細測量業務委託料及び三角西港文化的景観保存計画策定支援業務委託料並びに世界遺産登録推進協議会負担金などでございます。

なお、登録推進に伴う財源として文化的景観保護推進事業費国庫補助金など国・県補助金が3,345万1千円っております。

また、登録後の平成28年度から平成30年度までの世界遺産管理費の合計額は

2,866万1千円になります。うち国・県補助金が1,196万8千円であります。

なお、世界遺産登録推進から登録後の世界遺産管理費を合わせた額、平成23年度から平成30年度までの合計額は1億7,792万3千円となります。うち国・県補助金は4,541万9千円といった状況でございます。

○企画部長（中村誠一君） 続きまして、企画部所管の西港関連の事業費用ということで説明いたします。

浮棧橋待合所の建設、それから案内看板などのサイン工事等のハード事業のほか、観光ガイドの養成事業や遊覧船の運航、築港130周年記念イベントということで実施してまいりました。平成21年からこれまでの間に合計で5,400万円程度の支出をしております。

こちらの財源としては、地方創生先行型事業それから熊本県の地域づくり夢チャレンジ事業などを財源として活用し、自主財源等を極力抑えた形での事業で実施してまいりました。

○12番（五嶋映司君） 今のは、人件費が含まれていないんですよね、両方ともね。だから人件費が含まれるとどのくらいになるのかとなると、今おっしゃった約2億1千万円ぐらいですね、両方合わせると。それに人件費を合わせるとかなりの金額になるんだろうと思います。まずはそのことを置いて、2番目に世界遺産指定後の三角西港の振興状況といいますか、どういう具合に世界遺産指定された後に、三角西港は変わったのかということを教えていただきたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） それでは、平成26年度世界遺産登録後に西港への入り込み客数ということで、平成26年度は33万人でありましたけども、平成27年7月の世界遺産登録後は、その登録効果ということで50万2千人まで伸びました。しかしながら、その翌年度の平成28年度は熊本地震の影響もあって31万7千人、平成30年度は23万人ということで落ち込みました。率にしてピークから45%まで減少しております。

○12番（五嶋映司君） これは、確かに地震の影響もあったということはあると思うんですけども、どうも危惧するのは、世界遺産登録は非常に文化財価値としては非常に大きなものだし、それを指定することは非常に大事だと思いますが、それを観光資源だとか地域活性化につなげようとなると、どうも一過性にすぎないような気がしてしょうがないんです。ほかの例なんか1回聞きましたが、例えば頂いた資料によると、万田坑なんかでもかなり人間は減っているし、一番有名だった富岡製糸場、これは新聞テレビでも盛んに話題になりましたが、これは134万人いたのがもう今は半分以下になっているというような状況があるみたいですが、今の状況、これは観光客の訪問とあの西港の地域の経済浮揚というか、そういうことも含

めてちょっと聞いておきたいのですが、これは今かなり減ってきた状況ですが、これは地震の影響によるのか、それともほかの周りの世界遺産と同じように経年変化でどうも自然に減ってきているのか。その辺はどういう具合に今市は判断をされているのか。それによって施策の打ち方が全然違うと思うんですね。その辺をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） 今、五嶋議員おっしゃったほかの地域の件ですけれども、荒尾市の万田坑それから大牟田市の宮原坑が同じ遺産群ということで登録されました。そちらの方の数字を紹介しておきますと、万田坑でピーク時の３５％、それから宮原坑でピーク時の３２％ということで、やはり同じように落ち込んでおります。それから話が出ました群馬県の富岡製糸場につきましても、ピーク時から４８％、１３４万人から６３万７千人ということで４８％まで落ち込んでおります。これにつきましては、どこの世界遺産の登録の資産を持つ自治体にとっても共通の課題ということで認識をしております。なぜ、こんな一時的になったのか、その落ち込んだのかという分析は、そこまで詳しい分析は、現在のところまだそこまでやっていないのが現状です。

○１２番（五嶋映司君） 分かりました。それでは次の項に移ります。３番目に今そういう状況の中で、宇城市は将来この世界遺産をどのように活用して、宇城市の活性化にどう活かそうとお考えになっているか、将来構想があれば伺いたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） まず、世界文化遺産の保全についてお答えいたしたいと思います。

三角西港は、先ほどもありましたとおり、平成２７年７月に明治日本の産業革命遺産の２３の構成資産の１つとして世界文化遺産に登録をされました。その後、同じく登録された８県１１市の自治体で構成される協議会を基盤として、内閣官房の指導を基に世界遺産として求められる資産の保全を中心に取り組んでおります。

具体的には三角西港修復・公開活用計画を策定し、定期的なモニタリングを実施した上で、き損箇所を修理し、必要に応じた文化財の修理対応を計画的に行っているところです。また、水路のしゅんせつなどを行い、文化財の劣化要因の除去と景観の保全を行っております。

今後においても、策定した計画を基に世界遺産の価値を担う資産の保全を継続し、他資産に遅れのないように適正な管理保全を行います。また、ユネスコの方からインタープリテーション、いわゆる分かりやすく伝える共通展示の整備を勧告されております。その中では、来訪者に対する適切かつ十分な解説はもとより、構成資産間のつながり、特に同一エリア内のつながりと位置付けの理解を促進することが求められております。三角西港を含む三池エリアは大牟田市それから荒尾市の所管資

産により構成されており、3者の連携を強化することが必要とされています。現在、本市を含む3者による三池エリアおもてなし協議会が設立されており、その十分な連携と活用により、今後の事業を推進していく必要があると考えております。

なお、今後の主な施設整備の予定としましては、令和2年度に旧三角海運倉庫耐震改修工事、それから令和5年度に龍驤館の耐震改修工事を計画しているところでございます。

○12番（五嶋映司君） 企画部の将来構想あるなら。

○企画部長（中村誠一君） それでは、将来展望ということで西港施設の今後の利活用についてということですので、企画部で答弁させていただきます。

西港の施設の利活用につきましては、浦島屋や高田回漕店をはじめとする西港、それから海のプラミッドなどがあります東港の施設の利活用を促すために、関係機関である県の港湾課それから宇城地域振興局と今協議を重ねているのが現状です。

さらに、今年6月に策定いたしました宇城市観光振興戦略に基づきまして、レゴブロック子どもが遊ぶおもちゃですけれども、レゴブロックを使ったワークショップとか、子ども向けの体験プログラム、それから飲食機会を増やすということで、そちらの方を図るなど、来訪者の満足度を向上させ、リピーターの確保につなげてまいりたいということで考えております。

○12番（五嶋映司君） 今、両方でおっしゃったように、指定された世界遺産をしっかり維持する、それを守るという意味では、教育部の方針おっしゃったようにしっかりやっていただきたいと思います。ただ、今回次の項も含めて移りますが、今この三角の世界遺産を利活用といいますか、宇城市の観光地の1つであるのは間違いないと思うんですが、それに余力を入れると言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、今実質で2億幾らですが、3億円近く投資をして、その費用対効果というのは言っていないかどうかというのはちょっと疑問ですが、そういう意味では思ったほどこの世界遺産も同じように伸びない。遺産として保全することは非常に大事なことです、伸びない。ところが今回この世界遺産の中に、臨時議会では約1億4千万円の過疎債を使っただけの整備ということでしたが、今回質問にあたって伺いましたら、総額では9,200万円ぐらいというような数字が出てきております。これはいろいろなことがあったと思いますが、こういうものをかけて、果たしてどういう効果があるのかというのは非常に私は疑問に思っております。その構想その他については、今言われた中には観光構想とかあそこでイベントをやるとか、何をやるとかというのは構想に入っていないから、この駐車場にするという必要性の論点も多少ぼけているかもしれませんが、その問題は抜きにしてこの問題で考えたいのは、結局あそこをやるために、新たに約1億円近くをかけてやる。そして得る不

動産の価値は3千万円にならないのかなという感じがします。そうすると約6千万円ぐらいは、過疎債という債で宇城市が出すのは3割ぐらいですから、しれてる数かもしれないですけど、結果的には税金の無駄遣いじゃないのかという気がしてしょうがないんですが、土地の取得は更地原則です。今のあそこを取得するために1億円近く金を使って、宇城市が得る実質価値は3千万円もならないというような状況を考えると、この6千万円近くのお金はどういう具合に考えているのか。僕は税金の無駄遣いじゃないかという気がしてしょうがないんですが、どういう具合に考えたらいいかというのにどうお考えになっているか、その辺の見解をまずは伺っておきたい。

○市長（守田憲史君） この三角西港の世界遺産獲得にあたっては2億数千万円ではありませんですね。人件費を含めたら5億円ぐらいになるかもしれません。それをもってしても、やはり私は宇城市民の方々は、もう自分が市長になる前からでございますが、やはり世界遺産を望んでいた。それは三角町の方々の誇りでもあり、宇城市民にとっても誇りである世界遺産。世界遺産というのは、観光とか費用対効果ではなくて、その観光ストレスという言葉があるんです。観光自体は、世界遺産保存にとってはマイナスなんだという基本的な考え方です。その中で、我々は宇城市民は、そこの世界遺産を守りながら、我々の世界遺産という価値ある文化的遺産を今後守っていこうという、その気持ちとそしてその誇りを大切にしたいと思っております。世界遺産になったときに、公園が50万人と言われました。地震その他で20万人を切ったと言われております。そのときの費用対効果は、旅館業・ホテルは余りありませんので、あそこのお土産屋がかなり伸びました。3倍4倍に売上げが伸びましたが、1人の職員を余計雇えばよかったかもしれません。それで地震になって全く減りました。そのときに1人の職員を減らすぐらいだったかなと。経済的波及効果が余りないかもしれません。それでも我々は世界遺産として守りたいという気持ちで今後西港に対応しなければならない。費用対効果もちろん今後の観光の振興は大切ですが、主たるところとして費用対効果はそもそも望めないものであろうと考えております。その中、五嶋議員の御指摘の今回のあのラブホテルの買収のうんぬんについて、最終的に更地に残ったときに、その資産的価値は固定資産税からいったら2,500万円です。じゃあ税金の無駄遣いか、そうではありません。あそこにあのラブホテルのギラギラしたネオンがあって、またあれが4千万円で売りに出ている、また新しい人が買ってまた新しくラブホテルを経営なさったら、それはあの全体を見たときに本当に世界遺産としてふさわしいものであるか、それを全体として考えたとき、宇城市民の誇りとしての世界遺産を守らんがためには、やはり今回1億4千万円ですが、9千万円ぐらいに辛抱してすることができま

した。今後、我々の誇りを大切にしたいという基本的な考え方からの今回の予算措置であろうと。その中で議会の方々の御了解を得たと考えております。

○12番（五嶋映司君） 世界遺産についての見解は、市長と一緒にです。大事です。遺産としてはしっかり守らなければいけない。しかし、それに余りにも次の効果を得すぎてやることはどうかということ、特に今回の過疎債を使つてのやり方については疑問を持っています。この点はもっとここの場で議論しても尽きることはありませんので、もっとしっかり議論の場をつくりながらやっていきたいと思います。

それでは、最後に入札結果についての質問に移ります。この3年ほどの入札結果をネット上で公開されているものを集めたり、1つはネット上に公開されていない、消えてしまったものがありますから、担当課に出していただいて調べてみました。電子入札によって多少の入札の形式が変わったのかなという、数字の見方も多少はできました。ただ、問題なのは、時間がありませんので進んでいきますが、入札率が低いものがあります。例えば、これは執行部とも打ち合わせしたときに、全部の入札をやると余りにも広すぎるので、執行部でも平成30年、2018年だけに絞ってやりませんかとおっしゃっていたから、2018年の分だけに絞ってやると、入札率が20%を切るものが2つあったり、50%を切るものもかなりある。60%を切るものがもうかなりあります。ということは、入札は、基本的には8割を切るとなると最低価格を出すと引っ掛かるような感じがしますが、こんな低いのがかなりあるんですが、まずは、この何でこんなことになるのかということの説明をお願いしたい。

○総務部長（成松英隆君） 繰り返しになるかもしれませんが、平成30年度のデータに基づきまして、各業種ごとの平均落札率をまず申し上げたいと思います。

工事97.0%、業務委託91.18%、物品・その他76.86%となっております。特に、物品・その他の落札率がほかと比較した場合は、低い状況でございます。平成31年2月に実施されました宇城市農業就業改善センター機械警備業務委託の20.73%が一番低くて、それから50%未満の落札率が11件、物品・その他の入札全体の11.22%を占めております。

このいわゆる低落札率は、予定価格の設定の仕様書と作成などが大きく関係して影響しているところがございます。

まず1つは、仕様書で汎用品を求める場合、かなり広い範囲、多様なメーカーから商品が該当することになりますので、各メーカーでどこが強いというのがございますので、価格にも大きく影響します。また、反対にメーカーを指定した商品となりますと、特定物品となりますので差はほとんど生じません。

予定価格の設定ですが、予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、

取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡等を考慮して、適正に定めなければならないと宇城市では定めております。

一般的には、物品等につきましては見積りを徴収します。例えば、3者から見積りを徴収しまして、A者が400円、B者が300円、C者が200円だとしますと、予定価格のときは平均値を採用しますので300円となります。ほかのところが、うちは見積りはそうだけど、今回数量が多いからいっぺんに入れたいとかそういうことをされると、企業努力で入札が150円とかで入ってきますと落札率が50%ということになり、下がってくるというのが物品の現状ではないかと考えております。

○12番（五嶋映司君） 今相対的な細かい説明をしていたら議論になりませんので、まず言いたいのは、いわゆる軽微の入札は、かなりの部分が落札が20%台です。水道のある資材については、ずっと前から50%ぐらいのものがいくつもあります。道路の舗装資材のやつは、これもかなり前からのやつで、これも50%ぐらいのがある。例えば、水道器具なんていうのはちゃんと積算ができるはずですよ。軽微もできるんだろうと思いますが、これ担当課は何をやっているんだという雰囲気なんです。こんな金額で落とされて恥ずかしくないのかというような感じですね。その辺はちょっと時間がないので、非常に疑問に思うんですが、それならちょっと1つだけの点で、例えば、ある道路維持の補修材料を納入した会社があります。これが平成30年度に60.1%で落としています。これは4、5年前に見ると30%ぐらいのやつが何件かあっている。何でこんなことがあるのか。これはちゃんと計算できるはずじゃないかというような気がするんですが、その辺では、もしこれは積算の担当課じゃないと分からないから、積算の担当部局が答えられたらお答えをいただきたい。

○土木部長（成田正博君） 今五嶋議員がおっしゃいましたのは補修材、道路の陥没とかに埋めるパッチファルトのことかと思えます。これに関しましては、一応単価が毎月出ます建設物価、その単価。それと経済調査会、これも毎月なんですけど積算資料に出ています。この単価は毎月出ますので、その平均をとって入札します。それが今回50%とか60%になっておりますが、これは大量に発注します。大体年間4,000袋ぐらい購入しますので、これは業者の1袋よりも多く売れるスケールメリットが大きな要因で、さっき総務部長が申しました物品に関しましては、底がありません。最低制限がありませんので、品質確保の点で仕様書にはうたっております。こうこうこういうものを納入してください、仕様書に満足できない商品は返還しますよというような仕様書にもうたっておりますので、適正な物品を納入していただいております。市としましては、安く良質なものをいただければ、それが

一番というふうに思っています。

○12番（五嶋映司君） 時間が無くなりました。今言われたことは分かりますが、どう見ても、どうも勉強不足じゃないかというような気がしてしょうがありません。それともう一つは、例えば20%台なんていうのは、果たしてこれ競争入札すべきなのかどうか、是非、これは入札方法を考えていかなければいけない問題があるんじゃないか。時間がありますので、是非、そういうことを問題提起して、もう少し詳しくは次回の質問にしたいと思います。ちょっと質問がいろいろなところに飛んでしまって申し訳ありませんでしたが、これで私の一般質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後2時01分

第 4 号

9 月 6 日 (金)

令和元年第3回宇城市議会定例会（第4号）

令和元年9月6日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 西 村 光 代 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	稼 隆 弘 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	坂 園 昭 年 君
土 木 部 長	成 田 正 博 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君

会 計 管 理 者	横 山 悦 子 君	総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君
企 画 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	市 民 環 境 部 次 長	松 川 弘 幸 君
健 康 福 祉 部 次 長	西 岡 澄 浩 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	教 育 部 次 長	豊 住 章 君
三 角 支 所 長	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君
市 民 病 院 事 務 長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君
監 査 委 員 事 務 局 長	山 本 裕 子 君	財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、うき未来21の中山でございます。通告に従いまして早速質問に入らせていただきます。

近年、我が国をはじめ世界各地で自然災害が多発しております。今年の夏も全国各地で大雨による災害が発生し、佐賀県では8月27日からの豪雨で4人の尊い命が失われております。また、農作物や家屋に甚大な被害が発生しております。亡くなられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

この近年の異常気象の原因の1つが、地球温暖化にあると言われております。私が子どもの頃は夏の気温は高く30度、特に暑い日でも33度ぐらいでした。現在では35度は当たり前、38度と言っても驚かなくなりました。それからしますと平均で5度は上がっていると言えます。そのような中で、世界的にCO2削減が叫ばれ、先進国としての我が国のリーダーシップが問われております。今まさに宇城市では、最も環境対策が求められる宇城クリーンセンターのごみ処理施設の建設が進められております。しかし、残念ながら今回の計画では、これまでと同じストーカ方式、いわゆる燃やす処理法が採用されております。宇城市では、今後35年間CO2を排出し続けるということになります。35年先と言え、現在の技術の進歩からすれば、遙か未来であります。私も宇城市の議員としてもっとこの問題に早くから関心を持ち、広く情報を収集すればよかったという反省はあります。しかし、反省は反省として今を生きる者の責任としてより良い方向に計画が進んでいけばと、そういう思いから今回の質問をいたします。

まずは、処理施設の建設について。現在の進捗状況について質問をいたします。

次の質問からは、質問席で行います。

○市民環境部長（稼 隆弘君） それでは、現在の進捗状況についてお答えします。

宇城クリーンセンター焼却場建設計画につきましては、宇城広域連合の所管となります。現在の進捗状況につきましては、宇城広域連合のホームページによりますと、主な日程は次のとおり記載されております。

なお、入札及び契約につきましては、総合評価落札方式で行うとのことです。令

和元年5月31日に、入札の公告、令和2年1月中に、技術提案書・入札書等の提出、令和2年3月に、プレゼンテーション及び総合的な評価を実施し落札者の決定、令和2年6月に、建設工事請負及び運營業務委託の仮契約の締結、令和2年6月または7月に、建設工事請負契約の宇城広域連合議会議決を受け、事業実施者を決定される模様でございます。

○20番（中山弘幸君） 次に、事業の総事業費と宇城市の負担についてのお尋ねをいたします。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 宇城クリーンセンター焼却場の事業につきましては、宇城広域連合の募集要項により、予定価格で建設費は117億7,428万2,300円、運営委託費は96億4,966万2千円となっております。

市の負担額につきましては、予定価格による算出によりますと、建設費では令和3年から4年間の建設期間における建設費負担金は、建設年度ごとに変動し、合計で9億6,724万6,409円です。

起債の償還金負担額は、国勢調査人口により変動しますが、令和3年から15年間の予定で元金23億3,071万4,212円と利息分です。

次に、運営委託費では、運営費負担金として委託期間の20年間毎年支払う必要があります。

こちらも前々年度の搬入量により変動しますが、毎年2億7,050万円程度を負担することになります。これらはあくまで予定価格での試算であり、確定額につきましては、事業者決定後、宇城広域連合から示されます。

○20番（中山弘幸君） 大体分かりました。この運営費負担金の毎年の2億7千万円というのは、現在の宇城市が負担しているのとはほぼ同じというふうに理解してよろしいですかね。

次に、ストーカ方式を採用された理由についてお尋ねをいたします。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 事業主体である宇城広域連合において、平成29年度にエネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本計画の策定にあたり、学識経験者を含む焼却炉及び事業方式検討委員会を設置し、処理方式を選定したとのことです。

処理方式につきましては、①焼却、②埋立て、③燃料化、④メタン化、⑤E R C Mの5種類を検討し、長期間にわたる安定的な運営のため、国内で実績の多い焼却方式に決定したとのことです。

この処理方式選定後に処理システムを検討し、全国で過去20年間に焼却施設の建設実績があるプラントメーカー10社へアンケート調査を行い、長期化にわたる焼却残さの処分を考え、ストーカ方式セメント原料化システムを採用したとのことです。

○20番（中山弘幸君） 分かりました。それなりに検討されたというふうに理解をします。

次に、先進地の事例についてでございますけれども、先進地の事例について国内外を問わず、どれだけの研究をされたのかについての答えをお願いいたします。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 事業主体である宇城広域連合では、平成27年度から平成30年度にかけ、国内9か所の視察を実施したそうです。

処理方式も、ガス化溶融炉、次世代廃棄物処理装置E R C M、全連続燃焼式ストーカ炉と多岐にわたっています。

また、参加者も地元住民、正副連合長、副市町長、事業方式検討委員、総合評価委員と行政関係者のみではなく、多くの方の参加を得ております。

諸外国の事情につきましては、国土の地形、気候条件などの地理的要件や環境への意識の差などにより検討を行わなかったとのことです。

○20番（中山弘幸君） 確かにこれまでの実績といいますか、燃やす方式、ストーカ方式、これが一番安定しているというのはそうかもしれませんが、それが一番安心できるというか今現在ではですね、それは理解できないわけではありません。しかし、例えば、外国の技術を研究してみようという広域連合との議論はなかったのかというのが1点。それと燃やさない処理施設という前提での幅広い提案をするということは、広域連合の中で考えられなかったのか。それと守田市長は、香川県の三豊市のごみ処理施設トンネルコンポスト方式を視察に行かれたと聞いておりますけれども、その感想はどうだったのか。これは広域連合のことですから、市長にお答えいただければと思います。以上3点。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 私の方から2点お答えします。

まず、外国なんですけど、先ほど申し上げたとおり、国土の地形、気候条件などの地理的要件や環境への意識の差などにより検討は行っておりませんということです。

あと、宇城広域連合では燃やさないごみの処理施設である燃料化についても検討を行いました。将来にわたって燃料の安定した受入先を確保する観点から、また大雨等の災害に対する対応に問題があることから、採用を見送ったとのことです。大学の先生などの専門家に加わっていただいた検討会での結論だそうです。

○市長（守田憲史君） 市長としてお答えいたします。先月の27日、28日で、宇土市長、美里町長とトンネルコンポスト方式の処理場を見学に行きました。簡単な設備で処理するため安価で建設でき、運営も生ごみ以外は燃料化して売却するため、運営費も安くなります。また、臭いもほとんどなくすばらしい施設でした。

しかしながら、広域連合が予定している次期施設に当てはめてみますと、最終出

口である燃料化しても売却先がありません。また、故障の原因となる可燃ごみから塩化ビニールの分別の徹底がかなり難しいと考えます。２番、熊本地震とは言いませんが、台風もいろいろなものを含めて、災害により一時的に出る大量のごみの処理は必要なものでございます。３番目、稼働２年目であり、本当に今後２０年間運営できるのかなどの問題があると感じました。

○２０番（中山弘幸君） 確かに市長が言われたところは問題がないわけではありせんし、私たちもその問題点、課題は把握しております。実は、私たちうき未来２１でも研修に行きました。香川県の三豊市は、平成１８年に合併した人口６３、０００人で、宇城市とはほぼ同規模の自治体であり、三豊市では前の市長がごみは燃やさないということを理念にごみ処理検討委員会を立ち上げ、２段階方式での公募が行われております。まずは燃やさない前提の処理方法の公募を行い、次に実施事業者を公募し、平成２９年度から稼働しております。三豊市のトンネルコンポスト方式の最大の特徴は、運営が民設民営であるということにあります。よって三豊市のごみ処理にかかる負担は、年間の家庭ごみ７千トに係る１ト当たりの処理委託料の２４、８００円で、年間約１億７、４００万円ということになります。加えて、民間が施設を建設しておりますので、建設にかかる費用は一切発生しません。これを今回の宇城市に例えますと、家庭ごみ約１万トちょっとですね。１ト当たりの２４、８００円で約２億４、８００万円ということになります。この金額は、現在宇城クリーンセンターに支払っている年間委託料、また今回の計画で予定されている年間委託料とほぼ同じ金額になります。もちろん建設にかかる費用は一切発生しません。金額にして約３３億円の実質負担がゼロになるということになります。ほかにもトンネルコンポスト方式の特徴は、ごみ収集方法は今と全く変わらないために、住民の負担は発生しません。また排水を一切出しません。加えて構造が複雑でないために、メンテナンスが簡単です。さらには燃やさないためにダイオキシンは一切出さず、ＣＯ２の排出も最小限度に抑えることができます。ただ、この方式を採用するには今市長も言われましたが、最大の問題点は固形燃料のやっぱり使用先であります。家庭から出されるごみと事業系のごみが一緒に粉碎され、トンネルコンポストに入れられ、１７日間で高温で処理をされます。その後分別され、木くずや食物残さなどは発酵促進のために再度混合されトンネルコンポストに入れられます。そして乾燥したプラスチックや紙類が固形の燃料として再利用をされます。繰り返しになりますけれども、問題は、この燃料の利用先が確保できなければこの方式の採用はできません。しかし、四国でできているのであれば、九州でできないことはないとは私は考えております。ただ、今回の宇城クリーンセンターでは、既にストーカ方式でプロポーザルが実施されております。もしプロポーザルが実施される前ならば、

このトンネルコンポスト方式は検討に値したと私は考えております。

そこで、ごみを燃やさない処理場についての質問をいたします。繰り返しになりますが、今ストーカ方式でのプロポーザルが実施されております。私は、今からでもこのトンネルコンポスト方式を検討することは、物理的に可能であると考えております。私は、現在のプロポーザルを最初からやり直せというつもりはございません。技術提案の締切りが来年度1月末となっておりますので、今の公募の条件に燃やさない方式を追加することは可能ではないかと考えております。できれば締切りを若干延ばし、出てきた提案を同じテーブルで審査すればいいのではないかと考えております。そうすれば、現在提案を検討中の事業者に対して保証することもないだろうと思いますし、また全体的なタイムスケジュールも大きな遅れが出ることはないと思います。もし、市長が三豊市を視察され、検討に値すると感じておられたのであれば、私の提案は、少しは有効ではないかというふうに考えておりますが、市長、何かそのリスクといいますか、検討する余地はありませんか。

○市長（守田憲史君） まず、中山議員が話された、燃やさない、そしてCO₂を出さない。

○20番（中山弘幸君） いや、出さないというか最小限に抑えと。

○市長（守田憲史君） いや、出さないとおっしゃいました。

○20番（中山弘幸君） いや、最小限に。

○市長（守田憲史君） いやいや、違います、最後まで聞いてください。そのつくったものは製紙会社に行って燃やすんです。ですからCO₂は結局基本的にこれも燃やす焼却です。製紙会社が燃料にするんですから、CO₂が少ないとかいう問題ではなく、しっかり焼却するんです。ただ、そこの市がしないだけでございまして、そこをちょっと間違っでは大変なことになると思います。

それと、今までこのやり方をずっと専門家の中で検討する、そしてその前にアセスメントをやります。そして専門家がいろんな中で、現在の日本では、このストーカ方式が一番安定しているという結論をいただきました。では、このトンネルコンポスト方式をまずある程度考えるとするなら、アセスメントから始めなければなりません。そして専門家の検討をしないとイケません。すると、5年の時間がかかります。この来年の1月とかそういう問題ではありません。

○20番（中山弘幸君） 市長がちょっと誤解されておりますのは、私は出さないとは言っておらず、最小限度に抑えることだと言っております。要するに製紙会社の燃料として使うわけですね。それは石炭の代替えで使うわけです。石炭は燃やさないでいい、その代替えですから。そういうことなんですよ。だから、そこは勘違いされてもらっては困ります。これから、廃プラスチックの問題が一番大きな問題にな

ってきますので、やはりそれは燃料として使う、そしたら石炭がいらなくなる。これは、私は有効だと考えております。

○市長（守田憲史君） いやいや、ちゃんと・・・。

○20番（中山弘幸君） いやいやいや、まだまだ、ちょっと時間がなくなりますのでいいです。

○市長（守田憲史君） 石炭燃やしてもCO2は出ますよ。

○議長（長谷誠一君） 質問と答弁は。

○20番（中山弘幸君） はい、分かりました。もう時間がなくなりますから、この答弁は求めません。ただ、私はそれは検討して出てきたものを同じテーブルで審査したらいいんじゃないかという提案をしているんですね。だから、そのアセスメントの問題、それはですね。

○市長（守田憲史君） ……ものを。答弁を認めていただかないと困ります。

○20番（中山弘幸君） はい、じゃあどうぞ。

○市長（守田憲史君） 再度申します。石炭であろうがCO2は出ます。その減少にはなりません、燃やすんですから。それと来年の1月までという期限は御存知ですが、先ほど申しましたように、アセスメントから始めないといけない。5年間かかるんですね。

○20番（中山弘幸君） 今のアセスメントの問題は、私のまだ認識不足のところがあります。しかし、CO2の問題はそれは違いますよ。全体と考えて製紙会社で石炭を使っているその代替えに使うわけですから。こっちでは焼却場で燃やす、製紙場で燃やす、ここで燃やさずに製紙場で燃やすのを石炭の代替えですから、全体的にはCO2は削減になるんです。もうこの時間がないんですが、次に移ります。

では、次の問題に移ります。財産の取得、三角西港ホテルの買収について質問いたします。1番の取得の必要性について。今回の三角西港ホテルの買収につきましては、不可解なことがいくつかあります。第1は、4月12日の新聞に広告が出て、その4、5日後には合併特例債を使って約1億4千万円の事業を実施することを決めて、4月22日に議会運営委員会に諮り、4月25日には臨時議会に上程できるほど、行政とはそんな簡単なものなのかという疑問であります。民間人が衝動買いをするように、約1億4千万円の事業を決定できるものか。私は、そんな簡単なものではないだろうと思っております。これは、かなり以前から、相手方の接触があったのではないかと私は考えております。2点目、もともと4,000万円でホテルを買収し、約9,700万円で解体する予定が、民間で解体をすれば5,000万円で解体できるということで、4,000万円に解体費約5,200万円を上乗せし、約9,200万円で土地売買契約書を締結してあることであります。まず建物と土

地の4,000万円という金額が妥当な金額であるかどうか、根拠となる不動産鑑定士を入れた調査が行われておりません。市民の血税を使うのに、相手の言う値でそのまま買うなど行政としてあるはずがないと思います。また、解体工事が公共工事なら9,700万円で、民間がやれば約5,000万円でできるということもおかしな話ですが、この金額も全く根拠が示されておりません。全く根拠がない中、既に契約が交わされ解体工事が始まっております。さらには、公有財産購入費は4,164万円しか議会では認めてはいない中、約9,200万円の土地売買契約書が交わされております。これらの問題は、後ほどの項目で詳しく質問をいたしますが、まずはなぜあのホテルを民間からも買収し、ホテルの営業を継続したいという話がある中で、わざわざ宇城市が買収して解体し、駐車場にするという発想になるのか。まず、その根拠をお尋ねいたします。

○企画部長（中村誠一君） 西港のホテルの買収につきましては、宇城市の景観条例に定められております三角西港文化的景観地区に指定された地区内にあるホテルということで、その建物及び敷地を買収し、当該建築物を解体して観光拠点と一体となった駐車場の整備を行うという趣旨であります。

当該建築物は、地区における景観形成基準の2階建てそれから高さ10m以下に合致しておりません。そういったことで文化的景観には当てはまっていないということで今認識をしております。

また、前面の道路につきましては、子どもたちが学校に通うための通学路ということで、その場所におけるホテルの営業形態が余り好ましくないという状況もあります。この事業によって、三角西港文化的景観地区の景観形成に寄与するとともに、新たな観光拠点と一体となった駐車場を整備するという事業趣旨になります。

○20番（中山弘幸君） 景観的に好ましくないと言われますが、もしそうであれば、世界遺産にも私は指定されなかったと思いますし、また県もあそこに浮桟橋は整備しなかったんじゃないかと思います。外見的にあのホテルの景観が悪いと市長は言うておられますけれども、誰に聞いても、あのホテルが外見的に景観が悪いという人は1人もおりません。むしろ、民間から8社も買いたいという意向があったら、民間に営業を継続させた方が固定資産税も入るし、事業所としての税金も入るのに、なぜわざわざ莫大なお金をかけて解体して、駐車場を整備する必要があるのか理解できないと皆言っております。また、通学路になっていると言われますけれども、中学生はバスで通学しておりますし、小学生は親が送り迎えをしている状況であります。子どもに対する配慮は、こじつけであるとしか言いようがありません。私は、このホテル買収は税金の無駄遣いであると思っておりますが、その見解についていかがお考えですか。

○企画部長（中村誠一君） 今の中山議員の見解に対しての答弁ということで、世界遺産の範囲として本質的な価値を有する登録範囲の周囲に、それを保全するための緩衝地帯ということでバッファゾーンが設けられております。登録に際しては緩衝地帯を含んだエリアを国内法、文化財保護法と景観法がありますけれども、それにより担保されていることが必要とされております。緩衝地帯バッファゾーンの外にある当該建築物（ホテル）につきましては、望ましくはないが登録には影響するものではないという判断が当時なされております。

ただし、国内法としての文化財保護法の指定範囲である重要文化的景観の範囲内には含まれております。そういったことで、文化庁及び内閣官房、海外の有識者からは、ホテルが用途廃止等の機会があれば撤去が望ましいということで意見も出ておりました。

県の浮棧橋につきましては、文化庁と協議を重ねて現在の位置に設置されたということです。

また、ホテルにつきましては青少年の健全育成、それから教育環境の保全ということで考えれば、その場所での経営形態は望ましくないということで、こちらの方は反対しております。

○20番（中山弘幸君） そう言われますけれども、そんなことは地元の人は誰も思っていない。これは、明らかに税金の無駄遣いという声が、私にもたくさん寄せられております。

次に、西港における駐車場の利用状況についてお尋ねいたします。今回解体して駐車場に整備されるということでございますけれども、今西港の駐車場の利用状況、そしてその駐車場が足りないような大きなイベント、これは何回ぐらい開催されているのか。また、宇城市主催のイベントはどれくらい開催されているのかをお尋ねいたします。

○企画部長（中村誠一君） 現在、三角西港の方には、一般駐車場として身障者用それから臨時の駐車場を含めて78台分の駐車スペースがあります。大型バス専用の駐車場はムルドルハウス物産館の横に2台分しかございません。

内訳としては、宇土の方からまいりますと、カーブを曲がって1号の駐車場が12台、2号の駐車場が9台、3号の駐車場6台、4号、浦島屋のそばですけれども22台、それから臨時の駐車場ということで27台と大型バスの駐車場2台ということで、合計の78台となっております。

駐車場の利用状況ということですが、行楽シーズンの週末になりますと多くの観光客でにぎわっております。公園内の通路には、路上駐車ということで目立つようになっております。そういったことで、大型バスを使用するような大きな催

しが三角西港の方で開催される場合は、三角東港の駐車場をバスの待機所ということで利用するしかないという状況になっております。

三角西港の方では、地元開催を含め年間を通して大小のイベントが開催されております。過去に2回大型客船ぱしふいっくびいなすが寄港した際には、浮棧橋から上陸いただいて観光客を西港までバスでピストン輸送するというので、バスの取り回しUターンの関係で、一旦東港までバスを回送させなければならない状況になっております。そういったことで不便をかけていた状況があります。

なお、観光マーケティング調査の結果、70%を超える方が三角西港の方へは自家用車で来訪されています。そういった状況もありまして、駐車場の環境整備を図ることが、今後の重要な課題ということで認識をしております。

イベントの関係ですけれども、市の主催行事ということでは、平成29年築港130周年の記念イベント、それから平成30年には天城橋の開通関連イベントということで開催をしております。それと地域が主催されるイベントにつきましては、あここの樹の会をはじめ様々なイベントが、昨年平成30年度では32回ほど開催をされております。

その際も駐車場が不足するというので、西港内にある個人所有の空き地を借用したり、また関係者については車での乗り合わせをしてもらったり、それからマイクロバスを利用している状況があります。県が新たに整備する遊歩道と駐車場が今後予定されておりますけれども、現在利用している臨時駐車場が今27台ということで、それと同じぐらいの駐車台数しか整備できないということで聞いておりますので、全体の駐車台数が増えることはありません。

西港内には、大型バスの駐車場が少ない、2台しかないということもありまして、誘客の機会を逃すことにつながっているということで考えております。

○20番（中山弘幸君） 駐車場は多いに越したことはないのは事実です。しかし、今の状況でそんな足りないというような状況はありませんし、はっきり言って今の西港で、イベントがあるに越したことはありませんけれども、西港で大きなイベントをしなければならないのかという議論もあるわけです。これまで宇城市が駐車場を探しているとか、探す努力をしているという話も聞いておりませんし、何かしてきましたか。私の調査によりますと、約3か所ぐらいはバス駐車場に適した場所があります。わざわざあそこを買わなくても、私は本当に駐車場を探すのであれば、ほかにも場所はあるのではないかというふうに思っております。だから、この駐車場整備も私は税金の無駄遣いではないかというふうに思っております。例えば、今回のホテルについては、三角には宿泊施設が少ない。それであのホテルを市が買い取って、観光客また訪日外国人が泊まれるような施設を整備すると。または新しく買

い取った民間事業者がそのホテルをそのようなホテルに整備するのに市が補助金を出すと、そういうのであれば理解ができます。そのような生きた使い道であれば誰でも納得すると思いますけれども、しかし今回のホテル買収は、全くその正当性を私は感じませんし、多くの市民がやっぱりおかしいのではないかというふうに感じております。そのことを強く指摘しまして、次の質問に移ります。

次に、取得する財産とその取得の金額についての質問をいたします。

○企画部長（中村誠一君） 最終的に取得する財産ということで、三角町三角浦字石場 926 番 2 の宅地 228.21 平方メートル、それと同じく 926 番 10 の宅地 1,033.12 平方メートル、合計の 1,261.33 平方メートル、381.6 坪になりますけれども、そちらの土地を取得することになります。取得に掛かった金額につきましては、建物解体に係る経費を含んだ土地購入費ということで、9,228 万 8,560 円です。そのうち解体経費の方が 5,228 万 6,560 円ということになっております。それと不動産の仲介手数料につきましてが 308 万 6,321 円、それから所有権移転後の固定資産税の相当分ということで、そちらの方が 113 万 6,475 円ということで、合計で 9,651 万 1,356 円という金額になっております。

○20 番（中山弘幸君） 要するに、381 坪の土地取得に 9,600 万円が掛かるということになります。この土地は執行部としては 2,500 万円というふうに見積もっておられると聞いております。要するに、土地の価格が 2,500 万円の土地取得に 9,600 万円が支出されると。この差額を市民にどう説明されるのか。またどのように解釈したらいいのでしょうか。これは、昨日の五嶋議員の質問に市長が答えられましたラブホテル、ギラギラというそんな低次元の話ではなくて、この金額の根拠をどう解釈したらいいのかということです。そこをお間違えにならないようにお願いします。一般的に土地は更地買収が常識ですが、ここのところの説明をお願いいたします。そもそも公有財産購入費は、約 4,160 万円しか予算がありません。どうして 9,200 万円の支出ができるのか、それが理解できません。執行部の説明では工事請負費を流用したということですが、5,000 万円の流用など聞いたことがありません。このように予算の執行が流用で済ませられるのなら議会には必要ありませんし、今回の流用に関して地方自治法のどこの条項を適用されたのか、流用の法的根拠を教えてください。

○企画部長（中村誠一君） まず 4,000 万円の土地を 9,200 万円かけてということでの質問でした。土地の面積ということで 1,261.33 平方メートルであり、平成 30 年に国土交通省が、近隣の土地、浮棧橋の付近ですけれども、そちらを買収した単価平方メートル当たりの 19,900 円で計算いたしますと、先ほど議員話された 2,510 万 467 円という金額になります。

しかしながら買収金額には、土地と建物それから建物解体工事に係る経費を含んでおります。更地解体という形になります。土地のみの購入費用ではございません。通常、道路買収などで購入する土地に建物や立木等があれば、そちらの方を通常購入費用と補償費用ということで支払うことになります。その補償費相当分も含んだ買収金額ということでの金額になっております。

それと、流用の件が出ましたけれども、そちらの方を説明いたします。当初の予算ということで、土地購入費と解体に係る工事費と別々に計上しておりました。実際、契約に伴い不足する公有財産購入費の予算に、工事請負費の方から5,178万7千円ということで流用をして、支払いを予定しております。

予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項の規定ということで読み上げます。「歳出予算の経費の金額は、各款の間または各項の間において、相互にこれを流用することはできない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところによりこれを流用することができる」ということで規定をされております。

議決科目である予算の款・項と違いまして、執行科目と言われる目・節には、別段流用を制限した規定は置かれておりません。本市においては、予算決算の規則におきまして、人件費と物件費の相互流用並びに食糧費及び交際費に対する流用増額のみを禁止しているところであります。

限度額につきましても、被流用費目の予算計上額の範囲内であれば可能ということになっております。

○20番（中山弘幸君） 確かに流用はできるようになってはいます。私も予算の流用について随分調べてみましたが、無秩序にできるとはどこにも書いてありません。今回の平成30年度の決算を見ても、流用額はほとんどが数十万円単位になっておりまして、5千万円の流用など前例もないし、私は裁量権の範囲を超えていると思います。私が調べた資料によりますと、やむを得ない理由があるときとありますけれども、やむを得ない理由があるとは思いません。今回流用しなければならなかったやむを得ない理由を聞かせてください。このことが1点。2つ目に、更地買収と言われますが、本来ならば所有者が解体費用を負担するのが常識ですが、今回は宇城市が解体費用を負担し、結果的に所有者は、本来の土地の価格2,500万円より1,500万円も高い4,000万円で売ったことになります。おまけに公共工事ですから、税金も掛からないのではないかと思います。こんなことを市民が納得するはずがありません。3つ目、本来ならば解体費は財産の取得ではありませんので、今部長から補償費という言葉が出ましたので、本来ならば適切な予算に組み替えて、再度議会に諮るべきではないかと思います。議会で審議することによ

って予算が適切であるか審査ができますし、市民に対してオープンにすることになります。今回のように流用で済ませるということは、議会軽視であると同時に市民の知る権利を侵害していることになります。何ら急いで契約する理由がない中で、なぜ予算の補正をしなかったのか。以上3点お答えください。

○企画部長（中村誠一君） それでは、1点目のやむを得ない事情とは何かという御質問ですけれども、こちらにつきましては、買収につきましては、ほかの買収希望者も相当いらっしゃいました。そういったことでなるべく早くこちらの方で買収の契約を進める必要があるということで、その判断で今回流用をして契約の方までこぎつけたという経緯があります。

それから、流用の裁量につきましては、例規上、法規上は別に抵触する部分はありませんので、それに基づいて議会の執行部説明会の方で全員の方に説明した経緯もありまして、それをもって一応了解を得て、流用の方の対応をさせていただいたという経緯があります。

○市長（守田憲史君） 流用についてでございますが、中山議員の御指摘も分からないではないですが、先ほど企画部長が説明したのは、その予算がとおった中で、我々の執行部の裁量としてそこに違法性はないというあれですが、今回流用ですが、事前に議会にお諮りしてこういう内容でこのような予算を使いたいと、そういうところでここは流用になりますが御了承くださいという説明の中で、議会の議決をいただいたところでございまして、議会での説明と違って、その中でこっちをこっちに全額を移したという流用ではないという我々の気持ちも御理解いただけたらと思います。

それと、土地が仮に2,500万円で、4,000万円で売ったから向こうは1,500万円高く売れたんだという御指摘ですが、向こうとしては4,000万円で熊日に、これは土地建物を売りたいという条件だったわけでございますので、それではないと思います。

それと、先ほどの元に戻るみたいですが、三角町の方々かなりがほとんどが必要ないと、税金の無駄遣いだと、そのような私の見聞きではそうでもございません。それと文化庁そしてユネスコはじめ各有識者の方々が、このラブホテルについては解体をして、景観になじむようにすべきであるという意見はいただいているところでございまして、これは宇城市としまして重く受け止める必要があろうと思ひまして、全く必要ないとかうんぬんであるならば、しっかりとエビデンスの中で反論して、一般質問の中で主張していただきたいと思います。昨日も申しましたように、この金額の中で私は4、5千万円安くなる形で手に入れられたと考えておりまして、そしてそのやはり土地代だけではなく、文化的な意味も含めてやはり世界遺産全体

を今後後世に残していくためには、あのラブホテルは景観としてなじまない。それが税金の無駄遣いとおっしゃるなら、あえてお金を申すならば、今回仮に1億円だとしみしたら、過疎債でございますので7,000万円は国からいただくわけでございますので、3,000万円と2,500万円の資産価値と、そして500万円でこの文化的価値を守れるというところでは、決して高い買い物ではないと考えるところでございます。

○20番（中山弘幸君） まず、守田市長が議会に事前に説明したと。たまたまそのとき私はおりませんでしたが、これは説明したからそれでいいというものでは、私はないと思います。それと、市長がエビデンスによる討論をしてくれと言われますが、これを言ったらまた長くなりますが、じゃあ、ラブホテルがいけないというエビデンスがあるんですか。私はそこは個人的な見解の差だと思いますし、私の元には多くそういう意見が寄せられております。それと部長の答弁の中で、急がなければならなかった理由としてほかに希望者があったと言われましたけれども、それは私はあたらないと思います。なぜなら、議会の予算も通過しているし、それは間違いなく進んでいるわけですから、それはそんなに急がなくても、ちゃんと予算を組み替えて今回の議会に諮って、そののちに私は契約しても何ら支障はないと思います。

それと、先ほど市長は9千万円が5千万円になったからいいじゃないかと、私はそういう問題じゃないと思います。それと過疎債を使うから安く手に入ったと、そういう問題では私はないと思います。もちろんそのお金の問題はひとつ置いて、実は、この5千万円の根拠も全く分からないわけですね。だから、本来ならば議会で審査することで、やはりオープンになって市民もそこを知る権利がそこで保障されるわけです。流用ということで済ませれば、全く不透明な中で全てことが進んでいくというふうになるわけでございます。先ほど5千万円の根拠もまだでありますし、要するに今回は、急ぐような、やむを得ないような理由は一切なかったと私はそう感じております。

それでは、時間がありませんので、次に移っていきたいと思います。次に、契約の内容についてお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 今回の契約につきましては、今申しました所有者側で売主の方で建物を解体し、更地の状態で引き渡す内容の土地売買契約ということで所有者の方と交わしております。

市への土地所有権の移転登記完了後に2,500万円ということで前払いをしまして、残りの残額を浄化槽の汚泥引き抜きが終わった時点でそちらを支払い、解体の終了後に残りの6,450万円を所有者の方へ払うことの契約の内容になっております。

○20番（中山弘幸君） 私は、今回のこの契約は予算に基づいた契約になっていないと理解しております。なぜなら繰り返しになりますけれども、公有財産購入費は4,160万円しかありません。先ほどから解体費の説明がありますけれども、この解体費はどう考えても公有財産購入費ではなく、先ほど部長の答弁もありましたように損失補償なわけですね、若しくは解体委託料。たぶんこの損失補償が私は適切であると思います。本来ならば、損失補償費を項目でこの補正で上げて、そして議会の議決後に、損失補償契約を結ぶ必要があったと私は理解をいたします。そのことを、私はそれをしても何ら差し支えはなかったと、そんな急いで流用でことを済ませるより、きちっとこの予算を組み替えて補正予算を今議会に上程して、議会の中でそのところを議論する、そのことが私は全てを住民にオープンにして住民の知る権利も保障されると私はそう思っておりますけれども、なぜ流用といった不適切、不適切というか法的には問題はないでしょうけれども、私はこれは不適切だと思いますし、疑念を抱かせるようなことをされたのか。これはちょっと総務部長にこの件はお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 今、不適切とおっしゃいましたが、我々は法に基づいて執行しております、その中で流用が許可されているということでございます。その点、中山議員が不適切と言われたことは、私たちが法を犯しているという認識でおっしゃったのかなというところでございますので、その点につきましては、我々はしっかりとちゃんとやっているというところでございます。

○20番（中山弘幸君） 法的に問題ないんだけど、私は不適切と思うと言ったわけでございます。私は不適切と感じていると、法的には問題はないかもしれないけれども、私は不適切と感じていますということです。やっぱり地方自治法の施行令の中では、歳入歳出予算の各項の目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することと規定してあるようでございます。やはり今回の解体費は、公有財産購入費から支出するということは私はいかななものかと。不適切と言ったらいけないというのなら、いかななものかと私はそう考えておりますけれども、その点は何回言っても答えは同じだと思いますけれども、その点何か答弁ありますか。

○総務部長（成松英隆君） それでは、今回解釈の問題でお話ししたいと思います。歳出予算の款及び項が議会の議決の対象とされています。これは地方自治法216条でございます。今回流用というのが、地方自治法220条の第2項がそれらの流用を規定した事項ということで、この中には各款、各項間において流用はできないというふうに、ただし書きはございますけど。そのため、款は法令上流用できませんが、項はあらかじめ予算の中で定める経費の流用が認められております。通常、市

町村には人件費の流用について予算を定めているところが多く、本市においても人件費に係る各項間の流用については、予算で定めております。一方、これは中山議員が不適切とおっしゃったのは執行科目といわれるものでございます。目節でございます。議決事項でなく説明書というところにあつて、これも先ほど説明がありました、議決の科目の款とは違い、別段流用を制限した規定はございません。流用の限度額についても、法律的には予算の範囲内であれば可能であり、その範囲内予算の執行上必要性があれば、流用できるものと解釈されております。予算というのは歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算各項目金額の流用、今回の補正予算でいくと大体８ページぐらいまでが議決事項の残りとなりまして、残りは地方自治法の施行令で定める説明書ということで、これは予算と説明書は実際現実には合冊とされておまして、あくまで・・・上のもののでございまして、地方自治法の２１１条の規定で併せて提出しなければならないとあることから、この現在の方式をとっています。現在、予算書のやり方というのは、全国的にも一般的なものではないかと思っております。ということを上申しまして、我々の執行は不適切ではないと思っております。

○２０番（中山弘幸君） 私も法的には問題ないけれども、今回は流用という金額的にも余り前例がない、流用というそれをするよりもきちんと項目を上げて、組み替えても何ら私は差し支えなかったんじゃないかということを行っているわけでございます。そのことは見解の違いですから、これ以上申しません。

時間が来ましたので、残りの質問は次回したいと思っておりますが、今回のこの中で解体費が解体するのが民間でやれば大体半分で済むということであれば、今後議事が予定されておりますですね、学校の解体、体育館の解体、戸馳大橋の解体、これを民間でやったらいかなるものでしょうか。合併特例債を使って民間で解体が可能というのであれば、私はそうすればおおよそ半分で済むと。これは私は物理的に、合法的にこういう予算の組み方が可能ならば、今後の解体費は全て民間でやるべきと、そしたら税金も節約できますし、住民福祉の向上にもつながると私はそう思っておりますので、そのことを御提案申し上げまして、今回の私の質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。

—————○—————

休憩 午前１１時００分

再開 午前１１時１０分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

4番、三角隆史君の発言を許します。

○4番（三角隆史君） 皆さんおはようございます。議席番号4番、会派彩里の三角隆史でございます。先日の九州北部の大雨で亡くなられた方には御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。昨今の大雨や数十年に一度とか、命を守る行動をしてくださいという報道が多いように思います。今後台風シーズンにもなってきます。どうかここ宇城市におきましても、安全意識を強く持ち、各方面からの情報をいかしながら、安全・安心な宇城市でいられますよう共に努力してまいりたいと思います。それと、この頃子どもの虐待、子どもが巻き込まれる交通事故、子どもが被害に遭う事件・事故が余りにも多いように思えます。そこには大人の身勝手な判断、暴力によって子どもが犠牲になるという余りにも残酷すぎる現実があります。なぜ子どもがそういうことを味わわなければならないのか。ここは一度立ち止まって、この現状がどうやってつくられたのか考えるべきときに来ているのではないのでしょうか。

ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告のとおり大きく5点、指定管理者制度、空き家・空き地・耕作放棄地対策、スポーツ振興、地域商社事業、定住促進について質問させていただきます。なお、大きな4番の2と3は、一緒にして質問させていただきます。

まずは、大きな1点目、指定管理者制度について質問させていただきます。指定管理者制度は、公共施設を民間の会社や団体に管理を任せる制度だと認識しておりますが、今現在、宇城市における公共施設において指定管理者制度を導入している施設はどのくらいあるのか。また、指定管理者を選考するにあたり、選考の基準とものを設けてあると思うのですが、どういったところを重視されるのかお尋ねいたします。

次の質問からは、質問席で行います。

○総務部長（成松英隆君） 指定管理者制度の選考基準ということでお答えしたいと思います。指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法の改正で創設された制度でございます。本市におきましても、宇城市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例を制定しまして、制度の導入を推進してきたところでございます。

また、市の最上位計画でございます第2次宇城市総合計画や先般改訂しました宇城市公共施設等総合管理計画には、施設の維持管理・運営について指定管理者制度を活用する旨の方針を掲げております。

現在、指定管理者制度を導入している施設は、福祉系が2施設、観光系が11施設、スポーツ系が5施設、文化系が2施設、その他が1施設の合計の21施設にな

ります。

導入の効果としましては、民間事業者の知識や経験などノウハウを幅広く活用することで多様化・複雑化する市民ニーズに対し、的確で効果的な対応が期待できるところでございます。さらに経費の面でも直営と比較した場合、人件費や維持管理コストの縮減に効果的でございます。

具体的な例で申しますと、施設利用において空きがある時間帯を活用し、スポーツ教室や自主講座などを開催することで、施設の稼働率が向上し、合理的な運営が図られます。

三角議員の御質問でございます選考基準につきましては、施設の指定管理者制度に関する候補者の選定及び適切な管理運営の履行の確保に関し、必要な事項を審査するため宇城市指定管理者審査会を設置し、選考基準を各施設の性質に合わせて策定し、総合的に判断することになっております。

また、指定管理者審査会は、各施設を所管する部ごとに設置し、委員の任命は各部長や所管部署の部次長のほかに、外部の学識経験者などを加えることができるため、施設の規模や事業内容に応じて、部署ごとに対応しているところでございます。

選考基準の主な項目につきましては、条例や審査会運営要綱に規定されておりますが、施設の性格や目的等に合致した方針があること、市民の平等な利用が確保され、施設の効用が最大限発揮されること、団体の経営状態が安定していることなど様々な角度から施設の特性を基に配点され、最高点の者が指定管理者候補となる選考内容としております。

○4番（三角隆史君） 指定管理者制度を導入している施設は、各町単位になるとどのようなになっているのでしょうか。また、今後も指定管理者制度を積極的に導入するお考えがあるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 現在、制度を導入している旧町ごとの施設数としましては、三角町が三角西港観光施設の7施設、不知火町が不知火温泉ふるさと交流センターと体育館などのスポーツ施設で計6施設、松橋町が福祉関連施設や道の駅関連施設、ウイングまつばせの計5施設、小川町がラポートと農産物加工処理センターの2施設、豊野町がアグリパーク豊野の1施設になります。

今後の制度の導入の考え方につきましては、各種計画にも掲げておりますとおり、市が直営で維持管理する場合と比較して、費用対効果が期待できる施設あるいは民間業者のノウハウを特に必要とする施設などについて積極的に活用していきたいと考えております。

これまでの活用状況としましては、制度を導入した平成18年度は物産館や観光施設、福祉施設が主な施設でしたが、その後、文化ホール、不知火温泉プールなど

にも順次導入し、平成29年度からは一部の体育館やグラウンド、武道館において導入を拡大しているところです。

今後も、新たに整備する施設や他の施設などにおいても、管理運営の状況を把握し分析しながら、積極的な導入に努めたいと考えているところでございます。

○4番（三角隆史君） 次に移ります。指定管理者制度を導入している施設の更新についてですが、各施設によって指定期間は違うのでしょうか。指定管理を受託された業者は、特に新規の場合とか指定期間が短い場合、経営面で例えば雇用や施設の予約状況の把握などで支障が出てくるのではないかという課題も考えられますが、どうお考えでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） 施設の更新する期間というのは、現在は実績から3年と5年間の設定がございます。老朽化施設による大規模改修や存続上の問題、用途変更の可能性などが考えられるような場合、また新規で指定管理を導入する施設などについては、短期である3年で期間を設定しており、安定した運営が継続的に行われるような施設については、長期の5年で設定されております。

制度の導入当時は、3年間の期間を設定していましたが、近年では5年間で更新する施設が増えてきており、現在導入している21施設では、3年間の期間が7施設、5年間の期間が14施設となっております。

更新手続きの際には、他の業者または団体に変わる可能性もあるため、引継ぎ期間を一定期間設ける場合や、雇用条件の中で継続的に雇用を要件とするなど、市民サービスの低下を招かないように募集要項などで対策を講じているところでございます。

今後も更新手続きや新規導入の際には、適切な更新期間の設定に努め、施設の利用目的に応じたサービス向上につながる対策等を図ってまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 指定管理者募集におきまして、例えば、ウイングまつばせ、小川レポートは、指定管理者を募集の年には、指定管理者が決まらない限り翌年の予約ができない状況にあると思いますが、そこは問題ないのでしょうか。分かりやすく言うと、新たに指定管理を受けられた業者への引継ぎは大丈夫かということです。

○教育部長（吉田勝広君） 松橋総合体育文化センター及び小川総合文化センター文化ホールの指定管理業務につきましては、施設ごとに、宇城市立松橋総合体育館管理運営業務及び宇城市松橋文化ホール管理運営業務、並びに宇城市小川文化ホール管理運営業務で仕様を定めておりまして、運営業務を指定管理者に委託しております。

その中で、施設の使用予約については、宇城市立体育館条例施行規則の規定により、ウイングまつばせのメインアリーナそれからコミュニティーアリーナの全館使

用につきましては、1年前に予約ができます。また、メインアリーナまたはコミュニティアリーナの部分使用については、3か月前から予約できるようになっています。お尋ねの事業者が変更になった場合は、例えば、施設利用希望者が規則に則って施設の使用許可申請を行い、1年先の予約を取った場合、仮に指定管理者が他の事業者に移ったとしてもその予約の効果というのは有効であり、そのまま新事業者を引き継がれることになっており、利用者に不利益が及ぶということはありません。

○4番（三角隆史君） その指定管理者募集にあたって、ウイングまつばせと小川ラポートは併せて前回実施されておりますが、複数の施設を1社に管理させる選考というのはあるのでしょうか。お尋ねします。

○教育部長（吉田勝広君） 松橋総合体育文化センターと小川総合文化センターは、宇城市文化ホール条例で、宇城市松橋文化ホールと宇城市小川文化ホールとして同種同一形態として位置付けされておまして、条例の規定により文化ホールの管理は、指定管理者に行わせることができるとなっております。

これを受けて、ウイングまつばせ及びラポートの文化ホール管理運営業務2件とそれからウイングまつばせの体育館管理運営業務も併せて、一体的な運営ができるように指定管理者の選定を行っているところでございます。

○4番（三角隆史君） 指定管理者を受託されたところは、適切な運営・管理がなされ、利用者の利便向上に努めていただきたいと思います。

次に移ります。第3セクターの今後について三角町振興株式会社、不知火温泉、アグリパーク豊野の3社は、それぞれが指定管理者の委託を受けています。経営状況の報告も受けたところであります。しかし、令和の時代になり、時代の流れとともに第3セクターの役割も終わりに近づいてきているように思われます。宇城市としましても、今後、時代の流れに遅れないようにするためにも対応を考えないといけないと思うのですが、どうお考えになられていますでしょうか。

○経済部長（坂園昭年君） 現在、市には、三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社、有限会社アグリパーク豊野の3つの第3セクターがあります。

各社の平成30年度の比較損益計算書の純利益を申しますと、三角町振興株式会社がマイナス783万7,914円。不知火温泉有限会社がマイナス479万2,745円。有限会社アグリパーク豊野が560万549円です。また、平成30年度末の株主資本の状況は、三角町振興株式会社がマイナス381万8,340円。不知火温泉有限会社が3,128万6,340円。有限会社アグリパーク豊野が3,997万2,188円です。

このように、各社の経営状況は違っています。また、第3セクターへの市の出資

割合も、三角町振興株式会社は64%、不知火温泉有限会社は95%、有限会社アグリパーク豊野は80%です。

このように各第3セクターの状況が違いますので、近年の経営状況を鑑み、有限会社アグリパーク豊野は5年間、三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社は3年間で指定期間として、管理をお願いするものです。

なお、現在の第3セクターのあり方について、今後議論を深め、研究してまいります。

○4番（三角隆史君） 私は、三角町振興株式会社のことしか余り知りませんが、余りにも問題が大きすぎたと思います。以前偏った雇用も行われたと聞いております。物産館やお土産店をするのであれば、お客様の立場に立って、お客様のニーズは何かを必死に考え仕事をしていかないと、間違いなく物は売れません。売上げを上げる努力をしないと、給料ももらえないというか、あげられませんというのが民間です。売れても売れなくても普通に給料がもらえるから関係ないということでは、間違いなく民間では倒産します。第3セクターのあり方は、今後も議論が必要かと思います。今後、それぞれの物産館、温泉が繁栄することを願い、次の質問に移ります。

防災拠点センター建設も少しずつ前に進んでいるようですが、今後、先の話になりますが、供用開始後、既存施設はスクラップアンドビルドの方針の下、解体という方針だということは理解はしておりますが、実際今後どういう計画なのかお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 防災拠点センターの建設につきましては、復興まちづくり計画に則り、整備を進めているところでございます。

防災拠点センター建設予定地としましては、現在の三角センターが、海に近く低地でございますために、水害の心配と同時に宇城市ハザードマップによる土砂災害警戒区域と隣接をしているために、安全・安心を最優先に関係団体との協議の上、旧三角中学校跡地に決定をいたしました。

そして、小川公民館以外の全ての公民館は、防災拠点センターにおいて公民館機能を継続する形で、防災拠点センター建設後に順次解体を予定しているところでございます。

現在三角センターは、地域コミュニティの拠点として幅広く活用されておりますが、利用状況は熊本地震から大幅な減少傾向にあります。

また、施設としても建築後50年近く経ちます。老朽化による劣化が顕著であることに加え、2階天井部分にアスベストがありまして、今、封じ込め工法によりアスベストの飛散防止対策は取られておりますものの、解体時においてアスベスト除

去に多大な費用を要し、除去の補助事業が令和２年度に終了することなどを総合的に考え、解体を行うものでございます。

○４番（三角隆史君） 利用状況が大幅減少傾向という御答弁ですが、それは利用できない状況が続いたから減少したのではないかと思います。三角センターにおきましては、住民の皆様から立地条件の良さ、新しくできます防災拠点センターへの高齢者の方のアクセス困難ということから、残してほしいという声が多数上がっております。住民の皆様は、１０人から２０人前後のコミュニティの場を必要とされております。三角センターの２階のアスベスト対策や施設の維持に莫大な費用が掛かるということは理解をしております。しかし、解体という決断に変わりがないのであれば、代替えの施設があればと思うのですが、市はどうお考えでしょうか。

○教育部長（吉田勝広君） 三角センターは、先ほど申しましたとおり、長きにわたって三角町全体のコミュニティ拠点として、市民の学びを支える場や避難所などとして、幅広く利用されてきました。

三角センター解体後の代替施設としましては、防災拠点センターとなります。

今後、この防災拠点センターを最大限に活用できるよう関係部署と連携し、調査・研究してまいります。

○４番（三角隆史君） 防災拠点センターは、三角におきまして間違いなく住民の皆様の大変な施設になることだと思いますし、いろんな催しができる施設でもあると思いますが、市役所や金融機関、病院、スーパーなどに近い三角センターの場所に、小さくてもいいので気軽に立ち寄れるコミュニティの場や子どもの遊び場があるととてもありがたいということを訴えまして、次の大きな２番の質問に移ります。

空き家・空き地・耕作放棄地についてお尋ねします。空き家・空き地・耕作放棄地は、所有者については市でどう把握されているのか、明確になっているのか。もし不明確になっている場合、どう対応をされているのかお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 空き家、空き地につきましては、企画部でお答えをいたします。その後、耕作放棄地につきましては、農業委員会事務局から答弁いたします。

まず、空き家につきましては、平成２７年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、所有者及びその相続人や納税管理人を特定し、市民等からの空き家に関する苦情・相談について、その相談・苦情の内容や放置することに対するリスクを記載した文書を通知することによりまして、適正管理を促しております。

また、利活用できる物件につきましては、空き家の利活用を推進する目的で、市が行っている空き家バンク制度の周知も併せて行っております。また所有者からの様々な相談につきましても、司法書士会と連携して空き家・空き地等の相談会を実

施しております。

空き地についても、同様な取組をいたしておりますが、所有者不明の土地利用が円滑に進むため、国では平成30年に所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法を公布しております。これによりまして、所有者不明の土地に対しての調査の合理化や適切に管理する仕組みが構築されております。さらに、円滑に利用ができるように収用手続きの合理化や利用権、上限が10年となっておりますけれども、それを設定することによって、その土地の利用促進ができるようになっております。

○農業委員会事務局長（白木太実男君） それでは、耕作放棄地についてお答えいたします。

まず、耕作放棄地とは、農林水産省が実施する統計調査、農林業センサスにて定義されている用語で、農家等の耕作意思の調査結果となります。

また、遊休農地とは、農地法において定義されている用語で、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、農地の利用状況調査を毎年実施しておりまして、遊休農地の所在地及び荒廃状況を確認する現地調査の結果となっております。よって、遊休農地という用語で御説明させていただきます。

農地の利用状況調査は、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見の3点について、重点的に取り組むことを目的としております。

この利用状況調査の結果、新たに遊休農地であると農業委員会が判断した1号及び2号遊休農地については、その所有者等に対して、自ら耕作するのか、誰かに貸したいのかをはっきりさせるため、利用意向調査を行います。その中で農地中間管理事業を活用したい旨の意思表示があった場合は、農地中間管理機構などへ情報提供をします。

遊休農地の所有者につきましては、農家台帳で把握しており、未登記の土地は、登記簿や固定資産課税台帳、戸籍等による確認が必要となる場合もありますが、おおむね所有者は把握できております。

○4番（三角隆史君） 空き家・空き地・遊休農地は、全国的に非常に増えてきているのは皆さん御存知のことだと思うのですが、ここで危機感を持って対応をしなければ、人口の減少、犯罪の増加またイノシシによる荒廃地の増加による農家の皆様の生産意欲の減退につながります。どうか対応を急がれるようお願いして、次に移ります。

空き家の再利用についてお尋ねをいたします。愛媛県八幡浜市では、空家等活用促進事業に取り組んでおられ、空き家をまちづくりの資源として捉え、滞在体験施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設など地域コミュニティの活性化に資す

る事業を募集されており、対象工事に要した費用のうち3分の2、上限500万円を補助されています。自治体によって空き家に対していろんな取組がなされています。ここ宇城市は、宿泊が少ないと言われております。食と宿泊は大きな可能性を秘めています。今年は県民体育祭も行われます。宇城市として今後空き家等を利用して、民泊事業を推進してみてもどうでしょうか。市の見解をお伺いします。

○企画部長（中村誠一君） 宇城市の観光におきましては、宿泊場所が少ないことから、来訪客は日帰り客が8割以上を占めている現状です。また、今年開催されますラグビーワールドカップや世界ハンドボール大会においても、インバウンドの需要増加が見込まれ、民泊の活用も推進されているところです。

国としては、空いている部屋や家を利用して、宿泊サービスを提供する民泊を推進するため、平成30年に住宅宿泊事業法、民泊新法といわれますが、これをスタートさせました。

これによりまして、一定のルールを定めて健全な民泊サービスが提供できることになり、これまで旅館業法の営業許可や特区民泊の認定の対象にならない住宅も届出により民泊の営業ができるようになっております。

ただし、民泊に活用できる住宅は、設備要件と居住要件を満たしている必要があります。

設備につきましては、台所、浴室、便所、洗面設備が設けられている必要があります。居住につきましては、現に人の生活の本拠として使用されている家屋、入居の募集が行われている家屋、随時その所有者、賃貸人または転貸人の居住の用に供されている家屋であることが条件となっております。

完全な空き家では、民泊事業はできないということになっております。その制度内容が周知されていない状況もあります。市としては、民泊に対する取組は今のところ余り進んでいないというのが現状です。

しかしながら、民間ベースでは、インターネットを利用して空き室を短期で貸したい人と宿泊を希望する旅行者をマッチングするビジネスが急増している状況です。

小川町では、昨年民泊などの宿泊事業に関する説明会が開催され、15人の方が参加されております。このようなことから、今後シェアリングエコノミーの一環である民泊の事業は進んでいくと思われます。市の空き家政策の中にも、是非取り入れていきたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 前回の一般質問のときも質問させていただきましたけれども、シェアリングエコノミーということ宇城市もどんどん導入していただければと思います。空き家に関しては、所有者の御意向もあると思いますが、借りる側貸す側、お互いにメリットがある取組になることを切に願います。遊休農地は、今後貸し農

園として生まれ変わらせることはできないものか。特に、三角の波多浦は近くにＪＲの駅もあり、駅のそばに荒廃農地などがあるところなどは、都市部からアクセスも容易になるので、駅の近くに貸し農園などがあると活気も出てくるのではないかとと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○経済部長（坂園昭年君） 市は、農作物等の栽培をとおして、農業に対する理解や健康でゆとりある生活の増進を図るとともに、使用者間の交流を深めかつ自然に親しんでもらうため、宇城市ふれあい農園条例に基づき、現在、不知火ふれあい農園と豊野ふれあい農園の２か所を設置しています。

ふれあい農園の設置にあたっては、農園のすぐ近くに駐車場があること、水道施設があることが必須条件でありまして、使用者のニーズとしては、自宅からの距離が近いことが上げられます。

地権者の承諾とともに、これらの条件を満たせることができれば、新たなふれあい農園の設置が可能と考えます。今後、若者の定住に向けたふれあい農園の要望があれば、適地調査を行いたいと考えています。

○４番（三角隆史君） 農業という宇城市の得意分野を広く発信するためにも、農業に興味を持つ方々に足を運んでいただくことが、宇城市が目指している稼げる農業につながっていくということを訴えて、次の質問に移ります。

スポーツ振興について質問をさせていただきます。２回目の質問です。それだけ宇城市がスポーツをやる上での環境が整っているということを分かっていたいただければと思います。１例として上げさせていただきますと、球磨郡水上村には名称がスカイヴィレッジ１周２ｋｍのクロスカントリーコースがあります。アクセスは人吉インターチェンジから車で約５０分ほど、車でしか行けません。また、途中から車が離合に苦労するぐらいの細い道になります。そこに全国各地から陸上強豪校、実業団などが大勢やってきます。旅館も大にぎわいです。決して環境に恵まれているとは言えないところにクロスカントリーコースがあるということで、これだけの人を寄せることができるのです。宇城市に話を戻しますと、まず交通の便に恵まれています。高速道路、ＪＲでのアクセス良好、何しろ九州のほぼ真ん中、言うことありません。グラウンド、体育施設も整っています。宿泊が整っていれば申し分ありませんが、先ほど述べました民泊で対応すればたくさんの方に部活動の合宿、大会で利用していただけるのではないのでしょうか。そういうふうになれば、県営野球場、総合グラウンドの誘致にも弾みがつきます。積極的に取り組む価値はあると思いますが、市はどうお考えになりますでしょうか。

○教育部長（吉田勝広君） 三角議員からありましたとおり、宇城市につきましては交通の便に非常に恵まれております。本市は交通アクセスにおいて、熊本市まで車で

約40分、それからJRでは松橋駅からが17分、小川駅からは23分。それと九州自動車道も市の東部を南北に横断し、松橋インターチェンジと宇城氷川スマートインターチェンジの2つのインターチェンジがあり、JRとともに九州各地への交通アクセスも非常に良好であります。

この交通アクセスをいかして、ウイングまつばせ、岡岳グラウンド、ふれあいスポーツセンターや観音山グラウンドなどにおいて、本市でも、各種競技の大会が年間を通して開催されております。

先ほどありました水上村では、日本陸上競技連盟公認の奥球磨ロードレース大会が開催されております。その参加関係者から、九州には高地トレーニングできる施設がない、水上村に是非整備してほしいという要望が上がり、平成29年度にクロスカントリーコース水上スカイヴィレッジを整備されたということであります。

トヨタ自動車九州陸上部や九州学院高校陸上部、今年は早稲田大学陸上部などが合宿に利用しているようでございます。

市内で合宿、宿泊ができる施設としましては、観音山ふれあいの里や県立豊野少年自然の家などがありますので、まずは、体育協会の種目協会などへPRを行いまして、合宿誘致に向けて協議してまいりたいと思います。

○4番（三角隆史君） 本当に宇城市は、スポーツに適した場所だと私は心から思っております。誘致することで食と宿泊による経済活性化は計り知れません。経済活性化による税収増も十分に考えられることであります。スポーツ振興は、スポーツを通じた健全育成はもちろんとても大切なことであります。一方、経済効果を生み出すことも非常に重要なウエイトを占めていると思いますが、残念ながらスポーツを通じた経済活性化を考える担当部署が、ここ宇城市にはないように思います。市民の皆様と共にこのスポーツを通じた経済活性化を考える部署の設置を訴えて、次の質問に移ります。

宇城市でも、八代市が取り組んでいるトップアスリート育成事業に取り組んでいただけないでしょうか。潜在的な部分も含め、宇城市には運動能力が高い子が多いように思います。子どもたちが好きなスポーツに取り組み、そのスポーツから得られる自信、向上心、忍耐力、礼儀作法は今後生きていく上で大切なものばかりです。また、トップ選手若しくは長年高いレベルで頑張ってきた地元出身の方々と触れ合う機会を設けることも、とても大切なことではないでしょうか。そういう意味でもこの事業は意義深いものでもあるし、この事業を通じてアスリートが成長し、日本代表にでもなれば宇城市の名前は日本中に轟きます。取り組む考えはないのかお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 八代市では、オリンピックなどの国際大会で活躍する競技

者の輩出を目指しトップアスリート育成事業と、ジュニア世代等の強化選手を指定し、競技力向上の側面的な支援を行う強化指定選手育成事業を実施いたしております。

天草市でも、トップアスリート育成事業として、指定選手及び指導者に助成金を支給する事業を実施されておられます。

市では、トップアスリートの育成とは違いますが、市の体育協会では、ジュニア育成ということで、体育協会に加盟している種目協会が主催する小・中学生を対象とした教室や大会の開催に助成金を交付し、底辺の拡大を図っております。

議員が話されますように、トップ選手によるスポーツ教室の開催は、ジュニア年代にとって、本物の技術を見て本物を感じるということは、とても重要な経験であるとともに、また、トップ選手の講演会の開催においても、トップ選手にたどり着くまでの日々の努力や精神力の鍛錬、チームとしての絆などの話を聞くことにより、子どもたちに夢や感動を与えるものと思います。

講演会の開催におきましては、これまで多くのトップ選手を育ててこられた教育長の知見をいかしながら進めてまいりたいと思っております。

○4番（三角隆史君） 教育長の名前が出ましたので、このことに関して教育長の考えをお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○教育長（平岡和徳君） ただいま部長が申しましたように、私自身もスポーツを通じて育ててまいりました。そういった意味では、今議員からありましたように、この人材育成、夢づくりに対しまして積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○4番（三角隆史君） 突然の御答弁ありがとうございました。ここ10年ぐらい中体連の応援など行ってきましたが、特に松橋中を中心に不知火中、小川中など県大会でもトップクラスの選手がたくさんいます。駅伝にしてもそうです。松橋中学校はいつも県大会で優勝しています。こういうすばらしい素材がいるということは、言葉は悪いですが、埋もれている潜在能力の高い子もたくさんいるということです。そういう子たちを発掘してあげるのも、我々大人の役目ではないでしょうか。スポーツは人を喜ばせてくれる面も持っています。スポーツを通じて子どもたちが人を喜ばす、自分も生涯を通じて好きになれる種目に出会ってほしいと願い、次の質問に移ります。

先日、八代市の八代トヨオカ地建アリーナに熊本ヴォルターズのプレシーズンマッチを議員有志数名で観戦してきました。かなり早く着いたにもかかわらず、駐車場は満車状態で、遠くに車をとめて会場に入りましたが、すごい数の観客でございました。バスケットボールの人気の高さを目の当たりにしました。今後B1に昇格すればさらに人気が高まることは間違いないでしょう。宇城市にこの熊本ヴォルタ

ーズアリーナ施設誘致のお話は願ってもないチャンスだと思いますが、宇城市として取り組む覚悟、誘致実現へ向けた対策をお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 熊本ヴォルターズが建設を目指している多目的アリーナが、宇城市に建設されれば、バスケットボールの試合のほか、各種コンサートやイベント等の開催により、県内外から多くの集客が見込まれ、経済効果の高いランドマーク的な拠点となることが期待されます。

交流人口の増加につながる大変魅力的な施設であり、市民にとっても大きく夢が広がるものと認識しています。

誘致にあたっては、ヴォルターズの意向を踏まえて慎重に進める必要があること、アリーナ建設に伴い、排水施設や道路等の周辺整備も必要となることなどから、まずはヴォルターズの運営会社である熊本バスケットボール株式会社が、設置予定の官民連携協議会へ参加させていただくことが重要と考えており、協議会においてヴォルターズ側の希望を確認するとともに、本市に建設するメリットをしっかりとPRしてまいります。

先ほどの選手の合宿所の件でございますが、三角議員地元の寺島の開発、あそこでベストアメニティ内田会長がボルダリングの施設もつくり、あそこは宿泊の施設もありますので、ボルダリングの聖地として一流選手の合宿所として使いたいというお考えでございます。

○4番（三角隆史君） 何と言ってもJR松橋駅に近いというのは魅力的だと思います。この地の利を活かして、どうか実現に向けて共に頑張ってまいりましょう。

次に移ります。先日の熊日に、アグリパーク豊野からタイに向けてシャインマスカットの輸出が始まったという記事が掲載されていました。宇城市長の顔も載っておりました。アグリパーク豊野の関係者の皆様の努力がまさに実を結んだことだと思います。心より敬意を表します。宇城市としましても、今から質問いたします地域商社事業の稼げる農業へ向けての第一歩でもあるかのように見受けられました。

そこでお尋ねをいたしますが、地域商社事業の今後の具体的な取組について伺いたいします。

○経済部長（坂園昭年君） 地域商社事業とは、農産物などの地域産品や販路を、生産者に代わって新たに開拓することで、市内外からの収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者等に還元する仕組みのことです。

これまでは、一部の企業や団体が販路開拓やブランド化に向けた取組を行い、商談会などに参加していましたが、市全体としての取組が弱く、総合戦略に掲げる地域産業の稼ぐ力を高める、稼ぐ農業の推進という目標に向けて、官民一体となった更なる取組が必要となりました。そのため、本年5月に、宇城市地域商社推進協議

会を設立し、本市の強みである農産物の売上げを伸ばし、市外の外貨を稼ぎ、さらに弱みである農水産物加工品の売上げを伸ばすことを狙いとして、今年度から事業を展開するものです。

本協議会の事務局は、有限会社アグリパーク豊野に置き、委員にはＪＡ熊本うき、市商工会、市観光物産協会などの団体と販路拡大に積極的な企業や商店主の方々と、オブザーバーには、県宇城地域振興局、株式会社日本航空、熊本銀行、肥後銀行に参加いただいております。

今年度の具体的な取組は、首都圏・関西圏における百貨店・スーパー等への販売ルート確立・拡大へ向けて、宇城市の特産品リストを作成すること。その中から、商談会で活用できる商品取扱シートの作成をすることです。

また、弱みである農水産物加工品の売上げを伸ばすため、既存特産品の新ラッピング化の募集も進めています。なお、今年は銀座熊本館において、１１月２６日から１２月１日にかけて「うき物産フェア」を開催する予定です。

これらの取組により、生産者所得や加工販売業者の収益向上につなげ、ひいては市全体の観光物産の更なる振興を図りたいと考えています。

○４番（三角隆史君） 今、新ラッピング化とありましたが、既存特産品には共通のラッピングをするということでしょうか。また１１月２６日から１２月１日の銀座熊本館で行われます「うき物産フェア」の具体的な内容についてお尋ねをいたします。

○経済部長（坂園昭年君） 新ラッピング化は、市内農産物を使用した既存加工品や商品のパッケージデザインを一新し、イメージアップを図ることで、販売収益の向上を目指すものです。これは事業者には費用の一部を支援するもので、対象経費は、リニューアルに係る企画・デザイン料、資材費、印刷費、諸経費です。対象経費から消費税相当額を除いた額の４分の３以内、または５０万円のいずれか低い額を上限額とします。

応募後に選定された事業者は、本協議会が委託したデザイン・ラッピング業者と協議し、商品に反映させる仕組みになっています。

次に、「うき物産フェア」につきましては、具体的な内容をこれから検討することになります。本市の農産物などをＰＲできる仕組みづくりに努めます。

○４番（三角隆史君） 稼げる農業の実現が、宇城市発展の生命線と言っても過言ではないぐらい重要度は高いこととあります。今後の動きに期待をして、次の質問に移ります。

今後、稼げる農業、ブランド化へ向けて具体的な動きがあると思いますが、具体的な取組についてお伺いをします。また、先日の子ども議会の中で不知火中学校２年生の木下君の質問に、宇城市の特産物を使ったスイーツやオーガニック野菜を使

ったスムージーを販売してみたらどうかという質問がありました。世間から宇城市に求められていることは、まさにこういうことだと私は思います。是非、取り入れていただきたいと思いますがいかがでしょうか。まずは、3つの物産館で試してみたいのではないかと思います。

○経済部長（坂園昭年君） 稼げる農業の方策としましては、高品質によるブランド化や、流通経費を抑え消費者に直接販売する農産物直売所の設置やインターネット販売、さらには6次産業化などが挙げられます。

本市には、宇城市農林水産物直売交流施設「宇城彩館」、三角駅前フィッシャーマンズワーフ「ラ・ガール」、アグリパーク豊野、不知火温泉ふるさと交流センターと4つの直売所があり、生産者の所得向上や食の安心という消費者ニーズに応える施設としてにぎわいを見せています。

特に、宇城彩館の平成30年度の販売額は14億5千万円で、来客者数は66万7千人に達するなど、県内トップクラスの販売実績を誇ります。

また、宇城彩館やアグリパーク豊野では、毎週銀座熊本館へ出荷しており、本市の農産物が東京で直接販売されています。

地域商社事業の事務局であるアグリパーク豊野では、特産品開発で進めている肥後豊野生姜パウダーの販売や肥後豊野生姜の外販事業も順調に推移しています。今年8月27日には豊野産のシャインマスカットをタイ王国に輸出を開始しました。

不知火温泉交流センターでは、デコポンを使ったデコポンロールやデコポンドレッシングなどのオリジナル商品の開発も進めています。

物産館の担当者は地域商社推進協議会の役員となっていますので、今後はそれぞれの物産館で培ったノウハウを活用し、販売戦略としての稼げる農業、ブランド化を進めて行きたいと考えています。

なお、子ども議会でも答弁しましたオーガニック野菜のスムージーなどの販売ですが、オーガニック野菜に特化したものとなれば、現時点では課題が多いのが現状であります。

道の駅であるサンサンうきっ子宇城彩館では、宇城市産の生姜、デコポン、スイートコーン、プラム、ゆず及びマンゴーといった季節ごとの特産品を使用したジェラートを販売し、大変人気があります。御意見をいただきましたスムージーやスイーツなども各施設にアイデア提供し、商品化の実現に向けて研究してまいります。

また、余談ですが、今年9月14日にオープンする熊本市のSAKURAMACHIKUMAMOTOに、本県初出店となる世界的に有名なメゾンカイザーというパン製造販売会社が、宇城市のレンコンを使い「レンコンとチキンのフーガス」という商品をつくり販売することになりました。もちろん宇城市産使用として表示

されます。今後はトマトなどの食材も採用される見込みです。

このように、市の特産物を広く世間にPRしながら、稼げる農業の実現とブランド化を図る考えです。

○4番（三角隆史君） JALと高島屋との包括連携協定をいかした取組は、今後どういうふうに取り組まれていくのかお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 本市では、今年3月21日にJAL日本航空と、それから3月25日にデパートの高島屋とそれぞれ連携協定を締結しております。

このうちJALとの協定では、人づくり、観光・食に関する情報発信、宇城市ブランドの醸成の3つの取組を行うこととしております。これまでに、人づくりに関しては、宇城市の小中学生を対象とした阿蘇くまもと空港見学会を開催しております。今年12月には折り紙ヒコーキ全国大会 熊本地区予選会を実施することが決定しております。

今後は、観光面でのJALパックや旅行会社への旅行商品の造成を、食では地域商社事業の一環として、宇城市特産物の「JAL職員によるお勧め品の選定」への協力を依頼することとしております。そのほか、JALの機内誌への宇城市紹介記事の掲載などについて、JALと相談の上、実現可能なものから順次取り組んでいく予定としております。

一方、高島屋との連携につきましては、本市と高島屋が持つそれぞれの資源を有効に活用し、ふるさと納税の推進、特産品の販売促進、地域全体の活性化を図ることを目的で連携をしております。

高島屋とは、ふるさと納税に関して、今年4月から高島屋ふるさと納税ウェブサイトにおきまして、宇城市の返礼品25品の掲示を行っているところです。また、高島屋が毎年作成しているふるさと納税ガイドは、今年11月にリニューアルされ、より詳しい自治体の紹介が掲載される予定ですので、同ガイドに掲載の高島屋グルメセレクションによる宇城市特産物の紹介と合わせ、効果的に本市の知名度向上やブランド化を図っていくこととしております。

また、今後につきましては、ふるさと納税以外にも、東京圏における物産フェアや販売ルート拡大における連携の可能性を模索してまいります。

○4番（三角隆史君） このような包括連携協定をいかして、JALの職員、例えばキャビンアテンダントやパイロット、高島屋の職員の方に中学校へ出前授業などしていただいたり、観光物産協会などで講演をしていただいて今までの経験をお話ししていただくというのも、ブランド化へ向けた動きとして大切なことではないかと思います。是非今後取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。こういった取組は、農業の持っている可能性を最大限に引き出せる取組だと思っております。

宇城市の基幹産業であります農業が全国的に注目されてきつつある今、もっともっと知恵を出し合い、意見を出し合い宇城市の農業が発展することを願い、次の質問に移ります。

定住促進ということに対して質問をいたします。定住促進は、本日私が質問いたしました大きな2番、3番、4番いずれもつながっております。空き家・空き地・耕作放棄地が解決するということは、そこに住む人、仕事に励む人が増えるということですし、スポーツ振興による経済活性化が成功すれば、雇用が生まれます。住む人も増えるはずで、地域商社事業が成功すれば、同様に人口増になることは容易に想像できます。定住促進はどこの自治体も望んでいることですし、様々な取組をされております。宇城市では今後どういう取組をし、定住促進を図っていくかお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 本市では、定住促進の取組といたしまして、昨年度から県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金というものを活用しております。補助率4分の3補助金を受けて、宇城市の魅力発信・移住定住促進事業（シティプロモーション）を実施しています。

この事業では、移住を検討している子育て世代と今後子育てをする世代をターゲットということで、本市の住みやすさをPRし、本市が選ばれるまちとなるよう、市の政策や魅力を発信しております。

1年目となる昨年度は、「わたしたちにちょうどいい街（まち）。UKINISUM（ウキニスム）」ということで、こちらをテーマに本市の魅力や住みやすさをPRし、定住を促進するためのパンフレットを作成し、市内の公共施設や公共交通機関、ショッピングセンター、クリニック、県内外の書店、住宅展示場などに配布したほか、「もう一度、宇城市を好きになってもらいたい」ということをテーマにしたPR動画を制作し、熊本・福岡の映画館で、映画の上映前に流れる広告ということで放映いたしております。

また、若者層が集まる住宅展示場でのイベントの開催や、若年層に伝わりやすい移住定住WEBサイトの構築、それから都市圏における移住相談会の実施などの取組をしております。

2年目となる今年度につきましては、昨年度作成いたしましたパンフレットと動画を活用いたしまして、テレビをはじめとするメディアへの露出、移住を検討している若い世代が集まるイベントの開催等により、宇城市を効果的にPRしていくところで考えております。

○4番（三角隆史君） 宇城市の魅力を全てPRできるような取組をお願いして、次の質問に移ります。

定住促進を図っていくためには、子育て世代の移住と若者の流出防止に努力していかなければならないと思いますが、特に三角町の人口減少が著しくなっており、子どもの遊び場がないのも人口減少の一因と考えられます。三角町には、東港緑地公園という広い公園があります。平日は、グランドゴルフで高齢者の方々が、週末は親子連れが多く来られています。海沿いには魚釣り客がいっぱいおります。

そこで、遊具施設があればもっと来場者も増えてにぎやかになると思いますが、市としてどうお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 三角駅前の三角港緑地公園があります。港湾施設は際崎緑地という名称で、県が管理者として平成20年3月から供用が開始されております。施設全体の面積は17,180平方メートルあり、このうち約8割が緑地公園部分で、面積が13,480平方メートル、芝生の広場と休憩所、外周は約450メートルのウォーキングロードが整備されております。総事業費が約1億7,500万円というふうに伺っております。

議員が話されますように、子どもが安心して遊べる遊具や軽い運動ができる健康遊具の設置は、子どもから高齢者の方まで幅広い年代の方が楽しめる憩いの場として、三角港の魅力をますます向上させるものと思われまますので、今後、遊具施設の設置を県に要望していきたいと考えます。

○4番（三角隆史君） 三角東港緑地公園は、天気の良い日は非常に過ごしやすく、駐車場も広く取ってあるので気軽に来られる場所です。保護者からの要望もあっております。県に要望していただき、是非、遊具を設置していただきますようよろしくお願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

1番、原田祐作君の発言を許します。

○1番（原田祐作君） 皆様こんにちは。会派うき未来21、原田です。先日、自宅に今月号の広報紙が配られて届けられました。パラパラとめくっておりますと、平岡教育長のインタビュー記事が掲載されておりました。予算に占める教育費の割合が

近年伸びてきていると記事にありました。教育のまち、宇城市。予算を増やせばそれでよしということではないと思うんですが、教育関連予算が増えるということは、子どもたちの教育環境を整える上で、非常に歓迎されることではないのかなと思っています。またベネッセとの協定にも触れられており、子どもたちに対する教育的効果だけではなく、先生方の、教職員の方の働き方、またその意識改革についても書かれてありました。先日、地元小学校の校長先生とお話をするときにも、今回ベネッセと協定することによって、またタブレットを導入することによって、いろいろ意識改革が、またそういうスキル向上でありますとか、そういった面でも私たちも考えるべきことがあるんだよというようなことを言われておりましたので、今後、この施策においてどのような成果が出てくるのか、子どもたちの成績だけではなく、先生方の働き方、そういった面でも非常に興味深く多面的な見方が必要なんじゃないかなと思っています。

それでは、先般通告申し上げておりました質問について進めさせていただきます。まず大きな1番目、小中学校のタブレット端末の導入についてお伺いします。まず最初に、導入を予定されているタブレット端末の仕様について、どのようなものかお聞きしたいと思います。

次の質問からは質問席で行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 宇城市立の中学校に導入する学習者用タブレットは、8月13日に入札を実施しまして、8月16日に貸借契約を締結しております。

タブレット端末は、富士通社製タブレットARROWS文教モデルの導入を予定しているところです。

仕様は、既存の教材やデジタル教科書・各種学習用ソフトウェアが利用できるように、基本ソフトはWindows10を採用し、画面サイズは普通教室の机の広さを考慮し、10.1インチ、約25センチ程度としているところでございます。

また、家庭への持ち帰りを想定していますことから、キーボードを含めた重量を1キログラム未満といたしました。

これらの仕様は、6月25日に文部科学省から発出された新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）において、環境整備に向けた具体的モデルとして提示された仕様に準拠するように検討を重ね、タブレット端末の仕様を決定したところでございます。

○1番（原田祐作君） 今答弁いただきました文教モデルというのがちょっとはっきり分からなかったもので、ちょっと調べさせていただきました。一般的なモデルよりも防塵性であるとか防水性に優れ、また子どもたちが使うということで、落としたりとか耐衝撃性にも非常に優れているといったモデルのようです。また、画面をタッ

チするタッチペンといいますか、それも一般的に学校で使える六角形の鉛筆と同等の形で、非常に使いやすく設計をされているというふうにカタログの方に書いてありまして、何かいいものを採用されているなど思っております。またOSもWindows 10ということで、やっぱり一般的にパソコンを使われる方で、やっぱりOSはWindows 10を使われている方が多いんじゃないかなと思いますので、この辺も非常に互換性があって、使い勝手もいいんじゃないかなと思っております。また、非常に高価なようですので、是非とも導入された際には大切に使用していただきたいというふうな思いも抱いております。

それでは、今伺いましたタブレット端末なんですけれども、その導入のスケジュールについてはどのようなになっているのか、伺います。

○教育部長（吉田勝広君） 導入スケジュールにつきましては、早期発注・早期導入を予定しておりましたが、先ほど申し上げました本年6月に文部科学省より、新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）が発出されましたので、この中で環境整備に向けた具体策の検討・提示があったところでございます。

これを受けまして、仕様の再検討及び納入時期の調査をしたところ、現在世界的にCPU（中央演算処理装置）が非常に不足していることから、パソコンメーカーの在庫が不安定な状況となっております。

入札時に、できるだけ多くのタブレット製品を対象としたいことや、先生方の指導者研修の期間などを考慮し、令和2年2月1日に導入し、今年度を試験運用期間とし、次年度より本格運用を開始する予定としております。

○1番（原田祐作君） かなり以前から導入の話がありまして、心待ちにしていたところではあるんですけれども、様々な状況があって最速で対応していただいた結果、来年の2月ということになったんだろうなというふうに理解をしております。逆にちょっと先ということで、今答弁の中にもありましたけれども、先生方のトレーニングを含め、それに対応するための環境づくりに若干時間があるということで、2月なので本当実質来年の4月から本格的な利用になるんじゃないかなと思っておりますが、非常に準備の期間があって、その辺についてはよかったのかなと思っております。

それでは、続きまして、このタブレット端末とか様々なそういった話をする中で、デジタル教科書というのがたまに言葉が出てまいります。デジタル教科書というのは大体どういうものなのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。紙の教科書は、改訂の時期には一般的に広く何社も展示されて、それを一般の方も自由に閲覧できて、その中でいろいろ意見を言えるような確か正式名称は忘れちゃったけれども、そういう場があったというふうに思っています。このデジタル教科書という

のは、どのようなもので、それを導入するにあたってどのような選定の方法といたしますか、その辺についてお聞きしたいなというふうに思います。

○教育部長（吉田勝広君） デジタル教科書及びその活用についてということでお答えさせていただきたいと思います。

デジタル教科書とは、デジタル機器や情報端末向けの教材のうち、既存の教科書の内容と、それを閲覧するソフトウェアに加え、編集・移動・追加・削除などの基本機能を備えるものを指します。

単に、紙媒体の教科書の内容がそのまま表示されるのではなくて、インターネットの活用、先生と子どもたち、または子どもたち同士の双方向性のある授業ができるようになります。つまり、単に紙の教科書がデジタル端末で読めるだけでなく、教科書の編集や書き込み、動画や音声の再生、インターネットへの接続によって疑問点を深堀りできるなど、従来の教科書にはない使い方ができるようになってまいります。

次に、選定の方法についてでございますが、デジタル教科書の選定は、紙の教科書の採択状況により決定をいたします。

教科書は、4年ごとに、民間の教科書発行者において編集され、文部科学大臣の検定、教育委員会による採択を経て、児童生徒の手に渡ります。

したがって、紙の教科書の採択状況により、採択された発行者のデジタル教科書を使用することになります。

○1番（原田祐作君） 今デジタル教科書についての説明をいただきました。デジタル教科書ということで、例えば紙の教科書だったら1人1冊、当然1冊購入したら1人分だと思うんですよ。デジタルということはデータなので、例えば1枚のCD-ROMか何かを買って、みんな同時に使えるのか、若しくは一人ひとりにその権利か何かを買っていただくようになるのかがちょっと分からないんですけど、その辺また今後情報収集して、検討していかないといけないのかなと思ったりもしております。いずれにしても、今まで紙ベースの教科書でできなかった様々な取組とか新たな学びの機会が増えるというようなお話だったので、非常に楽しみだなと感じておりますが、ただ、その中で1点ちょっと再質問させていただきたいんですけれども、インターネットを利用するというような部分が答弁の中にございました。将来的にはそのタブレット端末を家庭に持ち帰って家庭で使用するような状況もあるというようなお話もありましたので、じゃあ、家庭でそういったネット環境につないで何か学習をする場合に、今光ブロードバンドの話も議会で出ていますけれども、そういったネット環境が家庭にない御家庭については、どのような対応をされていくのかという点についてお聞きします。

○教育部長（吉田勝広君） 現在、使用しておりますデジタル教科書は、指導者、先生用のデジタル教科書を導入いたしております。

今後、中学生に配布しますタブレットパソコンで使用する生徒用のデジタル教科書は、オフライン環境でも使用可能なデジタル教科書の導入を、現在考えております。

また、本年度導入予定のベネッセの学習支援ソフトにつきましても、オフライン環境での使用が可能ですので、各家庭のインターネット環境の有無で利用が制限されるということはありません。

タブレットパソコンの汎用性を最大限にいかすためにも、学校・家庭を問わず様々な場所で活用してもらいたい、家庭学習の定着と基礎学力の向上につなげていきたいと考えております。

○1番（原田祐作君） 以前、これは議員としてではなく保護者として、県内のある学校の状況を見に行ったことがあります。そこでベネッセが提供するソフトなんですけども、C l a s s i（クラッシー）というのがあってですね、これは確か生徒一人当たり3,000円か何かで利用できるシステムじゃなかったかなと思います。ただ、それに伴って生徒皆さんにタブレットを配るということではなかったのも、スマホを持っている子は自分のスマホでやる、家庭にパソコンがある人は家庭でパソコンをやる、家庭にそういうネット環境がない場合は、学校のパソコンでやりなさい、こんな話をこれは2、3年前なので今ちょっと変わっているかもしれないですけども、そういう話を聞いたことがありました。せっかくいいシステムを導入しても、そういったふうに家庭でのはっきり言うと経済状況等によって利用が制限されるような環境があれば、これはやっぱり平等じゃないなと、残念だなという思いがありましたので、ちょっとその点について確認をさせていただきました。今の答弁としては、とりあえずデジタル教科書の導入はすぐすぐではないというような話で、とりあえずはベネッセの学習ソフトについては、オフラインで家庭でも対応できますよというようなお話だったので、とりあえずその辺を使う分に関しては、心配ないのかなというふうに今判断をしているところであります。

それでは、次4番目の質問に入っていきたいと思います。民間事業者との連携協定についてお伺いしたいと思います。まず前提として、はっきりと申し上げさせていただきます。私は、今回ベネッセと協定をされましたそのベネッセについて悪意があって質問することではありません。民間の業者が悪いとかいいとか、そういったことを言っているつもりも全くありませんので、その点はまず御理解いただきたいというふうに思っております。それを前提として進めさせていただきます。まず、協定の内容についてはちょっと被るところもありますけれども、一応協定の内

容、またその導入した成果、5年間続けてやりますよというお話でしたので、その成果の評価について。また、教育の分野にそういった民間の業者が入ることによるその教育の中立性といいますか、その辺について、どのような見解をお持ちかというところをお聞きしたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 株式会社ベネッセコーポレーションとの連携協定の内容は、英語4技能の能力向上を図るための英語4技能検定GTECの実施や、情報活用能力の育成や基礎学力向上を目的とした学習支援ソフト「ミライシード」の導入。また、ICT機器の効果的活用を図るためのICT支援員の配置でございます。

学習支援ソフトミライシードは、一人ひとりが思考したことを表現し合い、クラス全体での主体的・対話的そして深い学び「アクティブ・ラーニング」の実現を支援します。

また、このソフトには個別学習ドリルが入っていますので、個々に合ったレベル・ペースで、知識の確かな定着や主体的に学ぶ姿勢を支援し、基礎学力の向上を図ります。

学習支援ソフトは、新学習指導要領で求められている主体的・対話的で深い学びを支援するツールですので、先生によるICTの活用と、思考を促す発問が重要になります。

あくまでも主役は、先生と子どもたちであり、新学習指導要領に基づき、知識の理解の質をさらに高め、着実に確かな学力を育成してまいります。

○1番（原田祐作君） 私たちが学生時代にはなかったツールで、また非常に聞いていてワクワクするような、楽しい将来というかそういったイメージが膨らんでいきます。例えば、課題とかをそのタブレットに学校で配信していただいて、それを家庭に持ち帰り、家庭でそれをオフラインで学習するんですね。すると家庭で例えば何時間勉強したのかそういった様々なデータがそのタブレットに蓄積されて、それを学校に持っていくと、また学校のネット環境でつながって先生たちのパソコンにその結果が集計され、誰とかさんは30分ぐらいやったよ1時間やったよ、まあ分からないですけど、想像なんですけど、そしてその宿題の添削も勝手にそれがやってくれて、そこにベネッセのビックデータがあってそこで評価されて、そこでその評価された結果を先生方が簡単に見ることができて、それを即現場、クラスに行って対策といいますか指導にいかせる。非常にできるかできないか分からないですけども、こんなことも可能なのかなというふうに非常に楽しくて、先生たちについても御苦労が減るような将来を想像します。

ただ、先ほども申しましたけれども、教育の中立性という部分ですね。先生方も今ほとんどの先生方は、半分ぐらいはまだどうでしょう、パソコンを自由に使いこ

なして、家でもスマホをやってという、余り多くはいらっしゃらないんじゃないでしょうか。今勉強中であるとかそろそろ取り組まないといけないねと、ひょっとしたら、俺たちこれ分からないから若い先生たちがやってという方もいらっしゃるかもしれない。そんな中にこのタブレット、今回のIT教育みたいなのを持ち込んだときに、こういった問題集を子どもたちにこういったふうに解かせましょう。これについてはこういった操作方法をすると便利ですよ。そういった操作方法についての指導だったら、これはいいと思うんですよ。ところが、例えば子どもたちからこういうふうな意見が出てきたときに、これについてはこのソフトを使って、こういうふうに指導していったらどうですかとか、指導内容にその関わっていくようなところまで、民間の方が指導に入っていくときに、先生方もいままでIT機器をほとんど使われたことない人たちは、それを鵜呑みにして、学校の中で先生たちが教育指導という中で、子どもたち、生徒の学力の定着とか拡充というか、学力を付けさせるというのも教育だと思うんです。ただ、その生活態度も含め人格形成の部分でも教育だと思うんですよ。だから、こういったふうに民間の業者が入ってくることによって、非常に効率的で様々なこの民間の業者が、ビックデータで全国的な比較も容易にできて、成果は非常に上がると思うんです。でもそれが、余りにも学習の取得というか、学力をつけるためだけというところに特化してしまって、先生方が極端な話、このIT機器とかを使うのはベネッセの方が得意だから、教育授業はその方たちにやってもらった方が効率的だよね。じゃあ僕たちはそのほかの支援はやりますよ、みたいなこれは極論だと思います、究極の分業制みたいな感じで話していますが、こういったことになりかねないのかなというところも心配するんですよ。先生方のその教育の指導というのは、やはり授業中の子どもたちの関わりもあって、そのほか一緒に掃除したり、給食食べたりという関わりの中でのまた子どもたちとの信頼関係、今はもうなくなってしまいましたけれども部活動をとおしての子どもたちとの信頼関係、その日常の関わりがあつての教育というのがあつたと思うんですけど、その辺が何かこうバランスというのが、非常に難しくなるんじゃないかなと、先生たちも御苦労されるんじゃないかなというようなところをちょっと懸念しているところではあります。ただ、答弁書の中では、あくまで主役は教員と子どもたちでありというところでもありますので、やはり先生たちがそういった部分で余り深く悩まれないような支援というか見守りというのを、是非とも教育委員会の方には続けていっていただきたいなと思っております。ちょっと話が散らばりましたが、そういったところで1番目の質問は終わりたいと思います。

それでは、大きな2つ目の質問に入っていきます。学童スポーツクラブについて

お伺いします。今年の4月から始まりまして5か月が経過しました。初めての夏休みも経験して、様々な御苦勞が各スポーツクラブであるんじゃないかと思いますが、その活動状況について推進委員会等も開かれて課題の抽出、検討は成されるということなんですが、そこも含めたところでの現在の活動状況についてお伺いいたします。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、現在の活動状況等につきましてお答えをさせていただきます。

本年4月に、小学校の運動部活動が社会体育へ移行し、5か月が過ぎておりますが、問題なく運営されている状況でございます。

また、市では学童スポーツクラブが活動する上での課題及び対応策について、意見や情報交換を行う宇城市学童スポーツクラブ推進委員会を設置いたしました。

第1回の会議を4月22日に開催し、推進委員の皆さんで意見や情報交換を行いました。

この会議につきましては、年に2、3回程度開催する予定でありまして、次の会議につきましては、9月末をめどにということ考えているところでございます。

○1番（原田祐作君） これについては、以前から継続的な関わりをお願いしたいなと思っていますので、それはそれで見守っていきたいなと思っています。

では、2番目の今後の課題についてというところでの質問に移ります。現在、私も実際今関わっておりますけれども、非常に指導者といいますかインストラクター、見守りをする人の確保というのが、非常に難しいなということを感じております。また、部活動と違って、例えば1つの種目をずっとやる学童スポーツだったら、そこまで表面化しないのかもしれないんですが、様々な運動をやる総合型という形で、しかも異年齢が同時にやるというようなそういう学童スポーツクラブでは、またいろんな課題が見えてきているんじゃないかなというのを今実感しております。そこで、特にここでは絞って言わせていただきますと、まず指導者確保ですね、やはり立ち上げの年は自分の思いがあって立ち上げているので、どうにかやってでもやろうと思いますし、立ち上げ当時の子どもたちの親御さんたちも非常に協力的にやっていただけると思うんですが、じゃあ、これが自分の子どもたちが卒業したときに、今やっている方がそのままやっていただけるのか、これははてなだと思うんですよね。毎年毎年継続的に指導者の方たちを確保していくというところに、非常に保護者の方たちは、今はよくても将来的に御苦勞されるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の教育委員会としてのフォローといいますか、またみんなS C C宇城のジュニア会員となっているので、S C C宇城のその関わり方、フォローといいますか、その辺について課題ではないかと思いますけども、どのようにお

考えかお伺いしたいと思います。

○**教育部長（吉田勝広君）** 先ほど申しましたとおり、今のところ、問題なく運営されておりますので、今後も継続的な運営を期待しているところでございます。

学童スポーツクラブの受け皿であります総合型クラブＳＣＣ宇城につきましては、スムーズな運営のため、市では、事務的補助の支援を行っているところです。総合型クラブＳＣＣ宇城は、学童スポーツクラブのスポーツ保険の手続き、活動中の傷害、事故や損害についての手続き、また指導者研修会の実施を担っていただいているところです。

指導者研修会におきましては、第１回研修会を６月２２日に開催しておりまして、スポーツ安全保険、それから学童期のトレーニングと外傷予防についての研修が行われております。なお、指導者研修会におきましては、指導者の質の向上を目指し、年に２回程度開催をしていただく予定であります。

○**１番（原田祐作君）** ６月に開催されました指導者研修会には、私も出席をさせていただきました。保険会社の方、傷害保険の会社の方の話とあとは確か発達の話だったですかね、そんな話がなされたのかなというふうに思います。非常にためになる話であったなと聞いております。その中で１つ気になることがあったので、ここで確認をさせていただきます。その研修会のときに傷害保険、スポーツ保険の話の中で、活動中のやむを得ない事故については、指導者に責任がありますよと。これは当然なんですね、あるのはあるんです。ただ、責任の取り方について、指導者が最前線というか第一人者となってその責任を負われて、追及されていかなければならないというようなことを言われておりました。以前から何度かこの指導者の責任ですね、事故のときの対応については一般質問でも行われてきたと思うんですが、その中では、確かＳＣＣ宇城のジュニア会員になることで、ＳＣＣ宇城が全面とは言いませんけれども、一体となって責任を負うというような説明がなされてきたというふうに私は理解をしております。実際、その研修会に出席された保護者の方が質問されたことで、「うちは、今回つくった規約の中に指導者については責任を一切問わないと文言を入れてありますけれども、これでも責任問われますか」という質問をなされております。それについても講師の方からは明確に、「いやいや責任は取らなければなりませんよ」と。そういった話の中で研修会は終わっていったので、その保護者の方、その後非常に不安に思って帰られました。責任がないからやりたい放題子どもたちをさせる、いい加減に見守りをするということではないんですよ。やっぱり皆さん、そこにいらっしゃる方は本当に目を配って絶対ケガさせないようにと捻挫１つ、突き指１つさせないようにとやるんです。でもやっぱり起こるんですよ。実際私も起こりました、そういうのがですね、ちょっと手首をひねっ

たと。どんなに注意していてもなるんです。だからそういった面で、この責任の問題というのは非常に重要じゃないのかなと思いましたので、改めて指導者が個人で責任を全て負わないのかという点と、もう一つは先ほども言いましたけれども、以前から各種目協会とか市内にある３つの総合型スポーツに指導者バンク等の設立とか、そういったことで非常に御苦勞をさせていただいていると思うんですけども、そういった指導者確保に向けての動きというのをもうちょっと強化させていただいて、できればマッチングですよ、うちの近所にはいないけどここにはいるよというような方とマッチングするような作業とかを教育委員会はやっていただけないのかなという点も含めて。またもう一つ、これは具体的な話になるんですけども、学童スポーツクラブの立ち上げのときに、競技性また勝利至上主義に陥らない、こういった話でこの学童スポーツクラブを立ち上げ、その理念があると思います。そういった中で、やはり特定の大会に出ない学童スポーツクラブもあると思うんですよ。そういった中で、今非常に総合型スポーツクラブというのが日本各地で盛んにあっていて、熊本の中でも県内の総合型スポーツクラブの交流会、交流大会みたいなのが開催されたりしています。そういったのにこの学童スポーツクラブですね、私の一番身近でいうと河江小学校学童スポーツクラブ、この子どもたちは県の総合型のスポーツクラブの交流大会に出ることができるのか。もし出ることができるのであれば、できればそういったお知らせというのを、もっと積極的に各スポーツクラブの団体に流していただきたいなと思うんですけども、その指導者の責任の問題とマッチング、またそういった交流会に参加できるかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 学童スポーツクラブのクラブ員は、総合型クラブＳＣＣ宇城の学童クラブ会員として、スポーツ安全保険に児童と指導者、また見守りなどされます保護者の皆さんも加入されておられます。

このスポーツ安全保険は、賠償責任保険も含まれております。もしも、法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされた場合は、この保険に基づきまして総合型クラブＳＣＣ宇城が指導者と一体となって責任を負い、組織で対応いたします。

次に、学童スポーツクラブの指導者の確保についてでございますが、学童スポーツクラブ推進委員会などにより意見を聞きながら、引き続き各種目協会などへ説明を行い、指導者が見つかった場合は、学童スポーツクラブとのマッチングを行っていききたいと思います。

最後に、総合型スポーツクラブの交流会の参加につきましては、こちら具体的でございましたので、ＳＣＣ宇城に確認を行いました。が、学童スポーツクラブのクラブ員は、すなわち総合型の会員となりますので、河江小学校のクラブにつきまして

は参加できるということであります。

○1番（原田祐作君）　そういった総合型スポーツクラブの交流会に参加できるということで、非常にありがたいなというふうに今思いながらお聞きをしておりました。総合型のスポーツクラブの交流会という、ぱっと頭に浮かぶのはサッカー、バスケット、テニス、バレー、そういうのではなくて、パラリンピック種目になっています。シッティングバレーとか長縄跳びでありますとか、フライングディスクキャッチ。様々な遊びの中に運動というか、それをうまくマッチングしたような種目を広くみんなでも楽しもうよというようなことが、その御案内には書いてあったように思いますので、是非とも、1つの競技を追い求めるのもいいんですけども、こういったところで体を動かす楽しみを全く違う人たちと、違う環境にいる子どもたちと共有できる場があるということは、非常にありがたいなというふうにお聞きしております。是非とも、今後そういった機会を活用させていただきたいなと思いますので、やはりそういった広報活動も含め、また今回は県内の交流大会をここでお話ししましたけれども、1つはS C C宇城がそういったのを市内で主催してもいいんじゃないかなと思っております。やはり試合に出られない、人数が少ない、そんな様々な悩みを抱えながらやっているクラブもあると思いますので、是非S C C宇城も、その辺宇城市学童スポーツクラブ交流大会みたいなのを年に1回でもいいのでやっていただくと、また子どもたちも盛り上がって活動にも熱が入るんじゃないかなと思いますので、今後に期待して、この学童スポーツクラブについての質問は終わりたいと思います。

続きまして、3番目、小川支所の移転についての質問に入りたいと思います。何度も何度も重ね重ねて聞かせていただいておりますが、当初3月に開所予定じゃなかったかなと思っています。今の施設ももう今は空いていますね、中に入っていたテナントがなくて空いたような状態になっていますけれども、そこもいろいろ改修をしていくような時期に今入ってきているんじゃないかなと思っております。確か前回の議会では8月には契約をしてというような話で、いろんな債務負担行為とか様々な予算が上程されておりましたけれども、その辺も含めましてもう9月になりましたので、現在の進捗についてどのようになっているのかというのをお聞きしたいと思います。

○小川支所長（篠塚孝教君）　現在の進捗状況についてお答えします。

現在、小川支所の移転についてはイオンモールと協議を重ねまして進めているところでございますが、建物の改修については、九州大学大学院芸術工学研究院と共同で基本設計を行っているところでございます。

九州大学より複数の改修プランやそれに伴う模型を製作し、市に提示があり、提

示された改修プランを基に関係者で意見交換を重ね、小川支所のレイアウト、空きスペースの有効活用等について協議を行い、プランの内容を詰めている状況でございます。

また、改修に伴う電話回線や情報通信関係につきましても、担当部署や施工業者との打ち合わせを行いながら、移転作業を進めているところでございます。

なお、改修費用につきましては、8月中には把握できる予定でありましたが、まだプランが決定しておらず、実施設計まで至っていない状況にあり、改修費用の把握については現在遅れている状況にございます。

支所機能の移転は、将来を見据えて慎重に進めていかなければなりませんので、改修内容につきましては、関係者を加えイオンモールとも細部にわたり協議を行い慎重に進めてまいります。

○1番（原田祐作君） まだ、こういった形になるかプランが決定しておらず、費用もまだ明確ではないというお話でしたけれども、今の段階でプランが固まっていないということですね。当然プランが固まってから、それについての実施設計を行って予算を付ける。それについて見積もりをやって、予算を付けて、入札に入っていて事業者が確定して工事になると思うんですけども。今の段階でどうなんでしょう。今回の補正予算でも、その工事については当然出てきていないですね。それで3月開所というのはどうなんでしょうか、間に合うのかどうかというのをお聞きしたいです。

○小川支所長（篠塚孝教君） 支所移転につきましては、住民が利用しやすい小川支所となるため、市だけでなく九州大学、コクヨと共同で研究を進めているところですが、広い空間スペースを有効活用するための改修プランの決定に時間を要している状況にございます。そのため、当初来年3月に予定しておりました支所の開設は、来年4月以降にずれ込むことも予想されているところでございます。

○1番（原田祐作君） いいものをつくるために、若干今予定が延びているよというふうに理解をしました。ただ、ここでちょっと心配するのが、いい空間スペース利用とかそういったものを九州大学とかコクヨ等が研究して進めていくというお話なんですけど、余り断定的に言えることではないんですが、例えば以前アートポリス事業とかが県内であって、そういったものは非常に先進的できれいなみんながあつと驚くようなデザイン性のある建物がどんどん設計して建てていく。ただ、それってものすごく費用が掛かるんですね、ちょっとそれが頭をよぎったんですけど、例えばコクヨにしても九州大学にしても、学問的に若しくはその事務所をつくる上でのいろんな研究の効率的に、いいものができるというのは分かります。それはいいものができるんだと思うんです。ただ、それについていくら掛かるのというのをちょ

っと心配するんですよ。数年前、日本の国立競技場の話がありました。非常に世界的なデザイナー、有名なデザイナーの方が先進的なデザインをされた。でも結果、お金が掛かりすぎる、実質の工期が間に合わないというようなところで大幅に変更されて、今の形に落ち着いたという経緯があるんですけど、全くそのような感じになるんじゃないかなというのをちょっと心配するんですよ。やっぱりこの支所というのは、一番の目的というのは、利用しやすいというのが一番の目的であって、それにそのどういう形が一番利用しやすいのかというのは、市民の方と行政の方が一番分かれているんじゃないかなというふうに思うんですよ。だからその辺について、これ2番の質問に続くんですけども、わざわざ民間業者とか大学の研究室と連携して、そこまでやっていく必要があるのかなというふうに疑問がちょっと残ります。だから、具体的に何を狙ってどういった部分を狙って、民間業者とか大学の研究室と連携していくのかというところをお答えいただきたいなと思います。

○小川支所長（篠塚孝教君） 今回の小川支所移転に関しましては、九州大学と民間業者のкокヨと連携して進めているところでございます。

九州大学は、常に未来の課題に挑戦する活力に満ちた最高水準の研究拠点を目指しており、今までも様々な実績をお持ちでございます。

今回の支所移転は、大型ショッピングモールに支所が入る全国初のモデルとなりますので、九州大学のこれまでの実績を基に、どのようなプランが一番効果的で実用的であるかを連携して、様々なプランを研究し、市民が利用しやすく気軽に支所を訪れることができるような、これまでの行政機関とは違ったイメージを目指すものでございます。

また、кокヨとは連携協定を締結し、産学官一体となって小川支所移転に関する研究協議を行っているところです。連携協定の内容としましては、кокヨは働き方改革に伴う執務環境の改善に向け、総務省や民間企業での先進事例を手掛けられ、知見やノウハウをお持ちでございます。それを本市にも取り入れるため、職員の働き方について意見を徴収し、実現できる執務環境の提案を期待しているところでもございます。

本年5月に、窓口業務に関連がある15の課で作業部会を立ち上げ、定期的にкокヨと意見交換を行い、将来の執務環境の検討を行ってまいります。

○1番（原田祐作君） 今答弁の中で、大型ショッピングモールに入る全国初のケースだから、効率的で実用的というような文言があったと思うんですけど、その今回支所が移転する先というのは、本体の中じゃないんですよ。本体の外側の部分の別棟の建物に移っていくことになるので、いわば独立した環境じゃないのかなと思っているんです。モール本体に入れば、それは様々なテナントがあって、またそのモ

ールの設立のコンセプトといいますか、雰囲気づくりのコンセプトがあって、それと合わせて空間づくりをやっているといかないでありますとか、またそのモールを利用されるお客様の動線とか、様々なものを考慮して造っていく必要があるもので、いろいろ協議は必要だと思うんです。また、確かに先進的なデザインのテナントが並んでいる中に、何かえらくカチッとした行政が1つだけあっても、確かに雰囲気も変わってくるので、そういったところを大学の研究機関とかと働きかけてやっていくという、そこは若干理解ができるんですけど、全く別の建物に対して、効率的とか実用的というのがそこまで必要なのかなというのをちょっとはてなが付きます。行政の施設というのは目的があって来られるところだと思うんですね。例えば、住民票の請求であったりとか、その他もろもろの手続きであったりとか、若しくはいろんな生活の中で苦しい思いをされている方たちが相談に来られる場だと思うんですよね。そういったところに、従来と違ったイメージというのが必要なのかなと思うんですよね。そこにやはり先ほども申し上げましたが、民間の企業とか大学の研究室によっていい空間だけでも莫大にお金が掛かる。ひょっとしたらコクヨと提携してコクヨにつくってもらったら、コクヨの製品を全部買わないといけなかもしれない、そういったことも考えられる。だったら、そこまでする必要はあるのかなというのはちょっと疑問が残っています。また、コクヨとの連携について市内の庁内の部署で検討会を立ち上げて、先進的な業務関係をというお話をされましたけれども、今小川支所長がずっと答弁をされていますが、それは何ですか、小川支所のためだけに立ち上げられたんですか、それとも、全体に関わるようなことなのかというところをちょっとお聞きしたいなと思います。

○小川支所長（篠塚孝教君） 市民から見ますと、市役所へのイメージは少し堅いイメージがあるかと思われませんが、今回の移転では、従来の役所の堅いイメージから脱却して、市民の方が気を使うことなく訪れることができる役所を目指すものでございます。

気軽に訪れる支所の条件は、非常に難しいところがございますが、来庁者の市役所に対するイメージが重要と考え、市民目線に立ち、どうしたら市民の方が役所の堅いイメージを払しょくできるかを視野に入れ、九州大学、コクヨからもアドバイスをいただきながら進めているところでございます。

また、作業部会は行政サービスの質の向上を図るため、予算、職員、施設等の限りある経営資源を効果的かつ効率的に活用し、IoTやRPAなどの新しい技術を市の業務に取り入れることを目的として立ち上げており、その一環として小川支所をモデルとして検討を進めているところでございます。小川支所移転のためだけの作業部会ではございません。

○1番（原田祐作君） 分かりました。では、その堅いイメージで足が遠のくような方が、柔らかいイメージを持つと来ていただけるんじゃないかというようなお話でしょうか。それだったら、是非ともやられていると思うんですけど、建物、空間のイメージだけではなくて、やはり職員の悪口を言っているわけではないですよ。職員の方は一生懸命働かれていますけれども、職員の方たちの働き方も含めたところでの改革といいますか、雰囲気づくりというのもやはりやられていると思うんですけれども、その辺も必要なのかなというふうにちょっと考えましたので、今後はそういった面でもこの市役所の雰囲気づくりといいますか、行政機関のあり方といいますか、そういったものについては考えていかないといけないなと今私も思いました。

それでは、3番目の質問に移ります。それでは総合的に小川支所、ここまで力を入れてやっています。移転後、どのような形を目指していらっしゃるのかというのを伺います。

○小川支所長（篠塚孝教君） 移転後の小川支所像は、主に次の2点を目指しております。まず1番目に、市民にとって利用しやすい小川支所。2番目に、職員の執務室の環境の改善でございます。

まず、1番目の市民にとって利用しやすい小川支所について説明いたします。現在の小川支所の窓口は、待合スペースがほとんどなく、混雑時に来庁者は立ったまま待たれている状況でございます。また、相談スペースもないため、市民の個別相談においても秘密保持が厳しい環境にあります。移転により、これらの問題を解消する十分なスペースを確保することで、これまでの窮屈な事務所から解放され、市民が利用しやすい小川支所へと変化することを目指します。

次に、2番目の職員の執務室の環境の改善は、現在の執務室は非常に狭く、職員同士が背中合わせに事務を行い、通路の確保も難しい窮屈な状況でございます。支所移転により、相談スペースや打ち合わせスペース等の確保も可能となり、これまでの窮屈な執務室から解放され、ゆとりある執務室に改善されることを目指すものでございます。

○1番（原田祐作君） 狭いんだよというお話だったんじゃないかなと、要約すれば、そうだったんじゃないかなと今お聞きしておりました。狭いから広いところに移らないといけないというのは、最初から今までも何回もお答えいただいていますので十分理解はしております。でも、それだけなのかなというふうに今思いました。最初、この移転の話が出た当初の話では、イオンの助けにもならないといけないとか、その他いろいろな話があったんじゃないかなと思っています。いわゆるモールに入る初めてのケースなので、そこを含めた上でどういった将来像なのかなという

ところも、今の答弁の中で本当は期待をしていたんです。初めてだから力を入れている、教育機関、民間業者とも連携をしていると、だからよりよいものをつくるんだよという話で、どういった将来像なのかなと思ったんですけど、結果今の答弁の中では、狭いから広いところに行くというお話だったんじゃないかなと思っています。ちょっと物足りなかったかなと思っています。なぜならば、やっぱり支所というのは、何回も今まで言いましたけれども、何て言うんでしょうね、来ていただきやすい雰囲気づくりとか様々大事だと思いますよ、そのすばらしい空間、癒しがある空間も必要だと思うんですけども、何よりもまず、やはり行政としての役割を果たす、それにおいて有利かどうかという点もやっぱり考慮されるべきなんじゃないかなと思います。何度も何度も言っていますが、やはりラポート周辺に備蓄倉庫もあり、拠点センターもでき、避難所はラポートの和室で行うと。そういった中でやはり支所はラポートの部分に、近くにあるのがいいんじゃないかなと思います。ラポートの前には防災井戸も掘ってあります。防災井戸、緊急時にはスムーズな対応ができるように、全国のさく井協会とも協定を結んでらっしゃいます。そんな恵まれた防災の中で強い拠点があるのであれば、是非ともそちらの方でやはり防災、何か災害があったときにはそこが拠点となるわけですから、その本丸が一番まとまったところにあるというのが、やっぱり本来は行政が目指すべき姿なんじゃないかなと思います。ラポートにそういう広い場所がないのであれば言いません。前回も申し上げましたけれども、図書館のスペースもあります。図書館をイオンに移すという案も十分検討の余地はあったと思うんです。そういったことも含めて、是非とも、どうせつくるのであればいい支所をつくっていただきたいなと思います。ただ1点、それを借り物の建物の中につくってどうするんだという思いは残りますけれども、やるんだったら是非ともいいやつをつくっていただきたいなというふうな期待を込めているところでございます。

それでは、4番目、小川中学校校舎について質問いたします。現時点での基本構想について、どのようなものがあるのかお答えいただきたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 小川中学校校舎建設における基本構想それから基本計画についてお答えします。

小川中学校建替基本構想・基本計画策定業務委託につきましては、令和元年6月14日に契約をいたしております。

まず、基本構想では小川中学校の現状と課題の整理、また建設予定地や周辺環境を含めた条件を整理し、建替えにおける基本理念及び基本方針を作成いたします。関連施設の調査や関係者アンケート・ヒアリング、また今後開催を予定しております建替え検討委員会をとおして、広く意見を集約・整理した上で学校づくりの目標

を設定をいたします。

次に、基本計画では基本構想で設定された目標を基に、施設の規模や配置計画、概算事業費、全体の事業スケジュールなどを作成決定し、目標を具体化していく作業を行います。

今後実施します、基本設計や実施設計につなげていくための土台となる計画を策定することが、今回の基本構想及び基本計画の目的で、今年度中の策定を目指しているところでございます。

- 1番（原田祐作君） 検討委員会をとおして広く意見を集約また整理という上でやっていかれるということで、非常に安心しております。やはりいろんな議論をする上で、今中学校区単位で議論することが非常に多くなりました。今小中一貫教育についても、やはり各中学校区でそれぞれプランを立てていらっしゃるもので、そういった中で一番中心となる小川中学校の建物については、非常に興味深く、その整備のやり方についても興味を持って今見ているところであります。

それでは、基本構想は大体今理解させていただきました。現在の進捗について、意見集約とかどのような方法でやられているのか。また建設時期等々が分かればその辺をお願いしたいなと思います。

- 教育部長（吉田勝広君） 基本構想及び基本計画の進捗の状況についてお答えいたします。

現在、小川中学校の現状と課題を整理するため、現場確認と先生へのヒアリングを実施し、施設の現況調査を行っております。

また、生徒、保護者及び先生へ、今後の建替えの参考とするためのアンケート調査を今お願いしているところでございます。

今後は、関係者による建替え検討委員会を立ち上げ、現況調査やアンケート結果を基に、委員会による検討内容及び意見の内容を反映し、基本構想及び基本計画を策定していきます。

策定後、直ちに基本設計及び実施設計業務を委託したいと考えています。早期着工に向けて取り組んでまいります。

- 1番（原田祐作君） 先日、この一般質問を考えているときに、うちの娘がアンケートを持って来ました。その中に、小川中学校の特色と残すべき伝統は何ですかみたいな質問があって、非常に頭をひねりながら書いた覚えがあり、私書いていないですけどね、うちの嫁が書いていた様子を思い出します。小川中学校については立地について山の上にあって、やはりアクセスもしにくいというところで、本当は言いたいことたくさんあるんですけども、実際今老朽化して非常に危険な状態であるということもありますので、やはり早く安全な環境を確保するためには、いろいろ

と致し方ないのかなと。その中で最善の方法を探していかなければならないのかなというふうに今思っております。今後もしっかりと見守らせていただきたいと思いますので、しっかりとよろしく願いいたすところでございます。

今回冒頭でちょっと触れました、広報紙の中の平岡教育長のインタビューの中で、宇城市の教育予算が、どんどんパーセンテージの占める割合が上がってきているよという記事がありました。非常にありがたいことだなというふうに思っています。ただ1点やはり自分が思いますのは、確か去年が9%前後だったですかね、一般予算に占める割合。今年は14%、15%近かったかと思います。ただこの伸びというのは、1つ自分が思うのは、今非常に給食センターもそうですし不知火小学校、建設が重なっている。建設費に関わる場所が多いんじゃないかなと思います。やはりタブレットを含め電子黒板、いろんな教材、いわゆるハード面での投資が多くて、今膨らんでいる状態じゃないかなというふうに思っています。ですから、もしこのハード面での整備が終わったら、また教育費がぐんと下がってしまう。こんなことになっては、ちょっとそれは問題があるんじゃないかなというふうに思います。せっかく今教育費の予算を予算割合の中で大きく大きくやっていただいているので、もし、ハード面の整備が終わった後は、例えば英会話教師をちょっと拡充をしようであるとかいろんな障がいを持った子どもたちの支援員を増やそうであるとか、またそういった支援教室の整備にお金を使うとか、またその形を変えて、お金を使うところはたくさんあると思うんです。そういったところにお金を使っていただければ、教育のまち宇城市、これが誰が見ても文句の付けようのないそんな自治体になるようにこれからも努力を、今までも十分されていると思います。ただ、より一層の努力を心から期待するところであります。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後2時10分

再開 午後2時25分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

9番、福永貴充君の発言を許します。

○9番（福永貴充君） 皆様こんにちは。9番、清風会福永貴充です。少子化・子育て支援といったことが、今、全国的に盛んに言われております。本議会におきましても様々な視点からこの課題について議論がなされております。宇城市におきまして

も、保育園に入りたくても入れない待機児童が課題となっておりましたが、守田市長の御英断もあり、保育園の新設が決定をし、来年4月の開園に向けて建設工事が進んでおります。この保育園の開園により待機児童の問題が解消し、子育て世代が安心して働ける環境になることを、私も同じ子育て世代として大変期待をしております。また一方で、就学前は保育園には入れても、小学校に進学した後学童保育に入れない。また、学童保育の開所時間と親の終業時間が合わないなど、いわゆる小1の壁ということが今全国的に言われるようになってきております。現代の社会情勢では、核家族化・共働きなどが進み、学校が終わる時間に家には誰もいないという家庭が増加しております。保育施設が充実し子育て世代が安心して働ける環境があり、そして子どもが小学校に進学した後も、そのまま安心して働き続けることができることが望ましいと言えます。

そういった視点から、小学生の放課後の過ごし方、特に学童保育についてお聞きしたいと思います。まず1番、学童保育の利用状況についてということですが、宇城市の学童保育における待機児童はどうなっているのか。またここ数年と比べて変化はあるのかお聞きいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、学童保育の利用状況についてお答えをします。

市内に15か所の学童保育所があり、利用人数は昨年度の695人に対し、本年度は735人の児童が利用しております。

待機児童の状況としましては、これまで青海学童保育所において施設及び敷地のスペースがなく、安全性の確保ができないため受入れ困難な状況となっておりましたが、昨年度に学校内のランチルームを改修し、本年度からは解消しております。

なお、本年度は新たに豊福学童保育所で5人の待機児童が出ている状況です。

○9番（福永貴充君） 青海小の問題に関しては解決をしたということですが、一方で、豊福小学校で5人の待機児童が出ているということですが、この待機児童が出ている要因、これが何なのかということをお聞きしたいと思います。例えば支援員の確保ができないのか、面積上もういっばいで入れないのか。この点どうなっているのかお聞きいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 豊福学童保育所で発生している5人の待機児童については、学童支援員の不足により児童の受入れができない状況となっております。当該学童保育所では、ハローワーク募集及び市役所庁舎内の掲示板広告のほか、情報誌等でも募集をかけられています。本市においては他の学童保育所も調査し、併せて広報紙に募集記事の掲載をするなどの協力体制を取っておりますが、残念ながら、いまだに応募がない状況でございます。

引き続き、支援員確保につながるようサポートに努めてまいります。

○9番（福永貴充君） 今、理由としては支援員の方が見つからないということで、全国的な労働力不足が影響しているのかなと思いますけれども、待機児童について豊福小で5人ということですが、待機児童の基準に合ったという言い方も変かもしれませんが、それが5人なんだろうということだろうと思いますけれども、具体的なことをお話しますと、当尾小学校の学童保育所は現在1か所になっております。一方近隣の同規模校であります松橋小学校、豊福小学校につきましては、学童保育所がそれぞれ2か所ずつあります。そのためか当尾小では、学童保育所に入所している児童は、1つの施設に70人以上の子どもたちが入っている状況であり、常に余裕がほとんどない状況となっております。そういったことから、学年が上がるなどしますと、本当はまだ学童に入れておきたいんだけど、低学年の方などに気を使って学童保育への入所を辞退する方々もおられるということも聞いております。仕事をやりくりするか何かされているんだろうと思いますけれども、やはり保護者が安心して働ける環境をつくっていくためには、施設の面積の拡大が私は必要だと考えております。また、晴れた日は、子どもたちは学童保育施設の外で遊ぶなどで過ごすことはできますけれども、雨の日は、施設の中で過ごすということになってくるわけです。そうしますと70人以上の子どもが過ごすには、いい環境とは言えないんじゃないのかなと私は思っております。学童保育所の施設の拡大について、どのように考えているかお聞かせください。

○健康福祉部長（那須聡英君） 福永議員御指摘のとおり、入所状況を聞いて申請をしていない児童まで含めると、今の施設では受入れ困難な状況になることは認識しております。

新設するとなれば、敷地の問題や施設整備にかなりの費用負担が発生することから、財政的にも施設管理の上でも厳しい状況と考えます。このことから、学校施設の有効活用を念頭に置き、各学校施設の利用状況を確認するため、教育委員会への状況確認及び場合によっては現地確認等を行い、今後の対策を協議・検討しているところでございます。

また、放課後における児童の居場所対策については、学童保育事業のみではないことから、学校・教育委員会・保護者の方々との連携及び情報共有が何よりも重要であると考えます。

今後は、どのような対策を講じるのが望ましいのか、その方向性について関係者間で協議していく必要性を感じているところです。

○9番（福永貴充君） 何らかの対策が必要だということは認識していただいていることだと思いますけれども、教育委員会と関係があるので是非とも協議をよろしくお願いしておきます。

次に、学童保育の運営体制についてお聞きしたいと思います。現在、宇城市には小学校が13あり、学童保育所は15施設あると聞いております。その運営体制は4つが社会福祉法人、2つが市の直営、そして残りの9つが保護者運営と聞いております。保護者運営の施設では、お金の管理から支援員の募集まで運営を保護者が行っているということになっておりますけれども、そのため役員の方々を中心に負担がかかってきているのが現状だと思います。そもそも共働きであったり、ひとり親家庭であったりといろいろと大変な部分もあるので、学童保育所に入所しているということだと思いますけれども、その上で運営までとなりますと、かなりの負担になっていくのかなという思いがいたします。運営面の負担軽減という要望が行政の方にも上がってきていると伺っておりますし、私自身も保護者の方々からそういったお話を聞く機会があります。保護者の負担を軽減する方法の1つとして、地域に密着した活動をしております社会福祉法人ですとかNPO法人、そういったところに運営を委託するという方法もあると思いますけれども、この点についてどのように考えられるのかお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 学童保育所の運営体制につきましては、福永議員が御紹介のあったとおりでございます。

市では、学童運営の状況や意見等を把握するため、保護者運営学童保育所の代表者と意見交換会を継続して開催をしております。出席者からは、毎年役員が変わるため、運営上の不安や経理及び労務管理など負担が大きいということで、法人等に運営を委託できないかとの御意見をいただいているところです。このことを踏まえ、不知火学童保育所では、保育園民営化に併せて次年度から法人運営に移行するため、引き継ぎ等、準備を現在進めているところです。

今後におきましても、保護者の負担をできるだけ軽減できるよう運営支援等に引き続いて努めてまいります。

なお、法人等に委託する場合は管理上の問題が発生するため、学校及び教育委員会と連携して協議・検討を行ってまいります。

○9番（福永貴充君） 保護者運営に関します負担軽減につきましても、何らかの対策の必要性というものを認識していただいているというふうに理解しましたけれども、こちらにつきましても施設があるのは学校現場ですので、教育委員会も含めて協議の方をよろしくお願いしておきます。

教育委員会との協議という言葉が何度か出てきておりますので、教育委員会の方にもお伺いしたいと思いますけれども文部科学省と厚生労働省が共同で作成しました新・放課後子ども総合プランには、新たに整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに建設する学童保育所の約80%を小学校内で実施する

ことを目指すということがうたわれております。学校施設の余裕教室の利用または学校敷地内に新たな学童保育所を建設するとしたら、このことについてどのように考えられるのかお聞かせください。

○教育部長（吉田勝広君） 新・放課後子ども総合プランにおける、放課後児童対策の取組をさらに推進させるためには、学校施設の活用を前提に、使用計画や利用計画等について十分な協議を行い、教育委員会と福祉部局で連携を深め、学校や学童保育等の関係者との間で共通理解や情報共有を図ることが重要だと思っております。

学童保育は、学校職員がいない時間帯にも利用されますので、学校全体の危機管理そして何かあった際の責任の所在が生じてまいります。

そこで、本年7月4日付けで文部科学省・厚生労働省の連名で「放課後児童クラブの実施における学童施設の管理運営上の取り決め」が通知されました。総合プランにおいて、学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化について示されており、学校施設の管理運営上の責任の所在について、関係部局間での取り決めが行われやすくするよう協定書の例が示されております。

現状における対応としましては、放課後児童育成事業の規模や活動内容と、学校教育活動の影響を調整し、利用する教室を独立したセキュリティにするといったハード対策を行うことで、転用が可能となり、ニーズに応じた余裕教室が利活用されることになります。

余裕教室がない学校におきましては、現在も学校敷地内に学童保育が設置しておりますので、これまで同様、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、敷地の貸与は可能だと考えております。

○9番（福永貴充君） 今回学童保育について質問させていただきましたのは、先ほども少し触れましたけれども、当尾小学校の学童保育施設は1か所しかない状況でありまして、面積を増やす必要があるのではないかと思うからということ。それと保護者が運営します施設では、保護者、特に役員の方々への負担がかかっているということ、熊本地震のときには役員となっている保護者も被災をし、また支援員の方も被災をし、学童保育所の再開に大変御苦労されたことも伺っております。宇城市では、子育てに関する計画を「すこやかうきっ子プラン」としてまとめておられます。現在のこのプランは、平成27年度から平成31年度までの5か年計画となっておりますけれども、来年度からの新プランに向けて今検討に入っておられると伺っております。今申しました学童保育所の量の問題そして保護者運営施設の負担軽減について、今後方向性を示していただけるのを期待しております。

続きまして、水害対策をお聞きしたいと思います。この内容につきましては、過去何度も取り上げさせていただいておりますけれども、地域の方々から強い要望の

ある課題でありますので、今回も質問をさせていただきたいと思います。まず、明神川の河川改修についてですが、昨年の6月29日この市役所新館におきまして、地域振興局の方々から大野橋架け替え工事に関する地元説明会が行われました。私も出席させていただきましたけれども、この明神川の改修につきまして、現在の進捗状況並びに今後の予定について伺いいたします。

○土木部長（成田正博君） 明神川の改修につきましては、事業主体であります県へ確認を行いました。

明神川につきましては、大野川の合流点から大野橋までの全体延長700mが計画をされておりまして、これまでに合流点から新大野橋（旧国道3号）付近までの約400mが完了しています。

大野橋の架け替えについては、昨年、地元説明会が行われまして、現在はい回路工事に係る借地補償交渉を進めているとのことでございます。全員からの同意を得た後、補償契約を締結し、建物などの移転を行っていただくことになっております。また、護岸工事につきましては、昨年度、大野橋下流の右岸約70mが完成しまして、本年度は昨年度に引き続きまして、その下流側約100mの工事を実施することでございます。

市といたしましては、引き続き県に早期の完了に向けての要望をしていきたいと思っております。

○9番（福永貴充君） 一つ一つ進んでいっているというお話でありますけれども、今部長の答弁にもありましたけれども、引き続き県に強く要望していただくことを期待しております。

続きまして、雨水管理総合計画についてお聞きします。昨年もこの点についてお聞きしましたがけれども、その後の進捗状況と今後の予定について伺いいたします。

○土木部長（成田正博君） 平成30年度雨水管理総合計画の策定にあたりまして、大雨時に床上・床下浸水や緊急輸送道路の冠水など、浸水リスクが高く、浸水被害が発生した場合に、経済的損失が大きい都市機能や住宅が集積している地域の調査を行ってきました。そのことによりまして、宇城市下水道事業における雨水対策施設の整備方針としまして、どの区域を・どの程度の確率降雨で・いつまでに整備を行うかを検討し、不知火町の高良・亀松地区、松橋町の市役所本庁周辺を内水対策としておおむね5年から10年で整備を行っていく方針としております。

また、雨水を流す・ためるといったハード対策の実施だけではなく、自助・共助の促進に向けました浸水リスクの公表といった、ソフト面の情報の提供も併せて進めていきたいと思っております。

今年度は、この方針に基づきました下水道事業計画の認可取得を行い、国庫補助

を活用した事業によります下水道事業の推進を行っていきたいと考えております。

○9番（福永貴充君） この雨水管理総合計画は、松橋町、不知火町の公共下水道認可区域が範囲となっているかと思えますけれども、先ほど部長の答弁にありました2つの地区以外でも、大雨のたびに道路の冠水あるいは水路が溢れるなどの地域があるかと思えますけれども、そういった場所についてはどのように考えておられるのか。また、ハード面での整備に関して申しますと、排水ポンプの設置ですとか水路の整備などがあるかと思えますけれども、ソフト面の取組に関しても含めてもう少し詳しくお聞かせください。

○土木部長（成田正博君） これまでの内水被害のある箇所は、先ほど申しました地区以外にも下水道事業の対象エリアの内外問わず、市内には多数あります。今回は国庫補助を活用し、エリアの中で浸水被害を軽減するために有効な箇所について計画の策定を行っています。

また、先ほど申しました明神川、旧大野川周辺につきましては、現在、県が河川改修に着手をしておりますので、整備状況を見ながら取り組んでいく必要があると考えます。その他の部分的な改良をすることによりまして、道路の冠水、水路の越水が解消されるような対策につきましては、これまでどおり河川改良・河川維持事業にて対応していきたいと思っております。お尋ねのソフト事業の取組の内容としましては、浸水リスクについて日頃からの意識づけを図りますために、内水ハザードマップの作成、それと早期避難のための情報となります河川の水位や道路の状態を把握するための水位計、監視カメラ設置などが国の補助メニューとしてございます。また、市民自らの宅地を自主防衛するための止水板の設置に係る助成なども補助メニューとしてありますので、今後こういったところも周知していきたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 今答弁いただきました中にも、明神川周辺についてありましたけれども、地域の方々からは早く整備をしてほしいとこういった強い要望がありますので、明神川周辺の内水対策につきまして、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 大野橋付近のエリアにつきましては、内水対策としての排水路の整備等も考えられますが、明神川が現在改修事業中ということもあり、接続します排水路の大規模な改修ができない状況でございます。河川が、十分な断面をもっていない箇所に急激な排水を行うことによりまして、河川の決壊といった最悪の事態を避ける必要があります。決壊した場合には、内水の浸水被害とは比較にならない被害が出るのが想定されます。そこで、河川管理者の宇城地域振興局と協議を行いまして、明神川の暫定護岸整備及び大野橋の架け替えを待つて、内水対策

の整備を行っていく計画でございます。

なお、市役所周辺につきましては、明神川の拡幅整備が完了しているため、災害対策本部機能・避難所機能の確保の観点から、既存の大野地区排水機場の能力アップの工事を本年度予定しております。来年の出水期までの完成を目指しているところでございます。

○9番（福永貴充君） 河川管理者の宇城地域振興局とも協議を行い、明神川の暫定護岸整備及び大野橋の架け替えを待つて、整備を行っていく計画ですということで、少し今具体的な姿が見えてきたかなという思いがいたします。ただ、以前にもこの議場で申しましたけれども、昭和47年の大雨による大水害を機に明神川を含む大野川水系の河川改修が始まってきております。ちなみに昭和47年といいますのは、私が生まれた年になりますので、もう既に47年が経過したということになってまいります。明神川は県の管理河川ですので、周辺を含めた地域全体の水害対策は県と市の協議をしながら進めていかなければならないというのは、私もその点は理解できます。ただ、先ほど申しましたように地域からは、とにかく早くしてほしいといった強い要望が出ておりますので、是非とも、これからも今まで同様県に対して強く働きかけをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。よろしくお聞きします。

次に、大野川の改修についてお聞きします。大野川の中で河川改修が未整備となっている浦川内地区の整備状況をお聞きしたいと思います。また、大野川の寄田橋から浅川との合流地点までの大野川右岸、大野川のきらら側と言った方が分かりやすいかもしれませんが、市民の方から堤防の石が落ちているところがあって、堤防の強度が心配だといった意見もあります。この点も含めて答弁をお願いいたします。

○土木部長（成田正博君） 大野川の改修等につきましては、県へ確認を行いました。

大野川については支川の明神川等を含め、河口から九州自動車道松橋インター付近まで計画されておりまして、御質問の浦川内地区の上流側については未整備となっています。現在、市中心部の浸水被害を軽減しますために明神川の改修等を実施しており、これらの事業進捗を踏まえて、上流側の河川改修に取り組むと伺っております。なお、同地区で用地買収が完了している区間につきましては、雑草等が茂っておりまして、維持管理のため除草を兼ねた河川の掘削を予定しているとのことでございます。

また、先ほど話されました寄田橋より下流の右岸の状況につきまして、県に問い合わせました。県では出水期前に定期的な堤防点検を行っており、堤防の機能に影響がある箇所は、現在のところ発見はされていませんが、御指摘を受けた箇所につきましては、再度状況を点検して、異常があれば必要な対応を行ってまいりますとの

ことをございました。市としまして、引き続き県へ適正な河川管理が行われますよう要望していきたいと思っております。

○9番（福永貴充君） 繰り返しになりますけれども、明神川を含む大野川水系の河川改修、県の方に強い要望活動をよろしく願いしておきます。

次に、空き家対策についてお聞きします。近年、全国的に空き家の問題が大きくなってきております。少し前の数字になりますけれども、平成25年の住宅総戸数に対する空き家率は、全国が13.5%、熊本県が14.3%、宇城市が同じく14.3%となっております。宇城市におきましては、熊本地震により若干変わってきているかなと思いますけれども、ただ、今後も全国的に人口減少に伴い、空き家は増加する見込みとなつてきております。そのような中、平成31年1月、今回お聞きいたします宇城市空家等対策計画が公表されております。私もこの計画につきましては読ませていただきましたけれども、改めてこの計画作成の目的、そしてこの計画を作成することによるメリットをお聞かせください。

○土木部長（成田正博君） 国が、空き家問題の抜本的な解決策としまして、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法を全面施行いたしました。

本市におきましても、本年1月に宇城市空家対策計画を公表しました。基本的な方針としまして、空家等発生防止策、空家等の適正管理、空家等跡地の活用策、及び管理不全空家等の対策、この4つの方策で構成されています。

不全空家等の対策、この4つの方策で構成されています。

前段の3つが空き家を発生させないための方策で4つ目が発生してしまった空き家（特定空家）の対策で、市内の空き家の発生防止から利活用、撤去等の対策をまとめた総合的な計画となっております。

計画作成の効果及びメリットとしまして、空き家問題を地域の問題として捉え、空き家の発生防止や、適正管理、空き家等の活用など多岐にわたる問題に対して所有者や地域住民の意識の醸成と啓発が図られることとなります。

○9番（福永貴充君） 今全体的なことをお聞きしましたけれども、今度はいくつか焦点を絞ってお聞きしたいと思います。空き家対策としましては、新しい空き家を生み出さないことが、まず最初の段階で重要になってくるかと思っておりますけれども、そのためには、所有者に適正な管理をしていただく必要があります。現在、この予防適正管理という点につきまして、どのような取組をされているのかお聞きいたします。

○企画部長（中村誠一君） 議員話されるとおり、総務省の統計局による住宅・土地統計調査からも、空き家率は調査開始以来、常に増加し続けております。人口減少が進む後は、さらにこの傾向は顕著になると考えております。

これらの状況から、本市では空き家対策について予防策ということで、相続等の空き家に関する問題について司法書士に無料で相談を行うことができる空き家相談会や、空き家問題啓発チラシの作成をして配布しております。それから市外在住の不動産所有者の方への空き家バンクの周知と登録を促す文書を、納税通知書に同封し発送するなど、そういった対策も講じております。

適正管理につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条に基づきまして、市民等からの空き家に関する苦情・相談があった場合、その空き家の所有者に対して、苦情・相談の内容や放置することに対するリスクを記載した文書を通知することにより、適正管理を促している状況です。

○9番（福永貴充君） 次に、空き家の利活用という点でお聞きしたいと思いますが、空き家の管理責任は言うまでもなく所有者にあるわけですが、ただ空き家を放っておけばそのまま劣化し廃屋となり、周辺の環境を悪化させることになってまいります。そこで次にどうしても管理しきれなくなった空き家をどうやっていくのか、こういったことが課題になってくるかと思っておりますけれども、空き家を市場に載せて利活用していくことが重要になってまいります。例えば移住定住先としての住居として、あるいは飲食店や宿泊施設として、最近は古民家カフェですとか古民家ホテル、こういったものに人気が出てきているような話も伺いますが、ほかにはサテライトオフィスなどを誘致しているところもあるとお聞きいたします。今回特に移住定住という視点で、宇城市の現在の取組と今後の予定される取組についてお聞きいたします。

○企画部長（中村誠一君） 本市では、空き家対策における利活用策ということで、平成26年度から本格運用を開始いたしました空き家バンク制度を実施しております。

これまでの累計で106件、空き家が42件、空き地が64件の登録がっております。その中で38件が成約し、新たに活用がなされている状況です。成約率は高く有効な制度であると考えておりますけれども、登録件数が少ないのが課題となっております。

そのため、空き家バンクの登録促進策ということで、行政区から紹介いただき登録に至った場合には、その行政区に対して1軒3万円の補助金を交付する宇城市空き家あっせん奨励事業を設けております。

また、空き家バンクの更なる活用促進と移住促進策ということで、空き家バンクを通じて子育て世帯が空き家を取得された場合に、その費用の一部を補助する宇城市子育て世帯空き家取得支援事業補助金ということで、補助率5分の1以内で上限60万円の補助金なんです。それと空き家バンクを通じて賃貸契約及び取得された場合に改修費用の一部を補助する宇城市空き家改修事業補助金ということで補助

率3分の2以内で上限60万円の補助金となっております。こちらのほうも実施をしております。

また、子育て世代がこの制度を利用して空き家を購入される場合、取得費用の融資先ということで、「フラット35」という制度があります。そちらを利用された場合には、本市が住宅金融支援機構との包括連携協定の締結を行いました。そういったことで、5年間の金利低減措置（マイナス0.25%）を利用いただくことができる制度も実施しております。この制度を活用して空き家を購入する場合に、今の金利、借入金利1.27%、それから借入額が2千万円、返済期間を35年とした場合で試算した場合に、約25万円程度の負担軽減となります。取得支援事業補助金と合わせれば約85万円程度の負担軽減となります。

空き家の問題は、人口減少の進行により今後さらに大きな問題になると考えております。しかし、空き家は移住定住の観点からは、有効活用が期待される有用なストックとも考えることができるなど、幅の広い問題であります。その対策として、空き家の予防・適正管理や利活用策について、より効果の高い施策の形成に向け、本年度から2か年の調査研究事業ということで、産官学連携で検討組織のプロジェクトチームを立ち上げて検討を開始しております。

○9番（福永貴充君） 今、この空き家対策をお聞きする中で、土木部長に答弁いただき企画部長からも答弁いただいておりますけれども、この計画の中では相談窓口を一本化するとありますが、その点はどのようなになっているのかお聞きいたします。

○企画部長（中村誠一君） この空き家問題につきましては、多岐にわたることから関連部署が多く、市民が相談を行う場合に窓口の判断が難しいために、企画部のまちづくり観光課まちづくり推進係を総合窓口ということで対応を行っています。

相談の内容によって、必要に応じて担当部署に引き継ぐなどの対応を行う場合があります。

○9番（福永貴充君） 企画部のまちづくり観光課まちづくり推進係が窓口ということで、よく空き家問題はどこに行くといいんですかという、そういった市民からも問い合わせがありますので、とりあえずはここに行けば、関係ある部署につないでいただけるということよろしいですか。

次に、今いろいろと予防適正管理そして利活用について、様々な取組を行っていただけるということを説明いただきましたけれども、せっかくいろんな取組をしていただいております、いい取組をしていただいていると思いますけれども、だったらもっともっと市民の方々に広く知っていただくことが重要になってくるといいますし、地域の区長さん方には、空き家に関していろんな相談があると伺っております。そういったことから、様々な取組に関します情報提供についてどのようなに

ているのかお聞きいたします。

○企画部長（中村誠一君） 市の空き家対策の事業の市民の方々への情報提供・周知についてということですが、先ほど答弁いたしました空き家バンク事業等含めた空き家対策事業につきましては、市のホームページに常設のサイトを設けて情報提供をしております。それと併せて、市の広報紙にも、年に1回、空き家対策関係の取組の特集記事を掲載します。それと加えて、毎月の司法書士による空き家問題相談会、それから年1回の県の宅地建物取引業協会による不動産問題相談会の開催も掲載するなど、取組の周知を図っているところです。

また、今年度につきましては、先月8月に開催いたしました嘱託員合同会議でも、空き家対策事業全般についての説明をするなど、情報提供に努めているところです。

○9番（福永貴充君） この空き家問題は、今後ますます大きな課題になってくるかと思えます。いろいろな形で情報提供していただいているということですが、繰り返し情報提供をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

次に、特定空家についてお伺いしたいと思います。まず、特定空家とはどういうものなのか。そして特定空家の決定される過程から、その後様々な措置の実施、その流れについてお聞かせください。

○土木部長（成田正博君） 特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険なもの、著しく衛生上有害となるおそれのあるもの、また、適切な管理が行われていないことによりまして、著しく景観を損なったり、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるものとされております。

特定空家の判定ですが、まず市民からの相談等により、空き家の現地調査を職員と建築士で行いまして、同時に所有者等の調査を行います。所有者が判明した場合、適正な管理を行っていただくよう通知しまして管理を促します。

しかし、通知に対し所有者が応じない場合、現地調査を行い判定基準を基に特定空家等に該当するか否かを判断いたします。特定空家等と判定された場合、空き家対策協議会に諮問し、協議会の答申を受け市長が決定するという流れになります。

次に、措置方法でございますが、特定空家等に決定した場合は、まず、特定空家等になったことを所有者に勧告します。この勧告を受けますと固定資産税等の特例が除外になるなど、所有者に不利益がありますので、まず助言や指導を行っていきます。それでも従わない場合は、勧告、命令等を順に行いまして、それでも従わない場合は、行政代執行という流れになっていきます。

そのほか現地及び所有者等の調査で、所有者や相続人がいないことを確定できた場合は、事前の公告等を行いまして略式代執行ができるというふうになります。

しかしながら、略式代執行に該当するケースは少なく、居住者がいた住宅でありますと、所有者若しくは相続人が存在するはずでございます。関係者からの解体費用の徴収が必要となってきました、安易に執行できるものではないと考えております。

○9番（福永貴充君） ただいまの答弁の中で、空家対策協議会に諮問をするということでしたけれども、この協議会の構成がまずどうなっているのかということと、この協議会の役割がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。そして、廃屋となっているものの中には、所有者も撤去したいなという思いがあっても経済的な理由などでできないという方々もいらっしゃると思います。例えば、特定空家になったとか収入の制限とかいろんな条件を付けて、解体に対する何らかの支援はできないのか。この点についてお聞きしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 空家対策協議会の構成でございますが、学識者それと建築士、司法書士、宅地建物取引士、社協、住民代表（嘱託員・婦人会）、法務局、消防、警察、行政で構成しました14人でございます。

審議会の内容でございますが、対策計画の作成及び変更並びに実施、それと特定空家に該当するか否かの判断、空き家等の調査及び特定空家等への立入調査の方針、特定空家等に対する措置の方針、その他空き家等に関する施策を実施するために必要な事項を審議しまして、市長へ答申をいたします。

また、特定空家を除却する際の支援でございますが、特定空家の解体に際しての財政支援というのはなく、個人財産でございます。所有者の責任と費用で解体するしかありません。

しかし、特定空家の問題は、全国的な重要な課題でもあります。そういった話も今後出てくる可能性も十分にあります。国や県の動向を踏まえまして、対応策を検討していきたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 宇城市空家等対策計画が策定されまして、地域おこし協力隊の方も別に2人入っていただいていると伺っておりますけれども、これからが宇城市の空き家対策が本格的に行われていくことになるのではないかと思いますけれども、そういった思いから、今回空き家政策全般についてお聞きいたしました。

最後に、この空き家対策に対します市長の考えをお聞かせください。

○市長（守田憲史君） 宇城市における空き家対策全般の取組に関する考え方をお答えいたします。

私としても、この空き家対策については、宇城市としても、避けては通れない大きな課題であると認識しており、特定空家を含めて、非常に対応が難しい問題であると考えております。個人的にも、今私もベトナム人の居宅を見つけておりますが、

小川町海東でも20軒ぐらいあたりでしたが、そこそこに空き家がありますが、まず大家さんが貸そうとしていないというところですよ。毎月10万円払えば貸していただけるかもしれませんが、やはり荷物を整理しなければならない、自分の家を誰それにも貸したくない、その他いろいろありました。あの空き家の多い海東でも至難の業でございまして、この空き家対策は、大変な問題だなと認識をまた改めて厳しく認識しているところでございます。

先ほど、土木部長、企画部長が答弁したとおり、宇城市空き家等対策計画の4つの基本方針、空き家等発生防止策、空き家等の適正管理、空き家、跡地の活用策及び、管理不全空き家等の対策に沿って、今後の各施策に取り組んでまいります。

また、この空き家対策は、土木部、企画部以外にも多くの部署の連携・協力が必要になることから、今年5月に市役所の全ての関係部署にまたがる庁内横断的な宇城市空き家対策プロジェクトチームを立ち上げ、検討を進めているところでございます。

今後についても、市役所だけにとどまらず、民間等も含めた関係機関と連携し、国、他自治体の情報収集なども行いながら取組を進めてまいります。

○9番（福永貴充君） 市長からの具体的な話も含めて答弁いただきましたけれども、私も、空き家についていろんな相談を受けることがあります。地域の役員の方々も、いろんな相談を受けておられるようであります。そういった中、市長も話されたように、この空き家問題は大変難しい問題があるなと思います。ただ、避けては通れない重要な課題だと思っております。今、本格的に始まったんだと思いますので、今後の取組に期待をしております。

次に、給食センター移転後についてお伺いいたします。現在、新給食センターの建設が進んでおります。まず、この新給食センターの完成から稼働までのスケジュールをお伺いしたいと思います。そしてまたこの新給食センターが完成稼働しますと、現在使用されております松橋給食センターは廃止ということになってくるかと思いますが、その場合、現在の土地建物についてはどのようにするのか。現在の松橋給食センターの近隣には、事業所、商店、住宅などがあります。貸すにしましても売るにしましても、あとあと問題が起きないように、地域住民の方にも説明をしながら進めていっていただきたいと私は思いますけれども、この点についてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 松橋学校給食センターは、昭和58年に建設され、築後35年を経過しております。

宇城市学校給食センター整備事業のスケジュールでは、本体建築の完了を令和3年3月、厨房機器具類等の備品関係完了を令和3年6月、そして移転を同年7月か

ら8月に予定しておりまして、併せて現在の給食センターの補助金等に係る財産処分の手続きなどを行い、新学校給食センターへ移行・稼働ということになります。

移転後の松橋給食センターについては、用途廃止ということになりますが、建物の耐用年数が残っていることや耐震性を満たす構造であることから、建物の利活用を含め、経済性を考慮しながら、今後、関係部署と協議を進めていくこととなります。

また、売却等の手続きを進める際は、地域住民の方々へ十分な説明を行うなど丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 今、答弁は教育部長にいただきましたけれども、給食センターとしての用途廃止となりますと、所管は総務部になるんじゃないかと思えますけれども、いずれにしても十分な説明をしながら進めていっていただきたいと思えますので、よろしくお願いしておきます。

次に、河川道路の拡幅についてお伺いします。現在の松橋給食センターの敷地は、明神川左岸道路にはみ出した形になっております。ちょうどいい機会ですので、給食センター敷地区間の道路を拡幅しておく必要があるんじゃないかと思えますけれども、この件についてどのようなになっているのかお伺いいたします。

○土木部長（成田正博君） 松橋給食センター前の明神川左岸の道路は、県道松橋停車場線から松橋給食センターの手前まで車道幅員が5mで拡幅を終えております。

しかし、松橋給食センターの敷地区間は、車道幅員が3mから3.5mと狭く、車両の離合が困難であります。

今後、給食センターの移転・解体に合わせまして、その敷地区間の道路拡幅を計画しております。

○9番（福永貴充君） 計画をされているということですので、よろしくお願いしておきます。

次に、5番に入りたいと思います。カラスなどの鳥獣駆除についてですが、近年宇城市におきましては、イノシシの増加により農作物被害が拡大し、大きな問題となっております。もちろんこのイノシシの問題も、継続的に取り組んでいかなければならない課題でありますけれども、一方でカラスなどの鳥類による農作物被害も依然として続いております。こちらも農家の方々にとりましては、大きな課題となってきております。イノシシの被害はないけれども、鳥の被害があつて困る、こんな話も農家の方から聞くことがあります。果樹ですとか露地野菜などへの食害、あるいはフンの被害、またビニールハウスに穴をあけるなどいろんな被害が続いております。そこで今回はカラスなどの鳥類について、年間の被害額、駆除数の推移はどのようなになっているのか、また駆除に対する支援制度についてお伺いいたします。

す。

○経済部長（坂園昭年君） カラスの駆除数は、平成26年から平成30年までの5年間で、それぞれ平成26年1,078羽、平成27年575羽、平成28年424羽、平成29年425羽、平成30年390羽です。また被害は、柑橘・ブドウ・ナシ・柿などの果樹類が多く、次いで白菜・キャベツなどの野菜類で、その被害額は、平成26年2,900万円、平成27年3,100万円、平成28年2,200万円、平成29年1,900万円、平成30年2,000万円です。

カラスの駆除は、市が捕獲者から鳥獣捕獲許可申請を受け付け、県の許可基準に従い、期間90日以内、捕獲隊を編成し一人当たり100羽の基準で許可し、実施されています。

市の支援としまして、捕獲隊員は市の猟友会会員で、銃器により捕獲を行うため、猟友会の支部ごとに、狩猟免許第1種及び第2種所有者数の割合により委託料を支払っております。

○9番（福永貴充君） 今カラスの駆除数の推移を報告いただきましたけれども、5年間で数字は減ってきております。ただ、農家の方々と話をしますと、被害が減っているという感じは受けない、こういったお話が聞かれます。これがどういうことなのかを考えていかなければならないんだと思いますけれども、鳥獣駆除では、民家から一定の距離がないと銃が使えないという規制がありますので、その点、人里でのカラスの駆除は難しいのかなと思います。また、鳥獣駆除に関しては、主に猟友会の方々にお願いして対応してもらっておりますが、猟友会の方々も人手不足、高齢化などの課題を抱えておられます。例えば、近年増加しておりますイノシシの対応で手一杯となっており、カラスなどの鳥に対しまして対応してやりたいなという思いはあるけれども、手が回らないといったそんなことはないのかどうか。いろんなことを考えていかなければならないと思いますけれども、例えば今回取り上げさせていただいたカラスなどの鳥の駆除に関しましては、銃の弾はイノシシのものと鳥では違ってまいります。鳥類駆除のためには、改めて弾を買わなければならないなど課題が出てまいります。そういった意味で、弾代の実費補助なども含め鳥獣駆除全体の支援体制につきまして、今後拡大が必要になってくるのではないかと私は思いますけれども、この点についてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○経済部長（坂園昭年君） カラスの駆除対策は、現在、猟友会による銃の捕獲と、事業者による電柱の巣の駆除及び卵やひなの捕獲を行っています。

銃は住宅の周辺200メートルの規制があり、捕獲ができないところもあります。また、被害防止対策として爆音器などありますが、カラスは鳥の中でも知能が高く、慣

れてくれば効かなくなります。

御質問の課題解決に向けて、まずは、市鳥獣害防止対策協議会で重要課題として研究し、具体的な対応策を考えてまいります。

○9番（福永貴充君） 時間がないので、あと1点だけお伺いいたします。以前イノシシに関しても同じ質問をさせていただきましたけれども、自治体同士の連携が鳥獣駆除には必要だと考えております。この点がどのようなになっているのかお聞かせください。

○経済部長（坂園昭年君） 鳥獣被害防止対策については、捕獲数を上回る繁殖力と生息域の拡大により、今や県下全市町村で深刻な問題となっています。

特に、市町村境界付近で出没した場合の対応、捕獲器や防護柵の設置場所や機材の購入、イノシシの生息域調査など、1つの自治体だけで取り組むには限界が見られます。

そこで、熊本市をはじめ18市町村で構成する熊本連携中枢都市圏構想「経済観光・農水部門検討部会」が本年8月21日に開催され、連携方策が今年度の協議項目の1つに決定しました。今後、構成市町村で協議を進めてまいります。

○9番（福永貴充君） よろしく願いいたします。時間が来ましたので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、福永貴充君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後3時26分

第 5 号

9 月 9 日 (月)

令和元年第3回宇城市議会定例会（第5号）

令和元年9月9日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		一般質問
日程第2		議案の撤回について
日程第3	報告第11号	平成30年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について
日程第4	報告第12号	平成30年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について
日程第5	報告第13号	平成30年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について
日程第6	報告第14号	平成30年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
日程第7	報告第15号	平成30年度宇城市一般会計継続費精算報告について
日程第8	議案第71号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
日程第9	議案第72号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
日程第10	議案第73号	宇城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
日程第11	議案第74号	宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第75号	宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第76号	宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第77号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第78号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

		の制定について
日程第 1 6	議案第 7 9 号	宇城市元氣老人交流施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 8 0 号	宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 8 1 号	宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 8 2 号	宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 8 3 号	宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 8 4 号	国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 8 5 号	宇城市ふれあいイベント広場条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 8 6 号	宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 8 7 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 5	議案第 8 8 号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 6	議案第 8 9 号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 7	議案第 9 0 号	令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 8	議案第 9 1 号	令和元年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 9	議案第 9 2 号	工事請負契約の締結について（不知火小学校校舎新築工事）
日程第 3 0	議案第 9 3 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火防災拠点センター新築工事）
日程第 3 1	議案第 9 4 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）
日程第 3 2	議案第 9 5 号	財産の取得についての議決の一部変更について（小学校情報教育システム）
日程第 3 3	議案第 9 6 号	財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器）
日程第 3 4	議案第 9 7 号	権利の放棄について（市営住宅の家賃等）

日程第 3 5	議案第 9 8 号	指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）
日程第 3 6	議案第 9 9 号	指定管理者の指定について（宇城市三角西港観光施設）
日程第 3 7	議案第 1 0 0 号	指定管理者の指定について（戸馳花の学校）
日程第 3 8	議案第 1 0 1 号	指定管理者の指定について（宇城市アグリパーク豊野）
日程第 3 9	議案第 1 0 2 号	指定管理者の指定について（宇城市農林水産物直売交流施設他）
日程第 4 0	議案第 1 0 3 号	指定管理者の指定について（宇城市農産物処理加工センター）
日程第 4 1	議案第 1 0 4 号	新たに生じた土地の確認について
日程第 4 2	議案第 1 0 5 号	字の区域の変更について
日程第 4 3	議案第 1 0 6 号	和解の成立について
日程第 4 4	議案第 1 0 7 号	工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）
日程第 4 5	議案第 1 0 8 号	財産の取得について（消防団活動服）
日程第 4 6	認定第 1 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 7	認定第 2 号	平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 8	認定第 3 号	平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 9	認定第 4 号	平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 0	認定第 5 号	平成 3 0 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 1	認定第 6 号	平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 2	認定第 7 号	平成 3 0 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第 5 3	認定第 8 号	平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第 5 4	認定第 9 号	平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計決算の認定について
日程第 5 5		決算審査特別委員会の設置について
日程第 5 6	請願第 1 号	宇城市営テニスコート建設に関する請願

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(21人)

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
20 番 中 山 弘 幸 君	21 番 石 川 洋 一 君
22 番 岡 本 泰 章 君	

4 欠席議員 (1人)

19 番 豊 田 紀代美 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 西 村 光 代 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市民環境部長 稼 隆 弘 君
健康福祉部長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 坂 園 昭 年 君
土 木 部 長 成 田 正 博 君	教 育 部 長 吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者 横 山 悦 子 君	総 務 部 次 長 天 川 竜 治 君
企 画 部 次 長 杉 浦 正 秀 君	市民環境部次長 松 川 弘 幸 君
健康福祉部次長 西 岡 澄 浩 君	経 済 部 次 長 黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長 梅 本 正 直 君	教 育 部 次 長 豊 住 章 君

三角支所長	原 田 文 章 君	不知火支所長	濱 口 博 隆 君
小川支所長	篠 塚 孝 教 君	豊野支所長	園 田 郁 夫 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農業委員会事務局長	白 木 太実男 君
監査委員事務局長	山 本 裕 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

なお、本日１９番、豊田議員より病気のため欠席届が提出をされております。

まず、報告を申し上げます。市長から追加議案が提出されております。提出議案は先に配布しております議事日程記載の日程第４３、議案第１０６号から、日程第４５、議案第１０８号までであります。

—————○—————

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、１４番、河野正明君の発言を許します。

○１４番（河野正明君） 皆さんおはようございます。１４番、会派公明党の河野正明でございます。ただいま議長よりお許しを頂きましたので、今回は質問事項４点について質問をさせていただきます。

まず、１点目、自転車保険加入の推進の取組について質問をさせていただきます。環境にやさしい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人が利用する自転車の普及台数は、全国で約７，２００万台あります。自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くあります。そのため歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は、一向に減ることがありません。そこで、万一の事態への備えが必要であります。また、自転車保険条例の制定が自治体に広がる動きがあります。そのことも踏まえ、国は今年１月国土交通省内に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会を発足させました。現在、保険の補償内容や自動車損害賠償保険と同様、全国一律で自転車利用者に保険加入を義務付けるかどうか検討を行っています。自転車は子どもから高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力にも大きな差があります。こうした点も踏まえた丁寧な議論も求められています。また、事故を起こした自転車運転者の約４割が２０歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘をされています。ところが、保険への加入は十分に進んでいないのが現状であります。平成１７年に歩行者が死亡または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入していた加害者は６割にとどまっています。自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大１億円程度の個人賠償責任補償が主流となっています。定額の費用で手厚い補償を得られるのが特徴です。しかし、保険に未加入だったために高額の賠償金を払えなければ、被害者は十分な補償を受けられず泣き寝入りするしかありません。このため、住民に自転車保険の加入を勧める自治体が増えています。いずれの自治体も通学や通勤を含め、自転車を利用す

る全ての人が対象になります。また自転車の販売店やレンタル店に対しても、購入者や利用者が保険に加入しているかどうか確認し、保険加入を勧める協力を求めています。

そこでお伺いをいたします。まず、小さい1番目、自転車事故対策とその周知について、どのように本市は取り組んでいらっしゃるのかお伺いをいたします。

次の質問からは、質問席より質問させていただきます。

○総務部長（成松英隆君） 自転車関係交通事故件数は、依然として交通事故発生件数の約2割を占めており、自転車乗車中の死者数も平成29年中の数値ではございますが480人にも上っています。

4年前の平成27年6月に道路交通法が改正されまして、右側路側帯の通行や歩道通行を違反とみなすなど、自転車の悪質運転危険行為14類型が定められました。

改正の趣旨は、自転車交通事故低減のための自転車による交通違反の取締りの強化であり、危険行為で3年以内に2回摘発を受けると、自転車運転者講習を受講しなければならない。その命令に従わなかった者は5万円以下の罰金に処するというものでございます。

本市も関係機関と連携し、警察による指導取締り、保育園・小学校で交通安全教室を実施するなどの児童生徒に対する交通安全教育、安全な自転車通行に必要な知識・補償問題の講座を開くなどの高齢者を対象とした交通安全教育など、低減に向けた取組を行っているところであります。

摘発される自転車危険行為の法令違反率割合は、信号無視43%、遮断機を無視した踏切への立入り26%、携帯電話をしながらの事故13%で、全体の約8割を占めていますので、引き続き交通マナー向上を目指し、啓発活動を実施していかなければならないと考えているところでございます。

○14番（河野正明君） 宇城市においても関係機関と連携しながら、児童・生徒に対する交通安全教育、また安全な自転車通行に必要な知識や補償問題の講座を開いておられると。また高齢者を対象とした交通安全教育など、低減に向けた取組ということで、啓発活動をまた積極的に実施されていることを理解いたしました。

それでは、次の質問に移ります。2番目の安全教育については、どのように取り組んでいらっしゃるのか、教育部長にお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 学校における安全教育についてお答えをいたします。

各小中学校におきましては、学校保健安全法第27条の規定によりまして、学校安全計画の作成が義務付けをされております。この計画に沿って学校教育活動全体で安全教育に取り組んでおります。

具体的には、教科での安全学習、体験活動をとおした安全指導を行っております。

また、教職員を含めたPTA、地域の子ども見守りボランティアの方々や交通指導員、地域交通安全活動推進、そして市の青少年指導員での登下校の交通指導等も行われております。

各小中学校におきましては、4月から5月にかけて全ての学校が交通教室を実施し、事故防止に努めております。全18校のうち11校が交通安全協会や地域の交通指導員等を招いて、具体的な自転車の乗り方や事故防止の指導を実施したところでございます。

今年6月、熊本市内の高校生が乗る自転車が高齢者に衝突し、高齢者の方が亡くなるという事故が起きました。児童生徒には、被害はもちろん加害にもなり得る可能性があります。

今後も安全教育の充実を図り、交通事故防止に努めてまいります。

○14番（河野正明君） 学校安全計画、この計画に沿って学校教育活動全体で安全教育に取り組んでおられる。また具体的には、教科での安全学習、体験活動等をとおした安全指導を行っておられるということ。また教職員を含めたPTA、地域の見守り隊、そして市の青少年指導員での登下校の交通指導等も行われているということと、それとまた4月から5月にかけて全学校交通教室を実施し、事故防止に努めておられるということで、しっかり取組をされていると理解をいたしました。

それでは、次の質問に移ります。次の質問は、3番と5番と一緒に質問させていただきます。3番、本市の自転車保険の加入状況とその周知についてお伺いをいたします。また、5番目の本市の自転車保険加入の推進の取組についてお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 自転車の事故であっても、対人・対物事故を起こしてしまいますと、被害者から損害賠償を請求されることになります。示談交渉等御自身で解決しようとする、多くの時間と労力がかかることは容易に想像ができるところでございます。

事故における責任割合も、歩道上での対歩行者であれば基本は100%でございますし、信号機のない交差点でも、相手が歩行者であれば85%程度の責任を負うことになります。

本市の保険の加入状況はデータとしてはございませんが、国土交通省が昨年11月に行いました大都市圏での加入状況のアンケート調査結果では、48.7%という数字が出ております。自転車といっても車両として道路交通法の規制を受け、事故の加害者となれば、自動車の場合と同様に重い責任を負うことになります。また、加害者が支払い能力に欠ける場合は、被害者は満足する補償さえ受けられないことにもなりかねます。

今後は、さらに自転車利用者に対し、保険に加入することの意義を市の広報媒体を通じて呼び掛けていきたいと考えています。

○14番（河野正明君） 現在、宇城市の保険加入者の状況はデータとしてはありませんという答弁でございました。今後は、さらに自転車利用者に対して、保険に加入することの意義を市の広報媒体を通じて呼び掛けていきたいという答弁でありました。是非、積極的な呼び掛けをよろしくお願いいたします。

また、先ほどの2番目の安全教育についてどのように取り組んでいるのかという点で、ちょっと私が再質問をするところを忘れておりましたけれども、まず学校関係においては、やはり加入率は保護者にアンケートを採っていただければ、すぐデータは出るんじゃないかなと思いますので、全体的には宇城市は今データがないということ、しかし学校関係においては、保護者に対してアンケートをしていただければデータはすぐ取れるんじゃないかと、その点要望しておきたいと思います。

最後4番目であります。自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体が広がりを見せておりますが、どのように認識をされているのかお伺いをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 条例制定等の認識というところでございますが、平成20年に神戸市で発生しました当時小学5年生の男の子が自転車で女性に衝突し、頭蓋骨骨折、意識不明の重体になった事故において、男の子の保護者に対して約9,500万円もの支払い命令が下された裁判というのがございました。

加害者、被害者にとって重大な結果となったこの事故を重く受け止めた兵庫県が、平成27年10月に国内で初めて自転車保険加入を義務化する条例を制定し、これを機に保険の加入の必要性が高まったのではないかと感じているところでございます。

自転車保険の加入促進を条例化している主な自治体は、現在24団体あります。義務付けが大阪府、京都府、九州では鹿児島県など11団体、努力義務が東京都、北海道、九州では福岡県、熊本県など13団体、そのほとんどが条例化というのは都道府県、政令市でございます。条例が制定されたことによりまして、通勤、通学、サイクリングなど自転車を利用する全ての人が、保険加入の責任を負うことになります。

本市においても、熊本県の条例によりまして、県内の全ての自転車利用者に対し、個人賠償責任補償の加入に努める義務が発生しているところでございます。河野議員御指摘のとおり、たとえ未成年者であっても法令違反をして事故を起こした場合刑事上、民事上の責任が問われ、御家族の経済的負担は計り知れないものとなります。

自動車や原付バイクと違い、強制加入の保険制度がない自転車は、条例による義務付けが加入促進に有効であるとの国土交通省の調査結果も出ております。まずは県条例の義務化への引上げを注視しながら、重ねて保険の加入促進に努めてまいりたいと思っているところです。

○14番（河野正明君） これは1つの例なんですけれども、京都府の城陽市というところがありますが、城陽市は昨年4月から市内在住の中学生を対象に、自転車保険や自転車損害賠償保険などへの加入費用の補助をしております。府の自転車保険加入の義務化に合わせスタートさせたわけでありましてけれども、補助の対象となるのは4月1日以降に加入し更新した保険、1世帯につき年額1,000円を上限に保険料に係る費用の2分の1を補助するものであります。このように自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は、都道府県、政令市レベルでは、先ほど部長も話されましたが24を数えております。これに加えて3月8日には、長野県、静岡県、両県議会で、自転車保険の加入を義務付ける条例が成立をしております。制度化の動きは全国の自治体で一層の広がりを見せております。熊本県は、努力義務となっております。熊本県の市町はまだ1つも条例は制定されておられませんけれども、私が思うには、やはり本市の子どもたちそして市民の安全安心というのを第一に考えるならば、やはり条例を含めた取組というのは絶対に必要になってくるんじゃないかとそのように思い、今回の質問をしたわけでありまして。本当に市としても、今いろんな保険の加入の推進とかいろいろ努力をしておられます。やはりあくまでも条例がなければ任意でありますので、現に今大きな事故等が多数発生しておりまして、やはり被害者も加害者も大変大きな苦しみを受けるわけがあります。ましてや宇城市の未来ある子どもたちが、もうあってはならないんですけれども、万が一あった場合、将来を本当に失うようなことになりかねないということもありますので、議員として真剣に考えるところであります。どうか今質問いたしました趣旨を重く受け止めていただいて、今後検討していただきますようよろしくお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

昨今、テレビ・新聞等において、児童生徒のカバンやランドセルの負担が大きくなっており、腰痛や肩こりを訴える児童生徒が多くなっているとの報道がなされております。また保護者からも、行政に対して学校への携行品に対して配慮を求める声も多く出ているようであります。国におきましてもこういった保護者からの声を受けて、平成30年9月に児童生徒の携行品に関わる配慮について文科省から文書が出されております。各都道府県教育委員会を通じて、各市町村教育委員会に周知をするようお願いするとの通知がなされているようであります。

そこで質問をさせていただきます。1点目、本市における児童生徒の携行品の重

さ等の現状についての認識についてと、２点目、携行品について児童生徒及び保護者から配慮を求める要望等が上がっていないか、以上２点について、教育部長にお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君）　まず、児童生徒の携行品の重さの現状についてお答えをいたします。

昨年９月の熊本日新聞では、ランドセルメーカーの調査によると小学生が最も重い日の平均は約６キログラム、スイカのＬ玉と同じくらいの重さがあるという報道がありました。

以前より、教科書がＡ４版と大きくそして厚くなり、それに応じてランドセルも大きくなったため、以前より重くなったと言えます。学年によって違いはありますが、ランドセルに教科書などを入れた重さは約４キログラムと思われます。これに給食エプロンや体操服、この暑さの時期の水筒が加わると約６キログラムになってまいります。

中学生ではさらに重くなり、主たるバッグは約６キログラムから８キログラムです。部活動の道具なども加わると１０キログラム近くになると考えられます。

先ほど申し上げましたとおり、教科書につきましては以前の教科書と比べると内容をより分かりやすくするため、写真などの資料が多用され教える内容が増え、Ｂ５版からＡ４版に大型化し、ページ数は約３割ほど増加いたしております。

続きまして、市内の全１８校のうち１校につきまして、先ほど話された点につきまして要望等、保護者からの声が上がっている状況です。本年４月、中学１年生の学級懇談において、「全国的に携行品の重さについての負担が叫ばれているが、学校はどう対応しているのか」との質問でございました。学校側は、学校に置いてよい教科書や教材について、各学科担当で整理し学校全体で共通理解をし、生徒の負担軽減を行っている旨の説明を行い、納得をいただいたところでございます。

文部科学省では、教科書やその他の教材、学用品や体育用具等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないことへの懸念や保護者等からの配慮を求める声を受けて、先ほど議員が話されましたとおり、平成３０年９月６日付で、「児童生徒の携行品に係る配慮について」という事務連絡を発出しております。家庭学習で使用予定のない教材等について、置いて帰ることを認めることや携行品の分量が特定の日に偏らないようにするなど、１２項目の児童生徒の携行品に係る工夫例が示されたところでございます。

本市におきましても、各学校に対し、児童生徒の発達段階や学習上の必要性及び通学上の負担、それから学校や地域の実態を考慮して適切な対応をするよう通知をいたしましたところでございます。

○１４番（河野正明君）　携行品の重さということで、今、大体小学生が最も重い日の

平均は約6キロ、ランドセル、いろんな水筒であるとか体操服とか含めた重さということと、また中学生においては最大10キロ近くになるということでもあります。それと保護者からのそういった要望等はなかったかという点について、宇城市においては1人の保護者の方からそういった要望があったということでもありますけれども、その中で教育委員会としてはしっかりと対応をされております。私は、今回質問をさせていただきました趣旨といたしまして、特に1、2年生の低学年の児童には特に配慮が必要であると思われまふ。私が先日お話を伺った保護者から、小学校1年生の子どもがいますと。うちの子は特に体が小さいので重たいランドセルを背負い、また夏場では水筒等を持つての通学において、体への負担が大変心配であるとの声を聞きました。また、学校での配慮について何かありますかとの相談をいただき、今回の質問の契機となりました。マスコミ等の報道によりますと、このランドセルやカバンの重さについて、その軽減を図るための対策として置き勉といて、児童生徒が登下校時の負担を軽くするために、教科書やノートなどの勉強道具を持ち帰らずに、学校に置きっぱなしにすることを認めている自治体も増えてきているとのことあります。

そこで、先ほども少し触れられましたけれども、再質問でありますけれども、置き勉について本市の認識また本市の各学校における携行品に関わる具体的な配慮についてお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） 部長からも答弁がありましたが、それに加えて置き勉の内容についてということで、現在、宇城市にあります全18校の中で、そういったテーマの下に、学年そして各教科担当者との共通理解の下、携行品の重さが負担にならないよう配慮した取組を校長先生方のリーダーシップを下に、積極的に行っているところではあります。

教育委員会としましても、子どもたちの声や保護者の御意見を聞く機会を設けるなど、そういった中で各学校においての更なる取組の工夫を実施されるように、子どもたちの負担軽減に向けて指導を継続していきたいと思っております。

○14番（河野正明君） 現在、全18校で学校、学年また各教科担当者との共通理解の下で、携行品の重さが負担にならないよう配慮した取組を積極的に行っているということで、大変感謝を申し上げます。どうか今後とも保護者のいろんな意見等々、子どものやはり低学年1年生あたりは、成長に大変いろんなあれで関係してまいりますので、どうかその点保護者そして先生方との話し合い等をしっかりと今後密にさせていただいて、置き勉等教育者としては、以前は私たちが小学校・中学校時代置いて帰るということは、教育者としては大変先生から叱られたというそういった記憶がございます。先生方の気持ちも分かりますけれども、その点重々

配慮をしていただいて、今後よろしくお願い申し上げ、次の質問に入りたいと思います。

質問事項の3番目、児童虐待について質問をさせていただきます。昨年は東京都目黒区で5歳の女兒が、今年は千葉県野田市で小学校4年生の女兒が、それぞれ保護者からの虐待を受けて亡くなるという大変痛ましい事件が起きました。児童相談所の児童虐待相談対応件数が、毎年過去最高を更新しているという現実があります。

そこで、この大きな社会問題となっている児童虐待についてお尋ねをいたします。まず1点目、虐待とはどのような行為を示すのか、虐待の定義についてお尋ねをいたします。2点目、本市における児童虐待相談件数の状況について。2点について健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、虐待の定義についてお答えいたします。

児童虐待防止等に関する法律の第2条において、児童虐待とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいうとあり、行為の種類が掲げてあります。

1つ目は身体的虐待で、児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えることです。2つ目は性的虐待で、児童にわいせつな行為をしたり、させたりすることです。3つ目はネグレクトで、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為を放置する、その他保護者としての監護を著しく怠ることです。4つ目が心理的虐待で、児童に対する著しい暴言・拒否的対応、子どもの目の前で配偶者に対するDV、その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことです。以上の4種類が虐待行為の定義となっております。

本市における児童虐待の通告件数ですが、平成29年度は23件、平成30年度は11件の通告がありました。種類別に見てみますと、全国や県と同じく心理的虐待が多く半数以上を占めています。次に、身体的虐待、ネグレクトの順となります。性的虐待については、ここ数年通告を受けていない状況でございます。

○14番（河野正明君） 虐待には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類されることが理解できました。本市の状況として近年の状況をみると、平成29年度は23件、平成30年度は11件と、半減しているということでありますね、通告があったとのこと。種類別にみますと、心理的虐待が多くて半数以上を占めているということ。次に、身体的虐待、ネグレクトの順となっているとの答弁をいただきました。危険性や緊急性及び専門性を要する身体的虐待や性的虐待等のケースには、連携を取りながら市で手に負えないものに対しては児童相談所に対応していただくというようなことで、また危険性、緊急性がそれほど高くないネグ

レクトに対しては、いわゆる育児放棄などの継続的な支援が必要なケースは、市が
大まかに負担をされるというふうに理解をしております。

そこで、再質問ですが、ネグレクトなど市が中心に関わった支援、またケース
への対応の概要と、また市が中心に関わる虐待への今後の取組についてお尋ねを
いたします。支援ケースに関しましては、もちろん個人情報が出ないよう再三
注意を払っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 虐待通告がありましたら、通告者にできる範囲内の状
況を聞き取り、その児童が通う保育園や学校などの関係機関から情報を集め、共有
いたします。必要時には、児童相談所、警察とも連携を密に取り、保護者との面談、
ケース会議の開催やその後の見守りを関係機関へ依頼し、何らかの変化が見られた
ときは、直ちに連絡をいただいているところでございます。また、明らかに虐待を
受けていると緊急な対応を要する事案につきましては、直ちに関係機関と連携を図
り、児童相談所により児童を安全な場所に保護しております。

虐待対応には、関係機関における連携が不可欠と思われますが、目黒区の事件以
来、関係機関の連携不備が問われる事件が発生しております。当市におきましては、
児童虐待等に適切に対応するため、関係機関が相互に連携することにより、虐待等
の未然防止、早期発見及び再発防止を図るとともに、地域住民の意識啓発を行うこ
とを目的とし、児童相談所・学校・保育園・警察など関係機関で構成する要保護児
童対策地域協議会の下、ケース会議や日常業務での連携を細かく行っております。
本年度から協議会の調整担当に専門職を配置し、体制もより充実させております。

また、家庭児童相談事業や養育支援訪問事業などによる虐待を未然に防ぐ事業も
行い、地域の皆様にも虐待防止についての理解をいただくため、引き続いて広報
紙・ホームページなどで広く周知を行ってまいります。

○14番（河野正明君） 今まさに虐待に対して、関係機関において連携不備というの
が問われております。そういったことから、本市においては児童虐待等に適切に対
応するため関係機関が相互に連携することによって、虐待等の未然防止また早期発
見をして再発防止を図るとともに、地域住民の意識啓発を行うことを目的として、
児童相談所・学校・保育園・警察などの関係機関で構成をする要保護児童対策地域
協議会の下、ケース会議や日常業務での連携を細かく行っておられる。さらに、本
年度から協議会の調整担当に専門職を配置し、体制もより充実されておられるとい
うことで、大変評価をしたいと思います。更なる支援体制、強化を図るためにも、
私の要望であります、子ども家庭総合支援拠点の整備というものについても検討
していただきたいと思います。今後も、本当に市におかれましては、関係機関との
連携をさらに深めて早期発見、早期支援につなげていただきますよう要望し、次の

質問に移ります。

4 番目の観光振興についてということで質問をさせていただきます。ポートセールスの具体的な取組についてお伺いをいたします。

○企画部長（中村誠一君） それでは、ポートセールスの取組についてお答えいたします。

まず、近年の三角港への寄港状況を申し上げますと、一昨年は、「ばしふいっくびいなす」が三角西港沖へ、それから「にっぽん丸」が三角東港へそれぞれ1隻1回ずつ、それから、昨年は旅行会社の企画で、三角東港を発着とする「にっぽん丸クルーズ」が1隻1回行われております。しかし、今年度今のところは寄港の計画はございません。

お尋ねの近年のポートセールスの具体的な取組といたしましては、九州クルーズ振興協議会というのがあります。そちらが開催しております各種セミナーに参加して、各船会社との個別相談を行いながら、客船誘致のためのポイントやおもてなしの方策等について情報収集を行っております。

また、これまで同様の情報収集と併せて、宇城市の観光物産協会等の協力を得ながら、クルーズ船乗客が好むおもてなしや地元にも経済的な波及効果がある寄港時のオプションルツアーなど、特に体験型プログラムなどの研究も進めてまいりたいということで考えております。

○14番（河野正明君） クルーズ船の入港ということで、一昨年前は、「ばしふいっくびいなす」と「にっぽん丸」が三角東港と三角西港沖に寄港をいたしました。また昨年は1隻ですけれども、「にっぽん丸」が寄港をしております。ポートセールスの具体的な取組としては、九州クルーズ振興協議会が開催をしている各種セミナーに参加をされて、各船会社との個別相談を行いながら、客船誘致のため、いろいろと方策等について情報収集を行っておられるということで理解をいたしました。一昨年、昨年とクルーズ船が入港しましたがけれども、今年度はまだ計画がありませんね。今年度は間に合わないということで、来年度に向けてどのような決意でおられるか、目標があればお尋ねいたします。

○企画部長（中村誠一君） クルーズ船の誘致と今後の計画についてということでお答えいたします。

まず、三角東港は、岸壁の長さとか水深の深さの制約から、おおむね3万トン程度以下のクルーズ船しか接岸ができません。先ほど申しました「ばしふいっくびいなす」と「にっぽん丸」は接岸可能ということですが、日本を代表とする客船の1つである「飛鳥Ⅱ」や八代港に寄港している大型クルーズ船につきましては、船のサイズの関係で三角港には接岸できないということで、それらの誘致について

は基本的に厳しいものがあります。

これらのことを踏まえて、今後の三角港への寄港隻数、船の数の誘致計画につきましては、今年度今申しましたゼロということになりましたので、昨年度まで寄港していただいております「ぱしふいっくびいなす」それから「にっぽん丸」の2隻に目標を定めて、三角町出身のクルーズ船の事情に詳しい海運関係者の方など、そちらの方のネットワークを最大限に活用しながら、各船会社に対して誘致の実現に向けて努力してまいりたいということで考えております。

それと併せて、旅行会社への三角東港を発着とするクルーズ船ツアーの企画開発もお願いしてまいりたいということで考えております。

○14番（河野正明君） やはり今話されました、「ぱしふいっくびいなす」そしてまた「にっぽん丸」、一番大切なのは分かっておられると思うんですけど、やはりリピーターを増やすことと、また三角港に着いていただくためにはやはりおもてなし事業の内容、いろんなあれがあると思うんですね。言われましたけれども、本当に毎年続けてきていただくのは大変難しいことだと思いますね。しっかり今後、今年は無理であっても来年こそはというようなそういった目標を、以前は3隻という目標がありました。今年ゼロであります。来年こそは、やはり3隻を目指してちょっと大きいかもしれませんが、まず毎年1隻は来ていただけるようなそういった御努力をしていただければと思います。市民の方も、今まで一昨年、去年とクルーズ船が来ていたのに、今年は何で船が着かないのかとか、来年も着かなければ来年も来ないのかというような、やはり皆様方からもそういった寂しい思いがあると思いますので、しっかり頑張っていると思います。今後また新たないろんな知恵を出し合いながら、利用させていただくところは遠慮なく利用して、つながり等も大事にしながら、今後しっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。時間はまだありますが、以上を持ちまして、私の本日の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

5番、坂下勲君の発言を許します。

○5番（坂下 勲君） おはようございます。5番、彩里、坂下です。ただいま議長の

お許しを頂き、通告に従い質問させていただきます。

先月の8月28日未明、九州北部で線状降水帯が带状に形成され、猛烈な雨が降り、佐賀県全域と福岡・長崎県の広範囲に一時大雨特別警報が発表され、歴史的豪雨となり、3県で約36万5千世帯、約87万人に避難指示が出されました。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げ、御遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げます。また、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、最近スフィア基準という言葉を聞くことがあります。スフィア基準とは避難所などで暮らす人のために定められた基準のことです。災害が起きたときに最も重要なのは、まずは命の安全を守ることです。スフィア基準では、全ての人道支援に共有される土台として、人道憲章、権利保護の原則、コア基準が設けられています。さらに、生命保護のために必要不可欠な4つの要素として、1、給水、衛生、衛生促進、2、食糧の確保と栄養、3、シェルター、居住地、ノン・フードアイテム、4、保健活動の各分野における最低基準が挙げられている。具体的には、人間の生命維持に必要な水の供給量、食糧の栄養価、トイレの設置基準や男女別の必要数、避難所の一人当たりの最小面積、保健サービスの概要など詳細が定められている。詳細に説明しますと、トイレは20人に1以上で、男子1、女子3の割合。一人一日最低15ℓの水が必要、一人当たり3.5平方メートルを超える居住空間が必要となっている。災害時に地域住民の皆さんがすばやく安全に避難していただき、被害を最小限に抑えることを目的として、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所などの情報を掲載した宇城市ハザードマップでは、指定緊急避難所は40か所指定しており、その中の松合小学校は、土石流危険渓流箇所にかかり、小川中学校は急傾斜崩壊危険箇所にかかっており、市民の安全を守ることができるのか、市の見解を問う。

この後の質問は、質問席にて行います。

○総務部長（成松英隆君） 議員御案内のとおり、現在市では40か所を緊急指定避難場所として指定しております。熊本地震では一時期最大22か所を開設し、最大11,341人が避難をされております。そのうち松合小学校は、最大504人が避難をしましたが、その後避難者は減少し5月1日には閉鎖に至っております。また、小川中学校は登校道路、建物の損傷により開設を行っておりませんでした。

現在両校は、緊急指定避難場所として指定しておりますが、御指摘のとおり完全に安全が確保されるとまでは言い切れません。しかし、たとえて言うならば、松合小学校は大雨が心配されない場合は開設することに問題はございませんので、台風・高潮等、警戒種別に応じた利用をしていきたいと考えております。また、小川

中学校は敷地の一部が危険箇所として指定してありますが、松合小学校と同様に、気象状況に応じた利用が可能であると考えております。

○5番（坂下 勲君） 特に松合校区、小野部田校区の住民には、周知徹底が必要だと思います。この2か所は早急に指定緊急避難場所から除外し、来年には6つの防災拠点センターが完成し、市民の皆様が安心して避難できるので、宇城市ハザードマップに掲載することが急務となり、ハザードマップの改定は喫緊の課題だと思います。平成28年4月の熊本地震では、宇城市全体で避難された方は一時約1万人以上を超えておりました。震災直後の車中泊避難、テント避難、軒先避難など、被災者が多数発生しました。また、地域によっては指定緊急避難所以外の避難所として、区の公民館が使用されました。公民館、社会福祉施設などをはじめ、市が把握しているだけで27か所が使用されています。これらの施設は、区、自主防災組織によって開設運営され、当初物資・食料などについても自主運営でありました。今後、区の公民館を含め、指定緊急避難所以外も避難所として活用すべきと思いますがどうですか。

○市長（守田憲史君） 御質問のとおり、熊本地震では区や自主防災組織あるいは社会福祉法人などによって30か所弱の施設が避難所として開設されました。大規模災害時の混乱する中で、大変ありがたいことだと感謝しております。

こういう共助の心は、熊本地震が教訓となり、今年市が発令した避難準備情報や避難勧告時にも、自主的に区の公民館を避難所として開設したところがありました。また、社会福祉法人が高齢者を受け入れられたところもありました。ただ、避難所開設にあたりましては、建物の耐震強度や危険箇所地域などの問題などがありますので、安全性には十分に配慮をしていただきたいと思います。避難所運営は、気象の程度次第では開設箇所や開設日数が多くなり、市職員での運営が困難になることも予想されます。

今後、市としましては、現在先進的な防災・減災活動を行っている区や自主防災組織の取組事例を市民に広げ、防災意識の向上や防災・減災活動の充実を図り、避難所開設運営を含めた共助の活動につなげていければと考えております。

○5番（坂下 勲君） 先進的な取組事例を市民に広げ、防災意識の向上に努めておられますが、今後自主防災組織連絡会と連携を取り、地域の公民館などを含め指定緊急避難所以外も緊急の避難所として活用し、地域住民の安心安全のため、更なる防災体制の強化に努めてください。

多くの市町村では、福祉施設など福祉避難所として認定しているが、支援内容についてしっかりと協定を結んでいるところは少ないようである。本市においては平成20年にすばらしい福祉避難所運営マニュアルが策定され、平成28年の熊本地

震の教訓を踏まえ、本年３月に改定されています。指定福祉避難所として令和２年に完成予定の防災拠点センター６か所、民間社会福祉施設と協定を提携している１２の社会福祉施設の協力体制により、民間福祉避難所として開設することとなっています。地震や風水害などの自然災害が発生した場合、要配慮者の生命や身体を災害から保護するためにも、災害時速やかに福祉避難所を開設し、要配慮者を保護できるよう福祉避難所の周知・整備、物資・機材・人材移送手段の確保、社会福祉施設・医療機関などとの連携、福祉避難所の運営体制の事前整備、設置運営訓練などの実施など、平時から関係者と情報交換や事前協議を密に図っておくことが重要であると思いますが、支援体制を早期に確立するためにも、現在、市としての対策について問う。

○健康福祉部長（那須聡英君） 若干重複する部分もあるかと思いますが、お答えをいたします。

平成２８年の熊本地震発災の際には、障害のある人や高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の中には、安全な場所へ避難することが困難なため、避難に時間を要する方々があることに加え、一般避難所での避難生活が困難であったり、共同生活に適さないなど何らかの特別な配慮を要する人が見受けられましたが、一時的に熊本県立豊野少年自然の家を要配慮者の受入施設として活用をいたしました。

また、平成２０年に策定されていた宇城市福祉避難所運営マニュアルに基づき、宇城市内の福祉避難所協定締結事業所１１か所に受入れを依頼しましたが、施設自体が被災し受入れができなかった施設もあり、熊本地震の際に実際に避難者を受け入れた施設は５か所で、延べ１４０人の利用実績でございました。

熊本地震の教訓を基に、昨年度末に宇城市福祉避難所運営マニュアルを改訂いたしました。この改訂マニュアルでは、地震や風水害等での自然災害が発生した場合に、要配慮者の支援体制を早期に確立することにより、要配慮者の生命や身体を災害から保護することを目的として、平常時における取組や福祉避難所の開設から閉鎖まで及び要配慮者の避難生活の支援に係る事項等について定めたものでございます。

平常時における取組においては、行政区や自主防災組織の協力により、福祉避難所利用対象者の把握に努めております。また、宇城市防災計画に掲載されている指定福祉避難所に加え、今後整備予定の６つの防災拠点センターを福祉避難所として充実させていくことを目指しております。

さらに、本年８月末現在において、市内１２の民間社会福祉施設及び３つの県立支援学校の合計１５か所との災害時要援護者等福祉避難施設として使用することに関する協定を締結しております。

今後、市の指定福祉避難所にて対応ができないときは、協定書に基づき民間福祉避難所の開設について要請を行ってまいります。有事の際に備えて、平常時から市民に対する福祉避難所の周知とともに、民間福祉施設等との情報交換及び連絡体制の構築に努めてまいります。

○5番（坂下 勲君） 福祉避難所の設置・運営に関する様々な取組が円滑に実施できるよう、災害時を想定した図上訓練を実施しておくことも必要かと思います。自主防災組織等などの地域住民や要配慮者などが、共同で参加することができる要配慮者避難訓練の実施も必要かと思いますので、自主防災組織の協力の下、地域の公民館などの活用を強く望み、次の質問に入ります。

災害による安否不明者の公表について質問させていただきます。災害では、連絡が取れない安否不明者の氏名公表をすべきか否か、ここ数年自治体の対応が割れてきている。過去の災害で不明者の氏名の公表をめぐる対応は、2013年の伊豆大島土砂災害では、東京都大島町は公表し、2014年御嶽山噴火災害では、長野県は非公表、2015年関東東北豪雨では、茨城県常総市は非公表、茨城県境町は公表、2018年西日本豪雨災害では、岡山県はいち早く公表、広島県は所在確認が困難だった2人の名字のみ片仮名で公表。愛媛県は家族の同意が得られなかったとして非公表であった。不明者の氏名は、自治体が公表に踏み切れば住民から情報が寄せられ、搜索範囲が絞り込めるなどの利点がある。一方、プライバシー保護などを理由に家族からも反対されるケースもあり、難しい判断を迫られる。統一基準があれば、広域災害時に自治体によって公表と非公表に対応が分かれる事態を防げたのに、国による統一基準の策定は急務と思われます。災害で連絡が取れない安否不明者の氏名公表をするべきか否か、本市はどのような対応をとるのかをお願いします。

○総務部長（成松英隆君） 今年7月に全国知事会は、災害時の安否不明者や死者の氏名の公表について、統一基準の策定を国に要請しました。これは昨年7月の西日本豪雨で、不明者の氏名公表で県の対応が分かれ、現場の自治体が混乱するのを防ぐため必要であったからです。その中で、先ほど御案内にありました不明者を公表した県では情報が集まり、搜索範囲の絞り込みにつながったとのことでしたが、プライバシー保護の観点と災害現場の状況などから、公表を見送った県もございました。アンケートによりますと、他の県も不明者の公表は家族の同意など条件を整えば公表するなどの意見があり、様々な取扱いになっております。

本市は、不明者の公表は早期の安否確認につながるものと思っているものの、やはりプライバシーの保護にも配慮すべきではないかということを思っております。現在は家族の同意が得られた場合や災害現場の状況などを勘案して、公表の有無を判断しているところでございます。

今後、不明者の公表については、国が策定するであろう先ほど御案内ございました統一基準の下、国県と歩調を合わせながらも本市の地形や災害の特徴などを考慮して、慎重に検討していかなければならないと考えております。

○5番（坂下 勲君） 西日本豪雨ではいち早く不明者の氏名を公表した岡山県は、情報が集まった結果、多くの人の無事が確認され、40人以上いた不明者が激減し、捜索が効率化したのは分かりやすい例であります。公表しなければ、友人から安否確認の問い合わせが自治体や警察、消防などに殺到する可能性がある。災害直後にその対応で人手が取られるのは望ましいとは言えません。災害による安否不明者の氏名公表をするかどうかをめぐり、都道府県知事47人のうち3人が公表すると回答、条件が整えば公表すると答えた25人と合わせると6割が前向きな姿勢を示したことが、全国知事会を対象とした共同通信のアンケートで分かりました。

蒲島郁夫熊本県知事は、災害時は人命救助が最も大事で、安否不明者の氏名公表は捜索活動の効率化に寄与すると見解を示しています。個人情報保護法が2003年に成立し、都道府県をはじめ、自治体でも条例をつくり、保有する個人情報の取扱いを定め、外部への情報提供は原則禁止している。本市でも平成19年9月宇城市個人情報保護条例を策定している。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときには、たとえ本人の同意がなくても個人情報の目的外利用できる場合がある」と規定している。それは個人情報保護法の本来の目的が単に個人情報を保護するだけでなく、個人情報を有効に活用して、国民の一人ひとりの利益を具体的に実現することである。また宇城市個人情報保護条例第9条「人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」と定めてあります。今後本市としての見解を問います。

○市長（守田憲史君） 防災のプロの坂下議員の御指摘でございますので、その御指摘のとおり、市の条例にも、人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは例外と例外規定がございます。一方で、例えば個人的事情を持っている、DV被害者など不明者の中にいないとは限らず、本人に不利益を被る案件がないとはいえません。でも、御指摘のとおり、命あつての人権でございます。緊急かつやむを得ないときにはやはり開示すべきだとは思いますが、今も別件で、区長さん方に地区の方々の名簿をお渡しできるのかというのを議論しております。自分としては、やっぱり運用の中で区長さん方にも、もちろんこの非常時にはもちろんですが、やはり公表し、かつ名簿を例えば広域消防団の方々に渡して捜索に協力をお願いするというのが本来だと思い、その指示もいっているんですが、ただ、総務部としてもこの国の法令がございまして、そこに現実としてや

はりなかなか運用として厳しいものがございます。その中で、先ほど総務部長が申し上げましたとおり、統一基準の策定を待って、研究していきたいと考えます。よろしくをお願いします。

○5番（坂下 勲君） 災害時の死者や安否不明者の氏名公表に踏み切れば、搜索の迅速化、知人らによる安否確認行動への対応、さらには住民からの情報が寄せられ、搜索範囲が絞り込め、搜索活動の効率化が図れますので、災害状況等で公表の有無を判断し、人命優先で是非公表してください。

次の質問に入ります。農業用ため池について質問します。昨年7月の西日本豪雨で、2府4県32か所のため池が決壊し、人的被害も発生し、29か所は所有者や構造などが分からない状態でありました。近年大規模な地震や台風などによる豪雨により農業用ため池が被災するケースが多発、また、権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑で、離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれなど、施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備する必要があるため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が本年7月1日に施行されました。概要として、所有者などによる都道府県への届出を義務付け、都道府県によるデータベースの整備・公表、所有者などによる適正管理の努力義務、適正な管理が行われていない場合は、都道府県の勧告、都道府県などによる立入検査等であります。都道府県は、決壊した場合、周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、特定農業用ため池として指定し、形状変更行為の制限、また市町村はハザードマップを策定することになりました。所有者は点検や補修、緊急連絡体制の整備などが挙げられます。適正な管理を行わないと都道府県が勧告するが、高齢化が進む現場で所有者に負担となっている。さらに決壊時に被害を及ぼすおそれのあるため池を特定農業用ため池に指定し、形状変更を制限したり、市町村にハザードマップの作成、所有者が不明の場合で管理が難しい場合は、市町村が管理することになりましたが、土木技術職員の不足や厳しい財政状況等を鑑み、新たな業務などの自治体の負担はますます増加すると思われませんが、本市としての見解を問います。

○経済部長（坂園昭年君） 市には、農業用ため池が143か所あります。その中で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、災害発生のおそれが高い施設として防災重点ため池66か所を指定しています。

平成27年度からため池が決壊したときに備えて、被害想定区域や避難場所等が明示されたハザードマップの作成に取り組んでまいりました。現在14か所のハザードマップができており、対象地区に配布し、市のホームページにも掲載しており

ます。

平成30年7月の西日本豪雨など、近年豪雨等により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生しています。そのため、ため池情報を適切に把握し、決壊による災害が発生しないよう管理者である地元区及び水利組合と協議しながら、被災防止に努めてまいります。

○5番（坂下 勲君） 管内には4つの活断層が存在し、安心できない状況です。また線状降水帯による集中豪雨、大型台風、土砂災害など各種災害が今後も予想されます。ため池の情報を適切に把握し、適正な管理を今まで以上に努め、被害の軽減や防災・減災に努めてください。

ため池の所有者は届出に加え、補強対策など適正な管理の努力義務が課せられます。負担が重ければ名乗り出ない可能性さえあり、所有者が複数いる場合、合意形成が困難な場合も想定される。国や自治体が所有者らに、財政・技術面の支援をすると明記してあるが、本市としての支援対策はどうかお尋ねします。

○経済部長（坂園昭年君） 本年6月に農業用ため池を所有する地元区及び水利組合等に、現状の把握と今後の整備の必要性等のアンケートを実施しました。また、農業用ため池の所有者に届出書の提出をお願いしています。補強が必要なため池は危険度の高いため池から地元区及び水利組合等と協議を行い、国の補助金を活用しながら整備を行っていきたいと考えています。

○5番（坂下 勲君） 補強対策が必要なため池は、危険度の高いため池から地元区及び水利組合と協議を行い、整備を行ってください。

大雨や地震による決壊だけではなく、釣りなど娯楽中の事故も多く、子どもたちが危険な箇所立ち寄りないように注意喚起し、安全柵の設置など必要になると思われるが、市としての見解を問います。

○経済部長（坂園昭年君） 本年6月に豊野町のため池で魚釣りでの死亡事故が発生しましたので、啓発のため緊急に全てのため池に立入禁止の看板を設置しております。今後、安全対策については、管理者の地元区及び水利組合と危険度・必要性を協議しながら努めてまいります。

○5番（坂下 勲君） 地球温暖化による気候変動は激化し、数十年に一度の大雨という言葉が当たり前のように聞かれるようになりました。これからも台風が発生する時期と重なり、地球温暖化に伴う気温の上昇で大雨を含む水蒸気が増え、台風を刺激して大雨が続くことも考えられます。今後とも地元区及び水利組合と連携を密にし、是非安全対策に努めてください。

次の質問に入ります。スポーツ指導者育成について質問させていただきます。本市では、平成28年4月に指導者バンクが設置されております。宇城市スポーツ指

導者バンクとは宇城市内の小学校運動部活動の社会体育移行に伴い、宇城市のスポーツ指導者の方に登録をいただくことによって、指導を受けたい団体に指導者を派遣させる制度です。また学校・団体の要請に応じて、適切なスポーツ指導者を紹介できるよう制度を設け、体育スポーツ理論に関する指導者、各種スポーツレクリエーションの実技指導、健康安全に関する指導者で、積極的に協力できる人が登録されていると思います。現在、学童スポーツクラブをはじめ、中学校の外部指導者などが不足しているのが現状です。今後、スポーツ指導者バンク運用について、教育委員会としての見解を問います。

○教育部長（吉田勝広君） 本市では、小学校運動部活動の社会体育移行に伴い、当初から指導者確保が一番の課題であったため、議員から先ほどありましたとおり、平成28年4月に、宇城市スポーツ指導者バンク設置要綱を定め、指導者の発掘に取り組んできたところでございます。

現在、指導者バンクに登録されている方は14人おられますが、競技種目、活動時間や活動場所、既に活動している方など諸事情により登録されている方から、学童スポーツクラブへマッチングできていない状況であります。中学校部活動の外部指導者につきましても、同じような状況であります。

本市では、10月から時差出勤を試験的に取り組みます。また、熊本県では既に取り組んでおりますので、今後社会全体としてこの時差出勤制度やフレックスタイムの導入が進めば、指導者の確保につながるのではないかと考えております。

○5番（坂下 勲君） 時差出勤制度やフレックスタイムの導入ができれば、指導者の確保につながると思いますので、是非実施をしていただきたいと思います。

安全で正しく、楽しいスポーツ活動を確保するために、スポーツ指導者の更なる量的拡大と資質向上が不可欠です。特に青少年、女性のスポーツ参加を後押しするためには、若年層、女性の指導者の養成に注力する必要があります。同時に、スポーツ実施者の多種多様なニーズに対応し、今まで以上にスポーツの楽しさや喜びを実感できる指導者の資質向上が求められています。地域に密着したスポーツ振興を図る上で、市民ニーズに応じた指導者のための研修会、講習会を開催し、幅広い指導体制をつくり上げていくためにも喫緊の課題と思うが、教育委員会としてのお考えをお願いいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 学童スポーツクラブの指導者におきましては、総合型クラブS C C宇城が受け皿となっておりますが、指導者だけでなく保護者の皆様へも案内を行い、指導者の資質の向上を図るため、第1回の宇城市学童スポーツ指導者研修会を6月22日に開催をいたしました。

また、市ではスポーツの推進のための事業実施、住民に対する実技指導、その他

スポーツに関する指導助言を行う50人のスポーツ推進委員を委嘱いたしております。スポーツ推進委員は県の新任研修や研究大会に参加したり、スポーツ推進委員が自主的に計画した研修会を実施され、資質の向上を目指しておられます。

本市の種目協会でも、独自に研修会を実施されたり、県主催の研修会に参加し、指導者の資質向上を図っておられます。市民のニーズに応じた幅広い指導体制づくりにおきましては、今後、種目協会など関係機関と協議をしながら考えていかなければならないというふうに思っております。

○5番（坂下 勲君） スポーツ推進委員、種目協会で現在研修を実施されていますが、今後とも教育委員会を中心に、スポーツ推進委員、体育協会などと連携し、市民のニーズに応じた指導体制づくりの研修会を随時実施してください。

日常生活、暮らしにスポーツを取り入れることによって、豊かな人生を得られることを広く一般に定着させるとともに、仲間と楽しく行いたい、うまくなりたい、強くなりたい、さらに健康になりたい、長生きしたいという欲求に応えられるようその実現に向けてサポートする活動をとおして、望ましい社会の実現に貢献するという役割を持ち、また常に自己研鑽を図り、自ら成長発展するとともに社会的評価が得られるよう努力することが重要であります。地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたるスポーツリーダー、地域スポーツクラブなどにおいて、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に競技別の専門的知識をいかし、個々の年齢や性別など対象に合わせた指導にあたる、また地域スポーツクラブなどが実施するスポーツ教室の指導にあたる指導員の育成は、今後、市のスポーツに関する要望の多様化に対応でき、幅広い指導体制を確立するためにも指導者の育成が急務と考えるが、教育長の見解を問います。

○教育長（平岡和徳君） 議員が期待されますように、スポーツは子どもと親そして学校、地域を結びつける媒体の1つであり、社会を変える大きなエネルギーを持っています。

本市におきましても、市民一人ひとりが自らスポーツに親しみ、実践することで将来にわたり心身ともに健康で豊かな市民生活を送り、活力ある地域社会を構築するためにスポーツの振興を図っているところです。

今後は、議員が話されますように、スポーツの文化力を高める意味でも、市民の幅広いニーズに対応するための資質・能力ともに成熟した指導体制が必要であるというふうに私も強く感じているところです。

教育委員会としましては、スポーツをとおしての顔の見える関係を地域につくり出しながら、体育協会をはじめとする団体や総合型地域スポーツクラブなどとの連

携を強化し、そして情報共有の質を高めながら指導体制の充実をサポートしていきたいと考えております。

その中心は、おっしゃるとおり指導者であります。スポーツに関わる方々の様々なニーズに対しまして、私が求める指導者の3つの質、それはミッション（使命）、それとビジョン（構想）、そしてパッション（情熱）です。こういった3つの要素を持った適切に対応できるような指導者育成のために、研修会・講習会等の開催を積極的に研究してまいりたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 体育協会をはじめとする団体や総合型地域スポーツクラブなどと連携を密にし、スポーツに関わる人々の様々なニーズに対し、適切に対応できる指導者育成のために、研修会の開催を積極的に実施し若手指導者の育成に努めていただきたいと思います。私も自ら数十年間スポーツや体育協会に携わってきたものとして、教育長、是非適切に進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。スポーツ施設の整備・充実についてです。市民のスポーツ、レクリエーション活動の拠点となる体育施設として、本市には体育館やグラウンドなど各種施設があり、地域の体育祭やスポーツ活動など多くの市民に利用されています。スポーツ施設は、比較的充実はしているものの、一部には老朽化などにより整備が必要な施設もあり、市民の要望が必ずしも満たしているとは言えないのが現状です。平成22年の調査結果では、施設の利用に満足している人が52.2%、「今後どのような社会体育施設・設備・充実していくことが必要だと思いますか」の問いに、ジョギングコース、ウォーキングコース、多目的広場、室内練習施設整備の要望が上がっており、宇城市スポーツ振興計画の中で計画的に施設の整備と改修・改善を進める必要があると掲げてあります。進捗状況を問います。

○教育部長（吉田勝広君） 本市には、社会体育施設として11の体育館、1つの武道場、グラウンドゴルフ場を含む18のグラウンドそして3つのプールがございます。以前は、松橋体育館がありましたが、老朽化により、また平成28年の熊本地震によりまして被災をいたしましたので、解体をいたしております。

改修などの整備状況としましては、平成28年度に不知火体育館の非構造部材等改修工事それから不知火温水プールの非構造部材等改修工事、平成30年度に三角B&G海洋センター体育館の非構造部材等改修工事、それから松橋勤労身体障害者教養文化体育施設の大規模改修工事を実施いたしております。

市の事業ではございませんが、平成27年度に県の免許センター跡地を整備して多目的広場が完成をいたしております。今では多くの皆様が、ウォーキングやグラウンドゴルフそれからキッズサッカーなどを楽しんでおられます。

平成28年熊本地震では、多くの体育施設が被災しましたので、その復旧に今追

われているところです。現在も当尾グラウンドは仮設住宅となっておりますが、近々グラウンドとして開放する予定でございます。

○5番（坂下 勲君） スポーツ活動を推進するためにも、今後とも施設の改修・改善に努めてください。今後の計画についてお尋ねします。

○教育部長（吉田勝広君） 今後の計画についてお答えいたします。

今後の計画としましては、施設の統廃合を見据えながら、水俣条約に伴う水銀灯の製造、輸出入が禁止となりますので、水銀灯を使用しているグラウンドのナイター施設の照明取替えや体育館も同様に水銀灯を使用している体育館につきましては、照明取替え工事を計画的に行う予定であります。

また、ふれあいスポーツセンターが平成21年4月に開校オープンし、本年度が11年目となります。税法上の人工芝の耐用年数が10年となっております、人工芝張替えの時期にきておりますので、今後張替えの計画をしているところです。

○5番（坂下 勲君） 施設の老朽化や市民の要望を把握し、計画的に改修・改善を進めてください。

第74回熊本県民体育祭宇城大会が、宇城地方を中心に9月14日、15日に開催されます。宇城市では10種目18会場で競技が実施されます。各関係機関の皆様、大変お疲れ様です。大会が成功裏に終わるのも皆様の御協力が必要ですので、よろしくお願いいたします。前回の宇城大会では、県立松橋高等学校で開会式及び陸上競技を開催しておりますが、今回は公認のトラックが取れないとの理由で、県営八代運動公園陸上競技場での開催となっております。またソフトボール競技は富合雁回公園グラウンド、バレーボール競技は雁回館、弓道競技は南部総合スポーツセンター、テニス競技は県民運動公園テニスコートなどで実施されるのが現状です。全競技を宇城地区で開催するためには難しいとは思いますが、陸上競技は地元で開催したいものであります。議会としても、県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会を設置し活動しているところです。また、宇城市ソフトテニス協会、宇城市テニス協会から天候に関係なくいつでも練習、試合ができるテニスコート、県民体育祭や中体連等の大型大会やイベントの開催が不可能な状況で、また生涯スポーツの振興、競技力の向上、ジュニアの育成、技術向上を担うには限界があり、さらには市民の健康増進などの生涯スポーツの振興と各競技の底辺拡大、技術力向上のためにテニスコート建設の請願が宇城市議会に提出されており、宇城市スポーツ振興計画の中でも、総合運動公園等の整備の必要性を検討すると掲げてあります。各競技の大会のためだけではなく、競技スポーツの振興は市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツ活動への意欲を高揚させるなど、生涯スポーツ社会の実現に向け、大きな役割を果たすと思います。総合運動公園の建設について、市長

の見解を問います。

○市長（守田憲史君） スポーツ施設の整備においては、今ある施設を長期的に利用するために大規模改修工事などを計画的に実施しております。

平成23年に策定しました宇城市スポーツ振興計画のスポーツ施設の整備・充実におきましては、老朽化した施設を計画的に改修・改善による整備を進め、また総合運動公園等の整備の必要性を検討しますとなっておりますので、施設の統廃合を含め総合的に必要性の検討を研究してまいります。

今建物は防災拠点センターをはじめ、基本的にはスクラップアンドビルドでございいます。今後宇城市の人口減少が進む中、今各町にある体育施設も数的には十分なものがございいますが、今後質的な問題があるかと思ひます。今後、こういう体育施設のスクラップアンドビルドも進める中、新しい施設をつくるということはありませんが、まずはスクラップの方で現在ある施設をどのようにやっていくか、ここは大きな問題で、相当なそこそこの体育施設におけるかなりの反対も出てくるころだと思ひますので、今後皆様議会と話し合いをしながら進めなければならないものと考えております。

また、多目的アリーナ誘致におきましては、まずは協議会の委員に加入できるよう積極的に取り組んでまいります。

○5番（坂下 勲君） スポーツによって市民の心身の健康づくりを図ることで、明るく活力のある地域づくりのため、また地域の活性化につなげるためにも施設の充実が必要不可欠と思ひますので、早期実現に向けて取り組んでください。

最後の質問に入ります。今後の学童スポーツクラブについて質問します。青少年のスポーツ活動は、心身の健全な発達・成長に関わる生涯スポーツの基礎を養う上で不可欠であり、発達段階や活動環境を配慮した適切な指導の下で行う活動方針を定め、本年4月から学童スポーツクラブが発足し、5月31日現在17のクラブが活動しているのが現状です。少子化に伴うチームの編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化、指導者不足などの現状は多くの課題が山積みしておりますが、現在のスポーツ活動が活動する上での課題について、教育委員会としての見解を問います。

○教育部長（吉田勝広君） 本年4月に、小学校の運動部活動が社会体育へ移行をいたしております。学童スポーツクラブの活動する上での課題等につきましては、市では宇城市学童スポーツクラブ推進委員会を設置し、その第1回の会議を4月22日に開催をいたしました。その中で出た主な意見は、「施設の使用について、他のクラブとの調整が難しい」、「新入部員の募集のタイミングが難しい」、「継続した指導者の確保」などがありました。これらの解決策として、事務局から提案をし、

推進委員の皆さんからも解決策についての御意見をいただきました。

この推進委員会は、それぞれの持つ課題及び対応策について、意見や情報交換を行う場として考えております。

○5番（坂下 勲君） 宇城市には13の小学校があります。学童スポーツが立ち上がっていない学校が松合小学校、不知火小学校、小野部田小学校がまだ活動ができていない現状です。市内13小学校において38の部活動の活動がありましたが、本年5月31日現在、17の学童スポーツクラブしか活動していないのが現状です。なぜ増加しないのか、教育委員会としての見解を問います。

○教育部長（吉田勝広君） 昨年までの保護者説明会において、本年4月の発足に間に合わなくても、年度途中で指導者が確保でき、市の活動指針に基づいた活動を行われるクラブは、学童スポーツクラブとして認定しますということで説明を行ってききましたが、増加をしていないというのが現状であります。

その理由としましては、社会体育移行後、民間クラブへの加入や総合型地域スポーツクラブへの加入が考えられ、学童スポーツクラブだけでなく、幅広い選択ができるようになったからではないかと考えられます。

最近、三角地区で学童スポーツクラブの発足の相談がっております。発足に向けてのアドバイスができればということで考えております。

○5番（坂下 勲君） 学校、保護者、宇城市学童スポーツ推進委員会、教育委員会と連携を密にし、1クラブでも多くの学童スポーツクラブが設立できるよう、今まで以上に力を入れてください。

最後の質問に入ります。宇城市学童スポーツクラブ活動指針の中にも、中学校教育を視野に入れた活動をする事となっているが、現状は中学校の部活動につながるか疑問です。今年の県中体連では、小川中学校弓道男子、松橋中学校バスケットボール女子、同じくハンドボール男子が優勝し、松橋中学校ハンドボール男子は九州大会でも優勝し、全国大会へ出場しています。個人では、三角中学校柔道女子、小川中学校の弓道女子が優勝しました。生徒をはじめ指導者、学校、保護者または小学校と連携を取り、地域が一体となり頑張ってきた結果ではないでしょうか。今後学童スポーツクラブの活動がない小学校とは連携が取れなくなり、2年後、3年後、5年後中学校の部活動に入部する生徒がいなくなり、中学校部活動の存続が危ぶまれてくるのではと危惧するところです。そのためにも、学童スポーツクラブの役割は大きいものがあると思います。

また、児童の体力低下、時間があり余り非行に走りはしないか心配でなりません。守田市長の施政方針の中でも、スポーツ推進の中核となり得る総合型スポーツクラブの育成と併せて、学童スポーツクラブへの支援・協力体制の構築を進める方針が

ありますので、本市としても将来どのような学童スポーツクラブを目指すのか、最後に教育長の力強い言葉で締めさせていただきたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） まず、話されましたように、総合型地域スポーツクラブにおきましては、市内に3つのクラブが活動しております。地域のスポーツ振興には欠かせない重要なスポーツクラブというふうに考えているところです。よって、本年度運営のための補助金を復活いたしました。

また、学童スポーツクラブにつきましては、個々の発達段階や体力・技能等に応じた活動、そして何よりも勝利至上主義に陥ることのない活動の機会を子どもたちに平等に与えること、こういったことを指針にしまして、家庭環境で運動したくてもできない子どもをつくらないという考え方の下、保護者を中心として設立を進めておられます。

なお、学童スポーツクラブにおきましては、部活動を引き継いだ形で活動しておりますので、学校施設の使用料の免除並びに部活動補助金の継続、こういったものを行いながら子どもたちに運動する機会を確保しながら、ひいては議員が話されましたように、中学校の部活動に何とかつなげられるような活動にしていきたいというふうに考えている、そういう運営をサポートしていきたいと思っているところです。

今後も子どもたちや保護者、指導者こういったスポーツに関わる一人ひとりが安心・安全・安定そういった環境を私たちが提供できるように、蟻の目と鳥の目を持って、物事一つ一つを丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

○5番（坂下 勲君） 力強いお言葉ありがとうございました。現在、我が国の社会は少子高齢化の進展、社会生活と健康上の問題、学校における児童生徒の健康問題、家庭・地域社会の教育力の低下、余暇時間の増大と市民ニーズの変化など大きな変革期を迎えており、人々の価値観はものの豊かさから心の豊かさへと移り、自己実現や自己表現を重視するライフスタイルが広がりつつあります。特に子どもにとってスポーツに生涯楽しむ態度や健康な生活習慣を身に付けるとともに、仲間との交流、フェアプレーの精神、地道な練習から得られる努力・忍耐力など人間形成に多大な効果をもたらします。家庭環境で運動したくてもできない子どもをつくらない、また子どもたちに運動する機会を与え、ひいては中学校の部活につなげられるような学童スポーツクラブの運営ができることが、今我々にできる未来を担う子どもたちへの投資と考えますので、教育委員会としても支援協力体制の充実を図ってください。

平成が幕を下ろし、令和の新時代が始まりました。国の内外にも平和をもたらせるようにと願いが込められた平成の時代にも、残念ながら自然災害が多発しました。

雲仙普賢岳の噴火、阪神淡路大震災、不知火高潮災害、東日本大震災、最後に熊本地震など多くの地震が発生しました。さて、新しい元号令和は、梅の花が美しく咲き、また香る様子を歌った歌から取られています。新しい時代が自然・社会とともに、長く平和な時代になることを切に願い、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで、坂下勲君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 2 議案の撤回について

○議長（長谷誠一君） 日程第 2、議案の撤回についてを議題とします。

原田祐作議員から発議第 1 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出についての議案撤回の申し出がありますので、撤回理由の説明を求めます。

○1 番（原田祐作君） ただいま議長よりお伝えしていただきました発議第 1 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出について撤回の申し出をさせていただきます。

先に行われました第 2 回宇城市議会定例会におきまして、渡邊議員、高本議員の御署名をいただき、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書を議員発議させていただきました。本議会また審議が付託されました総務文教委員会において、提案理由の説明をさせていただきました。委員会におきましては、各議員より様々な視点から熱心な御質問をいただき、議論を深めさせていただきました。現在、本意見書は議員の皆様はその意見書の重要性和必要性をお認めいただいたことにより、継続審議という形になっております。

第 2 回宇城市議会定例会以降、宇城市内外の議員の皆様、また本意見書と関わりのある皆様との協議の中、教職員の職場環境を考える上で、また何より国の将来を担う子どもたちのより良い教育環境を充実する、その充実を実現するために改めてこの議会全体で議論を深め、本意見書をより充実させたものにする必要性を認識いたしました。

そこで、冒頭申し上げましたとおり、渡邊議員、高本議員の両署名議員の同意をいただき、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書について取下げの申出をさせていただきます。どうか議員の皆様、御了承いただきますよう心よりお願い申し上げます。

また最後に、本意見書をここで取下げの申出をさせていただきますが、今後も教職員の過酷な労働環境、また国の将来を担う子どもたちのその教育環境を考える本意見書については、議論が深まっていくことを心より期待しております。

○議長（長谷誠一君） お諮りします。ただいま議題となっております議案撤回についてを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、議案撤回を承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 報告第 1 1 号 平成 3 0 年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第 3、報告第 1 1 号平成 3 0 年度三角町振興株式会社の経営状況の報告についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。1 2 番、五嶋映司君の発言を許します。

○1 2 番（五嶋映司君） 1 2 番、日本共産党の五嶋です。ただいま議題になっております、報告第 1 1 号平成 3 0 年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について質疑をいたします。報告書で一番分かりやすいのは、4 ページを見ていただきたいのですが、株主資本等変動計算書を見ますと、三角町振興株式会社は、資本金 1, 5 7 0 万円を既に使い尽くして、なおかつそれに加えて 3, 8 1 8, 3 4 0 円の赤字を計上しております。果たしてこういう形でこの会社そのものの存続が認められるのかどうか、経営がこれで継続できるのかどうか、非常に疑問に思い、質疑をいたします。

続いての質疑は、質問席から行います。

○経済部長（坂園昭年君） 報告第 1 1 号三角町振興株式会社の平成 3 0 年度の財政状態及び経営状況について説明いたします。

議員御指摘のとおり、1 ページの貸借対照表において、負債 7 0 7 万 6 千円が資産 3 2 5 万 8 千円を 3 8 1 万 8 千円上回る債務超過の状況となっています。

平成 3 0 年度の経営状況報告におきまして、このような状況になりました理由について御説明します。

まず1ページの比較貸借対照表をお願いいたします。前期の平成29年度では、上の方の資産の部で立替金248万8千円、未収入金719万1千円でしたが、当期平成30年度は、流動資産において死亡等の理由により回収可能性がほとんどないと判断した額を直接減額したものとなっています。内容は3ページをお願いいたします。比較販売費及び一般管理費の下段にありますとおり、貸倒損失を522万円計上してあります。1ページに戻りまして、そのため平成30年度は、流動資産である立替金114万1千円、未収入金234万4千円と前期より大幅に減少しています。また、債務の弁済に重大な問題が生じている債務者に対する未収入金・立替金・売掛金に対し、再度3ページをご覧ください。比較販売費及び一般管理費に貸倒引当金繰入271万4千円を計上してあります。

日本の証券取引所の場合、企業の連結決算が2年連続債務超過になると上場は廃止されるそうですが、必ずしも債務超過が倒産に結びつくわけではありません。

三角町振興株式会社では、ラガールやムルドルハウスなどの不採算部門を整理し、経営改善を進めている状況でございます。

○12番（五嶋映司君） 今みたいなことを聞いているんじゃないんですね。実はこの会社は株式会社ですから、負債に対して株主が責任を持つのは、出資金額だけですよね。だから1,570万円までは株主が払う。ところがそれにもまして380万円増えている。じゃあこれは誰が責任を持つのか。商法上は責任を持つ人がいなくなっちゃった。そして、しかもその状況でこの4月から運営を、会社動いています。運営資金はどこから出てきているのか。例えば、全部そのタイムラグの問題があるんですね。例えば、県からこういう管理が入っております、市からこういうのが入りますというのがいろいろあるけれども、一度に入ってくるわけじゃなくて、結局この借金を抱えながら、この借金も払わなければいけない、賃金も払わなければいけない、何もしなければならぬのに、どこからお金が来ているのか。これは、もう資本が責任持たないんですから、借金はいわゆる金融機関では金を貸してくれないわけだよね。ならどこから出るんだと、保証もない金がどこから出るんだという形に経営形態になっていると。そういう経営形態になっているんじゃないかと思うんですけども、そういう形じゃないんだと。

○副市長（浅井正文君） まず、三角町振興株式会社というのが平成の一桁台に店を開きまして、行政が大株主になってそして25年間、26年間、約30年間務めてまいりました。やはり今おっしゃるように、もう広げた風呂敷を閉じる時期じゃないのかなということは個人的に思います。去年も9月議会のときの質疑の折にお話したとおりです。平成27年の4月からラガールを切り離しました。そして平成31年の4月からはムルドルハウスも切り離しました。そして、今おっしゃるように県の方

の委託料が702万円、市の方が370万円そして桜屋の明治館の方が180万円、それとムルドルハウスが60万円、そして龍驤館の有料化によつての収入が約60万円みております。1,382万円になると思います。それから経費を引いていきます。350万円去年借りました。1回目117万円払っています。そして2回目も今月の末ですが払い切ります。ただし3回目が払い切りません。なぜ払い切れな
いのかと、あなたたちは計算間違いをしていたんではないですかというところ
があります。実際は、去年の9月議会に出さないといけないときは、8月の上旬
までも仕切らないといけません。そのときの計算と今年の平成31年の1月に不祥
事がちょっとありましたですね。だからそれで、ちょっと矛先が変わっているとい
うふうなところは御理解ください。そして12月議会でちょっとお借りしないとい
うしてもいけないだろうという思いがあります。それが資金面です。それと今度は、
今株式と言われていましたが、株主は1株5万円なんです。5万円を平成27年と
か平成28年とかで1株5万円にしたいというのが本音です。本音はそう思ってお
ります。ただし、やはり今度の議会で指定管理者の指定について議案を今出して
います。ですから、3年間を指定管理者で是が非でもしていただきたい。それと人件
費はですね、すみません、いいですか、ちょっと長くなります。すみません、後で、
後で話しましょうか。

○12番（五嶋映司君） すみませんけど、後にしてね。言いたいことは、とにかく会
社の体をなしていないという、間違いなくね。今副市長がおっしゃったけれども、
本当は借金をしている担保が何にも保証はないのよね。市は何にも保証がないのに
金を出しているわけ、どんどん。会社ですからそこは、株式会社ですから、株式会
社はそれに関してもう知らないよと払う必要はないわけよ。商法上は払う必要ない。
ただ、約束上は、要するに商法と言ったらおかしいけど、株式、資本の感じからい
くと、資本を超過している部分に関しては誰も責任持たなくていいわけ、株主は。
だけどそういう会社で、また次のときも出ているよね。だから、これはちょっと余
りにもまともじゃないと。しかも令和元年度の計画をみると、利益は45,300
円になっている、予定は。45,300円と380万円と借金の総額は1,800万
円あるわけですから、それを45,000円ぐらいの黒字を出してどうするんです
かと。何年かかるんですかと。そして、ほかに出てくる借金もあるんですよと今お
っしゃるから。ちょっとこれは、もういろいろじゃなくて、1回きちっと整備すべ
きじゃないかという意見です。

○副市長（浅井正文君） おっしゃるとおりです。一応株券については先ほど言いまし
たように1株5万円が相当です。ただし、それを払い切るような余力はありません。
ですから、指定管理者でもし今議会に認めていただくなれば、3年間は努力をしま

す。その代わり努力をして積み立てます。なぜ積み立てるかという、人件費を三角町振興株式会社の従業員2人とパートが4人食いつぶしていたんですよね、食いつぶしていたというところちょっと言葉が悪いですが、食っておりまして。ただし、三角支所から出向のような形でいくと、人件費は市役所で取れるじゃないですか。だからその人件費を浮かせて、そして貯めようというところなんです。ですから、1株5万円にならなくても1株2万円でも25,000円でもなればもう結構かというように思っているところなんですけど。

○12番（五嶋映司君） 3回目ですからね、今副市長とそういうことでやり合いしても結論が出る問題じゃありませんから、とにかく異常な事態は間違いない。これで今回いわゆる再委託の話が出ている。だけどこれをやってしまうとまたおかしくなってしまうから。結局、今おっしゃったのは、株式会社ですから、金をもうけるための組織ですから、そこに人材がないわけですから、もうかるはずがないんですよね。そして、もうける部分は全部外しちゃったわけだから。それは人がいないからだめだ、外した。とにかく誰でもできるそのままならば1,300万円ぐらいくる金と人件費で終わるけれども、この会社は、基本的には話題になっている西港の発展をどうさせるのか、本当ならね。そのことも考えなきゃいけない会社だから、できればここで、1回質疑で精算をしていただいて、新しい会社をつくり直すとか何かをしないと、これはどうも余りにもうまくないんじゃないかなという質疑です。

○市長（守田憲史君） 一般的な会社の存立を考えると、五嶋議員のおっしゃるとおりだと思います。しかし、この第三セクターの三角町振興株式会社につきましては、20年ぐらい前ですか、ラガールとも一緒だった。そして三角西港・東港管理も含めてそこでラガールで収益を上げて、それで自立してやっていただきたいというところの以前はやった第三セクターです。その中でラガールが大きな赤字をずっと積み重ねていました。ですから、あそこの部門を数年前に農協にお願いして引き取っていただきました。どっちみちもうその時点で、収益を上げる会社ではありません。その中、西港はなぜかという、ムルドルハウスやその他を今後も手放してきました。それも収益が上がるものではありませんし、第三セクターで収益の上がるそもそもの会社でなくなっております。ラガールが失敗した時点でそうです。では、なぜ存立させているか、それは三角西港をはじめ、今管理をそこをお願いしているからです。本来の一般的な株式会社の収益を上げる組織体では既になくなっていく。その中で副市長がものすごく負担をかけて頑張っているんですけど、そもそも難しい問題です。そして、主目的は今株式会社の営利目的ではならぬ、大方西港の管理でございます。それには当然お金が必要なだけでございます。それを今後宇城市は責任を持ってしなければならない時点で、歴史的景観の中で、今第三セクター

三角町振興株式会社にお問い合わせざるを得ない状況ですが、五嶋議員御提案のとおり、どこかでここを、さっき風呂敷を閉めないといけないと、それはそれで管理はし続けないといけない今過渡的な段階にあり、歴史的な中で今そこまでなっていると。今後宇城市の責任を持って、ここの店じまいをするかうんぬんしながら、株式会社の重要性はなくなりつつも、どのような形で今後三角西港をはじめ、管理をしていくかという議論であろうと考えております。

○ 1 2 番（五嶋映司君） 反論はありますけれども、回数ですから終わります。

○議長（長谷誠一君） これで報告第 1 1 号の質疑を終結します。

—————○—————

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 4 | 報告第 1 2 号 | 平成 3 0 年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について |
| 日程第 5 | 報告第 1 3 号 | 平成 3 0 年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第 6 | 報告第 1 4 号 | 平成 3 0 年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第 7 | 報告第 1 5 号 | 平成 3 0 年度宇城市一般会計継続費精算報告について |
| 日程第 8 | 議案第 7 1 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 7 2 号 | 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 3 号 | 宇城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 4 号 | 宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 5 号 | 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 6 号 | 宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 7 号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 8 号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 16 議案第 79 号 宇城市元気老人交流施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 議案第 80 号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 81 号 宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第 82 号 宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第 83 号 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21 議案第 84 号 国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22 議案第 85 号 宇城市ふれあいイベント広場条例を廃止する条例の制定について

日程第 23 議案第 86 号 宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定について

○議長（長谷誠一君） 日程第 4、報告第 12 号平成 30 年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告についてから、日程第 23、議案第 86 号宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定についてまでを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第 24 議案第 87 号 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（長谷誠一君） 日程第 24、議案第 87 号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。12 番、五嶋映司君の発言を許します。

○12 番（五嶋映司君） 12 番、日本共産党の五嶋です。ただいま議題になっております、議案第 87 号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）について質疑をいたします。

まずページ 12 ページ、歳入、款 18 繰入金、項 1 特別繰入金、目 1 国民健康保険特別会計繰入金と、目 2 の後期高齢者医療特別会計繰入金、目 3 の介護保険特別会計繰入金、この 3 つについて説明を求めたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○市民環境部長（稼 隆弘君） まず、私の方から最初の款 18 繰入金、項 1 特別繰入金、目 1 国民健康保険特別会計繰入金について説明いたします。

平成30年度から、特別会計の事業経費を明確化するため、特別会計で職員給与等人件費を予算措置することになりました。このため、一般会計から特別会計への繰出金に含めることとなりました。国民健康保険特別会計の平成30年度の決算剰余金77,588,323円のうち、基準内で繰り出した職員給与費等の事務費繰出金と出産育児一時金等繰出金の不用額の合計35,954,395円を国民健康保険特別会計から一般会計に繰り入れるものです。このことによって、国保税の税額に影響を及ぼすものではありません。

続きまして、款18繰入金、項1特別繰入金、目2の後期高齢者医療特別会計繰入金について説明いたします。

後期高齢者医療特別会計の平成30年度決算で、繰越金4,361,568円が発生しました。この中から、熊本県後期高齢者医療広域連合に納付するための不足分2,063,600円として、後期高齢者医療広域連合納付金に補正予算として計上しております。この納付金は、平成30年度分の保険料として本年4月、5月に歳入した保険料を前年度精算金として納付するものです。このため、繰越金から納付金不足分を除いた2,297,968円を精算金として、一般会計に繰り入れるものです。

○健康福祉部長（那須聡英君） 同じ款項の目3介護保険特別会計繰入金についてお答えをいたします。

五嶋議員御承知のとおり、介護保険特別会計はおおむね公費50%、保険料50%で賄われ、そのうち公費の内訳が国費が25%、県費と市費がそれぞれ12.5%となっております。

平成30年度介護保険特別会計への市の繰出金は、介護給付費で7億7,177万7千円、地域支援事業費で3,337万円、事務費で1億3,607万9千円、低所得者保険料軽減費で1,213万2,300円でした。

これらの予算で平成30年度介護保険事業を行った結果、精算額として、合計4,500万7千円の剰余が出ましたので、一般会計に繰入れをするものでございます。

○12番（五嶋映司君） 後期高齢者と介護保険については、規定どおりというような方向ですから理解しました。国保について先ほど説明があった基準内繰入れで出していると。その人件費分を今度は利益が出たから返すというようなお話でした。基準内繰入れというのは、要するに国民健康保険を運営するためには、一般財源からこれだけ入れてもいいですよ、入れなさいということも含めてやられている金額ですよ。ところが、今回は3,595万4千円の人件費を返している。ちなみに昨年度の平成30年度のこの議会の補正予算書を持って来ました。これでは、その項が一切ありません。介護保険と後期高齢者の介護保険は同じように繰入れをしてい

る。ところが国保については、そういう事実がない。しかも、このときには国保は、去年は大幅な黒字が出ています。それなのに繰り出していない。基準内繰入れやってもいい繰入れを何でこれ戻すのか。しかも昨年まではやっていなかったのに何で今年から返すのか。その根拠、どこからか指導があったとか何とかしておっしゃるように、この前打ち合わせのときにおっしゃったように、国保の運営にどれだけかかるかはっきりさせるために、この分を戻すんですよとおっしゃるけど、それは基準内繰入れとして出してもいいということになっているのに、返す必要、意味は分かります、説明の意味は分かるけれども、そういうことが必要ないんじゃないかと。ということに何で今年の補正から前年度の平成30年度の国保の黒字を、人件費を何で一般会計に返すのかと。その辺の根拠をもう少し詳しく説明してください。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 先ほど申したとおり、平成30年度から人件費も含めて、特別会計で何人の職員とか感じで、どんな事業費がいるのかをみるということでも人件費も含めて平成30年度から予算化、繰出しで対応しております。

やはり一般会計からの10分の10の繰出しですので、一応不用となった費用につきましては、また一般会計に戻し入れることが妥当と考えます。

○12番（五嶋映司君） 違うんですよ。これ、基準内繰入れで出しているのよ。それで国保運営がいくら掛かるかってははっきりさせるためには、もう金額が分かっているわけだから、基準内繰入れで。だから確かに説明を受けたときも一緒にいたいに県から出している標準税率を決めるときには、この繰り入れたのが入れようが関係ないというのははっきりしていますよね。それは分かりました。今の説明では、はっきりさせるため、だけどはっきりさせるためで、じゃあ基準内繰入れのやり方が変わったのかということと変わっていないでしょう。変わってなければ何でこれを入れるのかと。だからそのところ、財政当局の方がはっきりしますかね、財政当局で説明していただくか。

○財政課長（木見田洋一君） 基準内繰入れの考え方についてお答えさせていただきます。

まず、基準内繰入れと申しまして、あくまでも実績に応じた金額について基準内繰入れと認められているものでありまして、当然不用額が出ました場合は、不用額については返していただくということになります。もともと人件費これまで平成29年度補正で出なかった理由といたしましては、先ほど市民環境部長も説明しましたが、従来国保会計に係る人件費については一般会計の方で支出しておりました。ただ、決算統計、いわゆる地方財政状況調査では、基本的には決算上は一般会計から出しておりましたが、決算統計上は国保会計へ一旦かかった分だけ繰り出したという形で報告しております。決算統計ですので、あくまで公的には分かりづらい部

分がありましたので、そういった意味も含めまして平成30年度から予算決算として国保に係る人件費がいくら掛かるかということを明確にするために、平成30年度から人件費を組み替えまして今回その決算というところで、先ほど申しましたように、掛かった分以外の不用額について戻入れを行っていただいているところです。

○12番（五嶋映司君） 基準内繰入れは、今課長がおっしゃった説明でもいいですけども、基準内繰入れの仕方が変わったわけではないですよ。ということは国保には人件費は基準内繰入れで国保に入れなさいと、入れなさいというんですか入れてもいいですよということになっている。ずっと今まで国保運営の中で人件費を返したことは今までなかった。初めてですよ今回。初めてじゃないかという気がするんですけど違うんですか。前年はやっていないね。私の知っている範囲ではやっていない。ずっと前はやったかもしれないけれど、私が議員になってやっているところの中では記憶にありません。知っているはずだと言われたらそうかもしれませんけれども。だからそういう意味では、国保運営が厳しいときに、是非国保のこの基準内繰入れはこういう形の決算の仕方をしなくて、国保にどれだけ運営費が掛かるかというのは、それはもう分かるわけだから。そういう理由ではなくて、国保で出た黒字に対しては、しっかり国保の基金の方に支出してほしいということをお願いしたいと思います。だから、今答弁いただいた中では納得できないというか、おいおい、それはだけど何で今年からやったかという理由がはっきりしない。その基準内繰入れの方式が変わったとか県に移管したためにうんぬんとか、その施行規則が変わったとか何とかっていうなら別だけど、そんなことはないように思いますので、是非後でもいいですから、また執行部とは議論をしたいと思います。一応、回数ですから終わりにします。

○総務部長（成松英隆君） ただいま五嶋議員が人件費は今まで戻したことがないとおっしゃいましたが、人件費はもともと国保には組んでおりませんでした。決算統計上、一般会計で埋めたものを国保に組んだものとしてやったのを、これをやはり会計は会計として1つ独立ですから、事務費と保険の部門を切り分けてお金を入れているわけです。当然事務費というのは掛かっただけが必要分ですよ、先ほど財政課長が申しましたとおり。ですから、この余った事務費分は返していただくというところのルール付けをしたということです。ですから、決算上これまでと変わるところはございませんし、それをまたその金額を入れるという方が、これまでのやってきたやつとは違う方じゃないかと我々は考えております。

○議長（長谷誠一君） これで議案第87号の質疑を終結します。

————○————

日程第25 議案第88号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1

号)

日程第26 議案第89号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(長谷誠一君) 日程第25、議案第88号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び日程第26、議案第89号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第27 議案第90号 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(長谷誠一君) 日程第27、議案第90号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。15番、渡邊裕生君の発言を許します。

本日、渡邊議員から体調不良のため、自席での質疑の申出がっております。

○15番(渡邊裕生君) ありがとうございます。ちょっと足元がふらつきますので、大変申し訳ありません。自席での質疑にさせていただきたいと思います。

それでは、ただいま議題になっております、議案第90号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)について質疑を行います。実は決算書とリンクしている部分がありますので、決算と今回の補正と合わせて、実は頭の中で考えていた部分がありますが、基本的にはこうやって分けてお尋ねをしなければならないというふうに思いましたので、ちょっと飛ぶかもしれませんが、一応質疑をさせていただきます。

補正予算書の307ページ、一番最後なんですけど、ここに基金積立金と諸支出金と繰出金3つあります。介護給付準備基金1億8,009万1千円ですね。これが決算書でいきますと710ページの実質収支額3億1,242万5千円の中から今回の補正で積み立てられるという流れになっているかと思います。要するに前年度、決算で出てきた剰余金が今回の補正で積立金だったり、国庫への返還金だったり、一般会計の繰出金というふうになると理解をしております。

まず1つ目の質疑なんですけど、この介護給付費準備基金、決算書では1億2千万円ほどがそれは平成29年度からの分なんですけど積み立てられることになってます。そして今回の補正で1億8千万円がさらに積み立てられるという話で、結局介護保険の準備基金はこの1億8千万円を入れるとトータルで幾らになるのかをお尋ねしたいと思います。

それと、先ほど五嶋議員の説明でありましたので、同じことになるんですが、繰出金、介護給付費決算剰余金繰出金が4,500万円、事務費繰出しと合わせてですね。この中身については先ほど答弁がありました。この額がどうやって決まるのか。要するに剰余金に対して、繰出金が9月補正で確定するということの金額の意味。何でこの4,500万円になるのですかというのを、改めてもう1回お尋ねをしておきたいと思います。あとは決算の方でまた質問するかと思いますので、補正予算についてはまずこの2つをお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 若干、決算の部分にも触れるかと思いますがけれどもよろしくをお願いします。

平成30年度の介護保険特別会計決算において、平成29年度の介護保険特別会計決算繰越金2億7,400万円のうち、過年度分国庫返還金で1億2,500万円、市負担分の精算繰出金として2,800万円、残りの剰余金約1億2,000万円を基金に積み立てております。また、令和元年度介護保険特別補正予算第1号においては、平成30年度の介護保険特別会計の繰越金約3億1,200万円から国庫精算返還予定金として約9,100万円、市負担分の精算繰出予定額として4,500万円、これらを差し引いた約1億8,000万円を基金に積み立てる予定でございます。決算については平成29年度の確定額、補正予算については平成30年度の予定額となります。

このことにより、介護給付費準備基金積立金の総額は、約6億5,700万円ほどとなる予定でございます。

第7期計画の途中である今年度は、10月に消費税増税に伴う介護報酬の改定を控えておりますので、第7期までに発生した積立金の用途については、今後の給付費の推移を踏まえつつ、第8期計画策定の際に反映させていく予定としております。

それと、繰出金のことですね。介護保険特別会計の歳入については、主に第1号保険料、国庫の負担金・交付金、第2号保険料の支払基金交付金、県の負担金・交付金・補助金、市の繰入金及び繰越金であります。

歳出につきましては、主に総務費、保険給付費、地域支援事業費になりますが、歳入額から歳出額を差し引いた単年度の繰越額から法定負担割合に応じて国・県・市へ精算を行います。

保険給付費等の市の法定負担割合はおおむね12.5%ですので、その割合分を精算額として、残りの額を一般会計に戻し入れております。

○15番（渡邊裕生君） 繰出金の方は先ほど言われましたように、12.5%という決まりの中で本会計の方に戻すということで、それは十分理解できました。あとちょっと驚きなんです、その準備基金が6億5,700万円も積まれることになる

と。今まで介護保険の基金がこれほど多くなったことはないんじゃないかというふうに思っておりますが、第8期で非常に心強い6億5,700万円だろうと思います。このことは十分踏まえながら第8期の計画を立てていただかなければ、今後また来年も、おそらく余剰金は第7期の3年間でかなりの余剰金が出ることになりはしないかというふうに思います。ですから、まださらにこれは増えるだろうというふうに私は思っているんですが、これだけ基金を積み立てて、第8期の計画でさらに値上げということになると、ちょっとまたいろいろ問題が出てくるんじゃないかなと思いますので、十分配慮の上第8期の計画を立てていただきたいと思います。

さらに、この3つ基金積立金と償還金と繰出金、ここの307ページのこの3つを足しますと、3億1,903万8千円になるんですね。その前年度の決算の実質収支額は、3億1,242万5千円と700万円弱、650万円近くがちょっと合わないというか、私はてっきりこの前年度の余ったお金がこの3つできっちり振り分けられたんだろうなと思っていたんですね。でも実際これ足して引くと、650万円ぐらい多いというふうになっています。このことの説明をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 御指摘のように、3つの費用を足せば繰越額より若干上回るような形になるかと思います。負担割合が介護給付費の場合は12.5%、それと事務費の場合は100%でございます。それと地域支援事業の介護予防等の事業が12.5%、それと地域支援事業の包括的事業の負担割合が19.25%、低所得者保険料の軽減は補助事業ですので25%となりますので、その辺で若干ずれが出てくると思います。

○15番（渡邊裕生君） 今の説明でお答えになる、どうずれたのかというか、結局その650万円ちょっとオーバーしていますよというところが、今数字的にはどうですか、分かりますか、もし分からなければもう後でお聞きしますけれど、今12.5%とか25%とかいろいろパーセンテージで少しずつ変わって、完璧にその12.5%ではないというところの話は理解できたんですが、それが結局650万円近くがオーバーしているということの説明にはなっていないような、なっていないと言うと失礼ですね、よく私は分からなかったんですね。結果何で650万円もオーバーする、じゃあ650万円オーバーした分はどうなるんですか。要するに昨年の剰余金は3億1,240万円程度ですね。実際650万円もオーバーしている分は、その650万円オーバーした分は、どこから持ってきてこの650万円オーバーになっているんですかという話なんですね。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今、事業をやっている途中でございますので、若干のずれはあるかと思います。歳入歳出の差額分がこの支出分のところにしわ寄せがき

ているというような形になっているかと思います。実際令和元年度の決算の際にはある程度近い数字になってくるものと思います。

○15番（渡邊裕生君） 来年の決算でこの数字がきっちり合えば、それで良しとおきたいと思いますので、以上で終わります。

○議長（長谷誠一君） これで議案第90号の質疑を終結します。

-----○-----

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第28 | 議案第91号 | 令和元年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第29 | 議案第92号 | 工事請負契約の締結について（不知火小学校校舎新築工事） |
| 日程第30 | 議案第93号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火防災拠点センター新築工事） |
| 日程第31 | 議案第94号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事） |
| 日程第32 | 議案第95号 | 財産の取得についての議決の一部変更について（小学校情報教育システム） |
| 日程第33 | 議案第96号 | 財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器） |
| 日程第34 | 議案第97号 | 権利の放棄について（市営住宅の家賃等） |
| 日程第35 | 議案第98号 | 指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター） |
| 日程第36 | 議案第99号 | 指定管理者の指定について（宇城市三角西港観光施設） |
| 日程第37 | 議案第100号 | 指定管理者の指定について（戸馳花の学校） |
| 日程第38 | 議案第101号 | 指定管理者の指定について（宇城市アグリパーク豊野） |
| 日程第39 | 議案第102号 | 指定管理者の指定について（宇城市農林水産物直売交流施設他） |
| 日程第40 | 議案第103号 | 指定管理者の指定について（宇城市農産物処理加工センター） |
| 日程第41 | 議案第104号 | 新たに生じた土地の確認について |
| 日程第42 | 議案第105号 | 字の区域の変更について |

○議長（長谷誠一君） 日程第28、議案第91号令和元年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）から、日程第42、議案第105号字の区域の変更についてまでを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第 71 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてから、議案第 105 号字の区域の変更についてまでにつきましては、お手元に配布しております令和元年第 3 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 43 議案第 106 号 和解の成立について

日程第 44 議案第 107 号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）

日程第 45 議案第 108 号 財産の取得について（消防団活動服）

○議長（長谷誠一君） 日程第 43、議案第 106 号和解の成立についてから、日程第 45、議案第 108 号財産の取得について（消防団活動服）までを議題とします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 令和元年第 3 回市議会定例会では大変お世話になっています。

今回追加提出しますのは、議案としましてその他の案件で和解の成立 1 件、工事請負契約の締結 1 件、財産の取得 1 件合計 3 件をお願いするものであります。詳細につきましては後ほど関係部長が説明いたします。このうち和解の成立につきましては、先議をお願いします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○教育部長（吉田勝広君） 議案第 106 号和解の成立について詳細説明を申し上げます。追加議案集の 2 ページ 3 ページ、それから追加議案説明資料は 2 ページをお願いいたします。

本件につきましては、平成 30 年 9 月定例会において議決された、旧宇城市三角地区生涯学習センター敷地内の個人名義の土地を時効取得するための訴えの提起に係る和解でございます。平成 30 年 11 月 1 日付で訴えを提起しておりましたが、その内容としましては、市が相手方に対して旧宇城市三角地区生涯学習センター敷地内の 2 筆の土地について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続きをするように求めるものでございました。今回の和解の成立につきましては、期日において裁判官から数回にわたり和解の勧告があったため、これに応じるものであります。

続きまして、和解の内容について説明いたします。議案の第 4 項和解条項をご覧いただきたいと思います。第 1 号から第 5 号までに記載のとおり、市が相手方に解

決金として３５０万円を支払い、相手方が本件土地２筆について時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを行い、これら以外にこの件に関して何ら債権、債務がないことを確認する内容となっております。

以上について、和解を成立させるためには、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき議会の議決を経る必要があるため、本議案を提出するものです。また、次回の裁判が９月１７日に開催され、和解の議決を裁判所に提出することにより熊本地方裁判所から和解調書が出されるため、今回先議をお願いするものでございます。

以上で詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第１０６号の詳細説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第１０６号は先議の申出がっておりますので、採決まで行います。

これから議案第１０６号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○２０番（中山弘幸君） 和解は和解でいいとしまして、１点だけお尋ねします。弁護士の弁護士費用、この取扱いはどうなりますか。

○教育部長（吉田勝広君） 弁護士の費用でございますが、着手金及び成功報酬ということでお支払いするような形になります。ちなみにその総額につきましては、２５万８千円ほど予定しているところでございます。

○２０番（中山弘幸君） 当然規定に基づいた成功報酬が支払われると思いますけれども、今回の市が和解金を払うということは、それだけ宇城市が成功報酬の根拠が変わってくるのではないかと思いますけれども、その点はいかがですか。

○教育部長（吉田勝広君） 着手金並びに成功報酬につきましては、弁護士との契約請求によりお支払いするような形になります。着手金につきましては、１０４万６千円ということで、また成功報酬につきましては、今１５１万２千円ほど予定をしているところでございます。

○２０番（中山弘幸君） それはその土地の評価に対するパーセンテージだったと思いますけれども、今回その和解金を宇城市が支払いますけれども、その点は成功報酬とは全く関係ないわけですか。

○教育部長（吉田勝広君） 今回お支払いをする成功報酬でございますけれども、成功報酬につきましては、弁護士費用の旧弁護士報酬会則に則った額を弁護士が請求されますので、その額を支払っております。着手金でございますけれども、支払いの経済的利益が３００万円までの部分が８％、報酬が１６％となっており３００万円を超える部分は着手金が５％、報酬が１０％となっており、それぞれを計算します

と着手金が92万5,000円に消費税という形になります。それと報酬の方でございますが、今申し上げましたとおり、報酬が経済的利益の300万円までの部分が16%となっておりまして、それから超える分につきましては、報酬が10%でございます。これを計算いたしますと消費税を含めて151万2,000円というような状況でございます。

○市長（守田憲史君） 裁判の内容の中で相手方が要求してきた金額は、仮に1,500万円だとしますと今回350万円で話がつきましたので、1,500万円引く350万円の値の15%か20%が成功報酬という弁護士の計算方法でございます。

○20番（中山弘幸君） 3回目ですがちょっと意見を。

○議長（長谷誠一君） もう3回来ています。

○20番（中山弘幸君） 答弁は求めませんから。

○議長（長谷誠一君） はい、どうぞ。

○20番（中山弘幸君） 確か私の記憶が間違っていたら申し訳ありませんが、たぶんあのときの裁判は、弁護士の成功報酬は、宇城市が取得する土地に対するその価値に対する成功報酬の額だったと私は記憶しておりますけれども、いいです、ちょっとまた後で確認します。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第106号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第106号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第106号和解の成立についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第106号は、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１０６号は可決しました。

これから議案第１０７号工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第１０７号工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）について説明したいと思います。議案集は４ページです。説明資料は３ページから５ページになります。

今回、防災行政無線デジタル化整備工事（不知火地区）に係る工事請負契約につきましては、令和元年８月２３日契約の相手方と仮契約を締結させていただいております。契約の内容は、工事名、防災行政無線デジタル化整備工事（不知火地区）、工事場所、宇城市不知火地内。契約金額、２億２,２０９万円税込みでございます。契約の相手方、熊本市中央区水道町８番６号、日本電気株式会社熊本支店、支店長木村雅晴。工事の概要は、親局の設備の更新が１台でございます。それと屋外拡声子局設備更新２６台、再送信局設備用新設１台、戸別受信機設備を３００台予定しております。宇城市の防災行政無線は、日本電気株式会社独自の設計製品でございます。日本電気株式会社独自の電気信号等を使用されていることから、既設以外のメーカーでは工事を行うことが困難でございます。さらに既設以外の事業者と契約をした場合、システムの保証ができなくなる可能性につながり、十分な情報伝達が行われなくなる可能性があるため、当社との随意契約とするものでございます。

今回は、予定価格が２億３,０９９万１００円に対しまして、落札率は先ほど申しました額で９６．１５％ということになっております。

以上で説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第１０７号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第１０７号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第１０８号財産の取得について（消防団活動服）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 続きまして、議案第１０８号財産の取得について（消防団活動服）の詳細説明を申し上げます。議案集は５ページ、説明資料は６ページになります。

今回、消防団活動服物品購入は、消防団一般団員に対しまして活動服の購入を行うものであります。令和元年９月４日に、相手方と仮契約を締結しております。本

契約で取得する財産は、取得の目的、消防用。品名及び数量、消防団活動服 1,300 着です。取得金額 13,436,280 円税込みです。契約の相手方、熊本市中央区神水 2 丁目 6 番 7 号、野々村ポンプ株式会社、代表取締役湯本淳二。本事業は市消防団員に対して新基準活動服を購入するものであり、既に導入しています班長以上の幹部を除く一般団員に対して、活動服を支給するものでございます。購入数量は先ほど申しましたとおり 1,300 着を予定しております。

今回、予定価格が 24,824,800 円で行いました。落札率が 54.12% でございます。

以上、議案第 108 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 108 号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第 108 号に対する質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

議案第 107 号工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事（不知火地区））及び議案第 108 号財産の取得について（消防団活動服）は、総務文教常任委員会に審査を付託します。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 08 分

再開 午後 2 時 20 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

-----○-----

日程第 46 認定第 1 号 平成 30 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（長谷誠一君） 日程第 46、認定第 1 号平成 30 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。12 番、五嶋映司君の発言を許します。

○12 番（五嶋映司君） 12 番、日本共産党の五嶋です。ただいま議題になっております認定第 1 号平成 30 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

ページ 23 ページ、款 9 地方特例交付金についてその意味と、当初予算が約 4 割

以上も増えています。その説明をお願いしたいと思います。

次に、そのページのすぐ下の項、款 10 地方交付税の金額が確定しておりますが、財政計画が一時は盛んに出てきましたが、このところ財政計画はほとんど見かけません。一本算定に対する当時されていた財政計画との関係はどうなっているのかを御説明いただきたい。

ページ 30、款 14 国庫支出金が、当初予算比で 82%と低くなっていることについても説明をお願いしたい。

ページ 36、款 15 県支出金が、当初予算比に比べると 167%と非常に大きな金額が上がっています。このことについても説明をお願いしたい。

次に歳出、ページ 94、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 8 の防犯対策費、節 15 の工事請負費の不用額が 810 万円となっています。これは防犯灯の予算です。防犯灯については要望がたくさん出てきているのに、810 万円も予算を残すのはもったいないような気がします。どういう事情でこういうことになったのかを御説明いただきたい。

ページ 104、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 18 の熊本地震復興基金事業、これも当初予算額が 1 億 9,000 万円に対して 9,300 万円。これは申請方式ですからそういうこともあるのかと思いますが、半分になるというのはちょっと異常なような気がします。このことに関しても説明をお願いしたいと思います。

再質問は、質問席から行います。

○総務部長（成松英隆君） まず、最初の款 9 地方特例交付金。この地方特例交付金というのは、平成 11 年に創設された制度でございます。内容は、長期にわたる景気低迷対策の一環として打ち出された恒久的減税で生じる地方税減収額の一部を補填するために創設された交付金でございます。個人住民税における住宅借入金特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税の実施に伴い、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として交付されるものでございます。

当初予算では、前年度までの交付実績が、予算編成時期に公表されている国の地方財政対策などの増減率等を総合的に勘案して予算計上をしておりますが、平成 30 年 7 月の交付決定において当初予算比 41.8%増、対前年度比 25.2%増の 3,432 万 1 千円という結果になったということでございます。これは、1 つは熊本地震からの建替えや消費税増税前の新築等の増加が、増加の要因として考えられるのではないかなと考えております。

2 題目に行きたいと思います。地方交付税の一本算定に対する当時の財政計画との比較はということで、5 町合併に伴いまして、普通交付税一本算定への移向に係る交付額の段階的縮減における実際の交付額と、当初の財政計画において見込んで

いた交付額との差について説明いたします。

交付税の段階的縮減が始まる前に作成しました財政計画においては、縮減が始まる平成27年度の交付額は、99億7,700万円余の見込額に対し、実際の交付額は102億5,900万円余、見込みよりも2億8,200万円余交付額が多くなっています。平成28年度についても、計画額94億9,300万円余に対しまして、交付額97億1,600万円余で、2億2,200万円余の差、平成29年度計画額90億6,000万円余に対して、交付額93億7,500万円余で、3億1,400万円余の差、平成30年度計画額86億4,700万円余に対して、交付額90億1,200万円余で、3億6,400万円余の差と、計画額より各年度2億円から4億円弱程度の多い交付額となっております。

これは、合併してもある程度は支所機能は必要であると、交付税制度において合併市町村の実情を勘案し、一本算定上での支所経費の上乗せがあったことが主な原因でございまして、また、合併特例債の償還分の交付税算入も増加要因の1つとなっております。

続きまして、款14国庫支出金が当初比82%増となった意味ですけれども、御質問の款14国庫支出金の当初予算合計額である54億2,239万9,000円に対して、収入済額は50億878万3,984円となっており、当初予算比で見れば92.4%となります。

ただし、補正予算及び前年度からの繰越財源充当額を含むと70億4,772万3,000円の予算現額となっております。

この予算現額に対します収入済額の収入率を見ますと71.1%の収入率ということになり、金額で申しますと、予算現額に対しまして約20億円の差額となっております。

ただし、このうち歳出予算の繰越に併せて、その財源となる防災拠点センター整備、事業費で34億2,400万円、これらなどに対する都市防災総合推進事業交付金をはじめとするその他国庫支出金約19億円も、翌年度へ未収入特定財源として繰り越しておりますので、この額を除きますとほぼ予算どおりの執行となっております。

続きまして、款15県支出金でございます。款15県支出金の当初予算合計額29億511万3,000円に対しまして、収入済額48億6,491万718円が当初予算比で見れば167%となっているということでございます。

先ほど説明しました国庫支出金と同様に、当初予算額に補正予算及び前年度からの繰越財源充当額を含みますと、74億5,956万6,219円の予算現額となります。

この予算現額に対します収入済額の収入率で見ますと65.2%の収入率でございます。金額でいいますと、予算現額に対しまして約26億円の差額になります。このうち、国庫支出金と同様、歳出予算の繰越しに合わせて、その財源となる約20億円を翌年度へ未収入特定財源として繰り越しますので、これを除きますと、約6億円の歳入が欠如することとなりますが、この主な要因としましては、繰越明許費、及び事故繰越として繰り越した災害公営住宅整備事業費補助金が約5億円を占めております。

繰越予算については、繰り越した後での補正減額はできませんので、繰り越した予算に対する事業の執行残は、そのまま不用額となってしまっています。

事業費の減少によるものとなりますので、歳入のみならず、歳出も同様でございます。歳出の方でも不用額が生じております。本議会で配布しております、平成30年度決算に関する付属資料において、不用額の状況を記載しております。本年度新たに繰越事業に係る分のみを抜粋しました。こちらでいいますと31ページの下段に下から3番目と下から2番目に、この災害公営住宅建設事業費が不用額として書いてあります。こちらで確認していただければと思います。

続きまして、歳出でございます。防犯対策の節15工事請負費の不用額810万円でございます。不用額8,104,329円の内訳は、防犯灯設置工事費が11,352円、防犯カメラ設置工事費が864,679円、行政区管理防犯灯LED交換工事が7,228,298円でございます。

まず、防犯カメラ設置工事費の不用額でございますが、2基設置予定のうち1基だけ設置して残りが設置できなかったものです。設置場所は、毎年度宇城警察署と協議を行いながらやっておりましたが、協議が遅くなりまして、場所の決定に至らなくこのような不用額が残ってしまったものです。

今後は、次年度予算要求時までには場所を決定して、その分予算を計上するように行っていきたいと考えております。

次に、行政区管理防犯灯LED交換工事の不用額でございますが、3月補正予算編成時までに変更契約ができなかったこと、また入札残で行う予定でございました一部商店街に設置されています防犯灯のLED交換工事を、商店街から地元行政区へ移管調整しておりましたが、時間を要しまして発注できなかったものでございます。

それと要望があるのに、何で予算を残すのかという点に関しましては、事業要望というのは各地区が防犯灯を付けられまして、それに10分の4の範囲で補助金という形で支出しておりますので、別途節が違いますので、その点は御承知おきいただきたいと思います。

続きまして、款２総務費、項１総務管理費、目１８熊本地震復興基金事業費で不用額が半分も出た理由ということでございますが、こちらは、県の平成２８年熊本地震復興基金交付金を活用しまして、被災者の方々へのきめ細やかなニーズや生活再建及び地域の再生に対応するため、各部局において実施する支援事業を集約した予算科目となります。

このため、予算執行についても複数の部局にまたがっております。御指摘がありましたように、当初予算として３億６,７１２万円、予算現額では３億３,９６３万３,０００円の予算に対して、支出済額は１億９,３７６万４,９３６円となり、執行率は当初予算に対しては５２.８％、予算現額に対しては５７.１％となっております。

このうち、翌年度への繰越明許費として５,２００万円を計上していますので、不用額としては９,３８６万８,０６４円となります。この不用額の大きな要因は、被災者等が施工する宅地の復旧工事等に要する経費の一部を支援する被災宅地復旧支援事業補助金で６,７６０万３,０００円でございます。もう一つが、住居被災による応急的な仮住まいから転居費用などを定額で支援する住まい再建支援事業補助金で１,７６６万７,０００円の不用額が生じたことによるものでございます。こちら先ほど申しました決算に関する付属資料の１６ページの一番上の段に細かく書いてございますので、そちらの方で御確認いただきたいと思います。

いずれの事業につきましても、被災者の申請に基づくものであり、申請の時期や件数、また被害額など執行見込み額を把握することが困難なため、不用額が大きくなったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

- １２番（五嶋映司君）　ほぼ概略は理解をいたしました。交付税の一本算定を想定しての財政計画との違いは、おっしゃるように消防費だとか支所経費だとかというのは減額しないよということで、交付税が一部減らなくなったということの効果というのは理解をしています。ただし、私が今ここに持っているのが、平成２９年度以降分析表、たぶんこの計画は、平成２６年に出されたものだと思うんです。平成２６年となると、その後震災その他がありましたからいろいろあったと思いますが、最初の日野議員からの質問もありましたが、財政計画の中でいきますと、例えば交付税の問題はそんなに差は小さくなくて、当初予想していたよりもうんと楽だったというか、それに代わって災害なんかあって、いわゆる国の交付金事業その他をたくさんやっていますから、ないしは特例債なんかを使ってやっていますからその分の充当の交付金が増えてきているという部分があるんですけれども、いわゆる基金は予定よりもかなり大きく増えているんです、財政計画に比べると。これちょ

つと言いますと、財政計画でいくと、仮に平成30年度この予算末ですね、このときの財政計画でいくと基金残高は39億円の予定なんですよ。ところが、今回平成30年度の財政調整基金だけが86億円残る。これは、特にそれとやってきた地域振興資金、これももう特例債を使って増やしましたからね。だから、これが本当は平成30年度1億6,900万円なのに38億9,000万円、約40億円近くある。だからこのことを含めても今聞きたかったのは、そのことも含めて財政計画をしっかりとつくりたくないといけないんじゃないかと。でないと、こんな予算が増えてきたのに何に使うんだというような問題があるから、是非もう何年ですか、6年近く。この当時、財政計画は半年に1回ぐらい出て来ている。出るときはね。1年ぐらい何でそんなに財政計画をちょろちょろ変えるんだというのは話がありました。金が大変なときは、確かそういうことをやっていたんでしょうけど、それと、その当時は赤字団体に転落しないかというような心配が多少はありましたので、そういうことをやったんだろうと思いますが、そういうことも含めて財政計画をしっかりとつくるつもりはあるのかどうか、今度の決算を踏まえて。その辺を伺っておきたいのが1つ。

あとは、歳出の防犯灯のやつですね。これはLEDがうまくいかなかったという、予算が余ったという話ですけれども、これは流用ができるものだから補助金で出すと言っているけど、防犯灯の要望は非常に大きいんですね。だから防犯灯の整備を是非進めていただくような方策ができなかったのかという疑問が、今補助金で出してあるからうんぬんという説明がありますが、執行部の考え方ひとつによっては流用して、そんなこともできる可能性はなかったのか。その2点だけをまず伺ってみたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 財政計画は、今年度中に策定の予定でありますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

それと、防犯灯、五嶋議員おっしゃるとおりでございます。ちょっと防犯灯の補助金の方の締めを予算に合わせてしまったものですからいけなかったという点は、重々反省しておりますので、今後は市民サービスの向上を目指して頑張っていきたいと思います。

○12番（五嶋映司君） ありがとうございます。ちょっと整理しきれなくて歳入だけしかできませんでしたが、是非予算決算のときには、前後の関係が議員でも今の予算がどのくらいになっているか、この決算がどういう宇城市の中では、発展の中ではどうなっているのかというのが読めるような提起の仕方をしていただくと非常にありがたい。だから是非そのことも含めてお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで認定第1号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第47 認定第2号 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第48 認定第3号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（長谷誠一君） 日程第47、認定第2号平成30年度宇城市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算の認定について及び日程第48、認定第3号平成30年度宇城市
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めま
す。

—————○—————

日程第49 認定第4号 平成30年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（長谷誠一君） 日程第49、認定第4号平成30年度宇城市介護保険特別会計
歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。15番、渡邊裕
生君の発言を許します。先ほど申出がっておりますので、自席でよろしいです。

○15番（渡邊裕生君） 自席で行わせていただきます。ありがとうございます。

それでは、ただいま議題になっております認定第4号平成30年度宇城市介護保
険特別会計歳入歳出決算の認定について、大きく2つ質問をさせていただきたいと
思います。

まず第1点、決算書の724ページ、725ページの目2の介護サービス等給付
費が、当初予算では約58億3,800万円だったものを2億2,000万円減額補
正し56億1,800万円としたにもかかわらず、支出済額は53億7,900万円
となっており2億3,900万円の不用額を出しています。当初予算から比較する
と、4億6,000万円も下回る結果となっておりますが、3月議会で予測値とのか
い離があったということはお認めになったわけですが、具体的に介護給付の現状は
どうだったのか、この点について説明をしていただければと思います。

続きまして、決算書の716ページ。歳入の方の繰入金、項2の基金繰入金です。
5,000万円が一応予算としては上げてあります。しかし、その同じところの7
17ページの収入済額はゼロというふうになっております。この扱いなんですが、
歳出の729ページ、もう最後のところなんですが、予備費で5,000万円上げ
てあります。不用額のところに5,000万円が載っております。その基金繰入金

の5,000万円の扱いが、どういうふうはこの1年間の中で行われたのかなと。先ほど申しましたように、大きく要するに余剰金が出ているという中で、予備費を5,000万円当初では上げて、結局最後の最後までそのままにしておいて不用額で5,000万円出ていると。この5,000万円はもともと基金ですので、基金に戻されたんだろうなと私は思うんですが、そこら辺がよく分からない。不用額の合計欄は3億7,241万9,000円になっております。実際の余剰金は先ほど来言っておりますが、3億1,242万5,000円なんですね。だから不用額の合計約3億7,200万円からこの5,000万円を引くと3億2,000万円ぐらいになるんですけど、結局この5,000万円の扱いについて説明をしていただければというふうに、以上2点お尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、不用額の内容についてお答えいたします。

平成30年度の介護保険特別会計決算において、歳出の保険給付費では、予算額61億7,400万円に対して、執行率95.5%の58億9,800万円、額にして2億7,600万円の不用額が発生しております。

その主なものが、介護サービス等給付費で2億3,900万円ございまして、熊本地震後に増加していた要介護以上の介護サービス利用者数が、震災から2年を経過して落ち着きを見せ始めたことが要因の1つではないかと予測しております。補正の段階で減額はしておりますけれども、予想以上に支出の方が抑えられたという利用者の方が伸びなかったということで理解をしております。

それと介護給付費の準備基金繰入金ですけれども、介護保険特別会計の歳入における介護給付費準備基金繰入金は、歳出の予備費に充当をしているところです。情勢等の急激な変化により、歳出予算額で賄えない場合に備えて、歳出項目の予備費として確保しております。予算編成上、財源として準備基金を充てることにしております。

平成30年度は、予備費執行がなかったため、基金の繰入れは行っておらず、補正予算による減額も行っていないところでございます。

なお、基金ですけれども、予算には計上しておりますけれども、取崩し自体はしておりませんので基金にそのまま残っているというような形になります。

○15番（渡邊裕生君） まず第1点の保険給付費の内容については、もう少しできたら今お手持ちでどうでしょうか、数字とかがあるのかな。その経年変化、例えば平成27年、平成28年、平成29年というこの流れの中で、要介護の認定者数が何人だったのか。それでこれくらい掛かりましたと。先ほど地震による落ち着きとかおっしゃいましたけれども、基本的に要介護認定というのは、毎年、認定者に対する給付額ですから、数字というのははっきりしていると思うんですよね。だからそ

の地震の関係で、要介護の認定者数が増えたり減ったりというのは、私はちょっとピンとこない。特に要介護3以上の人しか今施設入居は認められていませんから、その辺の部分のいわば経費というのが、ほぼ主なものを占めるんじゃないかなというふうに思っています。ですから認定者数の変化とこの支出額との関係、変化が分かればとは思っていたんですが、今どうでしょう、那須部長、資料を持っていってしゃいますか。もしなかったら、もう今日はそれはやめにしておきたいと思いますが。

それと、先ほどの予備費の5,000万円なんですが、2月議会で結局減額の補正をかけられているんですね。介護給付サービス費で減額をされている。要するにお金はもう余ったんだというのが早い時点で分かっているのに、その予備費を最後の最後までそのままにされているというのは、普通だったら途中で、もうこれいいから減額補正して元に戻しておこうみたいな処理をされるんじゃないかなというふうに思っているが、結局この辺がそのまま最後までなっているというのは、非常に私たちからするなら、ちょっと何かよく分からない話かなと。要するに現実に対応されていない。予備費は予備費でしたから、そのままですという話でいいのかなどうなのかなというのが、ちょっと私はぴんとこないという話なんですが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 人数は、はっきりとした数字は持っておりませんが、熊本地震から比べますと若干人数が減っているというような状況でございます。

それと基金の部分ですけども、急な支出の場合に備えてしているものでございます。執行率が95.5%ということで、ひと月の支出が4億円から5億円の間にぐらになります。その辺の予備として備えているものでございます。

○15番（渡邊裕生君） 今、那須部長の御言葉で数字は分かりませんが若干減っていると。要するにいい意味で捉えれば、介護予防とかこの介護に関してみんなが頑張ったから、介護認定者数が減ったと、いい話ですよ。それが、結局計画書では右肩上がりでどんどんどんどん積み上げられていって、予算額がどんどん大きくなって、結果このかい離が生じているという、そういう現実がある。しっかりとやはり現実を見据えた中での予算措置というのが必要ではないかなと改めて思いました。以後是非御検討いただきたいと思います。その予備費については、あえて事細かく言う話でもないかもしれませんが、現実に応じた補正なりなんなりが、私はかけられていくべきだろうと思っていましたのでお尋ねしたまでです。とりあえず、以上終わります。

○議長（長谷誠一君） これで認定第4号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第５０ 認定第５号 平成３０年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第５１ 認定第６号 平成３０年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第５２ 認定第７号 平成３０年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第５３ 認定第８号 平成３０年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第５４ 認定第９号 平成３０年度宇城市民病院事業会計決算の認定について

○議長（長谷誠一君） 日程第５０、認定第５号平成３０年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第５４、認定第９号平成３０年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてまでを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第５５ 決算審査特別委員会の設置について

○議長（長谷誠一君） 日程第５５、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。認定第１号平成３０年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第９号平成３０年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてまでについては、宇城市議会委員会条例第６条及び会議規則第３６条第１項の規定に基づき、２０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第９８条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第１号から認定第９号までについては、２０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第９８条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ここで名簿を配布させますのでしばらくお待ち願います。

（名簿配布）

○議長（長谷誠一君） ただいま、決算審査特別委員会が設置されましたので、特別委員の選任については委員会条例第８条第１項の規定によって、お手元にお配りいたしましたとおり、私議長並びに議会選出監査委員の１１番園田幸雄君を除く２０人を指名します。

-----○-----

日程第 5 6 請願第 1 号 宇城市営テニスコート建設に関する請願

○議長（長谷誠一君） 日程第 5 6、請願第 1 号宇城市営テニスコート建設に関する請願を議題といたします。

事前に配布しております請願等文書表 1 ページのとおり、請願第 1 号は、総務文教常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 5 7 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第 5 7、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日 9 月 1 0 日から 9 月 2 4 日までは、各常任委員会及び決算審査特別委員会の審査並びに議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、9 月 1 0 日から 9 月 2 4 日までは休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 2 時 5 7 分

第 6 号

9 月 2 5 日 (水)

令和元年第 3 回宇城市議会定例会（第 6 号）

令和元年 9 月 2 5 日（水）

午前 1 0 時 0 0 分 開議

1 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 7 1 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 7 2 号 | 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 7 3 号 | 宇城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 7 4 号 | 宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 7 5 号 | 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 7 6 号 | 宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 7 号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7 8 号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 7 9 号 | 宇城市元気老人交流施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 8 0 号 | 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 1 号 | 宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 2 号 | 宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 3 号 | 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 1 4	議案第 8 4 号	国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 8 5 号	宇城市ふれあいイベント広場条例を廃止する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 8 6 号	宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 8 7 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 8	議案第 8 8 号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 9	議案第 8 9 号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 9 0 号	令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案第 9 1 号	令和元年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 2	議案第 9 2 号	工事請負契約の締結について（不知火小学校校舎新築工事）
日程第 2 3	議案第 9 3 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火防災拠点センター新築工事）
日程第 2 4	議案第 9 4 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）
日程第 2 5	議案第 9 5 号	財産の取得についての議決の一部変更について（小学校情報教育システム）
日程第 2 6	議案第 9 6 号	財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器）
日程第 2 7	議案第 9 7 号	権利の放棄について（市営住宅の家賃等）
日程第 2 8	議案第 9 8 号	指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）
日程第 2 9	議案第 9 9 号	指定管理者の指定について（宇城市三角西港観光施設）
日程第 3 0	議案第 1 0 0 号	指定管理者の指定について（戸馳花の学校）
日程第 3 1	議案第 1 0 1 号	指定管理者の指定について（宇城市アグリパーク豊野）
日程第 3 2	議案第 1 0 2 号	指定管理者の指定について（宇城市農林水産物直売交流施設他）
日程第 3 3	議案第 1 0 3 号	指定管理者の指定について（宇城市農産物処理加工センター）
日程第 3 4	議案第 1 0 4 号	新たに生じた土地の確認について
日程第 3 5	議案第 1 0 5 号	字の区域の変更について

日程第 3 6	議案第 1 0 7 号	工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）
日程第 3 7	議案第 1 0 8 号	財産の取得について（消防団活動服）
日程第 3 8	認定第 1 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 9	認定第 2 号	平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 0	認定第 3 号	平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 1	認定第 4 号	平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 2	認定第 5 号	平成 3 0 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 3	認定第 6 号	平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 4	認定第 7 号	平成 3 0 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第 4 5	認定第 8 号	平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第 4 6	認定第 9 号	平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計決算の認定について
日程第 4 7	発議第 3 号	原田祐作議員に対する厳重注意勧告決議について
日程第 4 8	請願第 1 号	宇城市営テニスコート建設に関する請願
日程第 4 9		議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第 5 0		各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	1 0 番 溝 見 友 一 君

11番 園田幸雄君
 13番 福田良二君
 15番 渡邊裕生君
 17番 長谷誠一君
 19番 豊田紀代美君
 21番 石川洋一君

12番 五嶋映司君
 14番 河野正明君
 16番 河野一郎君
 18番 入江学君
 20番 中山弘幸君
 22番 岡本泰章君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 西村光代君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 成松英隆君
企画部長 中村誠一君	市民環境部長 稼隆弘君
健康福祉部長 那須聡英君	経済部長 坂園昭年君
土木部長 成田正博君	教育部長 吉田勝広君
会計管理者 横山悦子君	総務部次長 天川竜治君
企画部次長 杉浦正秀君	市民環境部次長 松川弘幸君
健康福祉部次長 西岡澄浩君	経済部次長 黒崎達也君
土木部次長 梅本正直君	教育部次長 豊住章君
三角支所長 原田文章君	不知火支所長 濱口博隆君
小川支所長 篠塚孝教君	豊野支所長 園田郁夫君
市民病院事務長 伊藤博文君	農業委員会事務局長 白木太実男君
監査委員事務局長 山本裕子君	財政課長 木見田洋一君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 71 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 72 号 | 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 73 号 | 宇城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 74 号 | 宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 75 号 | 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 76 号 | 宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 77 号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 78 号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 79 号 | 宇城市元気老人交流施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 80 号 | 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 81 号 | 宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 82 号 | 宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 83 号 | 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 84 号 | 国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例の一部を |

		改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 85 号	宇城市ふれあいイベント広場条例を廃止する条例の制定について
日程第 16	議案第 86 号	宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定について
日程第 17	議案第 87 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 18	議案第 88 号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 19	議案第 89 号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 20	議案第 90 号	令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 21	議案第 91 号	令和元年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 22	議案第 92 号	工事請負契約の締結について（不知火小学校校舎新築工事）
日程第 23	議案第 93 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火防災拠点センター新築工事）
日程第 24	議案第 94 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）
日程第 25	議案第 95 号	財産の取得についての議決の一部変更について（小学校情報教育システム）
日程第 26	議案第 96 号	財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器）
日程第 27	議案第 97 号	権利の放棄について（市営住宅の家賃等）
日程第 28	議案第 98 号	指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）
日程第 29	議案第 99 号	指定管理者の指定について（宇城市三角西港観光施設）
日程第 30	議案第 100 号	指定管理者の指定について（戸馳花の学校）
日程第 31	議案第 101 号	指定管理者の指定について（宇城市アグリパーク豊野）
日程第 32	議案第 102 号	指定管理者の指定について（宇城市農林水産物直売交流施設他）
日程第 33	議案第 103 号	指定管理者の指定について（宇城市農産物処理加工センター）

日程第 3 4 議案第 1 0 4 号 新たに生じた土地の確認について

日程第 3 5 議案第 1 0 5 号 字の区域の変更について

日程第 3 6 議案第 1 0 7 号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）

日程第 3 7 議案第 1 0 8 号 財産の取得について（消防団活動服）

○議長（長谷誠一君） 日程第 1、議案第 7 1 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてから、日程第 3 7、議案第 1 0 8 号財産の取得について（消防団活動服）までを一括議題とします。

去る 9 月 9 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件 3 件、予算案件 2 件、その他案件 7 件、請願案件 1 件の合計 1 3 件の議案であります。委員会を 9 月 1 8 日に大委員会室において開催しました。委員会には説明員として関係部局長、次長、各支所長、関係課長並びに請願の紹介議員の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された、主なものを要約して申し上げます。

まず、議案第 7 2 号宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、委員から「変更される内容について」との質疑に対し、執行部から「非常勤職員に期末手当が付くようになり、年収がアップする。期末手当は、最終的には正規職員と同じ 2. 6 月分の支給となる」との答弁があり、委員より「それに伴う来年度の概算での見込みは」との質疑に対し、執行部から「本年度 4 月 1 日現在 3 1 1 人の非正規職員を雇用し、来年度 4 月 1 日は 3 1 0 人を予定しており、約 1 億 4 千万円増を見込んでいる」との答弁がありました。また、委員から「契約期間はどうか」との質疑に対し、執行部から「1 年間の任用期間で、事務職であれば 2 回更新可能で 3 年まで雇用ができ、4 年目以降も受験により空白期間なしで再度雇用できるようになる」との答弁があり、委員から「応募される方が増え、いい人材が増えるのではないかと思いますので、周知をしてほしい。また、試験 1 本での採用は弊害が出ていると思うので、何年も経験された優秀な非常勤職員を正規職員へとできる範囲で検討し、優秀な人材の確保に努めてほしい」との意見があり、執行部か

ら、「正規職員は地方公務員法により競争が原則となっており、職員として相応しい人材の方には採用試験を受験してほしいと思う」と答弁がありました。

次に、議案第 87 号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）の款 9 教育費、項 5 社会教育費、目 7 三角センター費、節 13 委託料の解体工事設計業務委託料 500 万円について、委員より「三角センター解体については、地元の反対意見があるがどのように考えているか」との質疑に対し、執行部から「建てられてから約 50 年経過し、耐用年数も過ぎている。構造的部分の大規模改修も行われておらず、2 階天井部分は一面にアスベストが入っている状況で、補助事業も終わってしまうということも考えると解体は必要だと考えている」との答弁があり、委員より「しっかり話し合いをする必要があるのではないかと。地域の方の寄りやすい場であることも理解し、何かいい方法がないか考えてほしい」との意見がありました。

次に、請願第 1 号宇城市営テニスコートの建設に関する請願について、委員より「協会として希望されている場所はあるのか」との質疑に対し、紹介議員より「願わくば、熊本南病院の周辺にある 10 ㍍近くの国有地で、スポーツ公園等つくるのであればあの辺りに集中させるのも 1 つの案だと思う」との答弁がありました。

以上が質疑と答弁の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果、総務文教常任委員会に付託されました条例案件 3 件、予算案件 2 件、その他案件 7 件の合計 12 件については全て可決すべきものと決定、請願案件 1 件についても、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福永貴充君） 建設経済常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件 7 件、予算案件 1 件、その他案件 9 件の合計 17 件であります。委員会を 9 月 17 日に第 3 委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長及び参考人として三角町振興株式会社の代表取締役の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第 74 号宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「宇城市内の利用者と宇城市外の利用者の入館料を一律にした理由は」との質疑に対し、執行部から「近隣の温泉施設はほとんど一律料金であり、常連の地域住民は回数券を利用している方が多い。回数券は値上げしておらず、宇城市内の利用者の入館料を安く設定しているため、値上げによる影響は少

ないと考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「入館料には差を付けた方がいいのではないか。キャッシュレスを導入するときなど検証してほしい」との意見がありました。

次に、議案第99号指定管理者の指定について（宇城市三角西港観光施設）について、委員から「資本欠損が判明したことで、昨年、本市が350万円を融資した。先の見通しが不明の中で、指定管理を委託していいのか」との質疑に対し、執行部から「本年2月に不祥事による処分が行われ、全ての勘定科目を精査した。喫緊の課題は債務の返済と考えている。金融機関に貸借対照表及び損益計算書を見てもらった結果、『債務超過に至ってはいるが、今回の見直しにより、金融機関の判断としてはプラスになる』と判断されたため、見通しがついたと考え、今回、議案として提出した」との答弁があり、参考人から「取締役会の責任において返済をしたいと考えている。そのために、今月19日に臨時取締役会を開き、返済費用や経費を含めて300万円の融資を金融機関から受ける計画をしている。負債を返済した上で、3年間の指定管理を受け、三角町振興株式会社を再度つくり直したい」との説明がありました。採決の際、委員から「窮状は分かるが、債務超過の会社に税金をつぎ込む結果になるので、三角町振興株式会社に委託するのは同意しかねる」との反対討論がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました条例案件7件、予算案件1件、その他案件9件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件6件、補正予算案件4件であります。委員会を9月17日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第75号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「10月1日から保育料の無償化が始まるが、私立保育園と公立保育園では補助等の違いは何かあるのか」との質疑に対し、執行部から「私立保育園については補助の対象となるが、公立保育園については補助金等の措置はなく、従来どおりの交

付税措置のみである」との答弁がありました。

次に、議案第 77 号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「市外の人が宇城市の保育所を利用した場合や、宇城市の人が市外の保育所を利用した場合はどうなるのか。また、他市の副食費の無償化の状況は」との質疑に対し、執行部から「副食費が無償となるのは宇城市の住民の方のみなので、市外からの利用の方は対象とならない。また、宇城市の方が市外の保育所を利用した場合も無償化の対象となる。県内 14 市の状況については、宇城市のみの取組である」との答弁がありました。

次に、議案第 87 号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）について、委員から「保育料の無償化について本市の財政への影響はどれくらいあるのか」との質疑に対し、執行部から「平成 30 年度の実績による試算では保育料が無償になることにより年間ベースで 3,200 万円程度の市の負担が減るが、本市では独自で副食費を無償とするサービスを実施するので、その費用が 4,500 万円程度掛かる。それを差し引くと 1,300 万円程度が本市の一般財源からの持ち出しとなる」との答弁がありました。

次に、款 3 民生費、項 6 生活保護費、目 1 生活保護総務費について、委員から「健康管理指導業務委託料の委託者先と対象者の人数はどれぐらいか」との質疑に対し、執行部から「本事業は 10 分の 10 補助のため、民間の事業所に委託を予定している。また、本補正予算には対象者 10 人分の半年間の費用を計上している」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました条例案件 6 件、補正予算案件 4 件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 71 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 71 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押

しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第72号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第72号宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第73号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第73号宇城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第74号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第74号宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改

正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第75号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第75号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第76号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第76号宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第77号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第77号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関

する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第78号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第78号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第79号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第79号宇城市元気老人交流施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第80号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８０号宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８０号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８１号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８１号宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８１号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８２号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８２号宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８２号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８３号宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８３号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８４号国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８４号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８５号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８５号宇城市ふれあいイベント広場条例を廃止する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８６号宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８６号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８７号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第３号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第８７号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８８号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第８８号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８９号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８９号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第89号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第90号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第90号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第91号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第91号令和元年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第1号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第91号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第92号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第92号工事請負契約の締結について(不知火小学校校舎新築工事)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委

員長報告は可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第92号は可決しました。

次に、議案第93号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第93号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火防災拠点センター新築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第93号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第93号は可決しました。

次に、議案第94号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第94号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第94号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第94号は可決しました。

次に、議案第95号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第95号財産の取得についての議決の一部変更について（小学校

情報教育システム）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 9 5 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 9 5 号は可決しました。

次に、議案第 9 6 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 9 6 号財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 9 6 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 9 6 号は可決しました。

次に、議案第 9 7 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 9 7 号権利の放棄について（市営住宅の家賃等）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 9 7 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 9 7 号は可決しました。

次に、議案第 9 8 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第98号指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第98号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第98号は可決しました。

次に、議案第99号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第99号指定管理者の指定について（宇城市三角西港観光施設）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第99号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第99号は可決しました。

次に、議案第100号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第100号指定管理者の指定について（戸馳花の学校）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第100号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第100号は可決しました。

次に、議案第101号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第101号指定管理者の指定について（宇城市アグリパーク豊

野)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第101号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第101号は可決しました。

次に、議案第102号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第102号指定管理者の指定について(宇城市農林水産物直売交流施設他)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第102号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第102号は可決しました。

次に、議案第103号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第103号指定管理者の指定について(宇城市農産物処理加工センター)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第103号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第103号は可決しました。

次に、議案第104号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第104号新たに生じた土地の確認についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議

案第１０４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１０４号は可決しました。

次に、議案第１０５号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１０５号字の区域の変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１０５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１０５号は可決しました。

次に、議案第１０７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１０７号工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１０７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１０７号は可決しました。

次に、議案第１０８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１０８号財産の取得について（消防団活動服）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１０８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、

反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１０８号は可決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前１１時０４分

再開 午前１１時１５分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

-----○-----

日程第３８ 認定第１号 平成３０年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第３９ 認定第２号 平成３０年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第４０ 認定第３号 平成３０年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第４１ 認定第４号 平成３０年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第４２ 認定第５号 平成３０年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第４３ 認定第６号 平成３０年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第４４ 認定第７号 平成３０年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第４５ 認定第８号 平成３０年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第４６ 認定第９号 平成３０年度宇城市民病院事業会計決算の認定について

○議長（長谷誠一君） 日程第３８、認定第１号平成３０年度宇城市一般会計歳入歳出
決算の認定についてから、日程第４６、認定第９号平成３０年度宇城市民病院事業
会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

本件は、９月９日の会議におきまして、決算審査特別委員会に審査を付託してお
りますので、委員長に報告を求めます。

○決算審査特別委員長（永木 誠君） おはようございます。それでは、決算審査特別
委員会による審査の結果を報告いたします。

決算審査特別委員会において審査してまいりました案件は、去る９月９日の本会議において、本委員会に付託された認定第１号から認定第９号までであります。本案件の審査は、常任委員会所管を分科会とし、各分科会の正副座長につきましては、その常任委員会の正副委員長が担当し進めました。

各分科会では質疑及び意見のみとし、執行部に対し決算書に基づき詳細な説明を求め、決算審査は執行済みのものとして軽んじる傾向にあるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な委員会であることを念頭におき、審査にあたりました。

その中で、昨年の決算審査特別委員会で指摘したことがどのように改善されたか、そして予算の執行がその目的に沿い、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたか。また昨年の意見、施策や事業の目的がどの程度達成され、市民サービスや福祉の向上にどのように貢献したかとの視点に立ち、質疑を行いました。

質疑及び意見につきましては、先の第２回決算審査特別委員会において、各分科会から報告が終わっておりますので、その内容は省略することにいたします。

なお、その分科会からの報告後、質疑・討論の有無をお諮りしましたが、質疑並びに討論は共にありませんでした。採決の結果、認定第１号から認定第９号までは、全て認定すべきものと決定いたしました。

なお、執行部においては、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行にいかされるよう努力すべきであり、市の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てられますよう期待いたします。

以上で、決算審査特別委員会による審査の報告といたします

○議長（長谷誠一君） ただいま、委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第１号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第１号平成３０年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第１号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第2号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第3号平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第4号平成30年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第5号平成30年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第6号平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第7号平成30年度宇城市水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第8号平成30年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

次に、認定第9号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第9号平成30年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第9号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 本日、議員から追加議案が提出をされております。

-----○-----

日程第47 発議第3号 原田祐作議員に対する厳重注意勧告決議について

○議長（長谷誠一君） 日程第47、発議第3号原田祐作議員に対する厳重注意勧告決議についてを議題とします。

原田祐作議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、御退席

をお願いします。

(原田祐作君 退場)

○議長（長谷誠一君） 提出者の河野一郎議員より提案理由の説明を求めます。

○16番（河野一郎君） 原田祐作議員に対する厳重注意勧告決議について、提案の趣旨を説明いたします。

市長、副市長、教育長及び市議会議員の政治倫理について定めております、宇城市政治倫理条例の第15条第1項では、「市長等及び議員の配偶者、2親等以内又は同居の親族、市長等及び議員が役員をしている企業並びに市長等及び議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項及び第168条第7項の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない」と定めております。

しかしながら、令和元年5月31日に原田祐作議員の父が経営する企業は、宇城市と工事契約の締結がなされました。工事名、豊川小学校他1校特別教室等空調設備設置工事、契約金額2,954万2,320円であります。この契約締結は、原田祐作議員が宇城市政治倫理条例第15条第1項に違反するものであり、市民、行政、議会の信頼を失墜させるものであり、許されないものであります。

よって、議会の秩序や品位を保持するために原田祐作議員に対し、宇城市政治倫理条例を遵守するよう厳重注意勧告が必要と提出するものであります。

最後に、本議案に対する議員各位の御賛同をよろしくお願いいたしまして、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） これから発議第3号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○15番（渡邊裕生君） ただいまの発議に対して質疑を行います。

まず、原田議員に関する政治倫理条例違反の事実は、間違いのないものだと私も認識しております。経緯は先ほどおっしゃられたように、5月の指名入札で落札され、その後工事発注を受けられたと、それで工事をなさったということに関して、原田議員が取下げをしなかった、取下げの努力という表現でもよろしいでしょうか。市は、その入札のときに原田議員の父親に対して、あなたの会社がこの工事を請けられると、原田議員は倫理条例違反になりますよということは、通告をされたと聞いております。でも、お父様はそれを了解した上で、工事の発注を受けられたというふうに聞いております。そのときに、原田議員は父親に対して、お父さんがこの工事を請けると、自分は倫理条例違反になるということで取り下げしてほしいという旨をお父さんにおっしゃったけれども、お父様はそのことを了解されなかったということも聞いております。ということで、原田議員は、努力義務は怠っていない

いだろうと私は思っています。努力はされたけれども、お父さんが理解されなかったということだろうと思っています。さらに、原田議員がお父さんの会社の経営に関することに関して、原田議員は以前からお父さんの会社の一従業員としてではなく、自分個人で仕事を受注したりして、一人仕事をされる場合の方が多かった。ただ、全くじゃあ親の会社で働かなかったかという、忙しいときは手伝いもしたという近年の状況であったということを私は以前から見聞きしておりました。ただ、今回倫理条例に違反したことは紛れもない事実でありますので、今回このような発議でもって処分をされることは、非常に私としては、皆さん方の温情ある計らいにお礼を言いたいというか感謝をしたいというふうに思っています。私個人としては、この倫理条例があるから私たち議員がちゃんとしておかないといけないというふうに思う、そのことは非常に大事だと思いますので、この倫理条例を遵守するというのは、私も皆さん方と同じ気持ちであります。

ただ、広島県の府中市の府中市議会においてこれと同じようなケースで裁判があっておりました。府中市のある議員の兄弟が経営する会社が、市の発注の工事を行ったということで、議会からこの場合は審査会を設立して、結果、その議員に対して辞職勧告等が出されたというふうに聞いておりますが、そこで、その府中市の議員は裁判を起し、この倫理条例が憲法に違反するとして、議員の自由な活動を制限するものであるということで訴えを起されました。その訴えに対して、広島の地方裁判所は簡単に言うと、「議員に契約の辞退届を提出するよう努めなければいけないと、この府中市の倫理条例はしており、契約の辞退という当該企業に対する制約と議員の努力義務とが不可分一体となっているともいえるので、憲法29条1項違反との原告主張について検討するに、本件倫理条例4条1項は、該当する企業に府中市との請負契約等の契約を辞退しなければいけないとするのみで、当該企業の有する財産に対して制約を加えるものとはいえないから、憲法29条1項違反との主張は採用できない。さらに議員としての地位を当然に失うわけではないことからすれば、憲法22条1項違反との主張は失当である」というふうに結論づけております。ところが控訴審、広島高裁では、経済活動の自由及び議員活動の自由を制限するものであるから、府中市と契約した企業の経営者が議員の2親等である場合において、経済活動の自由と議員活動の自由を制限することができる合理性・必要性が認められなければならない。議員の2親等の親族が経営する企業が締結した契約を全て議員が実質的に請け負った脱法行為であるとする根拠はない。議員が実質的に経営に関与していない議員の2親等の親族が経営する企業が、普通地方公共団体と請負契約をすること自体が議員、行政、業者の癒着を生み、政治腐敗の原因となるとの経験則は認められないし、そのような事実を認める証拠もない。経営者が

議員の２親等の親族であることが、地方自治法が禁じている議員が取締役等である法人との取引によって生じる弊害と同様の弊害を生じさせているとの事実は証明されていないし、前記認定の事実には照らせば、府中市においてそのような弊害があったとの事実も認められない。議員が実質的に経営に関与しているとの立証がないにもかかわらず、経営者が議員の２親等であることを理由に、憲法上保障された経済活動の自由や議員活動の自由が制限される負担を受忍しなければならない合理性も必要性も認められない。当該議員が実質的に経営する企業か否かを問題にすることなく、形式的に議員の２親等親族が経営する企業であることを理由に、経済活動の自由や議員活動の自由を制限する合理的な理由も必要性も認められないから、本件倫理条例の２親等規則が直接的な法的効力をもたないからといって、本件倫理条例の２親等規則が適法となると解する余地はない。本件倫理条例４条２親等規制は、無効であるから、控訴人が本件倫理条例４条の２親等規制に違反したことを理由に、被控訴人の公務員である府中市議会の議員が、本件倫理条例に基づいて、本件審査請求をし、政治倫理審査会を設置し、本件被告、本件警告決議及び本件警告措置をとったことは、違法であると認められる、うんぬん。府中市の場合は審査会を開かれたということに関してのこの判例なんです、こういう判例があるということ、今日提出された経緯の中でどのように議論されて、今日ここに至ったのかということをお聞きしたいんです。そういう質疑です。ですから、今私たちもなかなか、この法律の言葉を今読みました。これは熊本県立大学の佐藤雄一郎先生という方が論文としてこのことに関していろいろ自分の立場、意見で書かれている中の判例の抜粋であります、私が今読んだのは。この先生の立場はどちらかというと一審を支持するみたいなスタンスであったかなと思っているんですが、こういう裁判の結果で、言えば反対のことが言われていると、私たちもこの宇城市の倫理条例を、もう少ししっかりと考えていかなければいけないんじゃないかという気がしてまいりました。そんな中で、今回のこの発議は、私としてはありがたいものだと思いますが、審議された内容を是非よかったらお聞かせいただきたいと思います。

- １６番（河野一郎君）　まず、本件は裁判には発展しておりません。原田議員は宇城市政治倫理条例に抵触をしております。５月３１日に、原田議員の父親が市と工事請負契約を締結したことは事実であります。そのため、議長が宇城市議会の会派代表者会議に問題提起をし、解決を図ることとしております。まず、会派代表者会議の前に、議長、副議長で原田議員を呼んで事実確認を行い、６月２１日、６月２８日、そして９月４日に会派代表者会議で協議をしております。その中で辞職勧告も適当ではないかという意見も出ましたが、今回は厳重注意勧告でとどめて、しっか

り反省をしてもらおうということで今回提出をしております。

○議長（長谷誠一君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（高本敬義君） 7番、高本です。ストレートに質問をさせていただきます。

今、出されている勧告の決議案、先ほど河野議員からいろいろ説明がありましたが、基本的に宇城市の倫理条例15条第1項は、説明されたとおりにそういう内容になっておりますが、簡潔に言いますと、市長とか議員が関わる関係企業、いわゆる法人、関係企業は、市が行う工事等の請負契約などを辞退し、そのように疑惑の念を生じさせないよう努めなければならないという努力事項というふうに、私はこの条項を受け取っております。その条項をもって父親が経営する法人、このことがこの方がこの法人が辞退をするように努めなければならないその責は、条文上はあるかもしれませんが。指摘はされて当然だというふうに思います。そこから、即家族とはいえ、原田議員、宇城市議会議員原田の倫理条例15条1項に違反するというこの論理、果たして成り立つのでしょうか。条文上は、私は非常に難しいというふうに受け取っております。その論理からこの勧告決議をされるということであれば、この勧告決議そのものが、果たして有効な、皆さんに議論審議をいただけるものかということを疑念として持ったところです。

ちなみに、倫理条例の中に15条では先ほど説明されましたように、市の業務に対して議員の親族に関わる部分の努力事項がありますが、第2条に、市長等、議員及び市民の責務ということで、第1項で、議員はその倫理性を自覚して高潔性を明らかにし、市民に対しそういう行動をしなければならないというふうにうたっております。これが市長等、議員の責務です。第3条に政治倫理基準という条項があります。市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。これは義務です。その1項は、市が行う許認可、請負等の契約に関し、特定の企業、団体を有利にするような取り計らいをしないこと。一般論でよく言われる非常に大事なことであります。ほか2点目、3点目は、個人や団体等からの違法な献金はいけませんよ。市民全体の代表者として、その品位と名誉を害するような言動・行為は、不正の疑惑を持たれることがありますから駄目ですよ。市職員の公正な職務執行を妨げたり、その市の職員の人事に関する俗に口利き等は駄目ですよ。などなどの条項が6点にわたってうたっております。仮に、これに違反したということであれば、それは嚴重注意だろうが勧告だろうが辞職だろうが、何らかの先ほど渡邊議員も言われましたきちんとした公正な審議の機関、公正な審議、公正な結果によって出された結論に対して、それは議員としては当該の処置を受けなければならないというふうに理解をしております。

冒頭に返ります。第15条のこの条例に違反するというこの論理立て、勧告決議

の論理立て、果たしてスムーズに私たちが受け入れられるものなのでしょうか、質問します。

○16番（河野一郎君） 本件は事実であります。あとは議員の倫理の問題であるというふうに思います。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） これで質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。

○20番（中山弘幸君） 議長、退席します。

○16番（河野一郎君） 議長、賛成議員になっておられますので、採決をやっていたきたいと思います。

○20番（中山弘幸君） 退席します。

○議長（長谷誠一君） ちょっと待ってください。ちょっと席に帰ってください。中山議員、発議の賛成者になっていらっしゃいますけれども。

○20番（中山弘幸君） 退席できない理由が。

○議長（長谷誠一君） いや、この発議するにあたっての賛成者のお一人なんですよ。ですから、退席は認められません。

○20番（中山弘幸君） ですが、そういう決まりはありません。

○議長（長谷誠一君） 賛成者でここに提案してあるわけですから。

○20番（中山弘幸君） どういう決まりがありますか。

○議長（長谷誠一君） いや、決まり以前の問題です。

○20番（中山弘幸君） 退席には関係ないでしょう。

○議長（長谷誠一君） いや、今そう言われてもですね。

○20番（中山弘幸君） では、どういう決まりがありますか。

○議長（長谷誠一君） いや、賛成されていて、今ここで退席は認められませんかと言っているんです。しばらく休憩します。

（数名の議員 退席）

-----○-----

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 0 時 04 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○12番（五嶋映司君） 議長、ちょっと質問いいですか。私も発議には賛成しているし、条例にいわゆる倫理的に、法的うんぬんではなくて倫理的にこの倫理条例に触れる行為だと思うんですね。ただし、条例のつくり方がどうも合致しない部分がある。例えば、責任を取っているのは今高本議員が言われたみたいに、企業はという主語で責任を問うということなんですね。しかし、だけど第1項でいうこの倫理条例全体の趣旨からすると思わしくない。だからそういう意味では、やはり彼に謝罪の意見を述べることは必要だろうというのを思うんですけども、ただ、この条例とのつながりがうまくいかないものだから、実を言うと僕も棄権をしたいと。これに異議はないんですけども、ただこれを決めてしまうと、この条例の不備の部分の補充が、不備の部分というか自分で思うのには、高本議員が言われたみたいに不備な部分がどうもあると。議員はという問かけを全然していないんですよ。この中では。ただ、全体のこの条例をつくった趣旨は、議員はそんなことをしてはいけないよということをはっきり言っているから、そういう意味ではやっぱりちゃんとすべきだと、そういうこの非常に微妙な違いなんですよ。だから法律のうんぬんだともうきりがなくて、それはやめにして、法律のうんぬんじゃなくて要するにこれに対する棄権することに関して、もう中山議員出られましたけど、私も棄権をした方がつじつまが合うんじゃないかという意見なんですよ。よければ、棄権をしたいと。一応そういうことで私も・・・。

（五嶋議員 退席）

○議長（長谷誠一君） あくまでも現在の政治倫理条例を重視しております。

これから発議第3号原田祐作議員に対する厳重注意勧告決議についてを採決します。採決は、起立によって行います。発議第3号は、これに可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 賛成起立多数です。したがって、発議第3号は可決することに決定しました。

原田議員の御入場を願います。全員入場です。

（原田祐作君 入場）

（退席した議員 入場）

○議長（長谷誠一君） 原田議員から何かございますか。

○1番（原田祐作君） この度、私の父が経営します会社が市発注の指名競争入札におきまして、空調工事を落札し契約をいたしました。このことにつきましては、まさに宇城市政治倫理条例第15条第1項に違反をしており、私自身そのことを防止する、また契約をやめさせる立場にありながら、その点について努力が足らずこういった事態を招いてしまい、このことにつきまして非常に多くの皆様に御心配と御迷惑をおかけしております。誠に申し訳ありません。

現在、父が経営する会社におきましては、様々な業務上の処置を終え、正式に9月20日付で一切の役員を退いております。また、今回問題となっております工事の契約につきましても、様々な事情があつてやむを得ず契約したと聞き及んでおります。ここで何を申し上げましても、私はその点を是正することができなかったという点におきましては、責任を痛感しておりますので、改めて謝罪を申し上げることにいたします。申し訳ありませんでした。

-----○-----

日程第48 請願第1号 宇城市営テニスコート建設に関する請願

○議長（長谷誠一君） 日程第48、請願第1号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、請願第1号宇城市営テニスコート建設に関する請願を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、請願第1号は採択とすることと決定しました。

-----○-----

日程第49 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第49、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から議会運営委員会の調査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第50 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第50、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和元年第3回宇城市議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午後0時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

建設経済常任委員長 福 永 貴 充

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 7 4 号	宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 8 0 号	宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 8 1 号	宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 8 2 号	宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 8 3 号	宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 8 5 号	宇城市ふれあいイベント広場条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第 8 6 号	宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第 8 7 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 9 7 号	権利の放棄について（市営住宅の家賃等）	可 決

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 9 8 号	指定管理者の指定について(宇城市不知火温泉ふるさと交流センター)	可 決
議案第 9 9 号	指定管理者の指定について(宇城市三角西港観光施設)	可 決
議案第 1 0 0 号	指定管理者の指定について(戸馳花の学校)	可 決
議案第 1 0 1 号	指定管理者の指定について(宇城市アグリパーク豊野)	可 決
議案第 1 0 2 号	指定管理者の指定について(宇城市農林水産物直売交流施設他)	可 決
議案第 1 0 3 号	指定管理者の指定について(宇城市農産物処理加工センター)	可 決
議案第 1 0 4 号	新たに生じた土地の確認について	可 決
議案第 1 0 5 号	字の区域の変更について	可 決

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

民生常任委員長 豊 田 紀 代 美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 7 5 号	宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 7 6 号	宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 7 7 号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 7 8 号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 7 9 号	宇城市元気老人交流施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 8 4 号	国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 8 7 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 8 8 号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 8 9 号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 9 0 号	令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

総務文教常任委員長 高 橋 佳 大

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 7 1 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	原案可決
議案第 7 2 号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	原案可決
議案第 7 3 号	宇城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	原案可決
議案第 8 7 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 9 1 号	令和元年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 9 2 号	工事請負契約の締結について（不知火小学校校舎新築工事）	可 決
議案第 9 3 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火防災拠点センター新築工事）	可 決
議案第 9 4 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校武道場他改築工事）	可 決
議案第 9 5 号	財産の取得についての議決の一部変更について（小学校情報教育システム）	可 決

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 9 6 号	財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器）	可 決
議案第 1 0 7 号	工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）	可 決
議案第 1 0 8 号	財産の取得について（消防団活動服）	可 決
請願第 1 号	宇城市営テニスコート建設に関する請願	採 択

令和元年第3回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件 名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章			
議案第71号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第72号 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第73号 宇城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第74号 宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第75号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1
議案第76号 宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第77号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第78号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第79号 宇城市元気老人交流施設条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第80号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第81号 宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第82号 宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第83号 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第84号 国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第85号 宇城市ふれあいイベント広場条例を廃止する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第86号 宇城市農村広場条例を廃止する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第87号 令和元年度宇城市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	棄	○	○	原案可決	19	1
議案第88号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1

令和元年第3回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件 名	議員名																17	18	19	20	21	22	審議 結果	賛 成	反 対	
	1 原 田 祐 作	2 永 木 誠	3 山 森 悦 嗣	4 三 角 隆 史	5 坂 下 勲	6 高 橋 佳 大	7 高 本 敬 義	8 大 村 悟	9 福 永 貴 充	10 溝 見 友 一	11 園 田 幸 雄	12 五 嶋 映 司	13 福 田 良 二	14 河 野 正 明	15 渡 邊 裕 生	16 河 野 一 郎										
議案第89号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別 会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0	
議案第90号 令和元年度宇城市介護保険特別会計補 正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	棄	○	○	原案 可決	19	1
議案第91号 令和元年度宇城市奨学金特別会計補正 予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0	
議案第92号 工事請負契約の締結について(不知火 小学校校舎新築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0	
議案第93号 工事請負契約の締結についての議決の 一部変更について(不知火防災拠点セン ター新築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0	
議案第94号 工事請負契約の締結についての議決の 一部変更について(松橋中学校武道場 他改築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0	
議案第95号 財産の取得についての議決の一部変更 について(小学校情報教育システム)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0	
議案第96号 財産の取得についての議決の一部変更 について(宇城市学校給食センター厨房 機器)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0	
議案第97号 権利の放棄について(市営住宅の家賃 等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0	
議案第98号 指定管理者の指定について(宇城市不 知火温泉ふるさと交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0	
議案第99号 指定管理者の指定について(宇城市三 角西港観光施設)	棄	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	棄	○	可決	17	1	
議案第100号 指定管理者の指定について(戸馳花の学 校)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0	
議案第101号 指定管理者の指定について(宇城市アグ リパーク豊野)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0	
議案第102号 指定管理者の指定について(宇城市農 林水産物直売交流施設他)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0	
議案第103号 指定管理者の指定について(宇城市農 産物処理加工センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0	
議案第104号 新たに生じた土地の確認について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0	
議案第105号 字の区域の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0		
議案第106号 和解の成立について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	棄	欠	棄	○	可決	17	0		
議案第107号 工事請負契約の締結について(防災行 政無線デジタル化整備工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0		
議案第108号 財産の取得について(消防団活動服)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0		

令和元年第3回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件 名	議員名																						審議 結果	賛 成	反 対
	1 原 田 祐 作	2 永 木 誠	3 山 森 悦 嗣	4 三 角 隆 史	5 坂 下 勲	6 高 橋 佳 大	7 高 本 敬 義	8 大 村 悟	9 福 永 貴 充	10 溝 見 友 一	11 園 田 幸 雄	12 五 嶋 映 司	13 福 田 良 二	14 河 野 正 明	15 渡 邊 裕 生	16 河 野 一 郎	17 長 谷 誠 一	18 入 江 学	19 豊 田 紀 代 美	20 中 山 弘 幸	21 石 川 洋 一	22 岡 本 泰 章			
認定第1号 平成30年度宇城市一般会計歳入歳出 決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	1
認定第2号 平成30年度宇城市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	1
認定第3号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	1
認定第4号 平成30年度宇城市介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	19	1
認定第5号 平成30年度宇城市奨学金特別会計歳 入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第6号 平成30年度宇城市簡易水道事業特別 会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	21	0
認定第7号 平成30年度宇城市水道事業会計決算の 認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	1
認定第8号 平成30年度宇城市下水道事業会計決 算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第9号 平成30年度宇城市市民病院事業会計決 算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	21	0
請願第1号 宇城市営テニスコート建設に関する請願	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択	21	0	